事務所用

核軍縮と非核自治体●2001

●特別記事
●核軍縮キーワード(00.1〜01.5)
●非核自治体への提案

監修●梅林宏道／前田哲男

発行●NPO法人 ピースデポ

発刊にあたって

21世紀最初の年鑑「核軍縮と非核自治体●2001」をおとどけします。1998年に始まったシリーズの第4冊目になります。

例年の通り、今版も、おおむね2000年1月から2001年5月までの世界の核軍縮の歩みや核兵器に関する新しい動向を、分かりやすく、キーワードを中心に解説しています。市民活動や非核自治体の活動に役立つことを念頭に置きながら編集しています。核兵器廃絶の事業は地球的な広がりをもった世界の市民共同の事業です。被爆国・日本から発せられるかけがえのない貢献も、ダイナミックに変化する国際的な状況と歯車が合って初めて有効な働きをします。本書は、そのような国際状況を伝えることのできる年鑑になることを願っています。

2000年を振り返るとき、4月～5月に開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議における一定の成果と、米国に登場した新政権が作り出した大きな不安に、印象づけられます。本書には、この成果と不安に関する真新しい情報が含まれています。前者の会議には、ピースデポはNGOの一員として会議に直接参加し、現場の雰囲気を含めた直接情報に接しました。また、ブッシュ政権のもたらせた新たな状況に関しては、2001年に入ってからすでに5つの国際会議にピースデポから参加し、軍縮にとり組んでいる海外NGOや研究者の討論の輪に接しました。これらの中で得られた国際的な現場感覚が、情報の整理に生かされていると思います。

さらに、日本国内では、2000年11月、自治体と地域市民が一体となった「核兵器廃絶－地球市民会議ナガサキ」という記録されるべき国際集会が開催されました。本書では、この集会の実行委員長を務めた土山秀夫・元長崎大学学長に貴重な報告を執筆していただくことができました。ありがとう御座いました。

本書の背景には、毎月2回（1日と15日）というハイペースで発行されている『核兵器・核実験モニター』があります。その定期発行はピースデポの中心的な事業として続いています。そこで蓄積されている膨大なデータが、本書の基礎資料として役立っています。

昨年に引きつづいて本書でも、新しく多くの方々の執筆協力をえました。ここで一々の内容を挙げませんが、皆さんに心からお礼を申し上げます。皆さんの協力なしには、本書は実現できませんでした。巻末に、執筆者の名前を掲げました。

本書への感想や意見、改善のための提案など、ぜひともお寄せ下さい。来年版への参考にさせていただきたいと思います。本書が、少しでも多くの読者に役立つことを願っています。

2001年6月　「核軍縮と非核自治体●2001」編集委員会
代表　梅林宏道

ごあいさつ

「核軍縮と非核自治体●２００１」発行に寄せて

このたび、「核軍縮と非核自治体●２００１」の発行にあたりまして、日本非核宣言自治体協議会を代表して、お喜びを申し上げますとともに、貴団体の非核・平和のための日頃からのご努力に心から敬意を表します。

新たな世紀を迎えましたが、「２０世紀の負の遺産を２１世紀に残してはならない」という私たちの心からの願いを実現することはできませんでした。世界には、人類すべてを殺傷してなお余りある核兵器が残されています。これらの完全な廃絶は、その開発の時代に生きた私たちにとって、子孫への義務でもあります。

核兵器は、無差別の殺戮をもたらし、放射能の後遺症により長期間にわたり人々を苦しめるばかりでなく、地球環境そのものにも大きな影響を与える非人道的な兵器であり、人類の文明と共存できるものではありません。

日本非核宣言自治体協議会は、戦争の最大の犠牲者は市民であるという観点から、市民の生命と生活を守るために核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える「非核・平和都市宣言」の普及を訴えて参りました。現在、全国の自治体の４分の３にあたる２，５３２自治体が非核・平和自治体宣言（決議）を行なっています。

これらの非核・平和運動に熱心に取り組んでおられる自治体と住民の活動の貴重な資料としてこの「核軍縮と非核自治体●２００１」が大いに活用されることを願ってやみません。

昨年の核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議において、最終合意文書に「核兵器廃絶への明確な約束」を盛り込むにあたって国際的ネットワークを持つ『アボリション２０００』が大きな役割を果たしたことは、核兵器廃絶という国際政治の場においても、非政府組織（ＮＧＯ）が活躍の場を与えられたことの証といえます。

私たち、日本非核宣言自治体協議会もネットワークの拡大につとめ、市民の皆さまとともに核兵器廃絶と世界恒久平和の一日も早い実現を願って運動を続けてまいります。

最後に、非核・平和運動に取り組んでおられる皆さまのますますのご活躍、ご発展を祈念いたします。

２００１年５月

日本非核宣言自治体協議会
会長　長崎市長　伊藤　一長

略語集

ABM（対弾道ミサイルシステム）
ASEAN（東南アジア諸国連合）
ARF（アセアン地域フォーラム）
BMD（弾道ミサイル防衛）
CD（ジュネーブ軍縮会議）
CIA（米中央情報局）
CTBT（包括的核実験禁止条約）
CSBM（信頼・安全保障醸成措置）
DOD（米国防総省）
DOE（米エネルギー省）
EU（欧州連合）
FMCT（兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約）
GCS（ミサイルとミサイル技術不拡散のための世界的管理システム）
IAEA（国際原子力機関）
ICJ（国際司法裁判所）
ICBL（地雷禁止キャンペーン）
ICBM（大陸間弾道ミサイル）
IMS（国際監視システム）
IRBM（中距離弾道ミサイル）
KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構、正確には独立誘導多再突入体）
MIRV（多弾頭）
ML（メーリングリスト）
MPI（中堅国家構想）
MTCR（ミサイル関連技術管理体制）
NA（新アジェンダ諸国、または新アジェンダ・グループ。NACとも呼ぶ）
NATO（北大西洋条約機構）
NCND（肯定も否定もしない（政策））
NGO（非政府組織）
NMD（米本土ミサイル防衛）
NPR（核態勢見直し）
NPT（核不拡散条約）
NSG（原子力供給国グループ）
NRDC（天然資源保護評議会）
NTWD（海軍戦域防衛、日本政府は海上配備型上層システム）
NYT（ニューヨーク・タイムズ）
NWC（核兵器禁止条約）
OSCE（全欧安保協力機構）
PAROS（大気圏外における軍備競争の防止）
RNPR（改訂・核態勢見直し）
SBSS（科学的備蓄兵器管理）
SDI（戦略防衛構想）
SLBM（潜水艦発射弾道ミサイル）
SSMP（備蓄兵器管理計画）
START（戦略兵器削減交渉、または戦略兵器削減条約）
THAAD（戦域高高度地域防衛）
TMD（戦域ミサイル防衛）
TLAM（対地攻撃巡航ミサイル）
UNSCOM（国連大量破壊兵器廃棄特別委員会）
WILPF（平和と自由のための国際婦人連盟）
WP（ワシントン・ポスト）
WT（ワシントン・タイムズ）

目次

発刊にあたって　編集委員会代表　梅林宏道 …… 1

ごあいさつ　日本非核宣言自治体協議会会長　伊藤一長 …… 2

略語集 …… 3

第1章　核軍縮:2000の概観 …… 9

1. 核軍縮概観 2000年1月～2001年5月　10
2. 核軍縮年表 2000年1月～2001年5月　15

第2章　特別記事 …… 25

1. 核兵器廃絶・長崎会議　土山秀夫　26
2. NPT13項目と日本　梅林宏道　33

第3章　核軍縮:2000年のキーワード …… 55

A.外交交渉における課題

1. 新アジェンダの活躍と「明確な約束」　56
2. ミサイル防衛とABM条約　57
3. 危ぶまれるSTART過程　58
4. 国連ミレニアム総会アナン提案　59
5. 発効遠いCTBT　60
6. 国際的非核地帯:難航する中央アジア　61
7. 新局面の国連第一委員会　62
8. NATO核政策見直しは不発　63
9. CD混迷:進展ゼロのFMCT　64
10. 朝鮮半島南北首脳会談とその後　65

B.各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状　66
2. 二面作戦のロシア核政策　68
3. 準備されるブッシュ戦略　69
4. 進行する核態勢の見直し　70
5. 米核巡航ミサイル発射訓練続く　71
6. 米ロの未臨界核実験は続く　72
7. ニュージーランド:非核地帯法の強化へ動き　73
8. 核実験モラトリアムを続ける印パ　74

C.日本政府の核兵器政策

1. 新日本決議の登場　75
2. ミサイル防衛に関する日米共同研究　76
3. CTBT発効促進に書簡や使節派遣　77
4. 核持ち込み密約:危険な既成事実化　78
5. 米空母の核付き母港　79

6. 米軍艦寄港:核の有無に変わらぬ対応 *80*
7. 国連軍縮秋田会議 *81*
8. 民主党の核兵器政策の登場 *82*
9. 東北アジア非核化へ:土井党首の活躍 *83*
10. 核兵器持ち込み密約を追求する共産党 *84*

D. 非核自治体とNGO(非政府組織)

1. 各党首に要請:2000年キャンペーン *85*
2. アボリション2000長崎会議 *86*
3. 宇宙を平和に・リーズ会議 *87*
4. 国連ミレニアムフォーラム *88*
5. 中堅国家構想:政府とNGOの橋渡し *89*
6. 核を法廷で裁く「トライデント・プラウシェア2000」 *90*
7. インド「核軍縮と平和のための連合」を結成 *91*
8. 核兵器廃絶・日本メーリングリスト発足 *92*
9. 英国、米国の非核自治体運動 *93*
10. 日本の非核宣言自治体 *94*
11. 日本非核宣言自治体協議会 *95*
12. 非核小樽の実践 *96*
13. 非核港湾、2000年の動き *97*
14. 「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」の誕生 *98*
15. 「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」の出発 *99*
16. 外務省と市民の対話 *100*

第4章 提案——市民と自治体のために ························ *101*

資料 ·· *107*

1. 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(抜粋)(96年7月8日) *108*
2. キャンベラ委員会報告書・要旨(96年8月14日) *109*
3. 東京フォーラム主要勧告(99年7月25日) *113*
4. 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」(96年8月8日) *116*
5. 新アジェンダ声明(98年6月9日) *118*
6. 2000年NPT再検討会議における新アジェンダ作業文書(00年4月24日) *120*
7. 2000年NPT再検討会議における日本の作業文書(00年4月24日) *122*
8. 2000年NPT再検討会議最終文書(抜粋)(00年5月19日) *124*
9. 第55回国連総会における新アジェンダ決議(00年11月20日) *126*
10. 第55回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(00年11月20日) *129*
11. 第55回国連総会における日本決議(00年11月20日) *131*
12. 第55回国連総会本会議での投票結果(00年11月20日) *133*
13. 第54回国連総会における「究極的廃絶」日本決議(99年12月1日) *134*
14. アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書(抜粋)(00年4月3日) *136*
15. 国連ミレニアム宣言(00年9月8日) *136*
16. CTBT発効に必要な44カ国と批准状況(01年5月31日) *137*
17. CTBTに対する米国の保障措置(95年10月27日) *138*
18. シャノン報告(95年3月24日) *139*

19. カナダ議会の勧告(98年12月10日)と政府回答(99年4月19日) *140*
20. 英戦略国防見直し(SDR)・第4章(98年7月8日) *149*
21. 米国の2001国防認可法の核態勢見直し(00年10月30日) *152*
22. 巡航ミサイルトマホーク発射訓練データ(00年5月12日) *153*
23. ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説(抜粋)(01年5月1日) *154*
24. ロシアの新「安全保障概念」(抜粋)(00年1月10日) *156*
25. ロシアの新「軍事ドクトリン」(00年4月21日) *158*
26. NATOワシントン・サミット・コミュニケ第32節(99年4月24日) *159*
27. NATO理事会外相会議コミュニケ(99年12月15日) *159*
28. NATOの選択肢に関する報告(抜粋)(00年12月14日) *160*
29. ラホール宣言とラホール了解覚書(99年2月21日) *162*
30. インドの核兵器ドクトリン草案(99年8月17日) *164*
31. 朝鮮半島「南北共同宣言」(00年6月15日) *167*
32. 民主党の核政策「核の恐怖のない世界をめざして」(00年4月18日) *168*
33. 社民党の「東北アジア安全保障機構」政策(抜粋)(01年5月2日) *172*
34. 核兵器持ち込みに関する小樽市への回答(00年9月20日、9月22日) *174*
35. 米国と日本:成熟したパートナーシップへ(抜粋)(00年10月11日) *175*
36. ハーグ・アジェンダ「21世紀の平和と正義のための課題」(抜粋)(99年5月) *177*
37. 「公正な世界秩序のための10原則」(99年5月14日) *182*
38. 2000人アピール「核兵器の廃絶へ—日本の使命」(00年1月1日) *183*
39. 「アボリション2000」声明(95年4月25日) *184*
40. モオレア宣言(97年1月25日) *185*
41. 非核地帯に関するウプサラ宣言(00年9月4日) *186*
42. インド「核軍縮と平和のための連合」の行動計画(00年11月13日) *188*
43. 軍事費でこんなことができる(01年) *189*
44. NPT再検討会議における長崎市長の演説(00年5月3日) *191*
45. 広島市・長崎市の2000平和宣言(00年8月6日、9日) *193*
46. 長崎アピール(00年11月20日) *195*
47. 日本の非核宣言自治体の活動と事業(01年5月) *197*
48. 核兵器・核軍縮関連年表(45年～00年) *201*
49. 2001年版に掲載されていない旧版の資料一覧 *202*

第1章
核軍縮:2000の概観

1　概観
2　年表

1. 核軍縮概観　2000.1～2001.5

「完全廃棄の明確な約束」という礎

米国のブッシュ政権の登場によって、国際的な平和・軍縮問題をとり巻く環境は大きく後退した。ブッシュ戦略が実際にどういう形をとって実行されて行くかは、市民や自治体にとって他人事ではなく、2001年以降の主体的な課題と考えるべきであろう。しかし、好むと好まざるとにかかわらず、ブッシュ戦略は平和・軍縮問題の推移を追跡するときの座標軸にならざるを得ない。

本年鑑がカバーする期間において表面化したブッシュ戦略の中味については、次節で概観することにするが、2000年を総括するためには、まず、2000年NPT再検討会議の成果を明確に確認しておかなければならない。ブッシュ戦略に対する対抗軸の一つが、間違いなくここに存在するからである。

2000年4月24日から5月20日（公式には5月19日）までニューヨークの国連本部で開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議は、予想以上の成果をあげて、核兵器廃絶運動の歴史において一時期を画するものとなった。15年ぶりに全会一致の最終文書が採択されたが、その第6条※に関する章の第15節第6項において「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」※という合意がなされたからである。この合意は、次回の2005年再検討会議までの5年間における交渉の加速と段階的措置の実行を求めるという内容が交渉の過程で削除されるなど、原案（新アジェンダ（NA）グループが提案）※より弱くなった妥協の産物ではあるが、それでもなお、今後の核軍縮を推進する強力な基礎となると考えられる。※

これより以前においては、核兵器国による廃絶の約束の水準は「核兵器の廃絶を究極的な目標とする」という言葉に表現されていた。この言葉は、1994年に日本が国連総会決議の中に導入し、1995年のNPT再検討・延長会議においても「原則と目標」の決定に用いられたものである。核兵器国は、この言葉を「永遠の未来の彼方」まで核兵器の保有が許される言葉として重宝してきた。逆に、核兵器廃絶を真剣に望む国々やNGOは、この言葉を厳しく批判し改善を求めていた。なかでもオーストラリア政府が組織したキャンベラ委員会は、その報告書（96年8月）※において、核兵器国による廃絶の意思の「明確な約束」を緊急の課題とした。

新アジェンダ諸国は、その設立声明（98年6月）※において「明確な約束」を要求した。それ以来、彼らはこの要求をNPT関係会議や国連活動の中心に据えてきた。2000年会議の画期的な成果の背後には、NAの活躍が大きく貢献した。

核兵器国が「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を行ったことによって、達成を遠い未来のものとして無為に過ごすことは許されなくなった。「いかに」と「いつ」が、次の避けられない問いとなったのである。2000年会議の最終文書では、13項目の中間的な具体的措置も合意された。これらを含めた「実行の具体的プラン」を要求することが、さし当たっての次の課題となる。※

※核軍縮義務を定めた条文で全文は次の通り。
NPT第6条：「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

※資料8に第15節の全訳。
※資料6に原案の訳文がある。

※交渉の経過については、第2章2「NPT13項目と日本」および2000年版の第2章参照。またキーワード「新アジェンダの活躍と「明確な約束」」（56ページ）参照。

※資料2（109ページ）に要旨の全訳。

※資料5（118ページ）に全訳。

※このことについては、第2章2「NPT13項目と日本」に詳論されている。

「弾道ミサイル防衛」計画という反動

ブッシュ新政権の登場以前から、米国の弾道ミサイル防衛（BMD）は、核軍縮に深刻な悪影響を生み出していた。

米議会の強硬派の強い圧力のもとで、クリントン政権は、すでにABM条約※破棄をも匂わせながら、「薄い国土ミサイル防衛（NMD）」の配備を可能にする議定書をロシアに打診していた。しかし、2000年1月18日に第2回目のミサイル迎撃実験に失敗し、実施を延期して万全を期したはずの7月8日の第3回迎撃実験にも失敗するに及んで、クリントン政権は、2000年中に行うとされていた第一段階の「薄いNMD」の配備の決定をあきらめた。

「薄いNMD」とは、2005年完成を目標として、アリューシャン列島にABMレーダー1基を建設し、アラスカに100基の迎撃ミサイルを配備するというものであった。2005年完成を目指すためには、2000年中にレーダーの建設を開始しなければならないとされた。2000年9月1日、クリントン大統領は配備の決定を行わず、すべてを次期政権に委ねると発表した。レーダー建設着手も指示しなかった。クリントン大統領の判断は、ひとまず時間を与えたことで、国際社会に歓迎された。日本の河野外務大臣も9月13日の国連演説の中でこれを歓迎した。

米大統領選挙において、ブッシュ陣営は民主党のミサイル防衛の進め方を、弱腰として攻撃した。ブッシュ陣営は、ロシアがABM条約改訂に応じなければ速やかにそれを破棄し、米本土50州のみならず、海外配備の米軍や同盟国を包むような包括的なミサイル防衛網を建設すべきだと主張した。フロリダ州の票数の決定をめぐる混乱の後に、ジョージ・W・ブッシュが最終的に大統領選に勝利し、ミサイル防衛の急進的推進者ドナルド・ラムズフェルドを国防長官に任命した。ラムズフェルド国防長官は、1998年7月にミサイルの「脅威評価委員会」委員長として、ミサイル防衛の促進を勧告したのみならず、2001年1月11日には、「宇宙の管理と組織に関する評価委員会」委員長として、米国の宇宙戦略強化を勧告した人物である。

2001年5月1日、ブッシュ新大統領は、国防大学においてミサイル防衛の基本方針を訴える演説を行った※。予想されていたように、大統領はミサイル防衛を積極的に推進するとともに、核兵器の大幅削減を行うという基本戦略を表明した。しかし、一方では予想に反して、その詳細は今後の協議に委ねるとする慎重な姿勢を示した。ミサイル防衛については、「30年前のABM条約の制約を超えなければならない」と述べ、「合衆国、その派遣部隊、そして私たちの友邦・同盟国を防衛できるような」ミサイル防衛を「手元にあるあらゆる配備様式を検討する」、「すべての選択肢についてさらなる探求をする」と述べた。また、ブースト段階の迎撃についても言及した。その

※対弾道ミサイルシステム制限条約。キーワード「ミサイル防衛とABM条約」（57ページ）参照。

※資料23（154ページ）参照。

一方で、「すでに下された一方的な決定を示す」のではない「本当の協議」を同盟国やロシアとすることを言明した。

5月8日、宇宙戦略を推進するための機構改革を提言したラムズフェルド国防長官は、ブッシュ演説をこれまでの研究の第1弾、宇宙に関する機構改革の構想を第2弾と表明した。ブッシュ政権におけるミサイル防衛構想は、米国の宇宙戦略と密接に関連している。

ロシアの抵抗

米国のミサイル防衛計画については、早くからロシアも中国も厳しい批判を展開してきた。

なかでも、ロシアはその基本政策において対抗手段を明らかにしてきた。2000年1月10日の「安全保障概念」※、4月21日の「軍事ドクトリン」※は、大統領就任直前のプーチンによる、米国のミサイル防衛計画やNATO軍のユーゴ空爆といった西側の軍拡傾向に対抗して、「通常兵器を使用した大規模侵略」に対しても核兵器を使用する可能性を示唆するなど、より核兵器への依存度を強める姿勢を示した。

※資料24（156ページ）参照。
※資料25（158ページ）参照。

また、ロシア議会は、下院（ドゥーマ）が2000年4月14日、上院が5月4日に第二次戦略兵器削減交渉（STARTⅡ）を承認したが、そのとき、米国がABM条約の1997年調印の諸議定書を批准しなければ、ロシア政府はSTART Ⅱの批准書を交換してはならないという条件を付けた。つまり、ABM条約の基本的な制限事項を米国が破棄するようなことがあれば、START過程が行き詰まるという厳しい状況が作られたのである。※

※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」（57ページ）参照。

ブッシュ戦略に対抗するもう一つの努力として、ロシアはミサイル問題についての代案として「ミサイルとミサイル技術不拡散のための世界的管理システム（GCS）」を提唱し、2001年2月15日には第2回GCS創設問題国際専門家作業会議を開催した。また、ブッシュ政権のミサイル防衛構想が宇宙への兵器配備に踏み込む可能性があることに対抗して、2001年4月11－14日には「国際宇宙会議：兵器のない宇宙 ――21世紀における平和協力の舞台」を開催した。

中国やヨーロッパもブッシュ構想に対して、それぞれの利害を考慮した立場から抵抗しており、2001年夏以降の国際関係の推移を注視しなければならない。

国連総会における新日本決議と新しい日米関係

日本政府は、「保有核兵器の完全廃棄を達成する明確な約束」というNPT再検討会議の結果に、もっとも強く影響を受けた国である。過去6年間国連総会に提案してきた日本決議の中心であった「核兵器の究極的廃絶」という考え方が正面から否定されたからである※。

※キーワード「新日本決議の登場」（75ページ）参照。

その結果、日本政府は「核兵器完全廃棄への道程」という意欲的なタイトルをもった新しい決議を、2000年国連ミレニアム総会（第55回）に提出した。そして、カットオフ条約※締結に2005年、CTBT発効※に2003年の期限をつけるなど、NPT合意よりもさらに進んだ内容を盛り込んだ。2000年11月20日、決議は圧倒的多数の賛成を得て採択された※。

※キーワード「CD混迷：進展ゼロのFMCT」（64ページ）参照。
※キーワード「発効遠いCTBT」（60ページ）参照。
※資料11（131ページ）参照。また、キーワード「新日本決議の登場」（75ページ）参照。

しかし、決議そのものの表面からは隠されているものの、日本政府は「米国の核抑止に依存」する政策に、いささかも変更のないことをくり返し言明している。ここに、「核兵器完全廃棄への道程」という名の決議案を提出する国が、核兵器の必要性を一方では強調するという構図を作りだしたのである。今後、核兵器を全面否定する新アジェンダ決議とこの日本決議が、国連の場でその有効性を競うことになる。

戦域ミサイル防衛（TMD）の日米共同研究※が日本のBMD批判を鈍らせ、それがSTART過程を推進してきた日本の核軍縮政策と矛盾を来していることとも重なって、日本の核兵器依存政策は、日本の安全保障政策のあり方全体と不可分であることが、具体的に姿を見せ始めている。その意味で、ブッシュ政権が日米安全保障協力の分野でどのような要請をするかが、今後の日本の核軍縮政策を大きく左右することになる。

※キーワード「ミサイル防衛に関する日米共同研究」（76ページ）参照。

「米国と日本：成熟したパートナーシップへ」と題する専門家報告※が、2000年10月11日、米国防大学・国家戦略研究所から出された。それは、集団的自衛権の容認やPKOへの制約の撤廃など、日本の安全保障政策への踏み込んだ提言が含まれているために話題となった。アーミテージ（国務副長官）、トーケル・パターソン（大統領特別補佐官、国家安全保障会議スタッフ・アジア問題上級部長）、マイケル・グリーン（国家安全保障会議スタッフ・日本韓国部長）、ジェームス・ケリー国務次官補（東アジア・太平洋問題担当）、ポール・ウォルフォビッツ（国防副長官）と、これをまとめた専門家の中から5人がブッシュ政権の安全保障を担当する要職についている。ブッシュ政権の対日政策の全体を、核兵器廃絶という日本外交の基本から見守ることが必要になる。

※主要参加者の名前をとって「アーミテージ報告」あるいは「アーミテージ・ナイ報告」と呼ばれる。資料35（175ページ）に抜粋訳。

国際NGOの活動と長崎会議

2000年、核兵器廃絶をめざす国際NGOは、NPT再検討会議に影響を与えるために精力を注いだ。特筆すべき新しいNGO活動として、「平和と自由のための国際婦人連盟」（WILPF）は、「リーチング・クリティカル・ウィル」（「臨界の意志に達する」の意で、核反応の臨界現象に因んで名づけられている）というプロジェクトを立ち上げて、NA支援の活動や、NPT会議と世界の草の根反核活動を結ぶ結節点の役割を果たした。

NPT再検討会議の本会議では、2000年5月3日に15人のNGO代表の発言が行われた。その一番バッターは伊藤一長・長崎市長であった。

これとは独立に、非核地帯に焦点を当てた国際セミナーが2000年9月1日～4日に、

スウェーデンのウプサラで開催された。受け入れ組織はダグ・ハマーショルド財団であったが、ピースデポも主催団体の一つとなった。セミナーでは、南アジア、東北アジア、中東、中央ヨーロッパの4地域を対象に非核地帯設立の可能性を探った。セミナーの結論としてウプサラ宣言が発せられた※。また、このセミナーのフォローアップ会議として、東北アジア非核地帯会議が、2001年1月30−31日にソウルで開催された。

※資料41（186ページ）参照。

日本国内のNGOの2000年の動きとしては、「核兵器廃絶−地球市民集会ナガサキ」と「核兵器廃絶2000年キャンペーン」に注目したい。長崎集会については、土山秀夫・集会実行委員長からの特別報告※を本書に掲載した。「核兵器廃絶2000年キャンペーン」は、「2000人アピール」※を軸に1年余をかけた年間キャンペーンを行った。キャンペーンの代表者は、2000年10月31日、2064人の賛同者の名前を連ねたアピールを、各党の党首などを訪問して提出した※。このキャンペーンの一つの成果として、2001年1月4日に、電子メールの「核兵器廃絶メーリングリスト（abolition-japan）」が立ち上げられた※。

※26ページ参照。
※資料38（183ページ）参照。
※キーワード「各党首に要請：2000年キャンペーン」（85ページ）参照。
※キーワード「核兵器廃絶・日本メーリングリスト発足」（92ページ）参照。

これらの日本の新しい動きすべてに共通した一つの特徴を指摘することができる。それは、伝統的な反核運動を尊重しつつも、それとは別の形と原理で、一般の市民、とりわけ若い世代の人々が、参加できるような新しい枠組みを作ろうという試みである。この流れは、広島、長崎で新しい個人参加にこだわった市民組織が生まれたことにも引き継がれている※。（梅林宏道）

※キーワード「『核兵器廃絶をめざすヒロシマの会』の誕生」（98ページ）および「『核兵器廃絶ナガサキ市民会議』の出発」（99ページ）参照。

2. 核軍縮年表　2000年1月〜2001年5月

核：軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
2000年	**2000年**
1月5日　1969年の佐藤首相とニクソン大統領との極秘了解「日米合意議事録」を今も米が機密扱いで保管との報道。→6日・外務省、核密約の存在否定。	
5日　防衛庁が次期中期防衛力整備計画の骨子。新型イージス艦や地対空ミサイル・パトリオット改良型「PAC3」を導入。	
5日　元台湾軍参謀総長が、1988年に米国から台湾が小規模核実験を行っていたと指摘されたと明かす。→7日・「実験の事実はない」と否定。	
8日　米スペースイメージング社の衛星「イコノス」が北朝鮮の「テポドン」発射基地の全容を捉える。	
12日　イラク、IAEAの査察再開受入れ表明。中断中の国連安保理による大量破壊兵器査察とは無関係としている。	
17日　独週刊誌『シュピーゲル』、旧ソ連が冷戦時代1959年4月、当時の東ドイツに核ミサイルを配備していたと報じる。	
17日　中ロ国防相会談、米のABM条約見直し要求批判。中国国防相はTMD構想に台湾参加の検討を断固拒否の姿勢を表明。	1月17日　仏から日本に返還される高レベル放射線廃棄物を積んだ英輸送船パシフィック・スワン号がパナマ運河を通過。→2月23日・日本入港。
18日　米NMD迎撃実験（2回目）、赤外線センサー作動せず失敗。	
2月3日　米、9回目の未臨界核実験「オーボエ3」。	
4日　DOE、核爆発の初期状態をスーパーコンピューターで再現する技術開発に初成功と発表。	
4日　ロシア原子力省、1月8日に2回の未臨界核実験実施と公表。	
7日　パキスタン、射程100キロの短距離ミサイル「ハトフー」改良型の発射実験成功と発表。核弾頭搭載可能か否かは不明。	
7日　米国防予算案。総額4.9%増、NMD予算は約19億ドル（27%増）、TMD予算を上回る。	
8日　米DOD長官、2000年度国防報告書。ミサイル防衛システムの開発重視。	
	2月21日　中国、新「台湾白書」。
3月14日　イスラエル、最新鋭の弾道弾迎撃ミサイル「アロー2」の実践配備開始。	
	3月18日　台湾総選挙、民主進歩党陳水扁党首当選。5月20日総統就任。
22日　米、10回目の未臨界核実験「サラブレッド」。	
27日　ロシア北洋艦隊、バレンツ海で戦略原潜「カレリア」から弾道ミサイル2基の発射実験。	
4月3日　米空母核付横須賀母港の経過を示す米公文書をピースデポが発表。「朝日」が報道。	
6日　米、11回目の未臨界核実験「オーボエ4」。	4月10日　韓国と北朝鮮が、6月に初の南北首脳会談開催と同時発表。
11日　米のミサイル専門家ら、NMDは効果ないことの報告書を発表。	
12日　米国防長官、湾岸協力会議6カ国歴訪、中東にTMDを売り込み。	
13日　共産党、1960年の日米政府間での核兵器の日本持ち込み密約を示す米政府公文書の資料公開。	
14日　ロシア下院、START IIの批准承認(97年の米ロ合意も)。**→5月4日大統領署名。**	
18日　民主党、核政策発表。第一不使用、北東アジア非核化構想など。	

核：軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
21日　**ロシア下院、CTBT批准承認。→5月17日上院承認。→27日大統領署名。**	
21日　**ロシア大統領代行、新「軍事ドクトリン」署名。**	
24―5月19日　**第6回NPT再検討会議**（ニューヨーク）。	
25日　米議会予算局、NMD報告書。2015年までに約600億ドル。DOD予測（約302億ドル）のほぼ倍額。	
26―27日　ロシア外相、米国務長官と会談。ロシアはABM条約修正不要な非戦略ミサイル防衛で米に協力と表明。米は条約修正求める。会談は平行線。	
5月10日　米物理学会、NMD計画は技術的な実現可能性が確認できないと配備決定先送りを求める声明。	5月10日　**プーチン氏、ロシア大統領に。**
10日　米がロシアに、核軍縮後も核ミサイルの常時警戒態勢を維持する提案を行なっていたことが明らかに。	
11日　中国外務省、「NMD配備計画が中止されないなら対抗措置とる」と言明。NMD撃破でロと軍事協力協議中と明かす。	
16日　米科学者連盟、印・パの核・ミサイル施設の衛星画像を公開。	19日　**ASEAN高級事務レベル協議。北朝鮮のARF加盟をが正式決定。**
20日　**NPT会議、核保有5カ国がはじめて合同で核兵器完全廃棄を明確に約束する最終文書に合意し、閉幕。**（公式の日付は5月19日）	
23日　米大統領補佐官、パキスタンに核実験の兆候があると指摘。同時に「実験に踏み切る明確な証拠があるとは思わないとも述べる。	
23日　米共和党ブッシュ候補、大統領選に向け公約発表。一方的な核削減、警戒態勢の解除を盛りこむ。NMDは推進の姿勢。	
24日　米朝高官協議再開。北の核凍結が主な議題。	
26日　米ロ、軍備管理高官協議で北朝鮮の弾道ミサイル開発抑制の協力推進で原則合意。米はTMD網開発で技術協力などを提案。	
26日付　南北朝鮮首脳会談を前に、米が北朝鮮の大量破壊兵器問題の解決が経済支援の条件と韓政府に伝えていたことが明らかに。	
27日　**ロ大統領、CTBT批准法案に署名し批准手続き完了（寄託は6月30日）**	
28日　パキスタン陸軍参謀長官、同国が事実上の「核保有国」1周年で、インドを視野に核抑止力を協調。	
30日　米朝高官協議、ミサイル協議の新たな枠組みでの再開に合意、終了。「米はKEDO建設の遅れによる損失補償を認めた」と北朝鮮。	
30日　米国務省報道官、核開発疑惑が持たれている北朝鮮の地下施設に対する2度目の視察の結果、核開発の形跡なしと発表。	
31日　米朝ミサイル協議再開に向けた準備協議開催。双方の憂慮を伝えあう。	
31日　韓国通商相、南北朝鮮会談で北朝鮮の核疑惑やミサイル開発問題を扱うとの韓国側の立場を表明。	
31日　防衛庁、中期防衛力整備計画（次期防）で、日本への弾道ミサイル攻撃も想定した情報収集・分析能力を大幅強化する方針を固める。	
6月1日　ロ大統領、「ならず者国家」への対応策として、米とミサイル防衛システムを共同開発する用意があることを表明。	
1日　米独首脳会談で、独大統領が軍拡競争を引き起こすとしてNMD計画に懸念表明。	
3日　政府、核兵器解体で生じたロシアの余剰プルトニウムを世界初、高温ガス炉で処分する計画に研究協力を決定。	
3日　米ロ首脳会談開始。→4日・終了。兵器級プルトニウムの処分、合同のミサイル発射早期警戒センター設置で一致。NMD、ABM問題は継続協議。	
5日　ロ大統領、欧州と共同のミサイル防衛システム構築を伊首相に提案。	
7日　米陸軍宇宙ミサイル防衛司令部、イスラエルと共同開発した強力レーザーでミサイルを打ち落とす実験に初成功したと発表。	
8日　NATO国防相会議開催。NMDの説明で、米国防長官がロ提案の欧米ロ共同ミサイル防衛開発に否定的発言。	
8日　印国防相、瓦防衛庁長官に、CTBT署名は実現可能と見通し示す。	
9日　米ロ首相、電話協議。STARTⅢなど核軍縮問題が議題。	
9日　DOD、TMDのうちNTWD（海軍戦域防衛）の研究開発計画を延期する方向で見なおしていることを表明。	
9日　独仏首脳会談。安全保障面の協力強化を確認し、米のNMDに改めて懸念を表明。	
9日　NATO国防相会議最終日。ロシアとの常設合同評議会でロ国防相、ミサイル防衛共同構築に協調するよう呼びかけ。欧米は慎重。	
9日　ロ大統領、訪朝計画を発表。首脳会談に議題に米のNMD計画への対応調整などが挙がる。	
13日　米国防長官、ロ大統領・ロ国防長官と会談。ロ提案のミサイル防衛共同開発問題などを協議。ABM制限条約への対立は解けず。	6月13日　**南北朝鮮首脳会談。分断から55年ぶり。→**14日、南北共同宣言に合意・正式署名（宣言の日付は6月15日）。
14日　米国務省報道官、南北朝鮮首脳会談に言及、北朝鮮の脅威は依然存在しNMD配備計画には影響せずとの見通し。	
14日　IAEA、核査察報告発表。北朝鮮は保障措置協定を履行しておらず、核物質の核兵器への転用がないと結論はできない、と指摘。	15日　韓政府、南北連絡事務所の復活、軍事当局間のホットライン開設など相互信頼醸成に向けた具体案発表。
16日　独ロ首脳会談。独側、ロのミサイル防衛網共同開発提案の評価は避ける。ABM制限条約については「維持されるべき」とのコメント。	
17日　南北朝鮮会談での共同宣言を受けて、米国防次官が「北朝鮮はミサイル開発計画を変えた兆しは見られなかった」とコメント。	
18日付　DOD諮問委員会が2005年のNMD配備開始は、非現実的とする機密報告書を国防長官に提出したとの報道。	16日　米CNNとタイム誌の世論調査で、米国民が北朝鮮への脅威レベルはイラク、中、ロより低く、5人に1人は脅威でないとの結果が明らかに。
18日　防衛庁、大量破壊兵器への対応能力工場のため、新たに化学偵察車開発に着手する方針。次期防（2001―05年）に盛り込むと決定。	
19日　米大統領、対北朝鮮経済制裁の本格的緩和と、対話継続を発表。米韓日協調体制維持で核・ミサイル開発を阻止する意義も強調。	
20日　米国防次官、NATOが来月にも欧州TMD網構想の「技術可能性の研究」を発注する軍事産業連合体の選定に入ると明かす。	
21日　北朝鮮外務省、昨年9月に表明したミサイル発射凍結措置の継続を再確認。米政府の経済制裁緩和を受け。	
21日　CIS首脳会議、ABM制限条約保持の必要性などをうたった共同宣言採択。	
21日　ロシア、デンマーク外相会談。ロ側は、デンマーク領グリーンランドで計画中のミサイル早期警戒レーダー建設に強い懸念表明。	
22日　米国務長官、中国外相らと会談。中国側はNMD構想の早期中止を要請。	
23日　DOD、中国の軍事力報告書公表。NMDやTMDについて、中国は「最終的には台湾防衛に向けられる」ことを警戒、と指摘。	
23日　印ロ外相会談。両国はNMD構想反対で一致し、印はロ側の提案する世界規模でのミサイル拡散監視システムを支持。	
29日　韓外交通商相、「南北会談で、NMD配備の論拠はさらに弱くなった」とコメント。	30日　日米韓高官級政策調整グループ会合。引き続き北朝鮮政策で緊密な連携を図るとともに南北間対話の定期化を求めることで一致。
29日　DOD、TMDの米ロ合同演習を11月か12月にテキサス州の米基地で行うと発表。	
29日　米の中国専門家45人、「NMD導入は中国の核兵器近代化に拍車かける」として大統領に配備延期を求める。	

核：軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
7月5日　中ロ首脳会談。ABM制限条約修正とNMD阻止、TMD反対で一致。	
5日　米海軍最高司令官作戦部長、海軍内にTMD開発のための「ミサイル防衛担当作戦次長」ポストを新設。	
5日　ロシアが保有する核ミサイルなどの戦略兵器や武器技術を詳しく解説した百科シリーズ創刊。総監修者は国防相。	
7日　CD、会議の作業計画を決められないまま今年の第2会期終了。	
7日　米中軍事対話再開。中国側は米NMDに強い反対の立場を改めて表明。米はパキスタンなどへのミサイル技術供与を控えるよう要請。	
8日　米国防総省、3回目のNMD迎撃実験を実施、失敗。	
10日　防衛庁事務次官、NMD迎撃実験失敗でTMD共同開発に影響なしと表明。	
10日　米朝ミサイル協議始まる。基本姿勢の確認が内容。→12日・進展ないまま終了。	
11日　独外相、米のNMDに対して強い反対の立場を表明。ABM制限条約の維持も主張。補償問題での対立解けず。	
11日　ロシアの解体核兵器のプルトニウム処理をめぐり、米が日本に対しておよそ4億ドルの資金分担を求めていることが明らかに。	
12日　仏外相、「戦略バランスを失う」とのNMD計画に対する反対理由を表明。NATO加盟諸国との関係に対する影響も懸念。	
12日　ロ参謀総長、同国国防省幹部会で戦略軍の大幅削減と格下げなどを提案し、国防相と対立。	
12日　米中国防相会談。中国側はNMD計画放棄を要求。米は中国のパキスタンに対するミサイル技術支援継続の懸念。	
13日　沖縄サミット外相会合、紛争予防などを盛り込んだの総括文書を採択して閉幕。NMDの議論は進まず、文書での言及避ける。	
13日　欧州委員長、NMDに関してEU加盟国の意見を支持。懸念を表明。	
13日　加外相、ABM制限条約破棄を懸念しNMD計画推進派を批判。	
14日　米国務次官補、韓国当局と韓国製ミサイルの射程延長問題で協議。射程300キロまでの延長と韓国のMTCR加入で原則合意。	
15日　イラン、中距離弾道ミサイル「シャハブ3」（射程1300キロ）の2回目の発射実験実施。	
16日　EU共通外交安全保障上級代表、NMD網配備計画が欧米間に緊張を走らせたと指摘し、欧米間摩擦に懸念表明。	
17日　米国防長官、豪国防省と共同記者会見。15日のイランのミサイル実験もNMD開発・配備の根拠の1つとなるものと表明。	
18日　中ロ首脳会談。NMD・太平洋地域へのTMD計画に対する反対、中ロ間「戦略的協力パートナーシップ」など共同声明5文書に署名。	
19日　ロ大統領、北朝鮮総書記と会談。反TMD・NMDの共同宣言に調印。	
20日　DOD、北朝鮮が外国からのロケット供与を条件にミサイル開発放棄の用意、との表明に「技術の拡散につながる」とし、反対表明。	
21日　米ロ首脳会談。ロ大統領、北朝鮮の長距離ミサイル開発を凍結させるため衛星打ち上げへの協力を提唱。NMDへは懸念。	7月21―23日　九州・沖縄G8サミット。
22日　日ロ外相会談。ロ外相は河野外相に、19日にあったプーチン大統領と金正日総書記との会談での北朝鮮への衛星協力案を説明。	
23日　「G8首脳宣言」にロシアの核兵器解体のプルトニウム処理に必要な資金の国際協力を盛り込む。	
27日　ARFに出席した中国外相は北朝鮮外相、ロ外相と相次いで会談。TMD、NMD計画に反対する立場で一致。	27日　第7回ARF（バンコク）。

核：軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
28日　米中外相会談。来月、TMD、NMDに関する米中専門家協議を行うことで一致。	
28日　米朝外相会談。朝鮮戦争以来、初の外相会談。米朝関係正常化を目指す交渉を続けることで一致。	
31日　米共和党綱領、膨大な核兵器で対抗する「恐怖の均衡」からNMDへ、安全保障の軸足を移す。	
8月2日付　未臨界実験をネバダ地下核実験場だけでなくロスアラモス国立研究所でも計画、一部が始まっていることが判明。	
2日付　1970年9月、防衛庁長官として訪米した中曽根元首相が、有事の際、日本への核持ち込み容認の発言をしていたと、米公文書で判明。	
2日　米韓間、SOFA改定協議開始。両者の認識には大きな隔たり。	
7日　米科学アカデミー、WW Ⅱと冷戦中に核兵器開発が行われた施設では、現在も放射性物質汚染が残り対策必要と報告。	
9日　CIA、DIAなどの米情報機関合同会議、NMD網配備なら中国が核弾頭を2015年まで10倍増の恐れありとの報告書を大統領に提出。	
11日　ロ安全保障会議、軍再編成方針決定。戦略ミサイルは独立の軍種として2006年まで保持されその後再検討されることに。	
12日　ロシアの巡航ミサイル搭載**原子力潜水艦クルスクの連絡が途絶える。**→14日・沈没を発表。	
13日付　旧ソ連政府、原爆投下直後の広島、長崎に調査団を派遣し、スターリンら宛てに報告書を作成していたことが明らかに。	
18日　米DOE、通算12回目の未臨界実験実施。	
21日　森首相、パキスタンのムシャラフ参謀総長と会談、CTBTの早期署名を促した。ムシャラフ氏は「CTBT発効まで核実験停止を確認」。	21日付　防衛庁、災害救助、復旧の専門部隊を自衛隊に設ける方針を固めた。陸上自衛隊の「施設団」に新たな任務として与える方向。
23日　森首相、印首相、外相らと会談。印側はCTBT発効まで核実験凍結を確認し、中国やパキスタンが核実験実施でも対抗せずと表明。	
30日付　60年安保改定時の日米秘密合意が米公文書で明らかに。核搭載艦寄港や、朝鮮有事での米軍出撃に、事前協議必要なしと明記。	
9月1日　クリントン大統領、NMD配備決定は次の政権に委ねる方針発表。	
4日　ロ原子力省、8月28日～9月3日にかけて3回の未臨界核実験を北極海のノバヤゼムリャ島で実施。	
6日　ロ大統領、ミレニアム・サミットで宇宙の軍事化防止国際会議開催、濃縮ウラン・プルトニウム使用廃止を提案。	9月6日　国連ミレニアム・サミット開幕。→8日・「国連ミレニアム宣言」を全会一致で採択し閉幕。
6日　米ロ首脳会談、TMD分野での協力推進などをうたった共同声明を発表。	
8日　ロ国防相、2001年から3年間で国防省軍を35万人削減決定を明らかに。	
8日　印首相、ミレニアム・サミットでCTBTについて、他国が批准するなら印も従う考え示す。	
15日　中国の全国人民代表大会外事委員会主任、米空軍の各種巡航ミサイル64基のグアム島配備に強い警戒感表明。	15日　対人地雷禁止条約第2回締約国会議、締約国の報告義務と未調印国の早期加盟を求め、閉幕。（開会は9月11日。）
15日　印首相は米大統領と会談。両首脳はCTBTが発効するまでインドが核実験凍結を継続を明記した共同声明を発表。	
21日　イラン、中距離弾道ミサイル新型「シャハブ3」の発射実験を実施したと発表。同ミサイルの発射実験はこの2ヶ月で2回目。	
21日　CD、今年最後の本会議開催。「作業計画に合意できず」とした報告書採択。	
25日　イスラエル首相、シリアが長射程の新型地対地ミサイル「スカッドD」の発射実験に成功したことを明らかに。	
27日　米朝高官協議再開。核、ミサイル、テロ問題を初めて一括協議。	

核：軍備と軍縮

27日　総理府遺棄化学兵器処理室、中国黒竜江省での旧日本軍による遺棄化学兵器の発掘回収作業終了と発表。2週間で約897発を発掘。

27日　ロシア戦略ミサイル軍、26日、27日に新型ICBM「トーポリM」の発射実験を実施。

28日　米国防省、NMDシステムのうち標的を見分ける能力や地上レーダーと迎撃体を結ぶ通信機能を見極めるための実験実施。

10月1日　米朝高官協議開始。→2日・終了。核、ミサイル、テロの一括協議で「前進あった」と別々に声明発表。

2日　韓国防省、7000t級イージス艦等を盛込んだ2001－5年度国防中期計画と来年度国防予算約1兆5千億円の内訳発表。

2日　国連総会第1（軍縮問題）委員会始まる。

12日　新アジェンダ諸国、国連総会第1委員会に決議案提出。

13日　日本政府、国連総会第1委員会（軍縮）に「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議案提出。

15日　中国首相、日本共産党、社民党両党首と会談。北東アジア非核地帯化構想などについて意見交換。

18日付　広島県の原水禁・原水協、他5団体とともに14年ぶりに合同の反核集会「核兵器廃絶2000年広島の集い」を24日に開催することに。

24日　2度目のオルブライト・金会談で「衛星打ち上げ代行を条件にミサイル開発・輸出を抑制する」との北朝鮮の提案を確認。

24日　EU共通外交・安保上級代表、対北朝鮮関係正常化に意欲を表明。KEDOへのEUの支出を大幅に増額する考えも明らかに。

26日付　ロスアラモス研究所副所長、「命中精度の高い通常弾頭使用で戦略核の大幅削減可能」との提案をまとめる。

11月1日　米朝ミサイル協議開始。→2日・人工衛星の代理打ち上げ構想を軸に合意形成を図る。→3日・最終合意には至らずも、米側は「ミサイル問題をめぐる互いの立場の理解を深め共通の土台を広げた」と評価。

3日　ロシア原子力省、10月20日と27日の計2回、未臨界実験を行ったと発表。今年予定された7回の実験はすべて終了。

13日　ロシア戦略ミサイル軍総司令官、米のNMDについて、米がロの提案する戦略ミサイル削減に同意すれば受入れの可能性を示す。

15日　米ロ首脳会談。ロ側はSTART Ⅲ交渉で更なる核削減推進を提案した声明を説明。ABM条約は維持で一致。

15日　北朝鮮外相、オーストラリア外相にミサイル輸出問題は経済問題であり輸出中止なら補償を求める考えを表明。

その他の事項（国内を含む）

29日　米政府、北朝鮮国防委員会第1副委員長が総書記特使として来月訪米し、米大統領らと会談すると発表。→10月9日・特使ワシントン入り。

10月4日　印国防相、ロ副首相、軍事技術委員会設置に関する合意文書締結。

6日　米国防省、北朝鮮と共に国際テロに反対するとの共同声明発表。

12日　米・北朝鮮、敵対関係終わらせる共同コミュニケ発表。「敵対的な意思を持たない」ことを宣言。

13日　米国務省高官、「テロ支援国家リストから北朝鮮をはずす段階にはない」と述べる。

20日　ASEM第3回首脳会合開会。北朝鮮との関係強化をうたう「ソウル宣言」採択。

23日　オルブライト米国務長官訪朝。金正日総書記と会談。米大統領親書を渡す。

25日　日米韓外相会談。米朝会談の結果説明とともに3カ国の協調体制を確認。

核：軍備と軍縮

16日　日米首脳会談。米側はミサイル問題等の米朝間の懸案を前進させるとの判断なしでは訪朝決断できぬとの立場を説明。

20日　第55国連総会、新アジェンダ決議、日本決議、など軍縮決議を採択。

21日　中国外務省、大量破壊兵器拡散防止についての談話発表。核搭載可能な弾道ミサイル開発支援をする考えのないことを表明。

24日　ロ副首相（武器輸出担当）、対イラン武器輸出契約交渉開始の意向を正式表明。米には対イラン武器輸出合意破棄を通告。

30日　米ノースダコタ州マイノット空軍基地内の核ミサイル支援施設で火災発生。宿舎地下のミサイル制御センターには損傷なし。

12月2日　政府、EUに対して対KEDO拠出の大幅増額を要求する方針を固める。

2日　ロ大統領、国防省内に兵器輸出の統括機関「対外軍事技術協力委員会」創設の大統領令に署名。兵器輸出増大へ。

9日付　政府、次期防（2001から05年度）にイージス艦2隻の導入を盛り込む方針決定。TMDを視野に入れたシステムを装備する方針。

12日　DOD、中国が11月4日（米統合参謀本部長訪中時）に新型移動式ICBM「東風（DF）31号」の発射実験を行ったことを明らかに。

14日　政府、次期防に空中給油機導入を盛り込む方針を最終決定。防衛庁の求める4機を明記することに。

14日　ロ・キューバ首脳共同宣言発表。NMD計画への懸念表明も盛り込まれる。

14日　DOE、通算13回目の未臨界実験「オーボエ6」を実施。

18日　ロ・カナダ首脳、ABM制限条約「国際的な核軍縮の重要な基礎」と位置付け、条約維持・強化をうたう共同声明に調印。

20日付　1970年9月、中曽根防衛庁長官訪米の際、有事の核持込みを容認する発言をしたことを示す日米両国の秘密会談録明らかに。

25日付　香港紙・太陽報、中国が15日早朝原潜からの新型ICBM「東風31　Ⅱ型」発射実験に成功したと報じる。

26日　ロ戦略ミサイル軍、複数核弾頭化可能な新型ICBM「トーポリM」をロ南部サラトフ州に実戦配備。

2001年

1月5日　香港紙・星島日報、中国が対衛星新型兵器「寄生星」を研究中と報じる。

5日　シャリカシュビリ米大統領特別顧問（前統合参謀本部議長）、CTBT批准の必要性を訴える報告書を大統領に提出。

6日付　米CNNテレビ創業者テッド・ターナー氏、核の脅威削減のための民間活動団体設立へ。年間5千万ドルを5年間提供。

10日　米国防長官、「核・生物・化学兵器拡散の脅威と対応」と題する報告書発表。北朝鮮と中国の兵器開発・輸出を名指しで「脅威」と批判。

11日　米次期国防長官、上院軍事委員会公聴会でNMDとTMDの開発・配備に意欲を表明。国防費も増額の考え。

11日　米議会の諮問委員会（委員長はラムズフェルド次期国防長官）、次期政権に宇宙防衛体制整備に取り組むよう勧告。

11日　UNEP、昨年11月のコソボの劣化ウランに関する調査団が11の調査地点中8地点で通常より高い放射線を検出したと明らかに。

12日　IAEA、バルカン半島で使用された劣化ウラン弾による健康被害の懸念に対し、調査の必要性を訴える声明発表。

13日　英国防省、英海軍は劣化ウラン弾使用・配備を停止し、代わりに2003年までに新型タングステン弾を配備する方針決定を発表。

16日　NATO、バルカン半島で使用した劣化ウラン弾と帰還兵の白血病などの因果関係は認められないとする軍医総監会議の結論発表。

その他の事項（国内を含む）

15日　日韓首脳会談。対北朝鮮で日米韓の協調・連携強化で一致。

12月5日　第2次森内閣発足。

核：軍備と軍縮

17日　印、中距離ICBM、アグニ2型の発射実験実施。ミサイルの射程距離は約2000キロ。弾頭運搬能力は1トンまで。

17日　韓政府、独自のミサイル開発・生産・保有について射程を300キロに延ばすほか、最大積載重量を増やすこと等盛り込んだ新方針発表。

23日　CD、2001年第一会期の最初の本会議開催。討議テーマとして、核軍縮など8項目を決定。（会期は3月31日まで）

29日　シラク仏大統領は仏伊首脳会談後の記者会見で、ブッシュ新政権が積極推進しようとしているNMDに懸念表明。

31日　米国安全保障についての諮問委員会、大量破壊兵器拡散で米本土でのテロ脅威を重視した報告書発表。

2月1日　ロ、イワノフ外相、CDで演説。米のNMDに改めて反対し、TMDを国際協力のもと推進する提案。

2日付　99年11月英トライデント原潜の一部を壊そうとして起訴されていた女性二人に対し、裁判所陪審団は無罪評決を言い渡した。

3日　印首相、日本人記者団と会見し、核実験の自主的凍結と核兵器の先制不使用を確認。一方で、CTBTは当面不参加と示唆。

3日　ラムズフェルド米国防長官、ブッシュ政権発足後初めて欧州訪問。ミュンヘンでの国際会議で、NMDを推進する姿勢を強調。

3日　シュレーダー独首相、ミュンヘンで講演。ブッシュ政権が推進を打ち出したNMDに警告。米政権にNMD問題の協議を要請。

5日付　独週刊誌・シュピーゲルは、独連邦軍配備の核兵器搭載可能型トーネード戦闘爆撃機が近く退役し、同軍は核兵器と決別すると報道。

7日　パウエル米国務長官、李韓国外相と会談。太陽政策と北朝鮮とのミサイル交渉継続の考え明らかに。

9日　ブッシュ米大統領、核削減の準備として、必要な戦略弾頭数、標的リスト、警戒態勢などの見直しをDODに命じることを決定。

10日付　第2次世界大戦後、オーストラリアが英の協力で核兵器を開発しようとしていた、との書籍発売。

20日　NATO事務総長、プーチン大統領や国防省と会談。ロ側は、NMDの代案とする欧州TMDの詳細説明。

20日　米、カートマン朝鮮半島和平担当特使、李・韓国外交通商相などと会談。KEDOの米側理事として訪韓。KEDOの積極的推進を確認。

23日　ブッシュ米大統領、ブレア英首相と会談。イラクのWMDやNMDなど協議。

27日　プーチン大統領と金大中大統領が共同声明を発表。声明では、ABM制限条約の重要性を確認。

3月1日　プーチン大統領とベトナム大統領、両国のTMDのアジア太平洋地域への配備に反対する共同宣言に調印。

2日　韓国の李外交通商相、記者会見で、NMDに関連し、「世界の安保状況に対する新たな変化が必要だ」と述べ、肯定的な考えを示した。

3日　朝鮮中央通信、北朝鮮外務省が、米朝枠組み合意に関し、軽水炉提供の遅れによる北朝鮮の電力損失問題の代案を米国に要求。

7日　ブッシュ大統領、金大中韓国大統領と初会談。韓国の太陽政策への支持を盛り込んだ共同声明を発表。

8日　パウエル米国務長官、北朝鮮に対する政策の見直しは核開発を凍結した94年の「米朝枠組み合意」も対象に入ることを明かに。

その他の事項（国内を含む）

2001年

1月20日　米国大統領に共和党ブッシュ氏が就任。

29日　NLP騒音対策会議、三沢、福生、大和、綾瀬、岩国市出席。硫黄島での全面実施を米軍や国に要求。

2月5日　タイ国軍最高司令部、米タイ合同軍事演習「コブラゴールド」に今年から中国、ベトナム両軍のオブザーバー参加を検討中。

9日　ハワイ沖合で、えひめ丸米原潜グリーンビルと衝突沈没。9人行方不明。

16日　米英両軍機がイラクの首都バグダッド近郊のレーダー施設等を爆撃。

20日　DOD、イラクが17、18両日、米英両軍機に攻撃をしたと語り、必要なら空爆再開の構え。

26日　韓国外交筋、ロシアが韓国に負う債務の一部を武器の供与で返済することを盛り込んだ協定を韓ロ両政府が締結したことを明かに。

核：軍備と軍縮

8日　金韓大統領、先の韓ロ首脳会談声明にABM制限条約の重要性の「文言を入れなければ良かった」と述べた。

12日　米国務省、クリントン前政権時代に増え続けた「特使」ポストの約4割を廃止する方針を明らかに。CTBT担当特使も。

15日　バ外相、核兵器の先制使用、核実験を他国に先行して実施することもあり得ないと断言。CTBT署名に努力する考えも示した。

15日　北朝鮮平壌放送は、「わが人民軍隊は遠くのどこにいる敵も攻撃できる手段を全て備えている」と伝え、ICBMの保有能力を示唆。

15日　ブッシュ米政権、ロシアの核物質管理や「核閉鎖都市」への援助予算を大幅に減らす方針発表。

21日　韓国外交通商省、同国がMTCRに加盟と発表。26日のMTCR会合で正式認可。

4月4日　ノルウェー民間テレビ局、昨年8月バレンツ海で沈没したロシア原潜クルスクに核兵器搭載と報じる。ロシア政府はこれを否定。

6日　印国防相、米大統領と会談。軍事協力、国防相協議開催で合意。先に米外相に要求した核実験後の禁輸措置早期解除は実現せず。

21日　3月31日に非公開報告されたDOD諮問委員会がミサイル防衛の拡大勧告をしたことが明らかに。迎撃システムの宇宙展開も。

23日　米大統領、台湾へのイージス艦売却を当面見送る決定。キッド級駆逐艦4隻の売却は容認。

24日　米国防総省、台湾当局に駆逐艦や潜水艦を含む武器売却リストを正式通知。中国にミサイル配備縮小を呼びかけ。

25日　米大統領、台湾防衛のため米軍投入の可能性明言。米大統領として初。

29日　米紙WTなど、米核戦力の見直しで核弾頭大幅削減と共に核標的の一部のロから中への移動検討を報じる。核弾頭数は2500発へ。

30日　米大統領、英、独、仏、加4カ国首脳、NATO事務総長と電話会談。1日に発表する核戦略見直し計画の概要を説明し、理解を求める。

5月1日　ブッシュ米大統領国防大学で演説。大掛かりなミサイル防衛網構築の方針を表明。ABM制限条約の修正も視野。

1日　米WH、米大統領が27日に小泉首相と電話協議した際、米のミサイル防衛計画の説明。米高官の日本派遣も。

2日　福田官房長官、米のミサイル防衛方針について軍拡につながるとの懸念表明。ロシアは協議の用意。欧州は協議の姿勢を歓迎。

2日　イタル・タス通信、ロシア戦略ミサイル軍がカザフスタンの基地から最新の迎撃ミサイルの発射実験を伝える。ミサイルの種類は不明。

3日　北朝鮮総書記、EU首脳代表団に対して長距離ミサイル発射実験の凍結を03年まで継続する方針を表明。

5日　パキスタン参謀長官、ASEANの対話国となることを希望、ARFへの参加も望むと語る。

8日　米国防長官、宇宙の軍事利用を担う軍機関を統廃合し空軍に一本化する方針発表。宇宙兵器、宇宙戦略への姿勢を内外に示す。

8日　アーミテージ米国務副長官、小泉首相など訪問、ミサイル防衛構想に理解求める。

9日　米国務副長官、韓大統領らと会談。北朝鮮政策見直しが数週間内に終了、対話再開を表明。米のミサイル防衛含む新安保戦略も説明。

10日　米国務副長官ら、韓国統一相らと会談しミサイル防衛計画を説明。韓側

その他の事項（国内を含む）

3月19日　森首相、ブッシュ大統領と会談。日米同盟関係強化などを盛り込んだ共同声明を発表。

4月1日　米海軍偵察機EP3が中国軍戦闘機「瀋陽F8」と接触。中国機は墜落、米機は海南島に緊急着陸。

20日　台湾陸海空軍、中国軍、台湾上陸を想定した過去最大規模の軍事演習実施。

26日　小泉内閣発足。

5月8日　**NZ、戦闘航空部隊廃止などを中核とする新国防計画発表。**

8日　米軍、米中軍用機接触事件以来停止中の中国沿海での偵察活動再開。

11日　韓国外交通商省、17日からのARF協議に北朝鮮が大使級高官を団長とする代表3名を派遣する予定であることを明らかに。

核：軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
は一定の理解、しかし朝鮮半島の緊張助長に懸念表明。	
11日　米国務副長官ら、訪ロでミサイル防衛計画説明。ロ側は協議の姿勢は評価したが、ABM制限条約を巡る協議は平行線。	
11日付　米紙WT、中国が新疆ウイグル自治区の地下核実験場で近日中に核実験を行う準備が進行中と報じる。→15日、中国側が否定。	
13日　米国務副長官が先の訪日で、日本の集団的自衛権について憲法の解釈変更を期待すると述べたことが明らかに。	
13日　防衛庁、空中給油機の機種選定のため、航空自衛隊調査チームを米に派遣。	
15日　米国務次官補、中国外務次官らと協議。中国側はミサイル防衛反対を強調。	15日　米「ランド研究所」、DODの委託でアジア戦略報告書。中国の軍事的台頭が最大の懸案とし、沖縄の米海兵隊削減も提示。
16日　英、国際戦略研究所、世界情勢分析「戦略概観2000～2001年」を公表。米政権の対立型対中政策やミサイル防衛拡大に懸念を表明。	
16日　朝鮮中央通信（北朝鮮）、軽水炉建設の遅れに対し、電力損失への米の補償がなければ黒鉛炉復活もあると米をけん制。	
17日　ロ大統領、EU首脳と会談。北朝鮮のミサイル発射実験凍結の支持と南北朝鮮和解プロセスの支持を盛り込んだ共同声明発表。	
17日　ARF高級事務レベル協議始まる。北朝鮮外務省参事が米の北朝鮮政策に懸念表明。米国務次官補は米朝協議再開の方針を示す。	
18日　ARF高級事務レベル会議で予防外交強化を確認。概念と原則を7月の閣僚会議にまとめることを決定。	
19日　米ミサイル防衛構想を巡る米ロ首脳会談開催。米はロとの対話姿勢を強調したが、ロ側はまだ納得できないとコメント。	
20日　中国人民解放軍北海艦隊の誘導ミサイル駆逐艦「ハルビン」と補給艦の艦隊がパキスタンに友好訪問。	
21日　生物兵器禁止条約の議定書草案に関する米政府内の検討グループが大統領側に対し、草案拒否を勧告したことを明らかに。	
21日　米ロ、INF全廃条約の査察完了を示す文書に署名。	
22日　ロ外相、米のミサイル防衛に対しロシアと中国が改めて反対を確認したと発表。	
26日　ハワイでの日米韓「調整・監督グループ」会合で、米がIAEAの対北朝鮮核査察を前倒しし、早期実施を目指す方針を示す。	
26日　ロが印に供与の新鋭ミサイルフリゲート艦3隻に、最新鋭多目的対艦巡航ミサイルが搭載されていることが明らかに。	
28日　米紙NYT等、ミサイル防衛計画へのロシアの譲歩を狙い米がロ製地対空ミサイル購入を申出ていると報道。ロ国防相は報道を否定。	
28日　NATO外相会議始まる。→29日・ミサイル拡散等の脅威に対する協議の継続など盛込んだ声明発表。米ミサイル防衛には認識の一致えられず。	
29日　米の前駐韓大使、北朝鮮が94年の米朝枠組み合意以来「プルトニウムなど核分裂物質を抽出してないことは確実だ」と語る。	
30日　米国務長官、ロ外相と会談。ABM条約改正問題など協議。「ミサイル脅威」などを協議するロ提案・専門家作業グループも足ぶみ。	
31日　ロ化学兵器廃棄国家委員長、2009年までと定めた国内残存化学兵器の廃棄期限を2012年に先送りと発表。費用捻出が困難なため。	
31日　イラン国営放送、同軍が純国産で新型地対地誘導ミサイル「ファテフ（勝利者）110」の試射に成功したと発表。	

第2章
特別記事

1. 核兵器廃絶・長崎会議　土山秀夫

「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」実行委員会委員長

集会の成り立ち
開会集会
分科会
閉会集会
長崎アピール
今後について

2. NPT13項目と日本　梅林宏道

ピースデポ代表

はじめに
13項目採択の経過
13項目と日本の課題

「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」の開催

土山秀夫

■ 1. 集会の成り立ち

日本政府の呼びかけによる「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」は、99年7月25日、報告書を日本政府へ提出して終了した。このフォーラムに対して、首都圏、広島、長崎を中心とした市民の側からの提言を続けてきた「核兵器廃絶を求める市民集会」も、同時にその任務を終えた。

※資料38（183ページ）参照。

集会の解散に際して、今後は「核兵器廃絶2000人アピール」※に意を注ぐこと、また被爆地に集会の流れを汲んだNGOの結成を目指すことが確認された。私たちは99年10月頃から地元長崎におけるNGOの結成を急いだ。鎌田定夫・長崎平和研究所長と私とが呼びかけ人となり、思想、信条、党派を超え市民個人として核兵器廃絶を求める人であれば、誰でも参加できる方針を取った。

2000年の1月29日、「核兵器廃絶2000年長崎市民会議」は多数の人々の賛同を得て発足した。これに対して長崎市から市長の提案を実現するために、市側は財政や組織面での支援を行うので市民会議では国内外、とくに海外のNGOとの連携面を受け持ってもらえないか、との打診があった。長崎市の伊藤一長市長は、99年9月の市議会で世界のNGOを長崎に招き、核兵器廃絶のための国際会議を開きたい意向を表明していたのである。

私たちはアボリション2000調整委員会委員の梅林宏道氏とも相談の上、この求めに応じることにした。幸い海外のアボリション2000も集会の趣旨に賛同してくれ、せっかく被爆地長崎で開くのであれば、各国に対して十分なインパクトを与える内容にすべきだ、との助言もあった。開催時期としては、11月17日から20日までの4日間を選ぶことにした。この時期は5月のNPT再検討会議の結果がすでに出ており、8月の日本における一連の反核行事も終え、9月からの国連総会の開催、さらには米国大統領選後（この点だけは例のフロリダでの開票騒動のために未決定となったが）ということもあって最適であろうと考えられた。

4月15日に実行委員会が発足し、集会のタイトルは「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」とし、サブタイトルを「核兵器のない21世紀への挑戦！長崎を核戦争被爆最後の地に」とすることが決定された。そしてNGOである長崎市民会議と長崎市、長崎県、長崎平和推進協議会の4者による共同開催とすることになった。実行委員会の副委員長には、鎌田、梅林両氏に加えて県、市の幹部が入り、委員長には私土山が当たることになった。

地球市民集会には従来のこの種の集会にはない3つの特徴がみられた。第1は海外と国内の反核NGOのリーダーたちが一堂に会するという、日本における初の国際反核NGOの会議であること。第2は民間のNGOと行政との共催という、日本では余り前例のない集会であること。第3はどのような団体に所属していようといまいと、市民個人の資格で参加する"草の根"市民集会であることなどである。何回かの実行委員会を経て全体としての開会、閉会集会と10の分科会のほか、15の自主企画、展示やフィールドワークなどの構成が固められた。また国内のNGOの協力を得るため、2回の全国連絡会議を持った。資金は県、市の予算のほか、民間の個人や団体からの草の根募金で賄うことが合意された。

当初は動きが鈍かった実行委員会の実働部隊も、期限が迫るにつれて意思の疎通が図られ、次第に大きな盛り上がりをみせた。地元市民の意識を高めようと3回のプレ集会が開かれた。そのうち1回は、本番でのシンポジウムの内容をわかりやすくするために、各分科会のコーディネーターを招いて市民との対話集会を行った。また何回かの記者会見を経て、地元のマスメディアの協力も日増しに得られるようになった。新聞やテレビ各社は特集を組み、集会の目的や意義，その内容について報道を繰り広げた。長崎の広報課は各戸に配布する「広報ながさき」に折り込み特集を組み、全市民に集会への参加を呼びかけた。

■ 2. 開会集会

※キーワード「アボリション2000長崎会議」（86ページ）参照。

11月17日の午後、アボリション2000の長崎会議※が開かれ、翌18日の午前中もその続きがあった。また長崎市長の私的諮問会議（元外交官、核軍縮研究者、報道関係者、国連職員などより成る）も17日午後に開かれ、集会への協力や助言が話し合われた。同時に各自主企画や被爆建造物巡りのフィールドワークも始まった。

11月18日の午後からは爆心地公園における24時間の「平和の祈り」がスタートし、県宗教懇話会のメンバーによる宗派を超えた祈りのリレーが行われた。同日午後には本格的な開会集会が開かれ、会場の平和会館ホールは定刻前に満席となり、入れない人たちは隣接の原爆資料館の大型スクリーンに見入るなど、約1000名の人たちが詰めかけた。開会集会は詩の朗読、黙祷、開会宣言に続いて長崎市長、長崎県知事による簡潔な挨拶、荒木清寛・外務総括政務次官およびウイリー・ジャクソン・ニュージーランド国会議員による来賓挨拶が行われた。

次いで実行委員会委員長の私から基調報告、更にデイビッド・クリーガー（米国）・核時代平和財団代表による特別講演のほか、山口仙二氏による被爆者の声、核兵器をめぐる世界の状況についてはロバート・グリーン（英国）・中堅国家構想企画委員会委員長、アチン・バナイク（インド）・ジャーナリスト／反核運動家、フェリシティー・ヒル（オーストラリア）・国際女性平和自由連盟国連支部長、アラ・ヤロシンスカヤ（ロ

シア)・自然環境慈善基金総裁の4氏から報告があった。その間、ハンドベル演奏、原爆太鼓、歌、長崎の若者の声などを織り込み、堅苦しくなりがちな会場の空気を和ませるのに大変効果的だった。翌朝の毎日新聞は開会集会の模様を「休憩なしの4時間、席立つ人なく」との見出しで報じた。

■ 3. 分科会

11月19日には10の分科会が6ヵ所の会場を使って終日開かれた。各会場とも100～300名の参加者があった。

ヒバクシャフォーラム:コーディネーターはニック・マクレラン(フィジー諸島共和国・太平洋問題資料センター)、田中熙己(日本原爆被害者団体協議会事務局長)、高橋真司(長崎大学教育学部教授)の諸氏。長崎の原爆被爆者と核兵器の開発・実験などによって被ばくした人々が、互いに健康や生活、人権などについて語り合った。そして今後も交流を強めることによって、21世紀の早い時期に核廃絶を実現できるよう協力して行くことが誓い合われた。

青少年フォーラム:コーディネーターは松田芙佐子(長崎の青年)、岩永郁(少年少女平和の集い・長崎実行委員会)さんの2人。小学生から大学生までの若者にアボリション2000のカラー・リン・オン、被爆者の内田保信両氏も参加し、各班ごとに討論し、発表が行われた。「核兵器のない平和な未来を築くには、現状を知り行動することが重要」などの決意が活発に表明された。

女性フォーラム:コーディネーターは西岡由香(長崎女性平和会議会長)さん。チェルノブイリ原発事故の被ばく者で女性歌手の、ナターシャ・グジーさんの平和を求める切々とした歌を中心に、フォトジヤーナリストの広河隆一、国際女性平和自由連盟のフェリシティ・ヒル両氏による講演と討論が行われた。

平和教育・平和文化:コーディネーターはピーター・ダンジェン(英国ブラッドフォード大学)、岡本三夫(広島修道大学教授)の両氏。平和実現のために一人ひとりが担える役割があることを伝える必要性、またニュージーランドの平和教育プログラムのように、国家間の戦争だけでなく、地域間、個人間の争いに対する解決法をつくることの必要性などが論じられた。

核兵器禁止条約:コーディネーターはアラン・ウェア(核政策に関する法律家委員会顧問)、浦田賢治(反核国際法律家協会副会長)の両氏。核兵器禁止条約のモデル案を中心にして議論され、モデル案には条約締結に至るまでの経過が明示されていないとの問題点や、核軍縮へのアプローチは包括的に行うのか、ステップ・バイ・ステップかといった2者択一的なものではなく、両者を組み合わせている点にモデル案の意義があることなどが指摘された。

核抑止論の克服:コーディネーターはロバート・グリーン(中堅国家構想企画委員会委員長)、高草木博(原水爆禁止日本協議会事務局長)の両氏。核抑止は冷戦の終結によって保有する理由を失った。現在も核兵器国が主張している核戦略は抑止ではなく、抑止と無縁な戦略構想である。こうしたことに日本の多くの市民が関心を持ち、政治を動かして行く必要性や、非核地帯の拡大と非核兵器国への核攻撃禁止を実現させ、核兵器が力を発揮できない状況をつくっていくべきだ、などの意見が交わされた。

核爆発のない核実験:コーディネーターはジャクリーン・カバッソー(米国ウエスタンステーツ法律家協会)、奥村寛(長崎大学医学部原研放射線教授)の両氏。米国における核実験場の映像や核兵器開発にかかわる技術者たちの、自らの仕事を正当化するスピーチをビデオで流して後に討論に入った。臨界前核実験は核研究の重要な一翼を担うものであり、新たな核兵器開発技術にほかならない、とする意見が圧倒的であった。

非核地帯と核の傘:コーディネーターはアチン・バナイク(インドのジャーナリスト・反核運動家)、朝長万左男(長崎大学医学部原研内科教授)の両氏。「核の傘」に依存しない安全保障の道として、北東アジア地域非核化構想の早期実現を図るべきであること、そのためには域内のNGOが中心になって、相互の信頼醸成に努め、条約成立のための環境整備を進める必要のあることなどが論じられた。

NGOの役割:コーディネーターはジャネット・ブルームフィールド(英国ミラー・コーディネーター)、川崎哲(ピースデポ事務局長)の両氏。非政府組織であるNGOの役割を明確にした上で、NGOの世界法廷運動が国際司法裁判所への勧告的意見を引き出した実績から、国会議員への積極的な提言をなすべきだとする意見。また国連を中心として世界の反核NGOからアイデアを集め、具体的な活動計画の下に結束すべきだ、などの訴えがあった。

弾道ミサイル防衛と宇宙:コーディネーターはブルース・ギャングノン(米国宇宙反核地球ネットワーク・コーディネーター)、和田長久(原水爆禁止日本国民会議国際部会長)の両氏。戦域ミサイル防衛(TMD)計画が中国、ロシアの核軍拡を誘発させかねない点や巨額の経費を要することから日米の共同研究を中止させて開発に移行させないことの必要性。また米国の軍産複合体が宇宙の核化に重要な役割を担っており、これらを十分監視していく必要があるなどの意見が相次いだ。

以上10の分科会についてごく簡略にその一端を紹介したが、詳細な内容については、集会の実行委員会が編集した報告書を参照願えれば幸いである。いずれの会場にも共通していたのは、参加者の核兵器廃絶や平和に賭ける熱気といったものが感じられた点である。もちろん分科会によっては、いかにコーディネーターが内容を噛み砕いて説明したとしても、日頃この方面になじんでいない市民にとって、専門的すぎる面があったことは避けようがなかったのも事実であろう。しかし分からないまでも、何とかして自分たちなりに学び取ろうとする参加者の真剣な態度は、分科会会場

をハシゴした私にも痛いほど感じられた。また学生や若い女性が目立ったことや、この種の集会ではふだん見掛けない市民の姿が多かった点も、参加者のすそ野の広がりを実感できた思いがする。

■ 4. 閉会集会

11月20日の閉会集会はクラシックギタリストの山口修氏の演奏によって幕をあけ、各分科会のコーディネーター代表から順次に報告が行われた。そして梅林宏道・実行委員会副委員長からの総括発言かあってのち、長崎アピールの採択をめぐって質疑が交わされた。梅林副委員長は長崎アピールの起草の段階から合意に達するまでの経過の説明と、集会についてのまとめを行った。この集会には適切な人が集まり、適切な議論の深まりがあったこと。また心情と理論の出合い、被爆者の運動と国際NGOの出合い、地域と国際の出合い、外交官とNGOの出合い、自治体と市民運動の出合いその他、集会がさまざまな出合いの場所となったことを指摘した。その上で、NPT再検討会議で核兵器の完全廃棄の明確な約束が行われたことを契機にして、今後は国連総会の場で、日本政府による「核兵器完全廃棄への道程」という決議と新アジェンダグループによる「新アジェンダ決議」の新たな競争が始まること。そして私たちNGOが日本政府に働きかけ、被爆国にふさわしい政策を採択するよう訴える絶好の機会を手に入れたことになる、と結んで市民の決意を促した。

こうして17日から始まった地球市民集会は、閉会集会の700名を含めて参加者は延べ5,625名にも達した。

※全文は資料46(195ページ)。

■ 5. 長崎アピール※

予め11月の集会前に梅林副委員長と私とがアピール文のたたき台を作り、各分科会のコーディネーターおよびスピーカーの人たちに意見を求めることにした。アピールの構成は、被爆地の思いを込めて感性に訴える部分と、核兵器廃絶に向けた具体的提言として論理に訴える部分とを融合させるよう配慮した。

主に海外のコーディネーターの人たちから、部分的な修正ないし加筆を希望する声が寄せられたが、基本的には試案に賛同する意見が多かった。11月19日の夜、つまり分科会が終了してのちにアピール文の起草委員会が開かれた。起草委員は各分科会から1名ずつと、キーノート・スピーカーとしてディビッド・クリーガー氏、それに実行委員会委員長および副委員長の合計18名が参加した。

原文を元にして、1行ずつ、各委員が自由に意見を述べ合う形で会が進められたが、深夜に及んでも完全にはしぼり込みきれなかった。そこで起草委員会の中からジャクリーン・カバッソウー、ジャネット・ブルームフィールド、梅林宏道の各氏と私の4名が選ばれて最後のまとめを行うことになった。アピール文の作成が完了したのは閉会集会の当日、午前3時を回っていた。

採択された長崎アピールは、今後、各国のNGOによる反核活動の重要な指針となったことは疑いないが、問題はそこに盛られた項目をどう具体的に実現させていくかにある。実行委員会は長崎市を通じて、アピール文を国連や核兵器国その他の主要国政府あてに送付した。各国のNGOも、それぞれの政府に対して働き掛けていくことが確認されたが、私たちにとっての課題は日本政府の核政策をどう変えさせるかにあった。

それというのも、各分科会における国内、外のNGOから出された発言の中には、米国の核の傘の下に安住し、対米追随の核政策を取り続ける日本政府への批判が目立ったからである。梅林副委員長と私の2人は、2001年1月17日、長崎アピールを携えて外務省を訪ねた。軍備管理・科学審議官の服部則夫氏ほか2名が応対に当たり、予定時間を超えて1時間20分にも及ぶ話し合いを持った。

私たちは逐条的に核兵器禁止条約のための国際会議開催の必要性、日本政府の米国による核の傘からの離脱と北東アジア非核地帯化への積極関与、北米と東アジアに関して米国が進めようとしているミサイル防衛(NMD、TMD)計画に対する反対、その他についての討議を行った。外務省側は「国民の意向は尊重したい」とか「NGOの考え方自体はそれなりによく分かる」としながらも、結局は「今はまだそうした時期にあるとは思わない」、「米国に対して現在そうした提案を行う気持ちはない」、「TMDは単に共同研究の段階であって、日本の国益に沿わない場合は実施を見送ることもあり得る」といった消極的な姿勢に終始した。収穫があったとすれば、今後とも核政策についてNGOとの対話を続けたい、とする積極的意思を明らかにした点であった。

■ 6. 今後について

「核兵器廃絶2000年長崎市民会議」は、11月の地球市民集会を念頭に置いた時限的性格のものであった。集会の終了を受けて今後の在り方を協議した結果、名称を変えて会議の継続を図ることが確認された。その最大の理由は、残念ながら2000年中に核兵器廃絶の目標は達成できなかったものの、21世紀には「長崎アピール」の具体的実現をめざして新たな出発をする責務がある、といった点にあった。

※キーワード「『核兵器廃絶ナガサキ市民会議』の出発」(99ページ)参照。

2001年4月22日、「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」※はこうして新たに発足した。会議の目的は言うまでもなく「あらゆる種類の核兵器の全面的かつ完全な廃絶」にある。そしてこの目的達成のための活動として、(1)思想・信条の違いを超えた市民の連帯による核兵器廃絶運動の推進、(2)戦争・被爆体験の学習と伝承、(3)核兵器廃絶を目指す県下各自治体との提携、(4)世界のヒバクシャとの連携・連帯活動、(5)核

兵器廃絶を目指す地球市民運動（NGOの運動）への参加などが決定された。

この地元NGOの再出発を機に、11月の地球市民集会を成功させた実行委員会も継続することが決定し、市民と行政が一体化して今後も活動していくこととなった。差し当たっては、2001年11月に海外、国内のNGOゲストをまじえての核兵器廃絶シンポジウム、2002年2月には県内、外の青少年代表者を招いての「核兵器廃絶－青少年の集い」を開くことが予定されている。その上で、重要な時期（例えばNPT再検討会議前年など）には再び昨年11月規模の国際会議開催も視野に入れることになっている。

ややもすればあきらめに似た声も聞こえてくる核兵器廃絶という目標に対して、被爆地ナガサキの決意は決して衰えてはいない。それどころか21世紀を迎えて、国内、外の反核NGOのみでなく、非核自治体との連携もより一層強化しようと力強く動き出している。"ネバー・ギブ・アップ"—これが私たちの合言葉である。

報告：NPT13項目合意と日本

梅林宏道（ピースデポ）

■1. はじめに

2000年4月24日から5月20日までニューヨークの国連本部で開催された核不拡散条約（NPT）の第6回再検討会議は、最終文書を全会一致で採択した。最終文書には、よく知られるようになった「核兵器完全廃棄への明確な約束」という文言を含む13項目（全訳は資料8）が、核軍縮を前進させるための「実際的な諸措置」として合意された。不十分な点はさまざまに指摘できるであろうが、これは予想を超えた成果であった。

13項目と言われているものは、正確には、NPT最終文書第Ⅰ部「1995再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」の「第Ⅵ条と前文第8～12節」に関する章の第15節に掲げられた13項目である※。第15節は次の前文のもとに本論第3節に取り上げる13項目が掲げられている。

※NPT2000年条約国再検討会議・最終文書・第Ⅰ巻14～15ページ。

「会議は、NPT第6条、および1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節（c）の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。」

この合意の達成には、新アジェンダ・グループ（NA。ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカの7カ国。）（56ページ参照）の交渉力と、それを支えた世界の核兵器廃絶を目指すNGOの役割が大きかった。被爆国日本は、「核兵器国との協調的アプローチによる調整努力」を方針としてうたったが、ほとんど大きな働きをしなかった。むしろ、核軍縮を外交の一つの基本柱としてきた日本の立場からすれば、日本の根本路線が失敗し、その欠陥を露呈したというのが率直な評価であろう。

この失敗は、日本の核軍縮外交に転換を促さざるを得なかった。その結果、2000年秋の国連総会（第55回国連総会）において、日本は94年以来継続していたいわゆる「究極的核廃絶決議」をとり下げ、「核兵器完全廃棄への道程」と題する新しい決議を提案した（75ページ）。表題に現れているように、形のうえでは日本はNAに触発されて、より積極的な姿勢を打ち出した。そして、決議の中に13項目をとり上げるとともに、CTBT発効に期限を設定するなど、13項目よりも進んだ内容の具体的提案を盛り込んだ。しかし一方で、日本が米国の核抑止力に依存する政策は、まったく変更しないと外務省担当官は市民団体にくり返し明言した。

NPT13項目の措置は推進するが、核兵器への依存は続けるという日本の政策は、そもそも矛盾無く成立するものだろうか。日本政府のこの立場は、再び日本の言行不一致として、国際社会に冷ややかに迎えられる可能性はないのだろうか。日本の市

民や非核自治体においても、新しい日本決議をどう理解すればよいのかが問題となる。

これらの問いに答えるためには、13項目に照らし合わせて日本の核兵器政策を具体的に検証することが必要となる。本論の目的は、この検証を行うことである。

※キーワード「中堅国家構想：政府とNGOの橋渡し」(89ページ)参照。

2001年4月29日～5月1日に、中堅国家構想(MPI)※はニューヨークの国連本部において、「2005年NPTに向けて：13項目措置へのアクション計画」と題する政府とNGOとのラウンドテーブルを開催した。筆者はそれに参加したが、ラウンドテーブルでの議論と事前に準備された政策文書(タリク・ラウフ(モントレー研究所)執筆)とが、本論の執筆に大変に役立った。

■2．13項目採択の経過

1. 核兵器廃絶会議としてのNPT再検討会議

まず、2000年NPT再検討会議での13項目採択が、大きな政治的意味を持っていることを理解するために、2000年会議そのものの歴史的位置づけを簡単に述べておきたい。

※NPT第6条：「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

NPTはいくつかの重大な弱点があるにもかかわらず、核兵器保有国(NPTでは「核兵器国」と呼ぶ。これに対して核兵器を持たない国を「非核兵器国」と呼ぶ)に対して、核軍縮義務(第6条)※を課した唯一の国際条約であり、他の条約にはない極めて重要な役割をもっている。しかも、187カ国(2000年4月現在)という軍備管理・軍縮条約のなかで最大の加盟国数を誇っている。(ただし、インド、パキスタン、イスラエル、キューバは加盟していない。)

1996年7月8日に出された国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見によって、NPT第6条の重要性はいっそう増大した。この意見のなかで、裁判官は全員一致で「すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行い、かつ完結させる義務が存在する」と、第6条についていっそう明確な解釈を与えたのである。つまり、単に「誠実に交渉する」だけでは不十分で、「完結させる義務」があると、国連の最高の法的機関が確認した※。

※資料1(108ページ)参照。

NPTは、条約が実行されるよう点検するために、5年ごとに再検討会議を開催できることを規定している。事実、再検討会議は、1970年発効の5年後である1975年から、欠かさずに5年ごとに開催されてきた。2000年会議4～5月の再検討会議は、6回目の再検討会議であった。

検討は、大別して三つの問題群(クラスター)で行われる。核軍縮、核の安全性(不拡散の保障措置)、原子力の平和利用(商業利用)の三つである。第6条問題は、核軍縮のクラスターで議論される。再検討会議のもっとも重要な部分であると言ってよい。すべての核兵器保有国がNPTに加盟しているから、このことは次のことを意味

する。

「NPT再検討会議は、核兵器国に核兵器廃絶義務の履行を求めることができる5年ごとの国家間会議である。」

2. 2000年再検討会議の背景

1995年再検討・延長会議では、核兵器国は核軍縮義務を怠っているとして、多くの非核兵器国から厳しい批判を受けた。そして、厳しい交渉ののちにNPTを無期限に延長することに加盟国は合意したが、同時に、核軍縮の前進のためにいくつかの条件が付けられることになった。条件は、三つの決定と一つの決議文として採択された。決定1は再検討過程の強化、決定2は核不拡散と核軍縮に対する原則と目標(「原則と目標」)、決定3はNPTの無期限延長、に関するものであり、決議は中東に関するものである(「中東決議」)。決定3以外には法的拘束力はないが、政治的、道義的な拘束を受ける。

決定1の再検討過程の強化によって、2000年会議の前に97、98、99年の3回にわたって準備委員会が開催された。準備委員会は単に議事運営の準備をするだけではなく、実質内容についても議論する場として定義されていたが、実際には、核兵器国はその趣旨に違反して、内容議論をするのに熱心ではなかった。その結果、3回の準備委員会はほとんど前進なく終わった。

しかも、決定2(「原則と目標」)に掲げられていた中心的な五つの項目について、過去5年間の達成状況は極めて不十分なものであった。

①包括的核実験禁止条約(CTBT)の96年中締結という目標は一応達成された。しかし、米国上院の批准否決(99年10月)にみられるように、発効の見通しがまったく立っていなかった。

②FMCTの即時交渉開始と早期締結を求める決定は、履行されなかった。ジュネーブ軍縮会議(CD)でいったんは交渉のための特別委員会が設立されたものの、実質討議に入る前にとん挫したままであった。

③「核兵器の究極的廃絶に向かって核兵器を削減するための、体系的かつ前進的な努力」という語句が、核軍縮の中心をなす合意であったが、それも履行されなかった。作戦配備されている各国の核弾頭は、94年末から99年末にかけ極めて少量削減されただけであった。しかも、NATO(北大西洋条約機構)の東方拡大とコソボへの軍事介入、米国の弾道ミサイル防衛計画という西側の政策によって、米ロ間の戦略兵器削減交渉(STARTプロセス)は行き詰まっていた。それどころか、ロシアでは安全保障政策における核兵器への依存度が高まるという逆流さえ生まれていた。

④非核地帯の拡大に関しては、95年以来一定の前進があった。東南アジア非核地帯化条約(バンコク条約)が成立し(95年12月15日)、発効した(97年3月27日)。また、アフリカ非核地帯条約(ペリンダバ条約)が成立した(96年4月11日)。しかし、95

年の「中東決議」で掲げられた中東・非大量破壊兵器地帯の設置に関しては何の前進もなかった。イスラエルはNPTに未加盟のままであった。

⑤核兵器の使用や使用の威嚇に対する非核兵器国の安全保証の問題についても、実質的な進展は何もなかった。CDに特別委員会が設置されたことはあったが、継続的なとり組みにならなかった。

このように、激論の末に条件つきでようやく無期限延長されたはずのNPTは、過去5年間、核兵器国によって何の誠意ある扱いも受けずに放置されてきたというのが、2000年会議を迎えたときの状況であった。

3.13項目の審議過程

新アジェンダ(NA)が発足したのは1998年であるから、2000年会議はNAが登場して初めての再検討会議であった。NAは、その設立声明※の趣旨からして、核兵器国にNPT第6条遵守を迫る国家連合であるといっても過言ではない。各国のNGOの間では、NAに対する期待感が強かった。

※資料5(118ページ)参照。

前述したように、第6条問題は、核軍縮クラスターを扱う主要委員会(MC)Ⅰで議論された。その中でも、今後の核軍縮方針に関する議論が難航することが予測されたので、MC-Ⅰは、その下に下部機関1を設けて、核軍縮の将来の実際的措置を集中審議することになった。会議全体の議長はアルジェリアのアブダラ・バーリ大使であったが、、MC-Ⅰ議長はコロンビアのレイエス大使、そして下部機関1にはニュージーランドのピアソン大使が就任した。

(1)「完全廃棄への明確な約束」

NAは、会議冒頭の2000年4月24日、意欲的な作業文書を提出した※。その主文1は、①完全な核兵器廃棄への明確な約束、②次回会議までの5年間に交渉を加速することへの明確な約束、③その期間に段階的手段を実行する、という3つの「明確な約束」を求めた。NAは上述のような、2000年のNPT合意を無視した核兵器国の態度に対して、主文1の明確な約束をとりつけることが、最重要の獲得目標であると考えていた。

※資料6(120ページ)参照。

核兵器国は、この強い要求を予想していた。5月1日、NPT再検討会議の歴史で初めて、全核兵器国が一致して共同声明を発し、NA提案を意識した「核兵器の完全廃棄という究極的の目標について明確に誓約する」という文言を含む提案を行った。つまり、あくまでも、これまでの「究極的」という言葉にこだわって、NA提案を骨抜きにしようとしたのである。前述したように、「究極的」という言葉は、もともと日本が考案したものである。

翌2日、NAはただちにMC-ⅠでNA共同声明を提出し、「核兵器の完全な廃棄は、義務であり、優先事項なのであって、究極の目標ではない」と反論した。NAはその根拠として、1996年の国際司法裁判所の「核軍縮交渉を誠実に行い完結する義務がある」とする全員一致の結論を挙げている。

NAが要求した3つの「明確な約束」の要求は、下部機関1のピアソン議長がまとめた全17節からなる議長文書には生き残った。それはそのまま、MC-Ⅰのレイエス議長の報告書に添付されて、5月11日に全体会議に送られた。ここで予想を超えた非公式会議が形成されることになった。核兵器国がノルウェーを調停国に指定し、新アジェンダ7カ国と将来の措置についての非公式協議を持ちたいと申し出て、バーリNPT再検討会議議長もこれを支持したのである。5月13日以降、下部機関1の議長文書をたたき台にして、5+7の12カ国の非公式協議が重ねられた。

この状況は、ピースデポに強い感慨を呼び起こさずにはおかないものであった。というのは、外務省がピースデポに説明をしていた認識が、決定的に誤りであったことを意味したからである。外務省はピースデポなどとの直前の対話のなかで、「NAは核兵器国と対立している。あのような対立するやり方では、核兵器国と接点を作れない。日本のアプローチはそうではないから、核兵器国と交渉が成立している」と説明していたのである。事実はまさに逆となって現れた。日本はかやの外におかれ、核兵器国はNAとの交渉を選んだ。

P5とNAの交渉の中で、3つの「明確な約束」のうち②と③「次の5年の交渉加速と段階的手段の実行」を落として、①「完全な核兵器廃棄」を残す、という妥協が成立した。②と③を落とす妥協案を英国が提案し、米国と中国がこれに柔軟な姿勢を示し、ロシアが18日になって妥協に応じる姿勢に転じた。その後フランスも同意し、妥結したと言われている。

もともと「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」の論理的帰結として、これからの5年間の「交渉の加速」があり、「段階的手段の実行」があるという内容であった。しかし、最初の部分だけでも獲得することをNAは選んだ。NAを代表してメキシコ大使は、この妥協はギリギリの最低線であると述べた。

NAが「完全廃棄の明確な約束」を獲得することだけでも大きな前進だと考えたのは、日本が導入した「核兵器廃絶の究極的な目標」という文言が、あまりにも前進の阻害要因になっていたので、それを突破する必要があると考えたからであった。核兵器国は、この「究極的な目標」という言葉を重宝して、保有核兵器の廃棄のポーズを示しながら、それを永遠の未来に遠ざけることができた。そして、核兵器の質的改良の研究を続け、安保政策における核兵器への依存度を不可欠との位置づけを続けてきたのである。

その結果、核兵器国はほんとうは核兵器廃絶のことなど本気で考えていないという疑念が、多くの市民や非核兵器国のなかに増幅した。したがって、2000年NPT再検討会議では、冒頭から「究極的」を葬り、「あいまいさの残らない完全廃棄の明確な約束」を核兵器国からとりつける必要があったのである。間接的とはいえ、そして、被

爆国日本に敬意を払って直接口に出さなかったとは言え、日本政府はまさに打倒すべき対象であったのである。

(2) ABM条約、及び「戦略的安定」

その他にも、13項目に関連した、いくつかの重要な交渉過程を振り返っておく。

ロシアや中国は米国のミサイル防衛構想を批判してきたが、5月1日の共同声明において核兵器国が「戦略的安定の基礎としてABM(対弾道ミサイルシステム)条約※を維持し強化する」との表現に合意したことで、ミサイル防衛問題は議論はそれ以上深まらなかった。この表現は、最終文書までそのまま残った。この文言は、ロシアはABM条約を無修正で保持すると理解し、米国は米国の国土ミサイル防衛(NMD)を可能にする議定書を追加することが「維持し強化する」ことである理解することによって、成立している玉虫色の文言である。

※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」(57ページ)参照。

MC-Ⅰ報告書の段階では、非戦略核兵器の削減や、警戒態勢の解除、核兵器の役割の縮小などの措置には、「戦略的安定」との条件が付けられていた。この条件によって核兵器の保持が正当化されるのなら核軍縮の趣旨に反する、とNAは批判した。協議の結果、「国際的安定の促進のため」との表現で決着した。ただし、警戒態勢の解除は、最終文書では、「作戦上の地位の低下」というあいまいな表現に変えられた。

(3)「透明性」

MC-Ⅰ報告書には、「核軍縮への信頼醸成措置として、保有核兵器と貯蔵核分裂物質に関する透明性の増大」という文言が盛り込まれていた。NAと核兵器国との交渉の場において将来の核軍縮措置に関する他のすべての部分で修正と合意が成立した段階で、中国はこの文言に抵抗を示した。そのような情報公開をすれば中国のような小さい核兵器能力を持つ国は弱い立場に置かれてしまう、信頼醸成のためにはむしろ、核兵器国のなかで中国のみが無条件に宣言している第一不使用(先制不使用)宣言を核兵器国がおこなうべきだと主張した※。しかし、バーリ議長の真剣な説得の結果、最終日の19日早朝になって中国は「透明性」で歩み寄り、「核兵器能力に関する透明性の増大」という文言が最終文書の中に残った。

※中国は最初の核実験の発表のとき(1964年10月16日)以来、「いかなるとき、いかなる状況においても、中国は核兵器を使用する最初の国にならない」と宣言している。

(4)「カットオフ条約」の期限と内容

兵器用核分裂物質の生産禁止条約(FMCTまたはカットオフ条約)においては、NAの提案と日本の提案が補い合って、好い結果をもたらした。

最終文書において、FMCTには二つの重要な要素が含まれている。条約に「核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮」することを求めている点と、「5年以内に妥結する見通し」と期限に言及している点である。前者は、NAの要求、後者は日本の要求から最終文書に入った。

FMCTの交渉が始まったときに直面する最大の問題は、既存の核分裂物質の扱いである。将来の生産禁止のみを定めた条約であれば、すでにあり余る核分裂物質をもっている米国など先進核兵器国は何の痛みも感じない。核拡散を抑える効果はあっても核軍縮の効果はない。NAは、この点を主張した。

また、日本政府は、遅くても2005年のNPT再検討会議までに、条約の成立を求めた。その結果、期限問題が最終文書に盛り込まれた。最終文書では、5年を数える起点がはっきりしない表現のまま、5年以内に妥結する見通しを述べているに過ぎないが、それでも日本の貢献が指摘されるべきであろう。今後の展開によっては、それが重要な働きをする可能性があるからである。

(5) 日本の要求より高水準の合意

日本の8項目の要求※のほとんどが最終文書に盛り込まれたということで、日本の外交は成功したという議論があるが、それはあまりにも表面的な議論である。日本は、米国に気兼ねをするあまり、要求を低く設定したというのが真相である。

※資料7(122ページ)参照。

最終文書の成果は、加盟国すべての貢献であるという意味において、日本ももちろんなにがしかの貢献をした。しかし、積極的な貢献をしたとは言えない。8項目のうちの2項目に関しては、日本より強い要求がNAなどから出され、それに近い水準で合意が成立している。つまりは、日本の要求は合意水準を低くする役割を果たしかねなかったのである。

一つは、すべての核兵器国による核軍縮交渉に関する要求である。現在、米ロ間の核兵器削減交渉(START)があるだけで、それ以外の核兵器国を含めた軍縮交渉のテーブルは存在しない。最終文書は「すべての核兵器国」を「適切な早い時期」に軍縮プロセスに組み入れることを求めている。しかし、日本はこれまで国連総会決議の内容についての米国などとの折衝の経緯があり、「すべての」や「早い時期」という文言を8項目の中に盛り込むことができなかった。NAなどの要求によって日本提案の上を行く内容が盛られたのである。

また、最終文書で「CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関」の設置が要求された。これは大きな成果であるが、日本の8項目での要求ははるかに弱く、「CDにおける多国間の議論」という漠然とした「議論の要求」を求めたに過ぎない。NAなどの明確な要求が合意内容となったのである。

再検討会議終了後の5月21日の談話で河野洋平外務大臣は、「核兵器国に対して対立的姿勢で臨むのではなく、核兵器国との信頼関係に基づき核軍縮措置をねばり強く求めていく」というアプローチが、今回の会議で「有効性を証明した」と述べている。いったい、今回の再検討会議のどこからこんな結論が出てくるのか、不可解である。マスメディアも、このような発言に、チェックを加える力をもっていなかったの

は残念である。

■3．13項目と日本の課題

以下に　第15節の13項目の一つ一つについて、加盟国であり、かつ原子爆弾被爆国である日本が努力すべき課題について考察し、提言を列記する。**以下の見出しの次に来る太字の部分は、最終文書の引用である。**また、***提言は太字斜体とし、とくに重要な項目に下線を引いた。***

(1)CTBT早期発効

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。

2000年5月31日現在で、発効に必要な44カ国のうち13カ国が批准を済ませていない。そのうち、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の3カ国は調印もまだである。調印はしたが、未批准の国は、アルジェリア、中国、コロンビア、コンゴ(キンシャサ)、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国、ベトナム、の10カ国である※。

※資料16(137ページ)参照。

日本政府は、CTBT早期発効を外交の重点項目の一つにしてきた。とりわけ、2000年の国連総会決議では、オーストラリアと共同で「2003年より前の早期に条約が発効するという見通しを持って、早期に署名し、批准すること」という期限設定の決議を提案し、圧倒的多数の支持を得たことは特筆に値する。この決議への投票で、賛成投票をした国の中には、上記未批准の13カ国の中のアルジェリア、コロンビア、インドネシア、イラン、米国、ベトナムが含まれている。つまり、これら6カ国は、行政府のレベルでは2003年までの批准の意思があることを意味する。

一方、日本政府は、未批准国に使節を派遣するなど強力な働きかけをしていると国民に説明してきた。しかし、中村敦夫参議院議員の質問主意書への政府回答によると、その外交活動の内容は予想に反して弱く、計画性の少ないものである。説得の使節を送った国は、米国、インド、パキスタン、エジプト、アルジェリア、中国の6カ国に留まっている。とりわけ、2001年9月25日～27日に開催される第2回CTBT発効促進会議を前にして、6月段階でも具体的な上記13カ国への説得方針を持ち合わせていなかった。

米国が、未批准であることは、CTBT発効にとって、とりわけ重大な障害となっている。とくに未調印の3カ国にとっては、最大の核大国である米国が批准を拒否していることが、CTBTの信頼性を否定する有力な根拠となるであろう。ここに現れている米国の安全保障政策は、日本の安全保障政策のみならず、96年「日米安全保障共同宣言」で合意した内容とも明確に違っている。そこには、「CTBT交渉の促進」が唱われ「軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う」と合意されている。ブッシュ新政権が、米上院でCTBT批准を拒否した勢力に支えられていることを考えると、日本がこの件について強い姿勢でブッシュ政権に臨まなければならないであろう。

CTBTが発効したときに、検証システムを含むCTBT機構(CTBTO)がすぐに機能できるように、準備を怠らないことも重要な課題である。そのための技術協力を強化し、分相応な資金を日本は拠出する必要がある。

課題1 CTBT発効促進会議、国連総会、NPT再検討会議準備委員会のすべてにおいて、「2003年より前の発効」を含む早期発効の決議を、日本はくり返し提案すること。また、他国の同種の提案があれば支持すること。

課題2 ブッシュ政権に対して、「日米安全保障共同宣言」を指摘することも含め、日本の政策の根幹を指摘して、米国のCTBT批准をくり返し要求すること。また、米議会への批准議案の提出時期をいち早くとらえて関係議員への説得に努めること。

課題3 第2回発効促進会議が米国の批准を強く促すこと。

課題4 米国以外の未批准12カ国の一つ一つの国について専門家チームを組織し、もっとも適した方法でもって継続的な批准促進の活動を行うこと。

課題5 CTBTOへの技術協力を強化するとともに、分相応な資金の拠出の継続すること。

(2)核爆発実験のモラトリアム

2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

一般的に、CTBTが発効していなくても調印を済ませた国は、その条約の目的に違反する行動はとることができない(条約に関するウィーン条約)。5つの核保有国とイスラエルはすでにCTBTに調印しているので、その意味では一定の歯止めがある。しかし、CTBTには脱退規定がある以上、発効以前に状況が変われば核実験に踏みきることができるという議論もある。また、米国で話題になっているミニニューク(1キロトン以下の小威力爆弾)の製作には、核爆発実験が必要だという議論がある。また、米国のミサイル防衛が強行されると、ロシアはこれまでの軍備管理条約すべてを見直すという議論があるし、中国では核兵器の増強のために核実験への誘惑が増す。インドとパキスタンは、現在のところ、モラトリアムを続けると言っているが、もし、中国が核実験をすればインドに、そして次にはパキスタンに波及するだろう。

このような状況では、核実験モラトリアムをくり返し確認する必要がある。

また、米国で建設中のNIF（国立点火施設）で計画されている実験は、持続的核融合を発生させるものであり、CTBT違反である可能性が高い。この実験はブースト段階の核兵器の研究に役立つ。これが容認されると、NIFのような設備を持たない中国が、核実験の権利を主張する根拠となる。日本政府は、NIFへの懸念を表明したり、それへの民間協力（たとえばホヤガラス）を規制していない。

未臨界実験は、CTBTが禁止する核爆発実験ではないとされるが、これを「現存する核兵器維持のために必要だ」と容認すると、核兵器維持のために必要な小規模の爆発実験が必要だという議論に強く対抗することが困難になる。非核自治体の多くが未臨界実験に反対し抗議しているが、日本政府は容認している。

課題1 CTBT発効促進会議、国連総会、NPT再検討会議準備委員会のすべてにおいて、核爆発実験のモラトリアムを再確認するよう日本自身が提案したり、他国の提案を支持すること。

課題2 米国のNIF建設に対してCTBT違反の懸念を表明し、これへの日本の民間協力を規制すること。

課題3 未臨界実験に反対すること。

課題4 インド、パキスタンに対してCTBT批准促進と同時に、核実験のモラトリアム継続をくり返し要求すること。

※カットオフ条約のこと。キーワード「CD混迷：進展ゼロのFMCT」（64ページ）参照。
※資料18（139ページ）参照。

（3）CDでFMCT※の5年以内妥結をめざす作業プログラム

3. ジュネーブ軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明*とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

この最終文書が採択された以後もCDは空転を続け、FMCTについての作業プログラムは合意できていない。行き詰まりの背景には2つのリンク論が存在している。第一は核軍縮交渉とFMCTの交渉とのリンク論で、二つの交渉をCDにおいて同時並行すべきであると主張する。すでにあり余る核分裂物質をもっている核保有国のはっきりとした核軍縮計画なしに、兵器用核分裂物質の生産禁止のみを先行させることはできないという、インド、パキスタンや非同盟諸国の主張である。それに対して、核兵器保有国は核軍縮交渉の特別委員会には強く反対する。第二は、大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）とFMCTとの間のリンク論である。この問題ではPAROS

の緊急性を主張する中国と、ミサイル防衛問題に議論が集中することを避けようとする米国が、鋭く対立している。

現在、CDには、FMCTやPAROSの他に、次項に述べるように、NPT最終文書では「核軍縮を扱う特別委員会」を設けることが合意されている。また、核兵器保有国が、非保有国に核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという「消極的安全保証」を与えるための特別委員会も提案されており、1998年にはこのための特別委員会が一度設立された。これら4つの特別委員会は、いずれも重要な課題を扱うものであり、積極的に推進したい国があるとすれば、内容を固定させずにやがて進化させることを前提にして、まず緩やかな形で並立させるべきであろう。日本は、そのような立場で自立的な外交をすることが望まれる。

日本政府は、FMCTをCTBTと並ぶ重点項目に位置づけて、その推進を図ってきた。日本のこの傾向は、これらの項目が米国の政策と一致するものであり、核軍縮よりも核不拡散に重点を置く考えであると説明されることが多い。2000年秋の国連総会では、日本はNPT最終文書よりも厳しく、「2005年より前の可能な限り早期の妥結」というFMCTに積極的な内容をもった決議を提案し、圧倒的多数の支持を得た。

この期限のなかで成果を上げるためには、CDが正常化する条件を探るとともに、正常化したときに交渉の促進に役立つような技術的準備を、CDの枠外で進行させることが必要になる。とりわけ、軍事用、商業用を問わず各国が保有するすべての核分裂物質の目録を作成することは、FMCT交渉の基礎とした役立つと思われる。国連軍縮本部がもっている大量破壊兵器に関するデータベースにこの項目を加えることが適当である。

課題1 CDがFMCTについての作業プログラムに合意するまでの間に進めておくことのできる技術的問題を特定するための専門家委員会を招集すること。

課題2 軍事用、商業用を問わず各国が保有するすべての核分裂物質の目録を作成する事業の実現を図る。

課題3 上記の並行的作業をしつつ、日本政府は、「2005年より前の可能な限り早期の妥結」を内容とする国連総会決議の提案を続ける。

（4）CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム

4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

前項で述べたように、CDのデッドロックは続いており、核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラムの合意は、近い将来に望めそうにない。調停の基礎として、2

000年8月のアモリム調停案(CD／1624、アモリムはブラジル大使の名前)がある。しかし、この調停案では設置される下部機関は「核軍縮の目的を達成するための前進的、系統的努力のための実際的な措置に関して情報や意見を交換する」という任務に限定されており、核軍縮についての協議や交渉は前提とされていない。米国は、しぶしぶながらこの案に賛成しているが、ニュージーランドなどの積極的な国は、この内容ではNPT合意の下部機関にならないとして反対している。

このような政府間交渉の行き詰まりを乗りこえるためには、核軍縮の緊急性を訴える国際世論の高まりが必要であると考えられる。このためには被爆国日本が果たすべき役割が極めて大きい。日本が、核兵器をはっきりと否定する「非核法」を制定するなど、自らの政策変更で世界にアピールすることも可能であるし、日本政府が広島市、長崎市など自治体を先頭に立てて、新鮮な形で核兵器の非人道性と危険について国際世論に訴える道も考えられる。また、国連ミレニアム総会で出されたアナン提案「核の危険を減らす国際会議」※(「ミレニアム宣言」でも言及)を、その観点から活用する方法もある。

※キーワード「国連ミレニアム総会アナン提案」(59ページ)参照。

課題1 CDの行き詰まりを打開する調停案を模索すること。

課題2 核軍縮の緊急性を訴える国際世論を高めるために、被爆国日本として斬新で画期的なとり組みをすること。アナン提案の「核の危険を減らす国際会議」を招集することも一つの方法と考えられる。

(5)不可逆性の原則

5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

不可逆性に関しては、まず核弾頭や兵器用核物質の量的な削減や管理に主たる関心が注がれる。1997年の米ロ・ヘルシンキ・サミットでは、STARTⅢ交渉においては、削減された核兵器の不可逆的措置を議題にすることが話し合われたが、正式な交渉は始まっていない。注目すべきことは、今回の合意はこのような量的問題に留まらない。核爆発実験のモラトリアムや消極的安全保証の国連安保理決議(1995年4月)など政治宣言や決議を含む、核兵器に関する軍備管理・軍縮の措置すべてにおいて、後退や破棄をしないという合意と解すべきである。

ブッシュ政権がミサイル防衛を強行したときに、さまざまな国や分野で予想される逆行を抑制するためにも、この不可逆性の原則は極めて重要な現在的意味をもっている。

より強化された代替条約なしにABM条約の破棄をするならば、米国は明確な不可逆性の原則違反である。また、ロシアが一部で報じられたような戦術核の再配備を

行えば、やはり不可逆性の原則違反である。中国は、核実験のモラトリアムや第一(先制)不使用政策を後退させるべきではない。

1991年のブッシュ・ゴルバチョフの合意による「相互に調整された一方的措置」として、戦術核の廃棄と撤去を行った措置の不可逆性が、とりわけ重要である。日本に関しては、この措置を通じて、少なくとも平時において、艦船・航空機による核兵器の持ち込み疑惑から解放されるという直接の利点が生み出されている。この措置の不可逆性を現場から担保する方法として、非核三原則の法制化を行うことが適切である。

日米の戦域ミサイル防衛(TMD)の共同研究※は、二重の意味で不可逆性を危険に陥れている。一つは、たとえ研究とはいえ、日米のTMD志向は東アジアの緊張を高め、軍備競争の引き金を引いている。その結果、共同研究は中国の核兵器政策の逆行を引き起こす要因となる。また、TMDとNMD(国土ミサイル防衛)は、ブッシュ政権のミサイル防衛計画では一体化しようとしており、全体としてABM条約違反の開発となる可能性が高い。これは、直接にABM条約の破棄に道を開くのみならず、ロシアの核兵器の逆行的な諸政策を誘導するおそれがある。

※キーワード「ミサイル防衛に関する日米共同研究」(76ページ)参照。

課題1 戦術核の艦船・航空機への再搭載を防止する措置として、日本は非核三原則の法制化を行うこと。

課題2 日本は、ABM条約の破棄や中ロの核軍拡の誘因となる戦域ミサイル防衛(TMD)の日米共同研究を中止すること。

(6)保有核兵器の完全廃棄の明確な約束

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

核兵器保有国は、「明確な約束」を実行することについて、今のところ具体的な行動を起こしていない。2000年5月にこの最終文書が採択されたが、秋の米国の大統領選挙で、両陣営とも「明確な約束」に一言も言及しなかった。また、すでに述べたようにジュネーブ軍縮会議(CD)の協議でも、核兵器国に新しい態度が見られない。

保有核兵器の完全廃棄は、核保有国のみならず、NATO諸国や日本など核兵器依存国にも同様に影響がある。「明確な約束」が行われた以上、核兵器保有国も核兵器依存国も等しく、「明確な約束の実行プラン」を作成することが求められる。

日本政府は、昨年の国連総会に「核兵器完全廃棄への道程」※と題する決議案を提案して圧倒的な支持を得た。これは、まさに「明確な約束」の実行プランを意味するタイトルであり、その積極性は高く評価できる。しかし、決議の内容には「完全廃棄への実行プラン」の必要性が主張されておらず、またその立場からの包括的提案も

※資料11(131ページ)参照。

ない。むしろ、個別的な中間的措置の列記に終わっている。実行プランはそれぞれの国によって異なって構わないことを考えると、「核兵器完全廃棄への道程」決議の中には、「明確な約束」の実行プランの作成と提出を関係国に求める内容を盛り込むことが、現実的であろう。

課題1 日本提案の「核兵器完全廃棄への道程」国連総会決議案に、「核兵器完全廃棄の明確な約束を実行するためのプランを、すべての核兵器保有国と核兵器依存国に求める」内容を入れること。

課題2 日本自身が、核兵器依存を完全廃止する実行プランを作成すること。

(7)ABM条約の維持強化とSTART過程の促進

7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、START II を早期に発効させ完全に履行し、STARTIII を可能な限り早期に妥結すること。

※資料23(154ページ)参照。

5月1日の演説※で、一方的な姿勢ではないにしろ、ブッシュ米大統領はABM条約の廃棄と世界的ミサイル防衛網の構築を宣言し、また同時に、START過程に言及することなく、核兵器の大幅削減を表明した。これによって、NPT合意のこの項目は危機的状況に立たされている。6月の米ロのリュブリャナ(スロベニア)・サミットで、すべての交渉はこれからであるということが明らかになったが、会談後パウエル米国務長官はABM条約の一方的破棄もありうると語り、プーチン・ロ大統領はそれには核増強で対応すると答えるなど、ABM条約への根本的態度が対立している。

核弾頭の大幅削減の方向性については、米ロが一致していると言えるが、ここには新たな重要な問題が発生している。気候変動問題に対処する京都議定書の一方的廃棄やCTBTの批准拒否など、多国間協議によって作られた国際的枠組みを軽視する米新政権の「一国行動主義(ユニラテラリズム)」が、ここにも現れているからである。その態度は、強国の都合の好いように世界秩序を変えようとする危険な思想から生まれている。核弾頭の大幅削減そのものは歓迎するとしても、それはSTART過程の無視であってはならないし、条約体系に組み込まれ、透明性と不可逆性が保証されるものでなくてはならない。

また、ブッシュ政権のミサイル防衛構想は宇宙への兵器配備という新たな次元の軍拡に道を開くものである。これに対しては、1967年の宇宙条約を補い、宇宙戦争を防止する新たな条約によって、この動きを阻止しようとするNGOからの提案が出されている。新宇宙条約はABMを壊しミサイル防衛に走るブッシュ政権の政策に反対する国際世論を糾合し、それへの有効な歯止めとなる。CDの行き詰まりを考えると、新条約のためにはCDの外での同志国家による努力が有効である。

日本政府は、ABM体制の維持・強化とSTART過程を重視する政策をとってきた。昨年秋の日本提案の国連総会決議では、13項目中のこの項目がそのまま決議の一部をなしている。しかし、ブッシュ提案以後の日本政府のABM条約とSTART過程に対する態度は明確ではない。「核兵器の大幅削減を歓迎」「ミサイル防衛についての米政策を理解」という政府の公式見解には、宇宙戦争への危機感は見られず、またもや米国政府の政策に追随する準備とも受け取られる。

前述したTMD日米共同研究は、ABM違反のシステムに発展する可能性があり、日本のABM体制支持とSTART過程促進の方針と、自己矛盾をきたしている。

課題1 日本は引き続いて、「ABM条約の維持・強化、STARTIIの早期発効、STARTIIIの早期妥結」を求める国連総会決議を提案すること。

課題2 ブッシュ政権のミサイル防衛構想を批判し、TMD共同研究からの撤退を表明すること。

課題3 米ロの一方的な核兵器削減に対して、検証可能性と不可逆性を裏づける条約体制を要求すること。

課題4 CDの内外を問わず、宇宙における戦争を防止する新条約づくりを推進すること。

(8)米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行

8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。

米ロが核兵器の削減に伴って余剰となった核分裂物質について、IAEAを加えた検証制度を確立して再び兵器目的に使用することを防止するために1996年に三者構想が立ち上げられた。この制度が確立すれば、他の核兵器国にも応用することが可能であり、NPT第6条の核兵器完全廃棄義務にとって重要な意味をもっている。

課題1 日本政府は、三者構想を積極的に支持すること。

(9)「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがなる諸措置をとること:

第9項には6個の段階的措置が含まれているが、その全体にかかる枕詞として「国際的安定の促進」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」が掲げられている。第2章の採択の経過で触れたように、核兵器国が第9項の条件付として「戦略的安定

性」という枕詞をつけようとしたが、NAなどがこの言葉が核兵器バランスを容認する意味を持つことを嫌って「国際的安定」という言葉を主張した。

同様に、核抑止論や力の均衡論に立脚して、「安全保障が減じない原則」を核軍縮に抵抗する論拠に使う主張がありうる。たとえば、日本政府の中にも、「朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の脅威に対する抑止として、米国の核兵器の第一(先制)使用政策が必要である」という議論がある。

しかし、核兵器の削減、警戒体制の緩和、核兵器への説明責任の強化、核兵器への依存の軽減、信頼の醸成、協定順守の促進、などに導かれるような核軍縮の措置は、自明的に、「国際的安定」や「すべてにとって安全保障が減じない」状況を促進することを知るべきである。

課題1 日本政府は、「国際的安定の促進」や「すべてにとって安全保障が減じない原則」を、13項目の実践を遅らせる理由に使わないこと。

(9a)核兵器の一方的削減

9a. 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。

一方的削減措置は、大いに歓迎すべきことである。しかし、その検証可能性と不可逆性が追求されなければならない。また、一方的に行うことができるのは弾頭数の削減だけではない。警戒体制の緩和、とりわけSTART I やSTART II で廃棄される予定の核兵器の早期引退、作戦配備の核兵器を将来のSTART III の水準まで減らし、残りを貯蔵庫に入れる、などの措置は、米ロがそれぞれ一方的に実施することができる。

英、仏、中国もそれぞれ一方的措置進めて、核軍縮の促進に貢献すべきである。とりわけ中国は、唯一このような措置を発表していない核保有国であり、新たなとり組みが望まれる。

日本政府にとっては、有事に攻撃型原子力潜水艦に搭載され、日本に持ち込まれる可能性が高い核巡航ミサイルの一方的削減を求めることが、東アジア地域の非核化に貢献する道である。このようなとり組みをしながら、中国にも戦術核の削減を求める。

課題1 日本政府は、米国に核巡航ミサイルの一方的削減を求め、中国に戦術核の一方的削減を求めること。
課題2 一方的削減が、検証可能性や不可逆性を伴うよう主張すること。

(9b)透明性の増大

9b. 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

核兵器や核兵器用核物質に関する透明性の増大には、地球規模の課題と地域の課題がある。地球規模のもっとも基本となる課題は、核兵器、核兵器に使用可能な核物質、それらの運搬手段についての全目録について、関係各国に年次報告を義務づけることである。核兵器廃絶を達成するときに必要となるデータであるだけではなく、その過程における信頼醸成の基礎となる。NPT再検討会議とその準備委員会ごとに提出すべき報告文書にするのがよい。標準化された報告の様式を国連軍縮問題本部で作成するのも一法である。

東北アジアの平和のための信頼醸成と軍縮の促進にとって、この地域における核兵器の配備と運用状況について透明性を高めることが、極めて重要である。日本政府は、中国、ロシア太平洋地域、米太平洋地域の核兵器と運搬手段について透明性を高める努力をするべきである。この課題は、東北アジア非核地帯を設立をめざす事業の一環として行うのが有効である。

米国の「核兵器の存在を肯定も否定もしない政策(NCND政策)」は、透明性の向上に主要な障害となる。現に、艦船・航空機への核搭載の疑惑は、この政策のために払拭されないままである。NCND政策の変更が必要である。

課題1 日本政府は、全地球的、およびアジア太平洋地域における核兵器、関連核物質、運搬手段の目録づくりと、そのための報告制度の確立を推進すること。
課題2 米国に、NCND政策の撤回を求めること。

(9c)非戦略核兵器の削減

9c. 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

新しい戦略環境のなかで、米国においても、ロシアにおいても、非戦略核への依存の増加が懸念される。しかも、戦術核はもっとも使用される可能性の高い兵器である。したがって、非戦略核に焦点を当てた核兵器の削減は重要な意味を持つ。NATO配備の米国の戦術核核爆弾、イギリス、フランスを含むNATOの戦略以下の(サブ・ストラテジック)核兵器、2001年1月に問題になったがロシアが否定したカリニングラードへのロシア戦術核再配備、中央アジア非核地帯設立の障害となっているロシアの新戦術核依存政策、米国の核巡航ミサイル発射訓練の継続とNCND政策がもたらす核疑惑、などの問題がある。とりわけ、米国がNATOに配備している核兵器

は、核兵器国領土外に配備されている世界で唯一の核兵器であり、今後の戦術核兵器の(とりわけロシアの)領土外配備を誘う悪い先例となる。この撤去を求める国際世論が高まるべきである。

これまで非戦略核の削減は、すべて一方的なイニシャチブで行われてきており、条約による検証や報告が行われていない。とりわけ、1991年のブッシュ・ゴルバチョフ・イニシャチブによる戦術核廃棄・撤去・削減を、透明性と拘束力のある取り決めにすることが重要である。STARTⅢの交渉においては戦術核問題が取り上げられる予定であると報道されているが、戦術核のみの特別協定を探る道もある。

課題1 日本政府は、戦術核兵器の削減と透明性拡大に核軍縮の一つの力点を置くこと。登録制度の確立に努力すること。
課題2 米国に、NCND政策の撤回を求めること。
課題3 日本政府は、NATOに配備された米国の核兵器について撤去を求める意見に賛意を表すこと。

(9d)作戦上の地位の低減

9d. 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

交渉過程において、この項目でもっとも問題になったのは、現在も保たれている「一触即発の警戒態勢」である。5月1日のブッシュ演説が、「ロシアは敵ではない」と述べて、冷戦時代からの様変わりを強調したことに照らし合わせると、このような警戒態勢の存続には何の根拠もないと考えられる。高い警戒態勢の維持は、いたずらに核ミサイルの偶発的発射の危険性を作り出している。「核兵器が即使用される状態を保っている世界とは異常な世界である」という、常識から出発しなければならない。

また、同じ冷戦時代の極度に警戒的な思考から、戦略核兵器の三本柱(大陸間弾道ミサイル、戦略潜水艦発射ミサイル、戦略爆撃機)の維持が行われている。英仏にならって、米ロ中も三本柱の発想を止め、柱の削減を実施すべきである。

課題1 日本政府は、全戦略核兵器の「一触即発警戒態勢の解除」を主張すること。

(9e)安全保障政策おける核兵器の役割を縮小

9e. 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。

この項目は、核兵器保有国と同じくらいに日本のような核兵器依存国に関係がある。核兵器の完全廃棄には、核兵器依存国もその依存を軽減しなければならない。日本の場合、被爆国で核兵器の非人道性をもっとも強く訴えなければならない立場にありながら、核兵器に依存する安全保障政策をとっている。したがって、2005年のNPT再検討会議までに、日本は核兵器に依存しない安保政策に転換する目標を立てるべきであろう。そのことによって、第6条の実行に大きな貢献をすることができる。

日本政府が、核兵器への依存が必要だとしている論拠は、東北アジア非核地帯の設立によってほぼ全面的に解消する。一日も早く、政治宣言として非核地帯設立に向かう政策を表明すべきである。政治宣言の段階で、すでに東北アジアの緊張緩和と信頼醸成にプラスの効果を生むと考えられる。政治宣言の次のステップとして、防衛計画大綱と日米防衛協力ガイドラインから核抑止力依存の項目を除去することが必要になる。さらに、非核三原則を含む日本自身の非核化を検証制度をもった「非核法」を制定することにより、周辺諸国に日本の意思を明確に伝えることができる。

課題1 2005年までに、日本は安全保障政策おける核兵器への依存を撤廃すること。そのための実行プランを作成すること。
課題2 一日も早く、東北アジア非核地帯設立を目指す政治宣言を発すること。
課題3 日本自身の「非核法」制定を目指すこと。

(9f)全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程

9f. すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

現在、米ロ2国間でしか存在していない核兵器削減交渉を核兵器保有5カ国に拡大する必要がある。中国、イギリス、フランスは、米ロの保有核兵器の数が、彼らの数のレベルまで削減されてからしか、このような会議に参加しないことを示唆している。インド、パキスタンは、非同盟運動の立場として、CDにおける多国間協議が望ましいとしている。イスラエルの立場ははっきりしない。

非戦略核の削減に限定した5カ国会議、削減交渉以前に5カ国で検証制度の準備をするなどの方法も考えられる。

課題1 日本政府は全核兵器保有国による核軍縮会議の早期開催について、検証制度の準備などの技術的会議を先行させる、非戦略核を優先させる、なども含めて、実現に努力すること。

(10)余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核

分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

米ロとIAEAの三者イニシャチブについて第8項で述べた。削減された核兵器や余剰になった兵器用核分裂物質が、兵器に再利用されたり流出したりすることを防止するために、何らかの国際検証制度の下に置く必要がある。三者イニシャチブそれ自身もまだ未完成であるが、イギリス、フランスでも同様な措置を急ぐ必要がある。

この過程を促進するために、日本を含む国々の技術的、財政的協力が必要になる。米ロ間では、燃料として原子炉で燃やす方法や高レベル放射性廃棄物と混合して貯蔵する方法などが合意されているが、日本で協力する場合には充分な議論が必要である。

課題1 兵器用核分裂物質を検証可能な方法で軍事プログラムの外におく制度の実現に向けて、日本は積極的な協力をすること。その方法について、国内でも公開の議論を重ねること。

(11)究極的目標としての全面かつ完全軍縮

11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

NPT第6条の解釈について、長い間、核軍縮を「全面かつ完全軍縮」条約に従属させる議論があった。その議論は、核兵器廃絶を遠い未来の課題に遠ざける役割を果たした。NAは、第6条に関する13項目の中で、核軍縮のための有効な措置について誠実な交渉を行う義務と、「全面かつ完全軍縮」条約に関して誠実な交渉を行う義務とは、関連するが別個独立の義務であることを明確にした。

ここで、核軍縮は優先されるべきものであるが、安全保障全体の一部であることの再確認が必要になる。とりわけ、他の大量破壊兵器に関して存在している条約体系——つまり、化学兵器禁止条約と生物・毒素兵器禁止条約——の信頼性が増し、強化されて行くことが、核兵器の廃絶にも大きく貢献する。東北アジアを考えたとき、北朝鮮が化学兵器禁止条約に参加していない状況の改善が望まれる。また、大量破壊兵器の運搬手段について、公平で冷静な議論が必要になる。たとえば、日本を母港にする軍艦に500基の巡航ミサイル・トマホークの発射能力がありながら、北朝鮮のミサイル開発の中止を一方的に求めるのでは公平な議論にならない。また、生物・毒素兵器禁止条約の検証を強化する議定書の合意が急がれているが、この強化過程への全加盟国による協力が必要である。

東北アジアにおける核兵器以外の大量破壊兵器やミサイルの問題についての協議は、この地域に非核地帯を創設する呼びかけがなされるならば、その協議の中で取り扱う道が開けると期待できる。

課題1 日本政府は、東北アジア非核地帯創設について誠意ある提案を行い、続く協議の中で他の大量破壊兵器やミサイルを含む地域の協調的安全保障の対話の道を探ること。

(12)ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

これは、全締約国に課せられた義務である。とりわけ、核兵器保有国と日本を含む核兵器依存国にとっては重要な義務である。13項目とは、この項目に書かれている通り、NPT第6条と「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行のための実際的措置として合意されたものであるから、ここに述べられた定期報告の義務は、13項目の一つひとつに対して行われるべきである。このことを確実にするために、また、核兵器や核物質の種類と数の目録など必要なデータが報告の中に含まれるように、標準化した報告形式を作成することが望ましい。さらに、NPT再検討会議準備委員会を当初の目的通り実質的なものにするために、2002年再検討会議準備委員会から毎回のNPT会議において、報告書の提出とその説明を、少なくとも核兵器保有国と核兵器依存国に義務づけることが望ましい。

日本の場合、被爆国としてとりわけ義務履行に忠実でなければならない。また、核兵器依存からの脱却については、日本独自の実行プランが考えられる。したがって、国際的な標準に従った報告とともに、日本独自の様式が必要である。その様式は、NGOを含む専門家協議を通じて作成することができる。報告の内容は、当然、国会における定期的な信義の対象となる。

課題1 日本政府は、13項目の履行を含むNPTの核軍縮義務の履行に関する定期報告について、標準形式の作成を提案すること。

課題2 日本政府は、NPT再検討準備委員会、NPT再検討会議を定期報告書の提出と説明の機会として活用するよう提案すること。

課題3 日本政府は、日本のNGOを含む専門家会議によって日本独自の定期報告形式を作成し実行すること。

課題4 日本独自の形式及び国際的形式による定期報告は、国会に提出すること。

(13)検証能力のさらなる開発

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる発展。

核兵器のない世界を想定した準備を始めることは、すばらしいことである。多くの場合、検証のための個々の方法論や技術はすでに存在していると言われる。問題は、それを有効に組織する政治的合意と財政的な裏づけである。すでにCTBTに関しては、地球規模の精密な検証システムが完成されつつある。しかし、それを維持する財政システムが不安である。

核兵器拡散に対抗するために費やされている軍事費や、核兵器の開発、維持、管理のために使われている物的、人的資源は、検証システムの建設のために費やした方が、より効率的に安全を保障することを知るべきである。

また、地域的な協調関係の発展が、検証システムを有効に組織する前提となる。

「核兵器のない世界」を維持するための課題を洗い出し、必要な行動を国際的に問題提起をする専門家組織を発足させることは、被爆国日本にふさわしい事業である。この際、化学兵器禁止条約機構(OPCW)、CTBTO、IAEAなどの経験と知識が基礎となる。また、NGOが作成したモデル核兵器禁止条約が参考になる。

課題1 日本政府は、核兵器の開発、維持、管理に使われている資源を、「核兵器のない世界」の検証システムの開発に振り向けるという考え方を奨励すること。

課題2 日本政府は、「核兵器のない世界」を維持するのに必要な諸課題を研究する専門家組織を日本に設立することを検討すること。

第3章
核軍縮:2000のキーワード

A. 外交交渉における課題

1.　新アジェンダの活躍と「明確な約束」

核兵器国に対して核廃絶の誓約と核軍縮の実行を求める7カ国の非核国連合「新アジェンダ(NA)」(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン)※は、1998年6月に発足してから国際的核軍縮交渉をリードし続けてきたが、2000年のNPT再検討会議が、その働きの一つの頂点を示した。

※スウェーデンのサランダー大使が「新アジェンダ連合(NAC)」の「連合」が閉鎖的な響きがあるので避けたいと発言したのを契機に、NGOの多くは単に「新アジェンダ」、または「新アジェンダ・グループ」、「新アジェンダ諸国」と呼ぶことが多い。英語の略語は「NA」。

NAは、98年6月の共同外相声明※で発足し、その後、98年12月、99年12月には国連総会で声明を踏まえた核軍縮決議(「新アジェンダ決議」)を採択させた。そして、2000年4～5月のNPT再検討会議では初日に作業文書※を提出し、会議の最終文書の土台を築いた。なかでも「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」という文言を含む13項目の「実際的な諸措置」※の合意は、NAの活躍抜きには実現できなかったであろう。

※資料5(118ページ)に全訳。

※資料6(120ページ)に全訳。

※資料8(124ページ)に全訳。

2000年秋の国連総会(ミレニアム総会)においては、NPT最終文書における合意を国連総会の決議にするという基本目標をもってのぞみ、新しい「新アジェンダ決議」※を提案、核兵器国や日本を含む新しい支持国を獲得した。

※資料9(126ページ)に全訳。

NAの核兵器国に対する主張に貫かれているのは、第一に、核廃絶への明確な政治的意志を表明せよと求めていること、第二に、核軍縮の具体的な措置を提案し実行を迫っていることである。

2000年NPT再検討会議では、冒頭4月24日に提出した作業文書からこの「明確な約束」を強く要求した※。これに対して、5月1日、NPT再検討会議の歴史で初めて、全核兵器国(P5)が一致して共同声明を発し、従来の「究極的」という言葉※にこだわった修正提案を行った。

※その主文1は、①核兵器の完全廃棄、②次回会議までの5年間の交渉の加速、③段階的手段の実行、という3つに「明確な約束」を求めた。第2章2(33ページ)参照。

※「究極的」という言葉は、もともと日本が考案したものである。キーワード「新日本決議の登場」(75ページ)参照。

「核軍縮の将来の実際的措置」は、主要委員会Ⅰの下に設置された下部機関1で集中審議することになった。そして、NAが要求した「明確な約束」の要求は、下部機関1のニュージーランド大使であるピアソン議長がまとめた全17節からなる議長文書にはそのまま生き残り、5月11日に全体会議に送られた。ここで予想外の非公式会議が形成されることになった。核兵器国が新アジェンダ7カ国と将来の措置について協議したいと希望し、5月13日以降、5+7の12カ国の非公式協議が重ねられたのである。

交渉の中で妥協が行われた。もともと「完全廃棄達成の明確な約束」の論理的帰結として、これからの5年間の「交渉の加速」や「段階的手段の実行」が要求されていたが、最初の部分だけでも獲得することをNAは選んだ。NAを代表してメキシコ大使は、この妥協はギリギリの最低線であると述べた※。

※交渉の経過は、第2章2「13項目採択の経過」(34ページ)に詳しい。

2.　ミサイル防衛とABM条約

米国が進めようとしている弾道ミサイル防衛(BMD)配備計画※は、今日の国際関係にもっとも厄介で深刻な問題を提起している。

※飛んでくる敵弾道ミサイルをミサイルで迎撃するシステムで、旧ソ連やロシアでは戦略的防衛ミサイルとして核兵器を使用してきた。米国の現構想のBMDは、非核兵器である。

クリントン政権時代のBMD構想は、米50州を守る国土ミサイル防衛(NMD)と海外配備の米軍や同盟国を守る戦域ミサイル防衛(TMD)を比較的明快に分けていたが、ブッシュ政権の構想は多層のシステムを包括的に組み立てる内容で提示されてきた※。

※ブッシュ構想は、大統領就任以後、まだ具体的な形では提示されていない。

いずれの場合にも、NMDや包括的なBMDの配備は、米ロ両国の戦略バランスの一つの基礎をなしてきた「対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)」※に違反する。ABM条約の基本義務が「締約国の領域(領土・領海の全体)を防衛するABMシステムを配備しない」ということだからである。

※1972年に米ソ間で締結された。米ソとも狭い地域を防衛するABMシステム配備を2カ所に制限することに合意した。さらに76年議定書によって1カ所に制限を強めた。

クリントン政権は、すでにABM条約破棄をも匂わせながら、「薄いNMD」※の配備を可能にする議定書をロシアに打診していた。しかし、相継ぐ迎撃実験の失敗※するに及んで、2000年9月1日、クリントン大統領は2000年中に行うとしていた「薄いNMD」の配備の決定をあきらめ、すべてを次期政権に委ねると発表した。2005年完成を目指すためには、2000年中にレーダーの建設を開始しなければならなかったが、その着工も指示しなかった。

※2005年完成を目標として、アリューシャン列島にABMレーダー1基を建設し、アラスカに100基の迎撃ミサイルを配備するというもの。

※2000年1月18日に第2回目のミサイル迎撃実験に失敗し、実施を延期して万全を期したはずの7月8日の第3回迎撃実験にも失敗した。第1回目(99年10月2日)は成功とされたが、後に疑義が出されている。

ブッシュ陣営は、大統領選挙中にクリントン政権のABM条約改訂に関するロシアへの弱腰を公然と批判した。大統領に選出されたのち、ミサイル防衛の急進的推進者ドナルド・ラムズフェルドを国防長官に任命した※。そして2001年5月1日の演説では、ブースト段階※の迎撃についても言及しながら「あらゆる配備様式を検討」、「すべての選択肢について」探求すると述べた※。

※ラムズフェルド国防長官は、1998年7月にミサイルの「脅威評価委員会」委員長として、ミサイル防衛の促進を勧告した。

※ミサイル発射直後の重力に抗して加速する段階。

※資料23(154ページ)を参照。

ロシアはABM条約の維持を強く主張している。実際、それは議会の明確な要求でもあった。2000年5月4日、ロシア議会の第2次核兵器削減交渉(STARTⅡ)批准決議※がそれである。その9条は、97年9月に米ロ間で調印されたNMDとABM条約に関する一連の「継承と線引きに関する協定」※が、米国で批准されなければ、STARTⅡの批准書の交換をしてはならないと定めている。強硬な意見としては、米国がABM条約を破棄すれば、ロシアは過去の核軍備管理・軍縮の合意を、すべて白紙にもどすという発言もある。

※キーワード「危ぶまれるSTART過程」(58ページ)参照。

※1997年9月26日に調印された協定には、「ABM条約に関する了解覚書(条約継承問題)」「ABM条約に関する合意声明1(ABMから除外される迎撃ミサイル―低速TMDについて)」「ABM条約に関する合意声明2(ABMから除外される迎撃ミサイル―高速TMDについて)」「戦略弾道ミサイル以外のミサイルに対抗するシステムについての信頼醸成措置に関する合意」がある。

また、ロシアはブッシュのBMD構想に対する代案として「ミサイルとミサイル技術不拡散のための世界的管理システム(GCS)」を提唱し、2001年2月15日には第2回GCS創設問題国際専門家作業会議を開催した。

ブッシュ演説は、米ロの緊密な協議を呼びかけている。ロシアは中国と連携しながら、複雑な駆け引きを展開するものと思われる。

3.　危ぶまれるSTART過程

※STARTの最後のTはTalk（交渉）のTであったが、条約が成立したときには、Treaty（条約）のTと解される。
※下院の投票は賛成288、反対131、棄権4、また上院の投票は賛成122、反対15であった。

2000年4月14日、ロシア下院（デュマ）が第2次戦略兵器削減条約（START Ⅱ）※批准決議を承認した。続いて4月19日に上院が承認したことを受けて※、5月4日、プーチン大統領が正式に批准決議に署名した。これはSTART過程における重要な前進であった。

※ABM条約は対弾道ミサイルシステム制限条約。

しかし、米国の弾道ミサイル防衛（BMD）計画、とりわけブッシュ新政権によるABM条約※廃棄を前提とした包括的なBMD推進政策のもとで、ロシアの批准は逆にSTART過程全体の困難を浮き彫りにした。なぜならば、批准決議には、1997年に調印されたSTART Ⅱの議定書（下記参照）やABM条約の諸協定※の米国による批准手続きが完了してから批准書の交換を行うなど、厳しい付帯条件がつけられたからである。

※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」（57ページ）参照。

※資料23（154ページ）参照。また、キーワード「準備されるブッシュ戦略」（69ページ）参照。

ブッシュ大統領は、2001年5月1日の演説※で核兵器の削減を言ったがSTARTには触れなかった。むしろ、ブッシュ陣営は条約によらない一方的削減の道を示唆している。

米国とソ連の間の戦略兵器削減交渉（START）は1982年に始まり、1991年に調印した（START Ⅰ）。しかし、調印後数ヶ月でソ連が解体し、その核兵器がロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散された。そこで92年5月、5カ国が集まりリスボン議定書に合意し、94年12月、START Ⅰは発効した。兵器削減の履行期限は2001年となった。

第二次戦略兵器削減交渉（START Ⅱ）は交渉開始から一年足らずで93年1月に調印された。その内容は、2003年までに米ロとも戦略核兵器の弾頭数を3000～3500発まで削減すること、その際に陸上配備の多弾頭（MIRV）ミサイルを廃止し、潜水艦発射弾道ミサイルの弾頭数は1700～1750発に削減するなど、である。批准に対する両国の議会の抵抗は強く、調印してから3年たった96年1月になってやっと、米国上院がこれを承認した。

ロシア議会はSTARTの批准に強い抵抗を示し続けた。それには、①単弾頭ミサイルへの転換に要する費用負担、②米国のミサイル防衛構想、③NATOの東欧拡大とコソボ空爆、などの要因があった。クリントン大統領とエリツィン大統領は、97年3月、ヘルシンキで会談し困難打開の合意に達した※。ヘルシンキ合意に基づき、97年9月26日、ニューヨークにおいて、ABM条約の枠組みを壊さないための諸協定（5カ国協定）、運搬手段の廃棄実行期限を遅らせること※などを含むSTART Ⅱの議定書などが調印された※。

※核戦力に関するヘルシンキ共同声明の全文は、「核軍縮と非核自治体・1998」の資料1にある。
※2003年から2007年へ。
※署名者は米国のオルブライト国務長官とロシアのプリマコフ外務大臣。議定書の交換公文では、START II で廃棄すべき運搬手段を2003年12月末までに退役させることを確認した。
※START III は、2007年までに米ロとも核弾頭を2000～2000発まで減らせることを主な内容とする。99年8月、専門家の予備会談が行われた。

5

また、ヘルシンキ合意では、START Ⅱ発効後、ただちに米ロ間でSTARTに向けた交渉を開始することが合意された※。

4.　国連ミレニアム総会アナン提案

コフィ・アナン国連事務総長は、暦の上での区切りとなる2000年を国連の役割を再検討・再定義する好機ととらえ、ニューヨークの国連本部で開催される3つのミレニアム会議を提案した。すなわち、NGOの会議であるミレニアム・フォーラム（2000年5月22日～26日）、政府首脳会議としてのミレニアム・サミット（9月6日～8日）、そして政府間会議である国連ミレニアム総会（9月5日開会）である。そして、アナン事務総長は、国連ミレニアム総会の準備文書として、「われわれ人民：21世紀における国連の役割」と題するミレニアム・レポートを2000年4月3日に国連総会に提出した。このミレニアム・レポートでアナン事務総長は、Ⅰ開発、Ⅱ安全保障、Ⅲ環境、Ⅳ国連の制度改革の4つの角度から国連の役割強化の諸提案を打ち出しているが、核軍縮に関しても注目すべき提案が含まれている。すなわち、アナン氏は「国連加盟諸国が核兵器の危険を克服するための方法を模索・検討する大規模な国際会議を開催する可能性を検討すること」――核軍縮に関する国際会議の開催――を提案している※。

※国連ミレニアム総会のウェブサイト http://www.un.org/millennium/

※資料14（136ページ）に抜粋訳。

4月3日のミレニアム・レポートで明らかにされたこのアナン提案は、5月下旬に開催されたミレニアム・フォーラムの討議においても、NGOから強い支持を受けた。フォーラムで採択されたミレニアム・フォーラム宣言は、アナン提案とは多少異なり、核廃絶を主要な議題の1つとする第4回国連軍縮特別総会の開催を提案している。NGOネットワーク「アボリション2000」は、アナン提案を支持する手紙をアナン事務総長に送った。

核軍縮に関する国際会議開催というアナン提案は、ミレニアム・サミットにおいては、「国連ミレニアム宣言」に含めるかどうかで、各国間の綱引きがあったが、多少「稀釈」された表現で、宣言に取り入れられた※。

※資料15（136ページ）に抜粋訳。

アナン提案は「核の危険を除去する国際会議の開催」というもので、その「国際会議」のかたち・内容は明確ではなく漠然としたものである。このアナン提案と並んで、いま核軍縮のための様々な国際会議の提案が出されている。上述の「第4回国連軍縮特別総会」もそのひとつであり、また、地雷禁止条約の成立に刺激されて（国連の枠外で交渉を進める）オタワ・プロセスの手法を核兵器に適用する提案もなされている。

2001年4月29日～5月1日に中堅国家構想の主催でニューヨーク国連本部で開催された政府・NGO円卓会議においても、核兵器国が2000年NPT再検討会議で合意した「核兵器廃絶への明確な約束」の実行を迫る重要な手段としてアナン提案が支持された。国連加盟国のうち、アナン提案を支持している国は、2000年10月17日現在で、ASEAN10カ国を含めて、32カ国ある。

5.　発効遠いCTBT（包括的核実験禁止条約）

包括的核実験禁止条約（CTBT）は、1996年に国連総会で賛成158、反対3、棄権5という圧倒的多数で採択された。しかし、それから4年以上経過した現在もまだ発効していない。第14条第1項で原子力技術をもつ44カ国を特定し、それらの国がすべて批准することを発効の条件としたが、その条件がまだ満たされないからである。

2000年5月31日現在、161カ国が調印し、76カ国が批准している。発効に必要な44カ国のうち13カ国が批准を済ませていない※。そのうち、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の3カ国は調印もまだである。調印はしたが、未批准の国は、アルジェリア、中国、コロンビア、コンゴ（キンシャサ）、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国、ベトナム、の10カ国である。核兵器国はすべて調印しているが、英・仏（98年4月6日）、ロ（2000年6月30日）と批准し、米・中が未批准である。日本は44ヶ国の中では一番に批准した（97年7月8日）。

※資料16（137ページ）を参照。

条約が署名のために解放されてから3年を経ても発効しない場合には、批准している国の過半数の要請で、国連事務総長が条約の発行を促進するための会議を招集する、と定められている（第14条第2項）。これにしたがって、99年10月6日～8日、ウィーンで「CTBT発効促進会議」が開催された。会議には92の批准国および署名国と、パキスタンを含む未署名4カ国が集まった。日本は、この会議の議長国を務めた。第2回CTBT発効促進会議が、2001年9月25日～27日にニューヨークで開催される。

効

2000年11月20日、日本政府とオーストラリア政府が共同で提案した国連総会決議が採択された。それによって、「2003年より前の早期に条約が発効するという見通しを持って、早期に署名し、批准すること」という期限を設定することが圧倒的多数の支持を得たことになる。これは、2000年における大きな前進であった。この決議への投票で、賛成投票をした国の中には、上記未批准の13カ国の中のアルジェリア、コロンビア、インドネシア、イラン、米国、ベトナムが含まれている。つまり、これら6カ国は、少なくとも行政府のレベルでは2003年までの批准の意思があることを意味している。しかし、米国がそうであるように、議会の意思はそうとは限らない。

発効のためには、残る13カ国の批准が等しく重要であるが、なかでも最強の核兵器国である米国の批准が決定的に重要である。とくに未調印の印・パ・北朝鮮※の3カ国にとっては、米国の未批准が、CTBTの信頼性を否定する有力な根拠となるからである。

※朝鮮民主主義人民共和国

6.　国際的非核地帯：難航する中央アジア

中央アジア非核地帯設立の可能性が注目されていたが、2000年、その可能性が遠のいている。2000年4月3日～6日、2回目の条約草案検討会議が札幌市において行われた※。国連軍縮局・国連アジア太平洋軍縮センターが主催し、日本政府が受け入れ国として、資金面などで協力してきたものである。条約を構成するのは、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの5カ国であるが、第1回目にはトルクメニスタン、タジキスタンが参加せず、2000年会議には、トルクメニスタンのみが参加しなかった。

※第1回は1999年10月5日～8日にやはり札幌市で行われた。

意見の不一致の一つは、核兵器の輸送のための地帯内一時通過問題である。容認すべきだとするカザフスタンを筆頭とする親ロ派と、一時通過と称して陸上配備が続く抜け道を作ることになると反発するトルクメニスタンを筆頭とする対ロ独立派が対立している。もう一つは、地域に存在する既存の条約（とくに92年のタシケント集団安全保障条約）との優先順位を巡る対立である。タシケント条約に加盟しているカザフスタン、キルギス、タジキスタンとそれ以外との対立が続いている。専門家は、近い将来の解決はない、と悲観的である。

しかし、5カ国が非核地帯を支持し目指しているという立場に変化はなく、2000年5月5日、NPT再検討会議において、5カ国は意思を再確認する作業文書を提出した。また、11月20日の国連総会で、97年以来続いている「中央アジア非核地帯」を支持する決議は、従来通り5カ国名で提案され、投票なしで採択された。

1996年4月にアフリカ非核地帯条約が調印されたことによって、南半球のすべての陸地と海のほぼ三分の二の非核化が、非核地帯として宣言された。ラテンアメリカおよびカリブ非核地帯条約（トラテロルコ条約、調印1967年2月14日、発効68年4月22日）、南太平洋条約（ラロトンガ条約、調印1985年8月6日、発効86年12月11日）、東南アジア非核地帯条約（バンコク条約、調印1995年12月15日、発効97年3月27日）、アフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約、1996年4月11日、未発効）という4つの国際的非核地帯条約と南極大陸条約（調印1959年12月1日、発効61年6月23日）によって実現した状況である。ブラジルは、これらの条約がカバーする地域と周辺海域を含めることによって南半球非核地帯化条約に発展させることを、1997年以来国連で提案している。

他に、中東非大量破壊兵器地帯、南アジア非核地帯、南北朝鮮や日本を含む東北アジア非核地帯※、中央・東ヨーロッパ非核地帯などが議論されている。日本政府は一般論として「非核地帯拡大」を訴える外交政策をとりながら、東北アジア非核地帯は時期尚早として否定している。

※東北アジア非核地帯の具体的提案については、たとえば岩波ブックレット「アジア米軍と新ガイドライン」（梅林宏道、98年10月）参照。

7.　新局面の国連第一委員会

※軍縮・国際安全保障問題を扱う委員会。

例年、国連総会において核軍縮は、第一委員会※における重要議題となっている。5月のNPT再検討会議で最終文書が合意されたことを受け、秋の国連総会では新アジェンダ諸国の決議案に核保有国を含めて賛成が集まり、また日本の決議案の内容も一新した。

※資料9(126ページ)に全訳。

新アジェンダ諸国からは「核兵器のない世界へ:新たなアジェンダの必要性」という決議案が提出され、若干の修正をへて採択された※。共同提案国としておよそ60カ国が名を連ねることとなったこの決議案が目指したのは、NPT再検討会議での最終文書に示された内容、すなわち「核兵器完全廃棄の明確な約束」を含めた13項目の核軍縮措置に関する合意をあらためて確認し、その早期実現を求めることだった。反対票を投じたのはインド、パキスタン、イスラエルの3国にとどめられ、昨年は反対投票した米英および昨年は棄権の中国という3核保有国の賛成を勝ち取った。日本も賛成した。

※カットオフ条約。キーワード「CD混迷:進展ゼロのFMCT」(64ページ)参照。

日本はこの総会に新しく「核兵器完全廃棄への道程」と題した決議案を提出し、オーストラリアを共同提案国に加えて臨んだ。反対票はインド一国で、パキスタンとイスラエルは棄権に回り、また昨年と同様、中国、フランス、ロシアは棄権票を投じた。日本政府が力を入れるCTBT発効とFMCT※締結について、それぞれの目標期限の明示や、モラトリアムなど、新アジェンダ諸国の決議案にないものも盛り込まれている。核軍縮のために市民社会が建設的役割を果たすことを奨励するという項目もあり、1994年以来の「究極的」な目標として核廃絶をめざすという日本決議案の消極性を払拭しようとした、日本政府としては意欲的なものだったといえる。提案国自身が「核兵器への依存」という立場をとっていることもあって、必ずしもNGOサイドからは十分に評価されなかった。

また「核兵器による威嚇またはその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見へのフォローアップ」と題した決議案が、今回もマレーシアを中心とする諸国から提出された。「核兵器禁止条約」の早期締結に向けた交渉を2001年内に開始することを求めるものである。中国、インド、パキスタンはこれに賛成、米英仏ロおよびイスラエルは反対、カナダ(棄権)を除くNATO諸国も反対。新アジェンダ諸国、非同盟諸国は賛成、日本は棄権した。

「核軍縮」と題する非同盟諸国の決議案は、期限を付した核軍縮という従来からの言及を前文にのみとどめ、また今回初めてNPTの積極性を認めて、再検討会議最終文書を評価した。印パは棄権に回り、日本はアイルランド、スウエーデンなど新アジェンダ諸国の一部とともに、やはり棄権票を投じた。中国は賛成、ロシアは棄権、米、英、仏およびNATO諸国はこぞって反対している。

8.　NATO核兵器政策見直しは不発

アクスワージー外務大臣のもとでのカナダとドイツの社民党・緑の党連立によるシュレーダー政権の影響があって、1999年4月ワシントンで開催されたNATO(北大西洋条約機構)設立50周年サミットは、核政策の見直しに合意した。つまり、「21世紀のための同盟」と題するコミュニケの第32節において、「全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、(NATO)同盟は信頼・安全保障醸成措置(CSBM)、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に関する選択肢について検討を行う」と述べたのである※。したがってこの見直し過程を、しばしば「第32節過程」と呼ぶ。

※第32節の全訳は資料26(159ページ)。

コミュニケにしたがって、その年の12月のNATO理事会外相会議は、見直しのプロセスについて協議した。そして、「常設会議理事会」が「強化された上級政治委員会」に命じて、2000年12月の外相会議までに政策選択を再検討し、報告書を提出する、と合意した※。

※資料27(159ページ)参照。

2000年NATO理事会外相会議は、12月14、15日、ブリュッセル(ベルギー)のNATO本部で行われた。予定どおり、報告書「信頼・安全保障醸成措置(CSBM)、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に対する選択肢に関する報告」※が提出され、12月14日に公表された。報告書の小部分は非公開となった。報告書の公表を巡ってNATO内部で意見が分かれたが、NPT再検討会議で「透明性の向上」に合意したことで公開派が勝利したという。

※資料28(160ページ)参照。

報告書は、軍備管理、軍縮の包括的な見直しとなっていることは確かであり、当局は1989年以来の成果であると力説している。しかし、核兵器政策の内容に関しては、99年に採択された戦略概念を一歩も出なかった。ロシアとの信頼醸成に具体的な提言を盛ったものの、「同盟の核兵器は平和と安定を保つために要求される最低限の水準において維持される」(第101節)と、「戦略概念」と同じ文言が踏襲された。

また、「ヨーロッパに核兵器を維持しているという事実が根拠となって、新たな国が核兵器能力を獲得するという事実は見いだせなかった」(第100節)と、いわゆる「核分有」批判に対する興味深い言い訳をしている。

「見直し」着手の背景には、根本的見直しの要求があったが、「報告」はそれに応えず、米国の「核態勢見直し」※の結果待ちという、NATOの体質としての主体性の無さを改めて露呈することとなった。「32節過程」は終了したと言うべきであろうが、報告書は「NATO内部での精力的な論争の継続」(第115節)、「NGOなどとの関与の拡大」(第96節)を唱っている※ことから、内外からの議論の継続が期待される。

※キーワード「進行する核態勢の見直し」(70ページ)参照。

※資料28(160ページ)参照。

9.　CD混迷：進展ゼロのFMCT（カットオフ条約）

※CDは、7〜9週間の会議を一年間に3会期開く。1979年より設置されており、日本は当初より参加している。
※2000年のCD日程は、第一会期：1月17日〜3月24日。第二会期：5月22日〜7月7日。第三会期：8月7日〜9月22日。
2001年は、第一会期：1月22日〜3月30日。第二会期：5月14日〜6月29日。第三会期：7月30日〜9月14日。

ジュネーブ軍縮会議（CD）※は、核軍縮など国際的軍縮議題を扱う唯一の多国間交渉の場であるにもかかわらず、1999年から2001年会期の前半まで※の2年半、ほぼ機能麻痺状態が続いている。その原因は、3つの主要課題の絡み合いにある。それは、FMCT（兵器用核分裂物質生産禁止条約、あるいはカットオフ条約）、大気圏外の軍備競争の防止（PAROS）、核軍縮の3つである。

※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」（57ページ）参照。

まず、米国など西側核兵器国と同盟国は、FMCTの交渉開始が最優先であると主張する。これに対して中国は、米国の進めるミサイル防衛構想※に反対する立場から、PAROSについて、条約交渉権限をもった特別委員会の設置を強く主張する。非同盟運動（NAM）諸国は、核軍縮について、核兵器禁止条約を含む段階的プログラムの交渉権限をもった特別委員会の設置を強調する。米国は、ミサイル防衛や核軍縮がCDで扱われることを拒絶する。中国は、PAROSが進まなければFMCTには応じないとする。CDが全会一致原則を採用しているために、議論はこれ以上先に進まない※。

※CDの議事は、毎年、まず議題を採択し、続いて、委員会の設置やコーディネーターの任命などの「作業プログラム」の審議に入る。この作業プログラムの審議にほとんどの時間が費やされるが、何ら合意のないまま会期を終えるのである。
※国名のアルファベット順に通常4週間交代。

この膠着を打開するために、CDの議長※が妥協案を提示したり会期と会期の間の非公式協議を調整したり努力してきた。FMCTの特別委員会を設け、PAROSと核軍縮の作業班を設けるデンブリ議長（アルジェリア）案（99年6月）や、3つについて特別作業班を設けるクライド議長（オーストリア）案（2000年1月）などがあった。2000年会期の最終議長をつとめたブラジルのアモリム大使が、作業プログラムについてアモリム提案（CD/1624）を出した。これを軸に2001年の審議が続いている。

アモリム提案の骨子は、①核軍縮、②FMCT、③大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）、④消極的安全保証、の4件について特別委員会を設置し、その他何件かの専門コーディネーターを任命するというものである。

2000年NPT再検討会議の最終文書は、CDに対して、FMCTの交渉開始と核軍縮を扱うそれぞれの下部機関の設置を求め、まずはそのための作業プログラムの合意を求めた※。これがCDに前向きな影響を与えることが期待されたが、そうならなかった。むしろ、2001年に入ってからは、米国と中国の間のミサイル防衛をめぐる対立の先鋭化のために、作業プログラムの審議は暗礁に乗り上げたままである。

※第2章2（33ページ）参照。

FMCTに関しては、シャノン報告※を基礎に交渉をするという基本的な合意がある。しかし、核不拡散だけではなく核軍縮の目的に役立つために、現存の核物質をどう扱うかについて、厳しい対立が予想される。

※資料18（139ページ）に全訳。

10.　朝鮮半島南北首脳会談とその後

2000年6月13日、韓国のキム・テジュン（金大中）大統領と朝鮮人民民主主義共和国（北朝鮮）の最高指導者であるキム・ジョンイル（金正日）国防委員長（労働党総書記）は、南北分断から55年ぶりに感動的な握手を交わした。6月14日には、自主統一の確認と統一過程の形態についての基本合意などを唱った共同宣言（宣言の日付は6月15日）を発した※。とりわけ、共同宣言が、南の連合制案と北の連邦制案の共通性を認め、「今後、この方向から統一を志向していく」と唱ったことは、大きな意味がある。

※資料31（167ページ）参照。

南北首脳会談は、決して唐突ではなく、北朝鮮が徐々に国際関係を広げる流れの中で実現した。2000年に入ってからもイタリアとの国交樹立（1月）、ASEAN地域フォーラム（ARF）への参加意向表明（4月）※、オーストラリアとの国交回復（5月）、フィリピンとの国交樹立（7月）などがあった。そして南北首脳会談の直前の5月29日〜31日には、17年ぶり、総書記就任（97年10月）以来初めて、金正日総書記は隠密裡に中国を訪れ、江沢民国家主席と会談して南北首脳会談に備えた。

※2000年5月19日に加盟が決定。

首脳会談以後の南北関係に関しては、南北連絡事務所の再開（8月）、離散家族再会行事の再開（8月）、分断後初の南北国防相会談（9月）など、一定の前進があった。何よりも、韓国の市民の中に生まれた北への心理的な安心感は、朝鮮半島に緊張緩和の新しい空気を作った。しかし、それぞれの国の内政問題が絡む政治関係は必ずしもスムーズに進んでいない。とくに、共同宣言に唱われた金正日国防委員長のソウル訪問は、2001年5月末時点で、まだ目途が立っていない。

国際的な緊張緩和に直結する米朝関係に関しても、一定の前進があった。反テロ共同声明（10月6日）、金正日総書記の特使として趙明録・国防委員会第一副委員長の訪米とクリントン大統領との会談（10月11日）、オルブライト国務長官の米閣僚初めての訪朝と金正日総書記との会談（10月23日）へと進展した。とくに10月12日の米朝共同コミュニケでは、両国の敵対関係の終結を唱い、協議継続中の北朝鮮の長距離ミサイル発射の中止が盛り込まれた。しかし、期待されたクリントン大統領の任期中の訪朝は実現せず、懸案の米朝連絡事務所の設置についても進展がなかった。

ブッシュ大統領は朝鮮半島政策の見直しを掲げて大統領になった。就任以前には、金大中の太陽政策に疑念を表明し、クリントン政権が進めてきたKEDO※プロセスは失敗であると述べていた。2001年5月末時点で、新政権の対北朝鮮政策の正式の発表はないが、一方的な政策転換は避ける模様。

※「朝鮮半島エネルギー開発機構」のこと。1994年10月21日の米朝枠組み合意に基づいて、95年3月9日、日米韓の協定で設立された。その後EUが加盟。

B. 各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状

核弾頭には、いつでも使用できる状態で作戦配備兵器として部隊が管理しているもの、必要時に作戦配備するための予備として貯蔵されているもの、廃棄を待って貯蔵されているものなどがある。5つの公然たる核保有国（米、ロ、英、仏、中）の2000年末の作戦配備の核弾頭数を表にまとめた。

作戦配備されている核弾頭の数

（2000年末現在）

核兵器の種類			米国	ロシア	英国	フランス	中国	計
戦略核	ICBM・IRBM		2,000	3,544	0	0	128	5,670
	SLBM		3,456	1,384	185	288	12	5,330
	戦略爆撃機	核爆弾	950	898	0	0	150	2,850
		核ミサイル	800		0	50	0	
	小計		7,206	5,826	185	338	290	13,850
戦略的防衛ミサイル			0	1,000	0	0	0	1,000
非戦略核※			1,670	2,800	0	10	120	4,600
合計			8,880	9,630	185	350	410	19,450

出典：天然資源保護評議会（NRDC）のS. ノリス、W. アーキン、ノーチラス研究所のH. クリステンセン、プリンストンのJ. ハンドラーのデータをもとに整理。表の作戦配備弾頭の他に予備弾頭、解体待ちの弾頭がある。（ICBM＝大陸間弾道ミサイル、IRBM＝中距離弾道ミサイル、SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル）。数字は丸めたために合計に不一致がある。

※戦場で使う戦術核や核巡航ミサイルはこの分類に属する。英国、フランスでは、戦略核の一部は戦略以下（サブ・ストラテジック）の任務をもっており、この概念はあいまいになりつつある。

アメリカの核兵器の構成や弾頭数は、99年と基本的に同じである。現在、米国の海兵隊はすべて非核部隊であり、陸軍も一部輸送部隊以外は非核部隊である。しかし、アメリカの戦略原潜は、現在も冷戦時代と同じ密度のパトロール態勢をとっている※。また、現有核兵器の高性能化と長寿命化のための開発と実験が、たゆみなく行われている。ICBMの精度の向上、再組立てしたミサイルの発射実験と再突入実験、旧型の潜水艦発射ミサイルC4のD5への転換工事（4隻の計画の最初の1隻が2000年4月に始まった）、中断していたD5用の核弾頭用プルトニウム・コアの製造の復活、などなど。

※どの瞬間をとっても10～8隻が海底に潜んで発射態勢を整えている。

旧ソ連の核兵器はロシア以外には核弾頭はゼロになった※。ただし、STARTでは運搬手段が破壊されたときに核兵器が廃棄されたと数えるために、2000年末、ウクライナにまだ破壊されていない戦略核兵器（ICBMと爆撃機）が208発残っているという計算も成り立つ。ロシアでは旧式の戦略原子力潜水艦デルタⅢの退役によって核弾頭が相当数減るいっぽう、単弾頭ICBMトポルM（SS－27）の新規生産が続いている。しかし、その生産ペースは予定よりもはるかに低い※。ロシアの場合、米国にはない戦略的防衛核ミサイルが配備されている。

※カザフスタンからは1995年4月に、ウクライナからは96年6月に、ベラルーシからは96年11月に、最後の大陸間弾道弾（ICBM）核弾頭がロシアに移管された。

※ロシア戦略ロケット軍は年間20—40基という生産ペースを発表していた。昨年はわずか4基と推定される。

イギリスは戦略核爆弾を98年3月末に全廃した。この時点で英国空軍は非核部隊となり、イギリスの核兵器は、米国のトライデント・ミサイルを発射するバンガード級の戦略原潜に一本化された。その最後となる4隻目「ベンジアンス」が99年11月27日に就役したが、2000年末にパトロールに加わった。ミサイル購入計画から推定すると、4隻のすべての発射管に3弾頭を装備するのではなく、一部は単弾頭であると考えられる。98年7月の労働党政権による「戦略国防見直し（SDR）」※では200発に核弾頭の上限を設定したが、実際には185発程度と推定されている。

※資料20（149ページ）参照。

フランスは、95年に再開した核実験を完了した後、地上配備の核兵器を全廃した（96年9月に完了）。その結果、フランスの戦略核戦力は3種類の戦略原潜（ル・ドゥタブル級、ランフレキシブル級とトリオンファン級）計4隻とミラージュ2000N爆撃機に搭載する空対地核ミサイルからなる。トリオンファン級戦略原潜は4隻まで建造する計画である。その他に核兵器国のなかで唯一、空母艦載機に搭載する戦術核爆弾をもっている。

中国の核兵器についての情報は乏しい。表のICBMのうち、北米大陸にとどく射程をもつものは、20基の東風（ドンフォン）5Aだけである。中国は多弾頭（MIRV）ミサイルや射程の飛躍的に長い潜水艦発射弾道ミサイルであるジュイラン（巨浪）2の開発を続けていると伝えられる。2000年には東風31の発射実験が3回も記録されており、米国のミサイル防衛計画に対抗した多弾頭化の動きであると分析されている。しかしなお、経済開発を最優先とし、核兵器開発には基本的に抑制的であると見られている。

これら公然たる核兵器国のほかに、イスラエルは推定100～300発の核弾頭を持っていると信じられている。また、98年5月のインドとパキスタンの核実験で示されたとおり、両国とも秘密裡に核兵器開発を進めてきた。しかし、実戦配備された核弾頭の存在に関してはいまなお明確な情報はない※。

※キーワード「核実験モラトリアムを続ける印パ」（74ページ）参照

イスラエルのものを含めると、2000年末現在、地球上に作戦配備されている核弾頭数は約20,000発になる。その93%が米国とロシアのものである。このほかに、予備や解体を待って貯蔵されているものが約10,000～15,000発と推定される。合計すると2000年末において地球上には約30,000～35,000発の核弾頭が存在する。核兵器の爆発力が地球上の人口を何回も殺すことのできる、いわゆるオーバーキルの異常状態が続いている。実際には、弾頭数だけではなく、核兵器の第一使用（先制使用）や一触即発の警戒体制など、核使用政策にも注意を払う必要がある。

2.　二面作戦のロシア核兵器政策

2000年は、プーチン大統領登場の年であった。1999年12月31日、エリツィン大統領は電撃的に辞任を発表し、プーチン首相を首相・兼・大統領代行に指名した。プーチン氏は、3月末に大統領選挙に勝利し、5月7日に正式に大統領に就任した。

2000年1月10日、プーチン大統領代行は新「安全保障概念」※に署名した。北大西洋条約機構（NATO）の東方拡大※、米国によるABM条約違反の弾道ミサイル防衛（BMD）計画※、99年3月24日に始まったNATO軍によるユーゴ空爆などによって、ロシア市民の対米不信は深まっていた。その情勢を反映して、新「安全保障概念」それは西側への警戒感と断固とした姿勢を打ち出した。NATOの東方拡大を脅威と明記し、コソボ空爆を「全世界的な戦略状況を不安定にする」と強く非難した。核兵器に関しては、97年の安保概念が「ロシア連邦の存亡にかかわる脅威の場合においては」核兵器の第一使用（先制使用）の権利を留保することを述べていたのに対して、新安保概念は、「危機状況を解決する他の手段が尽き」たときに「軍事侵略に反撃する」ために核兵器の使用がありうると述べている。核兵器使用に対する「しきい」が、以前よりも低くなった。

※97年の「安全保障概念」に置き換わるもの。1999年10月5日、エリツィン時代のロシア安全保障会議で承認されていたもの。資料24（156ページ）に関係部分抜粋訳。

※東欧3カ国（チェコ、ポーランド、ハンガリー）が1999年3月12日に正式加盟。加盟希望国は他にも多い。

※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」（57ページ）参照。

2000年4月21日、プーチン次期大統領は新安保概念を基礎にした新「軍事ドクトリン」※に署名した。そこでは、「通常兵器を使用した大規模侵略に対して」「核兵器を使用する権利を留保する」と述べられ、新安保概念の立場がより明確に表明されている。冷戦時代にワルシャワ条約機構の圧倒的優勢な通常戦力に対抗するため、NATOが核兵器で対抗した。立場が逆転しただけで同じことがくり返されている。それより先、99年4月にエリツィン大統領が戦術核数千発を増強する計画にサインした。増強という言葉の意味は必ずしも明らかではないが、戦術核兵器への依存が高まっていると考えられる。

※93年の「軍事ドクトリン」に置き換わるもの。資料25（158ページ）に関係部分抜粋訳。

これとの関連で、1991年に、ブッシュ・ゴルバチョフ両大統領のイニシャチブによって行われた一方的戦術核の廃棄や撤去が懸念される※。

※「ワシントン・ポスト」紙（1999年5月23日）は、モスクワの米国・カナダ研究所セルゲイ・ロゴフ所長のブッシュ・ゴルバチョフ合意の破棄がありうるという発言を紹介。

一方、8月18日の原潜クルスク沈没事故やチェチェン戦争が示したように、財政難のロシアは、冷戦時代に膨れた軍事体制の過重負担のために危機的状況に直面している※。核兵器の分野では、核兵器の大幅削減に米ロ間で合意することが、ロシアにとって重要な外交課題となっている。2000年4月、プーチン大統領は、STARTⅢの目標よりも低く※、1500弾頭まで削減が可能だと発言した。11月15日の米ロ首脳会談においても、プーチン大統領はこの立場を説明した。ミサイル防衛と核兵器の大幅削減をセットで掲げる米ブッシュ新政権との複雑な駆け引きが始まることになる。

※2000年11月9日、安全保障会議は2005年までにロシア軍を60万人削減し、国防体制建て直しを図ることを正式決定した。

※キーワード「危ぶまれるSTART過程」（58ページ）参照。

3.　準備されるブッシュ戦略

米ブッシュ新政権の安全保障政策は、2001年夏以降の国際関係に甚大な影響を及ぼすことは間違いない。本書がカバーする2001年5月末までの期間に、その具体的政策についての公式発表はまだない。しかし、2001年5月1日の国防大学における演説※において、包括的な弾道ミサイル防衛（BMD）※の推進と核兵器の大幅削減という二大方針の輪郭は表明された。一方で、ブッシュ政策のトーンを決めるもう一つの特色と考えられていた単独行動主義に関しては、演説は論調を弱めており、今後の推移を見なければならない。

※資料23（154ページ）を参照。
※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」（57ページ）参照。

5月1日のブッシュ演説は、核兵器について、今なお「死活的な役割を果たしている」と述べつつ、さらなる削減が可能であり、「必要最小限の数の核兵器によって信頼性のある抑止力を達成する」と述べた。ミサイル防衛については「ABM条約の制約を超えなければならない」と述べ、「合衆国、その派遣部隊、そして私たちの友邦・同盟国を防衛できるような」ミサイル防衛につて「すべての選択肢について」探求をすると述べた。そのうえで「一方的な決定を示す」のではない「本当の協議」を同盟国やロシアとすると約束した。

クリントン政権のCTBT外交やSTART外交の行方を阻んできた米議会の共和党勢力は、BMD推進を最大の課題としてきた。そこでBMD推進の障害となるABM条約の改訂ないし破棄を、CTBTやSTARTを人質にとってクリントン政権に迫っていたのである。

共和党から大統領となったジョージ・W・ブッシュは、当然にもBMD推進を最優先の安保政策課題とした。注目すべきことは、BMD推進を政策の中心に据えた政権においては、それに役立つ限りにおいて核兵器削減や核実験禁止を政治的に利用することができる。クリントン政権下ではこれらに難色を示した共和党の議会勢力も、別の論理を立てることが可能になるのである※。

※ブッシュ大統領の国務長官となったコリン・パウエルは、CTBT支持者であった。

すでに2000年5月のナショナル・プレス・クラブの記者会見において、ブッシュ大統領候補は、拡大ミサイル防衛とともに「国家安全保障と両立できる最低レベル」まで核兵器を削減すべきだと表明していた。そして、古ぼけた標的シナリオを基礎にした核兵器は「死滅した戦争の高価な遺物以外の何物でもない」と断じたのである。

就任後まもなく、2001年2月9日、彼はラムズフェルド国防長官に核戦略の根本的見直しを命じた※。さらに2月13日、ブッシュ大統領は軍事戦略と国防予算について、包括的な見直しを国防相に命じた※。これによって、BMD、核兵器、ハイテク兵器など全般を含むブッシュ政権の国防戦略の立案が行われることになる。作業は7月中にも完了すると言われている。

※これとは別に、議会が命じた「核兵器態勢見直し」がある。キーワード「進行する核態勢の見直し」（70ページ）参照。
※これとは別に、議会が命じた「4年期国防見直し（QDR）」がある。

4.　進行する核態勢見直し

7年ぶりに米国の核態勢見直し（NPR、ニュークリア・ポスチャー・レビュー）が行われている。2000年10月30日に米議会で成立した2001会計年（2000年10月1日～2001年9月30日）の国防認可法第1041節は、国防長官に「改訂・核態勢見直し（RNPR）」の実行と2001年12月までの報告書の提出を命じた※。冷戦後の核態勢の抜本的見直しを目指しながらも失敗した94年のNPRを改訂することになる。

※資料21（152ページ）を参照。

米国大統領選挙の中で、ブッシュ陣営もゴア陣営も核兵器政策の見直しを公約した。ブッシュ候補は、「冷戦時代の標的設定は、もはや保有核兵器を決める前提にはならない」と述べ、ゴア候補は「現在まで軍部の計画を律してきた公式の核ドクトリンを徹底的に再吟味しなければならない」と述べた。つまり、二人とも、核戦争計画そのものに踏み込んだ、表面的ではない見直しを主張していたのである。

それと軌を一にして、国防認可法は、見直しの中味について第1041節第3項で「合衆国の核抑止政策、標的戦略、軍備管理上の目標のあいだの相互関係」を掲げている。核兵器の種類や数が、軍備管理の外交交渉の対象となるが、現在の標的政策（核戦争計画のなかで、どこの国のどの施設を核攻撃の標的として設定し、それへの攻撃体制を維持するかの基準を与える政策）が再吟味されない限り、核弾頭の種類と数を減らす交渉が限界に来ているからである。したがって、「核抑止論、標的、軍備管理の三者の関係」を課題にのせたことは、それ自身では正鵠を射ている。

問題は、根本的な核態勢の再見直しが大幅な核軍縮につながるかどうかである。この立法を行った米議会のなかには、核軍縮を推進するというコンセンサスはなかった。同じ国防認可法は、他の部分で「合衆国は、戦略核運搬手段の強固で均衡のとれた三本柱※を維持することが国益である」という議会の認識を述べている。このような結論を予断することは議会自身の自己矛盾とも言える。第1041節（d）項で明らかなように、見直しには、大統領府の自由裁量による軍縮イニシャチブを封じようという議会の意図をうかがうことができる。

※三本柱とは、爆撃機、大陸間弾道ミサイル、戦略原子力潜水艦の三つ。

このような背景があるにもかかわらず、ブッシュ新大統領が大幅削減について強いリーダーシップを発揮した場合、94年の失敗をくり返さない可能性がある。この場合、ミサイル防衛や新軍事戦略についての米国防省内の複雑な利害調整が行われることになるであろう。なお、2001年2月9日、これとは別にブッシュ大統領は、ラムズフェルド国防長官に核戦略の根本的見直しを命じた※。これがRNPRにも反映してゆくものと思われる。

※キーワード「準備されるブッシュ戦略」（69ページ）参照。

5.　米核巡航ミサイル発射実験続く

米情報公開法によって米研究者が入手した米海軍の公文書によれば、核弾頭巡航ミサイル・トマホーク※の発射試験は、現在も続けられている。核巡航ミサイルは、現在日本に有事に持ち込まれる可能性がもっとも高い核兵器であり、この情報は、日本にとって重要である。

※巡航ミサイル・トマホークには、対地攻撃トマホークと対艦トマホークがある。対地攻撃トマホークには、通常弾頭型、通常弾頭分散型（小爆弾が飛び散る）、核弾頭型の3種類がある。

得られた情報は、2000年5月12日に作成された1989年から2000年3月までの対地攻撃巡航ミサイル・トマホーク（TLAM）の発射試験年表である※。94年9月の米「核態勢見直し」で行われ、核弾頭型トマホークの発射能力が、攻撃型原子力潜水艦にのみ残されたが、発射試験データはそのことを裏づけている※。

※表にはすべてのTLAM発射試験の試験名、年月日、軍艦番号、軍艦名、所属艦隊、発射地域が記載されている。試験名によって、試験されたトマホークの種類、発射システムの種類、試験目的などが分かる。

※1995年～99年の5年間の太平洋艦隊におけるデータが資料22（153ページ）にある。

95年～99年の5年間に、対地攻撃巡航ミサイル・トマホークの発射テストは54回行われた。そのうち、核弾頭型の発射試験が11回含まれている。これを艦隊別に分類すると、太平洋艦隊が27回（うち核弾頭型6回）、大西洋艦隊が23回（うち核弾頭型5回）、イギリス海軍が3回、陸上トラックが1回であった。試験は年間平均約11回行われているが、そのうちの2回が核弾頭型トマホークに当てられている。太平洋艦隊では毎年ほぼ1回の核トマホークの発射試験が続いていることになる。太平洋艦隊の発射試験は、カリフォルニア州沖の2個所の試射海域で行われている。

注目すべき事実としては、核トマホークの発射試験は、すべて、原潜の魚雷発射艦で行われている※。

※トマホーク発射システムには、水上艦の場合、装甲箱型発射台（ABL）、垂直発射システム（VLS）の2種類があり、潜水艦の場合、魚雷発射管と垂直に発射するカプセル発射システムの2種類がある。

91年9月のブッシュ・ゴルバチョフ・イニシャチブによって、軍艦や航空機に搭載されていたすべての戦術・戦域核兵器は、平時には軍艦から撤去されることになった。このとき、核弾頭型トマホークも水上艦や潜水艦から撤去され、中央貯蔵庫に保管された。さらに、94年9月の「核態勢見直し」（NPR、ニュークリア・ポスチャー・レビュー）によって、空母を含むすべての水上艦から、核兵器を扱う能力自体をなくし、攻撃型原子力潜水艦の核巡航ミサイル・トマホーク発射能力のみを維持することが決定された。現在、約320発の核トマホークが、貯蔵され、有事再搭載に備えていると、専門家は推定している。核トマホークは現在米海軍がもっている唯一の非戦略核兵器である※。しかし、核巡航ミサイルの訓練動向を伝える情報が長くなかった。

※キーワード「各国の核兵器の現状」（66ページ）参照。

この5年間に核トマホークの発射試験に使われた攻撃型原潜は、ソルトレークシティ号、ヒューストン号、サンフランシスコ号、ホノルル号※の4隻である。これらは、いずれも日本に頻繁に寄港している原潜である。原潜による核兵器持ち込みの可能性が、継続していることになる。

※いずれもロサンゼルス級と呼ばれる種類の攻撃型原潜に属する。

6.　米ロの未臨界核実験は続く

※臨界前核実験とも訳される。

未臨界核実験※とは、プルトニウムなどの兵器用核分裂物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わないものである。包括的核実験禁止条約（CTBT）の義務条項の文言には違反しないが、その前文の精神に反する。日本政府は未臨界核実験に反対していない。

※1998年2月欧州議会は未臨界核実験反対の決議をあげた。「核軍縮と非核自治体・1999」資料12（100ページ）参照。

米国は1997年7月から2000年12月までに13回の未臨界核実験を行った。

※A：ロスアラモス国立研究所の実験。
B：ローレンス・リバモア国立研究所の実験。
（　）内は使用プルトニウム量。いずれもネバダ核実験場の地下約300メートルのトンネル内で。

◆**第1回**（97年7月2日）「**リバウンド**」（A）
異なる高圧力条件下での衝撃波に対するプルトニウムの反応の調査。（約1.5kg）
◆**第2回**（97年9月18日）「**ホログ**」（B）
核爆発のコンピューター・シミュレーションの精度向上。（127g）
◆**第3回**（98年3月25日）「**ステージコーチ**」（A）
さまざま古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。（0.97kg）
◆**第4回**（98年9月26日）「**バグパイプ**」（B）
さまざま古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。（204g）
◆**第5回**（98年12月11日）「**シマロン**」（A）
実際の核弾頭からとり出されたプルトニウムを使用。（量は秘密）
◆**第6回**（99年2月9日）「**クラリネット**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃で飛び散るプルトニウムの速度と表面効果の観察。（170g）
◆**第7回**（99年9月30日）「**オーボエ1**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。（量は以下不明）
◆**第8回**（00年11月9日）「**オーボエ2**」（B）
プルトニウムに関連する噴出物および破砕に関する疑問に答えることが目的。
◆**第9回**（00年2月3日）「**オーボエ3**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。
◆**第10回**（00年3月22日）「**サラブレッド**」（A）
核物質を高性能火薬の爆発力で圧縮、核爆発の模擬実験に必要なデータを収集。
◆**第11回**（00年4月6日）「**オーボエ4**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。
◆**第12回**（00年8月18日）「**オーボエ5**」
◆**第13回**（00年12月14日）「**オーボエ6**」
目的は第7回に同じ。

米エネルギー省は、データが必要な限り実験を行うと説明している。クリントン政権は、CTBTに参加するにあたって国内を説得するため、6項目の条件（保障措置）をつけた※。その中心条件は、貯蔵核兵器の信頼性と安全性を確保するための「科学的備蓄兵器管理（SBSS）プログラム※を実行すること」であった。未臨界核実験は、第一義的にはそのための実験である。しかし、核技術に携わる技術者の人的資源を維持することも、目的の一つである。

※資料17（138ページ）に全文。1997年9月22日、クリントン大統領がCTBT批准を上院に送付した手紙にも、同じ内容が盛られた。
※SSMP（備蓄兵器管理計画）と呼ばれるより大きな計画の一部。

また、ネバダ地下核実験場だけでなくロスアラモス国立研究所でも未臨界核実験の一部が地上で始まっていることは注目すべき事実である。

一方ロシアは、北極海のノバヤゼムリャ島核実験場地下で、2000年中に計7回（1月に2回、夏に3回、10月に2回）の実験を行い、98年9月から数えて19回以上の実験を行ったことになる。しかし、その詳細は明らかでない。

7.　ニュージーランド：非核地帯法の強化へ動き

※キーワード「新アジェンダの活躍と「明確な約束」」（56ページ）参照。
※正確には「ニュージーランド非核地帯・軍縮・軍備管理法」。（1987.6.8発効）

2000年は、99年末に登場したヘレン・クラーク労働党・党首を首相とするニュージーランド（NZ）労働党政権の最初の一年であった。ニュージーランドは新アジェンダ諸国（NA）※を構成する7カ国の一つであること、強力な非核地帯法※を制定した国であること、核兵器禁止条約（NWC）の早期交渉開始を求める非核自治体人口が全人口の80％を占めること、そしてNZ労働党はNWC促進の政策をもっていること、などの理由のために、核軍縮におけるNZ新政権への期待があった。

まず最初に、2000年核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けてのとり組みが行われた。2月23日、ヘレン・クラーク首相が動議を提出し、議会で各国に先駆けてNPT決議が採択された。決議は、各国政府に「ニュージーランドとともに核軍縮義務を履行しよう」と訴えるとともに、ニュージーランド政府が「もっとも有効な方法で」決議を各国政府などに伝えることを求めた。また、ニュージーランド政府自身が、あらゆる外交の場で努力することを要求した。決議の主要部分の文言は、次のようなものである。

「国連の同僚諸国、とりわけ核兵器保有国に対して、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を、誠実に行いかつ完結させる義務をニュージーランドとともに履行するよう訴える。」

2000年NPT再検討会議において、初めて設立された主要委員会Ⅰの下部機関1（核軍縮の将来の実際的措置について協議する）の議長にニュージーランド国連大使クライブ・ピアソン氏が選ばれた。ピアソン議長の采配は、新アジェンダ連合の主張が再検討会議で有効に議論される一因となった※。

※第2章2（33ページ）のNPT再検討会議の経過を参照。

また2000年には、1987年非核地帯法を強化する法案が「緑の党」によって議会に提出された。200海里排他的経済水域まで非核地帯の適用範囲を拡大し、核兵器搭載軍艦、原子力軍艦の通過や、日本とヨーロッパ間を往復する使用済み核燃料、再処理された核燃料、放射性廃棄物などの通過を禁止しようという動きである。現在のところ、政権党である労働党も同盟党も法案に賛成していない。しかし、市民運動は、NZ政府は、非核政策を緩めさせようとする外国からの強い圧力に曝されているため、消極的態度をとらざるを得ないが、市民運動の力で国際世論を味方に付ければ、道が開けると考えている。

労働党政府は、国防政策全体の見直しにもとり組んだ。2000年6月に「国防政策の枠組み」を発表し、2001年5月8日には「政府国防方針：NZの必要性に適合した近代的で持続可能な国防軍」を発表した。戦闘機部隊の全廃など戦闘軍から平和維持軍への転換を目指す大胆な内容となっている。

8.　核実験モラトリアムを続ける印パ

1998年5月11日と13日にインドが、これに対抗して5月28日と30日にパキスタンが、それぞれ地下核実験を行い、世界を驚愕させた。歴史的にジャム・カシミール紛争を抱える両国間の核戦争の危機が、実験後に顕著に現実のものとなった。このため、99年2月20日～21日にパキスタンのラホールで行われた印パ首脳会談で「ラホール宣言」が出され、「偶発的あるいは許可されない核兵器使用の危険を低減させるための緊急の措置」がとられた。同時に作成された「ラホール了解覚書」では「異常な事態が国家至高の利益を危うくしていると判断することがない限り、両国はさらなる核爆発実験に関して、それぞれの一方的な一時中止政策を持続する」ことが確認された。

インドは、バジパイ首相の訪米時の米印共同声明（2000年9月15日）でも、包括的核実験禁止条約（CTBT）が発効するまでの間、核実験の一時中止を再確認した。このように印パ両国は核実験の一時中止政策を継続しているものの、他方では「宣言」以降、相互の事前通告のもとで核弾頭搭載可能ミサイルの飛行実験を競って行い、核兵器使用の危険がいっそう高まる結果となった。カシミール紛争もまた依然として不安定な状況が続いている※。

※2000年8月、パキスタンのムシャラフ参謀総長による「不戦協定」（no-war pact）の提唱、同年11月、バジパイ首相による「一方的停戦」の宣言（当初3カ月、その後延長）等の「和平プロセス」にも拘わらず、停戦延長の一週間後には早くもインド軍とカシミール分離運動のグループ間の衝突が発生している。2001年3月、インド訪問中のアナン国連事務総長は、カシミール紛争解決を目的とした両国の対話を国連の調停のもとで促す用意のあることを表明した。

国際的にはインドとロシアの関係が新たな深まりを見せた。2000年10月2～5日に行われたロシアのプーチン大統領のインド訪問中、両国は「戦略的パートナーシップに関する宣言」に調印し、「長期的視野における防衛および軍事技術協力」を確認し合った※。両国はさらに「核エネルギーの平和利用における協力」のための極秘の了解覚書にも調印した。ロシアはインドのクンダンクラムに100万キロワット級軽水炉2基を建設するための技術供与、及びタラプールにある原子力発電所への低濃縮ウラン燃料の供給とに合意した。ロシアは原子力供給国グループ（NSG）のメンバーであることから、国際原子力機関（IAEA）のフルスコープ保障措置協定を締結していないインドへの核物質の輸出は禁じられている※。秘密了解覚書では、インドがIAEAのフルスコープ保障措置を受け入れることが、ロシアの協力の前提条件にされているのではないかと推測されている。ロ印の核兵器産業を中心とした軍産複合体間の密接な関係が形成されつつあると見ることができよう。

※310台のT-90戦車のロシアからインドへの輸出、140機のSu-30MKI戦闘機をインドでライセンス生産するためのロシアからの技術移転など、具体的な武器取引案件が成立した。

米国のミサイル防衛計画に係わる印パの反応は対照的である。パキスタンは反対の意向を示しているのに対して、インドは積極的に支持する姿勢を見せている。「核兵器保有国」を自認するインド政府の立場がここに明瞭に誇示されていると言えよう。

※前インド原子力委員会委員長のチダンバランは、「インドの場合、その大きな原子力市場を考えれば、原子炉建設における国際協力の前提条件としてフルスコープ保障措置を求めている現行のNSGガイドラインは、原子力供給国の商業的利益に負の効果を与えている」とNSGガイドラインの不当性を訴えている（2001年3月7日、日本原産会議が主催した東京でのシンポジウム「原子力の平和利用と核不拡散との調和をどう図るか」での発言）。

C. 日本政府の核兵器政策

1.　新日本決議（道程決議）の登場

日本政府は「核兵器完全廃棄への道程」という意欲的なタイトルをもった新しい国連総会決議※を、2000年国連ミレニアム総会（第55回）に提出した。そして、カットオフ条約※締結に2005年、CTBT発効※に2003年の期限をつけるなど、NPT合意よりもさらに進んだ内容を盛り込んだ。2000年11月20日、決議は圧倒的多数の賛成を得て採択された※。

※資料11（131ページ）に全訳。

※キーワード「CD混迷：進展ゼロのFMCT」（64ページ）参照。
※キーワード「発効遠いCTBT」（60ページ）参照。

※投票結果は資料12（133ページ）参照。

日本政府がこの新決議を出すに至ったのは、2000年4月～5月に開催されたNPT再検討会議において、従来の日本決議が批判され、新アジェンダ諸国（NA）の提案による「完全廃棄を達成するという明確な約束」という新しい水準の国際規範が合意されたからである※。

※キーワード「新アジェンダの活躍と『明確な約束』」（56ページ）参照。

1994年の第49国連総会以来、日本政府は「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」と題する決議を提案し、採択されてきた。「日本決議」もしくは「究極的核廃絶決議」と呼ばれてきた。決議文の中心は、「核兵器国が、核兵器廃絶を究極の目標として核兵器削減に努力する」という文言である。当時は一定の積極的意味があった。この表現は、翌95年のNPT再検討・延長会議での決定「原則と目標」文書に盛り込まれ、「究極的な廃絶」は国際公約となった。

しかし、これは、永遠の未来まで核兵器廃絶を先送りする口実とも受け取られ、真剣に核兵器廃絶を目指す国々やNGOからは、批判されてきた。そして、2000NPT再検討会議において、NAが核兵器国との交渉の主導権を握り、「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を含む13項目の合意※を勝ち取った。この経過は、米国が日本政府の頭ごなしにNAと交渉することはないと高をくくっていた日本外交の失敗であった。

※資料8（124ページ）に13項目の全訳。

この経過を踏まえて日本政府は、秋の国連総会において「核兵器完全廃棄への道程」と題する国連総会決議を提出した。「完全廃棄の明確な約束」の積極的な効果が、まず日本政府に現れたと見なすことができる。NAは同じ国連総会で、NPT合意を固める方針を採ったので、国連総会に甲乙付けがたい二つの似た内容の決議が採択された。

しかし、核兵器を全面否定するNAと米国の核の傘に依存する日本とでは、その寄って立つ基本的立場が異なる。注意深く読めば、その違いが決議にも現れている。とくに、NAが国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（核兵器は原則的に国際法違反とした）※を引用したり、最終的な核兵器の禁止条約の必要性に言及している※のに対して、「道程決議」はそれらに触れていない。

※資料1（108ページ）を参照。

※NA決議は資料9（126ページ）に全訳。

2. ミサイル防衛に関する日米共同研究

クリントン前大統領が決定延期したNMD(米本土ミサイル防衛)を、ブッシュ新大統領が積極推進するであろうことはあらかじめ予測されていたが、5月1日の演説※で、より拡大した計画に発展しつつある方向が明らかにされた。

※資料23(154ページ)参照。

すなわち、従来べつべつの計画として説明されてきたNMD(米本土をねらう長距離ミサイル防衛システム)と、TMD(海外駐留米軍および同盟国を中・短距離から守るシステム)の開発を一本化する構想が打ち出されたのである。具体的内容はいまだ明らかでないものの、NMDとTMDの統合は、80年代にレーガン大統領がすすめ挫折したSDI=スターウォーズ構想への回帰現象を思い起こさせる。ブッシュ構想が、近く公表される「包括的な核政策見直し」の中核となるのは確実と思われるが、現段階でも、両者が一つにまとめられることにより、①ソ連との間で72年に締結したABM条約※の修正ないし破棄が不可避となった国際的影響に加え、②より大掛かりになったことで、目標が北朝鮮、イラクのミサイル脅威でなく対中国警戒網にある意図を鮮明にする結果、中国の反発という東アジア情勢への波及も予測しておかなければならない。それは取りも直さず③日本が参加したTMDの「日米共同技術研究」に関し、政府の「TMDとNMDは別物である」という説明を成り立たないものにすると同時に、ロシア、中国とのあいだに無用な緊張を引き起こすことが懸念される。

※キーワード「ミサイル防衛とABM条約」(57ページ)参照。

日本政府は「弾道ミサイル防衛は、専守防衛を旨とする防衛政策上の重要な課題」(官房長官談話)との認識のもと、98年12月、「海上配備型上層システム(NTWD)※」を対象として、日米共同技術研究に入る決定を行い、今年度37億円をふくめ66億6000万円を支出してきた。すでに本年鑑は問題点として、①「宇宙開発は平和目的に限る」とした国会決議、および同趣旨の「宇宙開発事業団法」との整合性、②「集団的自衛権」行使にいたるおそれ、③巨額な開発費負担、④近隣諸国の反応、などを指摘してきた。ブッシュ政権のもとでアメリカがTMDとNMDを合体させ、世界戦略の中心に位置づけたことによって、「TMDとNMDは別」の認識はもとより、「専守防衛のための装備である」という主張も崩れ去ったことになる。全地球型ミサイル防衛システムへの吸収、スターウォーズ計画パートⅡとしての性格を明らかになったからだ。

※NTWDはNavy Theater-Wide Defenseで、「海軍戦域防衛」の意。

政府は、「共同技術研究は、あくまで技術的な実現可能性などを見極めるために行う。開発段階への移行、配備段階への移行は、別途判断する」(防衛白書)としている。であるなら、今回のブッシュ政権による方向転換は引き返しの好機として活用されるべきだろう。だが一方で、米政府がNATOとともに日本や韓国に開発協力を求めるのも確実である。ここでも日本の反核世論が試される。

3. CTBT発効促進に書簡や使節派遣

日本政府は核軍縮外交において、START過程の促進、CTBT発効の促進、FMCT(カットオフ条約)の促進、に重点を置いてきた。

2000年3月8日、NPT再検討会議を前に、日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会が設立された。これは、大量破壊兵器の拡散防止、とりわけCTBTやFMCTにおける日米協力促進の一環として設立されたものである。この委員会の最初のとり組みとして、CTBTの検証体制の有効性を高める「技術協力作業部会」(「CTBT検証作業部会」)が発足した。これは、CTBT体制に日本が具体的に技術的貢献をしようという積極性の現れであるということができる。とりわけ、条約の国際監視システム(IMS)の地震学的監視観測所網の精度を高めるプロジェクトが進められている。

このような技術的貢献と並行して、日本政府はCTBTの早期発効のために、使節派遣などの外交努力をしていることを強調してきた。CTBTの発効には条約に定められた原子力技術をもつ44カ国の批准が必要である。2000年5月末、そのうち28カ国が批准を済ませていた。1年後の2001年5月末現在、その数は31カ国であり、わずか3カ国増えたに過ぎない。44カ国のうち13カ国が未批准である※。とりわけ、99年10月に米国上院が批准を拒否したことは、CTBTの早期発効に大きな打撃となってきた。これらの状況を改善するための系統的な努力が求められるのである。

※キーワード「発効遠いCTBT」(60ページ)および資料16(137ページ)参照。

2001年6月1日、日本政府は中村敦夫参議院議員の質問主意書(同年4月18日提出)に応えて、日本政府の「外交努力」の内容を明らかにした。その内容は、系統性と継続性に欠け、一般の予想よりも弱いものであった。

条約成立後3年が過ぎた98年11月と米国上院が批准を拒否した直後の99年10月～2000年2月の2つの期間に、CTBTを主眼としたとり組みがあっただけで、他はそれを主眼としないとり組みと考えられる。使節を派遣した国は、現在も未批准の13カ国のうち、米国、中国、インド、パキスタン、エジプト、アルジェリアの6カ国に過ぎない。他は、書簡送付という形である。国ごとにアプローチが異なるべきであろうが、専門家を交えた国別チームを形成するなどの積極的な工夫は見られない。

また、2001年9月に第2回発効促進会議が開催されるが、それに向けた「アメリカ議会へ働き掛ける外交活動の方針及び活動予定」、「アメリカ以外の未署名国若しくは未批准国に対して署名・批准を促す外交活動(の予定)」についての質問に、政府は「各種の機会を通じて」と回答するのみであった。5月末時点で、何ら具体的な準備がないことを示した。

4.　核持ち込み密約：危険な既成事実化

1960年の安保改訂時、日米間に「核兵器持ち込み」にかんし「密約」がかわされていた、という疑惑は、この一年のうちに明るみに出た米政府文書によってさらに強固になり、日本政府の「二枚舌政策」は、もはや動かしがいと断じざるをえない客観状況となった。それは国会決議をもって再三確認され、「国是」とみなされてきた「非核三原則」に死亡宣告をつげるものである。しかし外務省の対応は、発掘された密約文書をただ黙殺するのみで、密約不存在の根拠提出——対米抗議や政府声明——などまったく行おうとしない。こうした情報公開における日米間の奇妙なコントラストが受容され定着していくなら、「核兵器持ち込み密約問題」は、米政府解禁文書にしめされた事実を、日本の国会や国民が「デファクト・スタンダード」のかたちで承認したと判定されることになりかねない。

核持ち込み疑惑をしめす関係者証言や公文書は、1970年代から数多く指摘されてきた※。今回新たにくわわったのは、米国立公文書館で99年機密解除された国務省北東アジア部作成の「議会説明資料」（60年作成）である。そこの「事前協議が必要とされない項目」のなかに、「装備にかかわらず米国艦船と航空機の日本国内の港、基地の通過（機密）」と例示されている。周知のとおり日本政府は、「通過・寄港をふくめ核持ち込みは条約第6条にもとづく事前協議の対象であり、申し出があった場合の答えはつねにノーである」と言明してきた。文書は、これに抜け道が設けられていた事実を明確にした。また、日本共産党が国立公文書館から入手した米政府の「日米安保条約討論記録」（59年）にも、事前協議は「軍用機の飛来と艦船の立ち入り（用語はともに“エントリー”）には影響を与えない」と明記されている。両文書とも国務省作成になるもので、かつ正規の公開手続きをへており、米政府暗黙の意思表示と受けとれる。

このほか、『東奥日報』に2000年1月1日から5月7日にかけて掲載された「解かれた核の封印～三沢基地40年目の真実」（斎藤光政記者）が、米空軍機密文書（公開ずみ）を手がかりに、三沢米空軍基地が1950年代から60年代にかけて、ソ連沿海州を核攻撃する戦闘爆撃機の集結・訓練基地であった実態を精密に検証した。同様の核攻撃計画が嘉手納、横田、板付に存在したことも、共同通信記事（5月7日）によって裏づけられた。核弾頭そのものの持ち込みではないが、日本政府が有事持ち込みと出撃まで容認した可能性を示唆している。

密約の拘束力について政府は、「不公表であるというだけをもって無効だとはいえない」と答弁している（78年3月14日、参・予）。「事前協議の内容を国会に報告しないものもある」（佐藤首相　82年3月11日）とものべられた。密約はなお生きているのであり、非核三原則を「裸の王様」だと愚弄しているのである。

※主な核持ち込み証言
●ラロック（退役海軍少将）証言：「核積載可能な米艦艇は、すべて核兵器を装備しており、日本に寄港する際に核兵器をとり外すことはない」（1974年）
●ライシャワー（元駐日大使）証言：「日本政府は核搭載艦船の寄港をOKしている」（1981年）
●エルズバーグ（元国務省高官）証言：「日本は核攻撃の出撃基地だった」（1981年）
●マッカーサー（元駐日大使）証言：「米艦船の寄港は事前協議の対象にしない」（1990年）
●若泉（佐藤首相の私的特使）証言：「返還後の沖縄にも核持ち込みを認める」（1994年）

近年、新たに公開された米公文書の分類：
①60年安保条約改訂のさい、藤山外相とマッカーサー駐日米大使の間で交わされた秘密議事録をしめす文書群
●「バーソンズ国務次官補（極東担当）からフルブライト上院外交委員長宛説明記録」
●「国務長官あてマッカーサー大使の秘密電報」
●「同ライシャワー大使の秘密電報」
●「国家安全保障会議の対日基本政策文書NSC6008/1」

②核搭載艦船の日本寄港にさいし上記秘密合意を再確認する文書群
●「核武装米艦船の日本寄港に関する大統領会議」極秘メモ
●「ライシャワー大使から国務長官あて電報」
●「レアード国防長官からロジャース国務長官への書簡」
●「ジョンソン国務次官と大平外務大臣との会談覚書」（79ページ参照）

③沖縄返還交渉における核密約をしめす文書群
●「ニクソン米大統領と佐藤首相の共同声明に関する合意議事録」

5.　米空母の核付き母港

米公文書館で公開された国務省公文書によって、米空母ミッドウェーの横須賀母港※が決定される過程において、核兵器搭載のまま空母が横須賀を母港にすることについて米国側が実質的な事前協議の打診を行っていたこと、日本政府がそれに応えず、そのまま空母の母港を黙認したことが、ピースデポの梅林宏道の調査によって明らかになった。2000年4月3日の『朝日新聞』が大きく報じた※。

この経過の中で、ハワイのクイリマ・ホテルにおける大平外務大臣とジョンソン国務次官の会談が重要である。その会談とそれ以後の日本政府内の協議に関する公文書の公開を、2001年4月1日、その日施行された日本の情報公開法に基づいてピースデポは外務大臣に請求した※。

すでに1963年4月、ライシャワー米大使と大平外務大臣の会談において、「核兵器を積んだ艦船の領海通過や寄港は、事前協議の対象とはならない」という解釈について合意を見ていたことが、公文書で明らかになっていた※。

しかし、空母の母港化は、この大平・ライシャワー合意では処理できない問題を提起した。つまり、母港の概念は、領海通過でもなければ寄港でもない。領土上ではないにしろ、むしろ、米側が事前協議の対象となると理解していた核兵器の「イントロダクション」の一形態であると説明してきた配置（プレイス）に限りなく近い概念であった。

ジョンソン米国務次官は、問題を避けるために、核抜き母港の検討を国防省に依頼した。72年6月29日の国務省極秘文書によれば、ジョンソン次官は、レアド国防長官に、「東アジアに関する（空母の母港以外の）代案の可能性、核兵器を搭載しないで日本に空母の母港を置くことの評価」などを尋ねた。レアド国防長官はロジャース国務長官への手紙（72年6月17日付）のなかで、強い調子で核抜き母港は無意味であると回答した。「われわれは、この代案を注意深く検討した。しかし、軍事的に現実的でないし、法的にも必要のないことであると考える。」※

そこで、ジョンソン国務次官は、「母港は寄港の延長であり、大平・ライシャワー合意によって処理できる」という事前協議についての新解釈を打ち出し、日本側の了解を得ようとした。新提案は、72年8月31日、ハワイのクイリマ・ホテルで大平外務大臣に対して行われたが、極秘指定の「会談の覚書」が調査で入手されている。その後、72年10月13日、駐日米公使が外務省に大河原良雄アメリカ局長を訪ね、この提案に対する日本政府の考えを質した。大河原局長は、米側の解釈を確認しただけで日本側の意見を述べず黙認した。

※どの時点を母港を記録する年月日とするかは議論の余地があるが、通常、母港化が決定してのち横須賀に初入港した1973年10月5日を「母港化された日」と言っている。

※詳しい解説は『週刊金曜日』（2000年6月9日）の「日本政府は米空母の核付き母港を容認していた」（梅林宏道）を参照。

※2001年5月31日現在、未回答である。

※九州大学の菅英輝教授が1998年に発見したライシャワー大使からラスク国務長官に宛てた極秘電文。日本政府は、現在もこのような合意はないと否定している。

※この電文は、日本では最初、琉球大学の我部政明教授が公表した（『朝日新聞』99年5月15日）。同じ頃、独立に、ノーチラス研究所が「太平洋軍・年次報告」（コマンド・ヒストリー）にあった同じ文書を公表した（『朝日新聞』7月20日）。

6.　米軍艦寄港：核の有無に変わらぬ対応

1975年3月、神戸市議会は「核兵器を積載した艦艇の入港を一切拒否する」と決議、これに基づいて市は、神戸港に入港を希望するすべての外国艦船に非核証明書の提出を義務づけた。この「神戸方式」が採用されて以来、米国の軍艦は、一隻も神戸には入港していない。1991年、米国はすべての水上艦船から核兵器を撤去し、1994年には核能力そのものをなくした。しかし核の存在を「肯定も否定もしない（NCND）政策」を堅持し、個々の艦船の核の不存在を示す「証明」は出さないのである。

ここには日本政府の意向も強く働いているように見える。たとえ「非核」が事実であるとしても「証明」を提出することは、「神戸方式」を認めることになり、高知県や函館市など全国で起こっている「非核神戸方式」の条例制定の動きを元気づけることになるからである。1998年、カナダ艦「プロテクター」が「カナダは非核保有国である」と外務省の口頭説明だけで神戸港に入港したが、同艦が接岸したのは市が管理する桟橋ではなく自衛隊専用桟橋であった。「神戸方式」を支える自治体の「港湾施設管理権」を「迂回」しての実績作りであったと考えることができる。

97年の新「ガイドライン」が99年「周辺事態法」という国内法的支えを得た現在、「文書による非核証明の提出」は軍艦を受け入れる自治体と日本政府の間での最大の綱引きの一つである。昨年10月空母キティーホークが小樽に入港した時、小樽市長は、米領事館に非核証明を求めた。領事館からの文書による回答は次の内容であった。「米軍の水上艦、攻撃潜水艦、及び海軍航空機には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針。しかし、特定の艦船、潜水艦、航空機に対して、核兵器の搭載の有無については、議論しない。米国政府は、日本人の核兵器に対する特別な感情を理解しており、安全保障相互条約に基づく義務を忠実に履行してきており、今後も、そう継続する※」。一方外務省は「米国より核持ち込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持ち込みがないことについては政府として疑いをもっていない※」と回答した。同様のやりとりは、苫小牧でも函館でもくり返されている。

※資料34（174ページ）に全文。

※資料34（174ページ）に全文。

米国が、この間の政策変更を曲がりなりにも反映した「文書回答」を寄せているのに対して、日本政府の主張は、相も変わらぬ「非核の説明」をくり返している。今のところこの「非核証明セット」に正面から異議を唱えて入港そのものを拒否した自治体は現れていない。しかし、それが自治体の「納得」あるいは「屈服」を意味しているのではないことは、昨年から今年にかけて小樽をはじめとする北海道各地の出来事をみれば明らかである。

7.　国連軍縮秋田会議

国連総会やジュネーブ軍縮会議など政府代表で構成される会議とは異なり、各国の政府関係者、研究者、ジャーナリスト等が個人資格で参加するのが「国連軍縮〇〇会議」（〇〇には開催地名が入る）。国連軍縮局と国連アジア太平洋平和軍縮センターが主催するこの会議は、1988年の第三回国連軍縮特別総会で日本政府が軍縮会議の日本での開催を提唱したことを契機に、1989年の第1回京都会議以来、毎年日本で開催されている。これまでの開催地は京都（4回）、広島（3回）、長崎（2回）、仙台、札幌（各1回）となっている。

その第12回目にあたる「2000年国連軍縮秋田会議」が、2000年8月22日から25日にかけて「21世紀の軍縮と国連：その戦略と行動」をテーマに開催された。22ヶ国から64名の軍縮問題の専門家の他、延べ1000名の市民の参加を得て、熱心な討論が繰り広げられた。

会議は「Ⅰ　平和と安全保障のための戦略」、「Ⅱ　北東アジアの平和と安全保障に向けた新たなアプローチ」、「Ⅲ　核の危機の排除」、「Ⅳ　通常兵器」、「Ⅴ　総括（全体会議報告）」の5部を柱に、二日目の午後には、秋田市が事務局になって組織した「秋田会議運営協議会」の独自企画で、「次世代につなぐ世界平和」と題したシンポジウムも開かれ、「秋田のこどもたちのメッセージ」や「軍縮会議クエスチョン・タイム」などで中学生を含めた多くの市民が、語り合った。

全体会議の表題が示すように、会議のスコープは広範かつ包括的なものであり、これは、主として国家間の紛争を想定して語られてきた、いわば「伝統的」安全保障が人間の生命・尊厳を主語としたものへとパラダイムを拡大していることを象徴している。多くの報告に共通して言えることは、これらプロセスへの市民参加の重要性であり、国連に代表される国際的枠組みの民主的規範力の強化への期待であった。チュラロンコン大学（タイ）のクスマ・スニトウォンスは、全体会議Ⅰでの「人間安全保障と軍縮」を次のように結んだ。「この安全保障は、国だけではなくて、人々にかかわってくるものであり、（略）国がその排他的権利を持っているわけではありません。そしてグローバル化が進んでいますので、この人間の安全保障を犠牲にした上で、国が安全保障を自分たちのために確保するというのは、不可能ではなくとも、市民社会がどんどん拡大していくと、難しいことになっていくと思います」。

会議の全体は「秋田会議運営協議会」によって報告書にまとめられている。次回の会議は2001年8月下旬、金沢で開かれる予定。

8.　民主党の核兵器政策の登場

民主党の核兵器政策文書「民主党核政策――核の恐怖のない世界を目指して」※が、核不拡散条約（NPT）再検討会議をまえに、2000年4月18日に発表された。最大野党である民主党の核兵器政策が提示されたのは初めてであり、二つの点で大きな意味があった。一つはもちろん、有権者が最大野党の核兵器政策を知り得たことである。日本の安保政策にとって重要な核兵器政策の分野において、最大野党の政策が政権党の政策とどこが違うのか明かではないというのは、民主主義にとって異常な事態であった。もう一つは、政府・外務省の官僚が自民党のみに関心を払っていればよいという状況を変える可能性が出てきたことである。

※資料32（168ページ）に全文。

しかし、発表されて1年になるが、この政策は党の中に十分に浸透しておらず、ましてや国民の目に見える形で活用されていないように見受けられる。

民主党の核兵器に関する基本的な立場としては、核兵器廃絶をめざすこと、日本の核武装は日本自身の安全保障を脅かす選択であり、強く反対すること、核兵器は反人道兵器であると考えること、などを掲げている。

民主党の核政策にはいくつか注目すべき点が含まれている。日本がとるべき政策に関しては、次の三点があげられる。第一に、「東北アジア非核地帯構想」を提案していることである。日本、韓国、朝鮮人民民主主義共和国（北朝鮮）の三カ国条約に、米国、ロシア、中国が議定書で参加する形を提案している※。また、まずこれら六カ国で共同声明を発することをめざしている。第二に、日米同盟下にあることと米国の核の傘のもとにあることとを同一視したうえで、先制不使用政策を米国とのあいだで合意すべきであるとしている。第三に、核兵器搭載艦の寄港・通過について事前協議の対象であることを改めて米国とのあいだで協議・確認すべきであるとしている。これは、1964年の大平・ライシャワー合意の疑惑※を払拭することを意味している。

※岩波ブックレット「アジア米軍と新ガイドライン」（梅林宏道著、1998.10）第Ⅴ章参照。

※キーワード「米空母の核付き母港」（79ページ）参照。

核兵器廃絶へのプロセスに関しては、第1段階として、2010年までに米ロ間のSTART過程※によって、それぞれの戦略核兵器を速やかに1000発以下に削減すること、第2段階として2015年までに5つの核兵器国の合計核兵器数を1000発とすること、第3段階は実際に廃絶を展望する時期で、国際機関による少数の核を管理することなどを含めて、第2段階の完了が近い時期に、最終段階特有の困難さを解決する方法を検討すべきであるとしている。

※キーワード「危ぶまれるSTART過程」（58ページ）参照。

民主党はまた、核軍縮のために国際的な協力に触れ、「新アジェンダ」諸国や、カナダ、ドイツ、イタリアなど非核G8諸国との協力を掲げている。さらに、「中堅国家構想」※などのNGOとの協力が構想されている。

※キーワード「中堅国家構想：政府とNGOの橋渡し」（89ページ）参照。

9.　東北アジア非核化へ：土井党首の活躍

2001年5月2日、社民党は「21世紀の平和構想――核も不信もないアジアを」と題する文書を、土井たか子党首名で発表した※。

※資料33（172ページ）に抜粋。

5つの政策目標が掲げられた。すなわち（1）日本国の非核不戦国家宣言、（2）北東アジア総合安全保障機構の創設、（3）北東アジア非核地帯の設置、（4）二国間安保から多国間協調へ、（5）自衛隊の縮小・改編、である。

中でも、「北東アジア総合安全保障機構」と「北東アジア非核地帯」は、2本柱とも言えるものである。これらの提案について社民党では、土井党首を中心に積極的な外交を行っている。2000年8月にニュージーランドでの社会主義インター・アジア太平洋委員会で、2001年3月に東京での同委員会で、提案し賛同を得た。2000年には韓国とモンゴルを訪問し、2001年1月には訪中し、同提案について賛同を得ている。

訪中では、次のようなやりとりがあったと「平和構想」では述べられている。
土井党首：「とくに非核地帯の設置について（主席に）ご協力をお願いしたいと思っています。」江沢民主席：「私は、よく分かっています」（日本語で）。

「平和構想」は同時に、「中国は、・・・自らの利害が直接からむ中国北東部の非核地帯化については、応ずる姿勢をみせていません」とも述べている。

このことからも、中国が、非核地帯が非核国のイニシアティブとして設置されることには異論はないが、中国自身を巻き込むものになることには反対している、ということが浮き彫りになる。

それゆえに、社民党の北東アジア非核地帯の具体案は、「当面、日本、モンゴル、韓国、北朝鮮の4非核兵器保有国を非核地帯とする限定的な北東アジア非核地帯条約を締結」するものとなっている※。

※ここで「限定的非核地帯」と表現しているのは核兵器国を含まない、という意味である。しかし、既存の非核地帯条約は、すべて核兵器国を含まずに作られているが、あえて「限定的」とは言わない。一方、米ジョージア工科大学のエンディコット教授らのグループは、核兵器国の一部を含みつつ、非戦略核弾頭に限定して非核地帯にするという意味で「限定的非核地帯」と言っている。概念が混同されないよう、注意する必要がある。

非核地帯の内容については議論すべきことが多い。「平和構想」は、核兵器国が「①この地域に核兵器を持ち込まない、②この地域に核攻撃しない――の2点を約束する条約付属文書への署名」を行えば、「核の傘は無用化することになる」と述べている。しかし、第一点の「持ち込み」については、寄港も含むのかという問題、またそれをどのように検証するかという問題が残る。第二点のいわゆる消極的安全保証については、非核地帯の当該地域への核攻撃がないとしても、当該地域を起因とする紛争で当該地域外の核攻撃が行われるとすれば、非核地帯と核の傘が両立してしまうことになる（例えば、中国が何らかの理由で日本に通常兵器による攻撃を行い、これに対する報復として米国が中国に対して核攻撃を行うといったケース）。非核地帯は、それ自身では核の傘からの離脱を自動的にはもたらさない。

10.　核兵器持ち込み密約を追求する共産党

2000年4月22日、日本共産党国会議員団が「核密約問題国会報告会」を開いた。共産党は、核密約問題の究明に長くとり組んできたが、今回、まとまった形で報告会を開いた意義でもっとも重要な点は、「相互協力及び安全保障条約・討論記録」※（以下「討論記録」）が入手されたことであろう。「今回の追求のなによりの特徴は、（略）密約そのものの全文が手に入ったということです。密約全文は、今年2月11日、私たちがアメリカの国立公文書館でコピーをとった文書のなかにありました」と不破哲三委員長は説明している※。「密約そのものの全文」という表現について誤解のないように補足しておくと、60年1月6日に署名された「討論記録」のコピーが入手されたということではない。59年6月の日付のある「討論記録」が、入手されている。

※1960年1月6日にマッカーサー駐日大使と藤山愛一郎外務大臣が署名。別のルートで入手された「討論記録」の全訳が、2000年8月30日「朝日新聞」に掲載されている。

※2000年4月24日「しんぶん・赤旗」

興味深いのは、「秘密協定」や「秘密交換公文」ではなく「討論記録」という形になった経緯を、1966年のある報告書によって裏づけている点である。その報告書は、「合衆国は、この取り決めについての一定の共通解釈を、秘密の交換公文として定式化することをのぞんだ。しかし、日本政府がいかなる秘密取り決めの存在も否定できるようにするために、これらの了解は、最終的には秘密の『討論記録』の形をとることになった」と書いている。

「討論記録」は、2週間後の60年1月19日に安保条約調印と同時に交わされることになる「第6条に関する交換公文」（いわゆる「事前協議についての岸・ハーター交換公文」）の内容についての合意事項の記録という位置づけであり、大きくは2節からなっている。第1節は岸・ハーター交換公文の内容そのもの、第2節は「交換公文は以下の点が考慮され、理解されて作成された」として交換公文の「読み方」を書いている。第2節は、A、B、C、Dの4項目よりなるが、AとCが、核兵器の持ち込みに関する部分である。なかでも、C項がとりわけ重要な秘密合意の部分である。

2Aは、事前協議の対象とされる「装備における重要な変更」は「中距離及び長距離ミサイルやそれらの基地の建設を含む核兵器の日本への持ち込み（イントロダクション）」を意味するが、核部分をはずした短距離ミサイルなどの持ち込みは含まない、と述べている。

2Cは、米軍部隊や装備の日本への配備（ディプロイメント）、航空機の飛来（エントリー）、艦船の領海や港への立ち入り（エントリー）に関しては、現行の手続きに影響を与えるものと解されてはならない（つまり事前協議の対象にならない）、と述べている。このことが基礎となって、より明確な大平・ライシャワー合意（1963）に発展することになる※。

※キーワード「米空母の核付き母港」（79ページ）及び「核持ち込み密約：危険な既成事実化」（78ページ）参照。

D. 非核自治体とNGO

1. 各党首に要請：2000年キャンペーン

「核兵器廃絶2000年キャンペーン」では、2000年という区切りの年に、あらためて広範な核兵器廃絶の声をあげたいと「2000人アピール：核兵器の廃絶へ―日本人の使命」※を作成した。思想・信条を超えた各界各層の人々に賛同の署名が呼びかけられ、2000年9月7日、「2000人アピール」の賛同者の数は2000人に達した。

※資料38（183ページ）参照。

2000年10月31日、「2000年キャンペーン」では、各政党の党首に「2000人アピール：核兵器の廃絶へ―日本の使命」を2059名の署名者名簿とキャンペーンに寄せられたコメント、11月の「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」のチラシを携えて要請行動を行った。

代表団は、団長に土山秀夫（2000年キャンペーン共同代表、元・長崎大学学長）以下、山口仙二（2000年キャンペーン共同代表、日本被団協代表委員）、梅林宏道（2000年キャンペーン共同代表、運営委員、ピースデポ代表）、森瀧春子（2000年キャンペーン共同代表、印パ広島市民の会）、日本YWCAや日本生協連の代表など16名。

各党の面会者は：自由民主党―中馬弘毅自由民主党副幹事長。民主党―岡田克也民主党政策調査会長。共産党―上田耕一郎幹部会副委員長。公明党―赤松正雄公明党外交国防部会長。社民党―土井たか子社民党党首。自由党―小沢一郎党首あて文書を東祥三外交国防部会長の秘書に手渡し。保守党―扇千景保守党党首あて文書を秘書に手渡し。自由連合―石井一二幹事長（代理の平岡憲人参与）。第二院クラブ―佐藤道夫第二院クラブ代表。無所属の会―椎名素夫無所属の会代表あて文書を秘書に手渡し。国民会議―中村敦夫国民会議代表。

土山団長は、どの面会にも「2000人アピール」の趣旨を説明し、とくに、日本が米国の核の傘に依存していることが、日本からの核兵器廃絶の訴えの力を弱めていること、日本の安全保障は「核の傘」ではなく、東北アジア非核地帯の設置によるべきであることなど、各政党に核兵器廃絶への努力を求めた。また、「地球市民集会ナガサキ」についても理解と協力を呼びかけた。

なお、2000年キャンペーンは、「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」を成功させるために、「全国連絡会議」の窓口団体を引き受け、募金活動においても「2000年キャンペーン」の賛同者から積極的な協力を得るなどして、全面的に支援を行った。2000年キャンペーンは、全署名者の氏名が入った報告集を発行し、残金によって「核兵器廃絶・日本メーリングリスト※」を立ち上げて終了した。

※キーワード「核兵器廃絶・日本メーリングリスト発足」（92ページ）参照。

2. アボリション2000長崎会議

1995年4～5月のNPT再検討・延長会議に世界から集まったNGOは、「核兵器禁止条約の2000年までの締結」を柱とした声明に合意し、核兵器廃絶NGO地球ネットワーク「アボリション2000」(以下A2000)は誕生した※。日常的には電子メール・リストで情報交換を続け、NPT関連会議、長崎NGO会議など、大きな国際会議の機会を利用して独自の会議をもっている。2000年はA2000にとって節目の年であった。

※「アボリション」は「廃絶」の意味。当初の11項目からなる声明は資料39(184ページ)に全文。この声明をもとに同年11月、アボリション2000はオランダのハーグで正式に発足した。97年1月には、フランス・ポリネシアのタヒチ・モオレアで第2回年会を開き、核兵器過程で被害を受けている先住民や植民地化された人々の「自己決定、主権、独立という譲ることのできない権利」が保証されるべきだとする「モオレア宣言」を採択した(資料40(185ページ)に全文)。
この2つの声明を支持する団体であれば、簡単な申し込み手続きでアボリション2000のネットワークに参加できる。日本で参加を希望する団体は、ピースデポまでご連絡ください(連絡先は裏表紙)。より詳しくは、ホームページ参照。
http://www.abolition2000.org/

(1)2000年3月1～8日が、「アボリション週間」として設定され、世界各地で多様な世論喚起活動が行われた。

(2)2000年NPT再検討会議を前に、調整委員会が4つの「行動の呼びかけ」を発した。①A2000の拡大。②各国の首長や外相に対してNPT再検討会議への出席を求める手紙、③核によって被害を受けたヒバクシャ、先住民の尊重、④「ミサイルをひまわりに」の請願署名。

(3)NPT再検討会議には世界各国から活動家が結集した。会議最終日の5月19日の記者会見で、A2000に賛同する全世界のNGOおよび自治体の総数が、95カ国から2,025団体になったことを発表された。A2000の「2000」は「2,000団体の2000」であると再定義された。A2000は世界で3番目に大きいNGOネットワークであると発表された。全世界から集められた「ミサイルをひまわりに」請願署名は1,350万名を超え、4月27日、国連本部内にてNPT再検討会議のバーリ議長にひまわりの花束とともに届けられた。

(4)NPT再検討会議中の4月30日、A2000は会議を開き、11月の「核兵器廃絶ー地球市民集会ナガサキ」※を公式に支援すること、その機会を利用して戦略会議をもつことが決まった。

※第2章1(26ページ)に土山秀夫実行委員長による詳しい報告がある。

(5)11月17日～18日、長崎集会に合わせて「アボリション2000」長崎会議が開催された。会議に先だって、設立声明や国際署名の文面から、「(核兵器禁止条約の)2000年までの(締結)」という年限の文言を落とすことについて、電子メールを通じて長期にわたる公開の議論が行われた。長崎でこのことが正式に承認された※。今後の運動戦略については、核兵器禁止条約のための国際会議招集を求めるキャンペーンを起こすことについて、熱心な議論が行われた。すでに数種類の国際会議について提案があることについて基礎情報を共有し、議論を継続することを確認した。

※資料39(184ページ)の声明は改定後のもの。

(6)2001年5月7～8日、英国のサフロン・ウォルデンで公開グローバル評議会を開いた。「宇宙を平和に・リーズ会議※」の機会を活用した。

※キーワード「宇宙を平和に・リーズ会議」(87ページ)参照。

3. 宇宙を平和に・リーズ会議

国土ミサイル防衛(NMD)の推進を優先課題とするブッシュ政権の発足に伴い、「宇宙の平和を守ろう」という草の根の運動が世界各地に広がりつつある。この動きを先導してきたNGOが「宇宙の軍備と核に反対するグローバル・ネットワーク」(GNと略)であり、5月4～6日に年に1回の総会に合わせて「スターウォーズ反対」国際会議をリーズ(英国)で開催した。

リーズの近くには米軍の設けた世界最大のスパイ基地のメンウイズヒル基地やNMDで重要な役割をあてがわれるフリングデイル基地がある。そこでまず4日には、50名程の会議参加者が地元の平和団体とともにメンウイズヒル基地前で抗議行動を行った後、リーズ市街中心部で集会を開き、スターウォーズ反対とブレア英首相宛の署名への参加を市民に呼びかけた。

5日の本会議はリーズ大学で開催され、19カ国から200名以上の市民や活動家、有識者が参加した。5月1日にブッシュ米大統領がミサイル防衛の実現を目指す意向を表明した※ことを受け、会場はスターウォーズを阻止しようという熱気に包まれた。まず、GNの中心メンバーが、ミサイル防衛や宇宙配備レーザー兵器を含む米国のスターウォーズ構想の実相に関して講演を行った。そこでは、その構想の狙いが、米国の利益と投資を守るために米国による宇宙支配を確立することにあり、同構想は巨額の財政支出を必要とするが、米軍と結びつく航空宇宙産業の利益に資するだけで、世界を不安定化し、新たな軍備競争を誘発する危険を孕んでいることが強調された。そして、ロシア・日本・英国・ガーナ・オーストラリア・米国・韓国の参加者から、ミサイル防衛に対する各国での反応に関する報告があった。

※資料23(154ページ)参照。

また、①ミサイル防衛及び宇宙配備レーザー兵器に対する抗議運動、②エシュロン・諜報・市民の自由、③グローバル化と企業の関与、④宇宙研究と倫理、⑤宇宙核兵器・宇宙地雷の敷設・宇宙法、⑥スターウォーズ:事実とフィクション、効果的な情報伝達のためのSFの使用をテーマにしたワークショップが開かれ、参加者による活発な論議が交わされた。

6日にはGN総会が開かれ、米国がスターウォーズに伴うリスクと費用を同盟国に分担させることを重視している点を考慮し、各国の平和運動が連帯を強めながら、宇宙における軍備や核への反対運動を展開する必要が確認された。具体的には、宇宙の平和利用を定めた宇宙条約※の発効を記念して、10月13日に「宇宙の軍事化に反対する世界統一行動」を世界各地で行う予定である。日米両国政府は戦域ミサイル防衛(TMD)に関する共同技術研究に着手しており、日本の平和運動に対するGNの期待は大きい。

※宇宙条約　1967年10月10日発効。同条約は、宇宙利用を平和目的に限定しており、天体上では、軍事基地、軍事施設、防備施設の設置、兵器実験並びに軍事演習の実施が禁止されている。一方、宇宙空間で禁止されているのは、核兵器その他の大量破壊兵器を地球周回軌道に乗せたり、宇宙空間のいかなる部分にも一定時間配置しないことのみである。したがって、通常兵器やレーザー兵器を宇宙空間に配備することや、大陸間弾道ミサイルのように一時的に宇宙空間の一部を通過するが地球を周回しない兵器は禁止の対象とされていない。

4.　国連ミレニアムフォーラム

コフィ・アナン国連事務総長の提案にかかる3つのミレニアム会議のうち、NGOの会議が「国連ミレニアム・フォーラム」である。2000年5月22—26日、ニューヨークの国連本部に、113ヵ国から1,000以上のNGOの代表1,350人が集まって開催された※。9月に開催されたミレニアム・サミット、国連ミレニアム総会に対応するものである。1990年代には地球社会の直面する課題別に世界会議が開催され、それらの会議にNGOも参加した（地球サミット、ウィーン人権会議、北京女性会議など）。あるいはNGOが主催した会議もあった（ハーグ平和アピールなど）。これら90年代世界会議において、課題別・分野別に集まってきたNGOが、分野横断的に一堂に会したのが国連ミレニアム・フォーラムであった。

※国連ミレニアム・フォーラムのウェブサイト
http://www.millenniumforum.org/

90年代世界会議で取り上げられた地球的問題群は、Ⅰ平和、安全保障、軍縮、Ⅱ貧困の根絶、Ⅲ人権、Ⅳ持続的な発展、環境、Ⅴグローバリゼーションの挑戦、Ⅵ国連・国際機関の強化・民主化の6つの分野に整理されて、分野ごとにNGOの代表が集まり、5日間にわたって突っ込んだ討議が行なわれた。そして、最終日には「ミレニアム・フォーラム宣言および行動計画」が採択された（これは国連ミレニアム総会に提出された）。また、分野別の報告書も作成された。90年代世界会議の成果が基礎になっているといえる。「平和、安全保障、軍縮」についていえば、1999年のハーグ平和アピールが前提となっている。

「平和、安全保障、軍縮」の分野においては、ハーグ平和アピール代表のコーラ・ワイスがいくつかの重要な提案を行なった。すなわち、核兵器廃絶の期限を設定すべきである。それは10年以内でなければならない。核軍縮に関する国際会議を開催するというアナン事務総長の提案を支持する。ハーグ平和アピールの現在の重点課題は「戦争防止地球行動」と「平和教育地球キャンペーン」である。人道的危機に対し緊急に展開しうる国連指揮下の部隊の創設という提案を支持する。人道的危機に対処する「国際非暴力平和隊」を創設するという提案を支持する、などである。

日本から参加したNGOの代表も討議において積極的に発言した。ヒバクシャの核廃絶の訴え、日本国憲法の平和主義がアジアの平和に果たす意義などが述べられた。そして、これらの主張は「ミレニアム・フォーラム宣言」や「平和、安全保障、軍縮」に関する最終報告書に反映している（「非核神戸方式の世界的な普及へ」「平和主義条項を世界各国の憲法へ」など）。

※「国際非暴力平和隊」のウェブサイト
http://member.nifty.ne.jp/uwfj/hap/nonviolent/index.htm（日本語版）
http://www.nonviolentpeaceforce.org

ハーグ平和アピールで生まれた「国際非暴力平和隊」プロジェクト※が、国連ミレニアム・フォーラムを重要なステップとして、世界的に加速度的に進行している。このプロジェクトの日本サポートグループも結成されている。

5.　中堅国家構想：政府とNGOの橋渡し

「中堅国家構想（Middle Powers Initiative、略してMPI）」は、1998年3月に設立されたNGOの名称である。軍縮問題で実績があり影響力のある「中堅国家」を動かし、NGOとそのような同志国家が協力して核兵器廃絶の道筋を作ることをめざしている。とりわけ新アジェンダ諸国（NA）を支援している。対人地雷禁止条約を実現させたオタワ・プロセスがヒントになっている。国際的なNGOの共同プロジェクトの性格をもつ※。米国ケンブリッジの核戦争防止国際医師の会（IPPNW）本部に事務所をもつ。提唱者であるカナダのダグラス・ロウチ上院議員が議長をつとめている。

※共催団体には、世界安全保障研究所（GSI）、核兵器に反対する国際法律家協会（IALANA）、地球的責任のための科学技術者国際ネットワーク（INES）、国際平和ビューロー（IPB）、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）、核時代平和財団（NAPF）、地球的行動のための議員連盟（PGA）、世界の現状フォーラム（SWF）、平和と自由のためのの国際婦人連盟（WILPF）が参加している。

本年鑑がカバーする期間において、MPIはいくつかの重要な課題に取り組んだ。一つは、2000年1月26—27日、アトランタ（米ジョージア州）のカーター・センターで、米政府・議会関係者とNA関係者が、NPT再検討会議について意見交換をする場をMPIとカーター・センターが共同で設けた。ジミー・カーター元大統領のほか、何人かの米国軍縮担当者が参加した。

また、国連総会を前にして10月5—13日、NATO5カ国（ノルウェー、イタリー、ドイツ、オランダ、ベルギー）※に、NPT再検討会議の「明確な約束」合意に基づくNATO核兵器政策見直しとNAが提出した国連総会決議への支援を求めた。

※しばしば「NATOファイブ」と呼ばれる。

2001年4月29日—5月1日には、ニューヨークの国連本部にNA、NATOファイブ、日本などの政府代表とNGO代表を招き、「NPT13項目合意をいかに実践するか」に関するラウンド・テーブルを主催した。MPIは、そこでの議論を元に13項目のなかの緊急項目を指摘する提言を作成した※。

※第2章2「NPT13項目と日本」第3節（40ページ）に詳述されている日本への課題にも、それらが反映されている。

MPIは日本政府にもしばしば代表団を送り、日本の核兵器依存（「核の傘」）政策を改めること、被爆国としての道徳的指導力を発揮すること、を訴えてきた。2000年にはNPT再検討会議前（3月、外務省）、同会議中（5月、国連本部）、国連総会中（11月、外務省）で日本政府代表と面会した。面会のときには、日本側NGOとしてピースデポ関係者が参加した。

「核兵器廃絶をめざす中堅国家の連合を作る」というMPIの初期の目的は、98年6月の新アジェンダの誕生によって、予期せずして達成された。MPIは、核兵器禁止条約を国家間の議題にすることをめざしているので、NAがそのままMPIが望んでいる国家連合というわけではない※。しかし、NAにはその萌芽があると考え、MPIは当面の方針としてNAC支援を中心的な課題としている。

※MPIの考え方は単行本「核兵器廃絶への新しい道——中堅国家構想」（ロバート・グリーン著、梅林宏道訳、高文研、1999年）に詳しい。

また、MPIは「核軍縮のための議員ネットワーク（PNND）」という国際的議員ネットワークを組織する事業に改めてとり組みを始めた。

6.　核を法廷で裁く「トライデント・プラウシェア2000」

市民の手でイギリスの核兵器の廃絶を直接やってしまおうというグループ、「トライデント・プラウシェアズ2000」(TP2000)※が活発に活動を展開しており、核兵器廃絶運動に新しい道筋を切り開いている。2001年2月の原子力潜水艦(原潜)基地封鎖行動には1,000人もの人が参加し、385人の逮捕という「成果」を挙げている。

※http://www.gn.apc.org/tp2000/
翻訳サイト
http://www03.u-page.so-net.ne.jp/ta2/toyosima/goilsupt.html

1999年6月の、アンジー・ゼルターら3人の女性による核ミサイル原潜関連施設の非武器化(つまり破壊)と、それを完全無罪とした同年10月の歴史的なグリーノック判決※はめざましいものであった。この裁判とゼルターらの闘いは、2001年2月7日の『朝日新聞』「核の傘と法」シリーズの第1回に詳しい紹介がある。

※「グリーノック」は地方裁判所のある地名。

その後も、2000年9月には原潜に直接泳いで行ってアンテナなどを破壊した女性二人に評決不能の結果、そして今年の1月には同様に原潜に直接損壊を与えようとした未遂事件に対する無罪評決と続いている。(もっとも不法侵入などより軽い事件の裁判ではほとんどの場合有罪判決が出ているので、数の上では無罪判決は例外的。)

TP2000とその活動については我が国のメディアも報じているので、一部では理解されていると思われるが、「直接行動」ということに疑問をもつ人もあるかも知れない。このグループの直接行動は、一つには国際法を、そしてもう一つは人間としての根源的なモラルを、その正当性の基盤にしている。行動の原則は非暴力、公開性、そしてアカウンタビリティー(申し開きができること)である。あらゆる穏便で通常の手段、すなわち政府との交渉、司法への訴えなどをやり尽くした後での直接行動であると言うことは、最後の条件を満たす要素の一つとなっている。

非暴力とはいえ表面上は法規に触れるので、法廷で被告席に立たされることになる。TP2000はこれを「核を裁く法廷」に変えるために最大限の法廷活動を行うのである。根拠とする国際法で彼女・彼らがしばしば引用するのがニュルンベルク諸原則※、特にその中の原則第6の戦争犯罪と人道に対する罪の項目、そして原則第4の違法な命令には従ってはならないとする項目である。とくにこの最後の部分については、この原則を政府に守らせるために、普通の市民が介入する権利にまで拡張されるべきだと主張している。「核兵器は一般的に国際法に違反する」としたICJの勧告的意見も当然重要な根拠としている。

※国連サイト参照
http://www.un.org/law/ilc/texts/nurnberg.htm
日本語訳　http://www03.u-page.so-net.ne.jp/ta2/toyosima/reldocs/nurprinciple.html

この法廷活動がもっとも成功したのが冒頭に挙げたグリーノック判決であるが、2001年3月末の一種の「上訴審」判決でスコットランド最高法院は核の違法性に踏み込まなかった。

7.　インド「核軍縮と平和のための連合」を結成

インドは1999年8月17日、きわめて攻撃的な「インド核ドクトリン」を発表した。「信頼できる最小限の核抑止」の概念を中心とし、核実験後の「兵器化」を既成事実として内外に印象づけようとしたもので、国内的には核兵器に反対する世論への牽制が意図された。こうした閉塞状況の中にあっても、反核兵器の立場に立つ市民の運動が活発に立ち上げられている。

2000年11月11－13日、インドのニューデリーで「核軍縮と平和のための全国大会」が開催された。「大会」は、インドの10以上の都市における120に達するグループ及び個人が一年にわたって準備した最初の試みである。パキスタン、日本、英国、オランダ、マレーシア、米国、オーストラリア、南アフリカ及びフランスからの参加者も含めて合計600人を超える人々が参加した。最終日には2001年を対象とする「行動計画」を採択し、それに基づいて「軍縮と平和のための連合」(CNDP)が結成された。「行動計画」は、次のような項目を含む10項目からなる※。

※全項目が資料42(188ページ)にある。

- 核兵器および原子力発電について、一般の人々に材料(ビデオ、印刷物、専門家など)を提供する「中央情報センター」を設立する※。
- 反核兵器活動家の地域会議、それに次ぐ全国会議を開催する。
- 「パキスタン平和連合」(PPC)と協力して、南アジアの核化がもたらす危険性を明らかにするための報告書を作成する。
- PPCと協力してインドとパキスタンにおいて各々10の学校と10の大学を選び、姉妹学校および姉妹大学とする。

※インドは、ウラン採掘に始まる核燃料サイクルのすべての操業技術を独自に開発してきたが、その結果、大量の放射性廃棄物が発生し、その管理はずさんであることが指摘されている。

CNDPはインド核実験の三周年の前日に当たる2001年5月10日、声明を発表した。その中で、インド政府は100億ルピーを投入し、核攻撃を受けた際、そこから核兵器を発射できる地下核シェルターを建設していることなど、印パ間での核使用の危機が高まっていることに警告を発し、次のように訴えている。

「CNDPは、インドの人々が政府のとった道に反対し、政府に核兵器政策を中止し、世界の軍縮を求める初期の運動に立ち戻るよう圧力をかけることを呼びかける。CNDPはさらにインド政府及び他国の政府に対し、米国のNMD／TMD計画に明確かつ強力に反対することを呼びかける。」

そして「地球から核兵器を完全かつ永久に廃絶するための非常に重要な闘い」に言及し、最後に「こうした闘いはブッダとカンディーの国が最低限しなければならないことである」と述べている。核軍縮と平和を求めるインド市民の運動からは、生命を直接的に脅かされている人々の魂の叫びが聞こえてくる。

8.　核兵器廃絶・日本メーリングリスト発足

※キーワード「各党首に要請：2000年キャンペーン」(85ページ)参照。

2001年1月3日、核兵器廃絶・日本メーリングリストはスタートした。

「核兵器廃絶2000年キャンペーン」※が1年余りの活動を終わるにあたって、新しい人たちが自由に入ることができて意見を述べることのできる電子メールのメーリングリストを立ち上げることを決めた。リストの性格は、次の2点に設定された。

1. 核兵器廃絶のための情報と意見の交換を第一の目的とする。

2. 核兵器廃絶に関連する平和問題やエネルギー問題の情報も歓迎する。

初日、二日目と、登録は数名だったが、正月休みが開けた頃から途端に登録者が急増。「自己紹介」や「各自の活動報告」などの投稿がちらほら現われはじめた。メーリングリスト(ML)発足から2週間目には200名を超える方が登録された。ML上への投稿も、1日30件近くにのぼった。『毎日新聞』紙上で当MLを紹介する記事が掲載されたことが、短期間にこれだけの参加者を集められたことの大きな要因となった。ピーク時には300名近くまで参加者が増えたが、2001年5月13日現在の登録者数は245名である。メンバーの入れ替わりはあるが、人数としてはこれぐらいで落ち着いた感がある。

MLは新しい情報ツールであり、参加者共通のルールがあいまいなため、議論が思わぬ方向へそれていくこともある。しかし、全体的に「核兵器廃絶のため」という共通認識が強く感じられる意見交換が行われている。

技術上のことで改善の余地があるのは、携帯電話からの参加についてである。最近は、パソコンからではなく、iモードなど携帯電話でメールをやりとりする人が増えている。特に、当MLが参加を期待している若い世代は携帯電話によるメールのみを使用している人が多い。実際、ML発足直後、携帯アドレスでの登録数はかなりあった。しかしその後、「本文が長すぎる」「投稿数が多すぎる」などの理由で、携帯による参加者は減っていった。現在、私が確認した限りでは携帯で参加されているのは1名のみである。中高生など若い世代の参加を促すには、それに合った技術環境を整えることも必要となる。ともあれ、核兵器廃絶MLが核問題に関する活発な情報交換・議論の場となっていることは確かだ。世代を横断した幅広い方々の参加を期待したい。

参加登録の仕方：

件名(タイトル)を空欄(何も記入しない)のまま、本文に「subscribe abolition-japan」と記入したメールを<majordomo-j@jca.apc.org>宛に送る。登録されると自動的にWelcomeメッセージが配信される。

9.　英国、米国の非核自治体運動

英国では米国の巡航ミサイルの英国基地への配備問題がきっかけとなって、1980年11月5日にマンチェスター市※が始めて核廃絶を目指す宣言を行った。同市が他の自治体に同様の宣言をするよう呼びかけたことから非核自治体運動が広まり、1982年に全国的な組織である全英非核自治体会議(マンチェスター市に事務局)が発足した。現在99の自治体が加盟し、活発な運動を行っている。

※マンチェスター市は2000年11月22日、非核宣言20周年を記念する式典を行い、広島市長からのメッセージも寄せられた。20年前に非核宣言を提案したビル・リスビー議員は、「ヨーロッパでの核戦争の危機は1980年代末までに緩和されたが、原子力災害や放射性廃棄物による危険はいまだに安全を脅かしているため、市議会は非核宣言を持ちつづけている」と述べた。

1986年のチェルノブイリ原発事故以来、その活動は原子力発電と放射性廃棄物対策に主眼が置かれている。2001年3月7日にはサウスヨークシャー地方のロザラム市議会が米国の国土ミサイル防衛計画(NMD)に反対する決議※を行った。現在全英会議事務局は、NMDの英国軍事基地利用に反対するキャンペーンを行い、加盟自治体にロザラムと同様の決議を行うよう要請している。

※決議の全文
ロザラム市議会(2001年3月7日)
「議会は米国の国土ミサイル防衛計画(NMD)の開発と国際的な安全保障の関わり、また地域社会の安全への影響に強い懸念を抱いている。議会は、弾道ミサイル防衛の開発が国際間の緊張を増し、戦争のもととなり得る貧困、環境破壊、人権侵害への取り組みに投入されるべき巨額の資金が費やされるおそれがあると確信する。それゆえ議会は国と地域の平和、安全保障と繁栄の基盤として、国際社会の安定と持続可能な開発に政府が尽力し続けることを要請する。」

アメリカの非核自治体は200を超えるが、その多くは1980年代に宣言されたものであり、現在も活動を行っている非核自治体を把握するのは難しい状況である。しかし、カリフォルニア州のアルカタ市※においては、市の非核地帯委員会が活発な運動を行っている※。アルカタ市は1989年8月に非核地帯条例を採決して以来、市内での核兵器に関する事業や貯蔵・輸送を禁止し、核兵器関連企業からの製品購入やサービス契約のボイコットを続けている。

※アルカタ市は、2000年10月にホームページでアルカタ市議会が世界の他の非核地帯や核廃絶を目指す団体との関係を確立し、維持することを希望する声明を発表し、NMDなどアメリカの核兵器政策に反対するために協力を要請した。(同市非核地帯委員会のホームページhttp://www.arcatacityhall.org/nukefree/)

※アルカタ市非核地帯委員会は核兵器の威力と戦争についての教育プログラムとして、毎年8月に市のクロップ湖で灯篭流しを行い、広島・長崎の原爆投下による犠牲者と、核による全ての犠牲者を偲ぶ行事を行うほか、ネバダでの核実験に反対するアメリカ先住民族の講演を主催するなど、核兵器廃絶への教育普及を進めている。

※現在アルカタ市非核地帯委員会のホームページには、核兵器に関連する企業・組織として、ボーイング、IBM、マサチューセッツ工科大など112の名がリストされている。

非核地帯委員会はエネルギー省・国防省と契約している企業のデータベースを作成※、それを基に市の購買注文書やサービス契約を調査し、核関連企業から500ドル以上の契約があった場合その契約担当部署に核に関連しない代わりの企業を探すよう指示する。代わりの企業は核関連企業が契約した価格の5%増までの価格で同等の製品・サービスを提供するものでなくてはならない。該当する企業が見つかり次第、非核地帯委員会はその核兵器関連企業に市の非核地帯条例に適合しないことを通知する。企業は通知から40日の間に市議会に異議を申し立てられるが、再審査の後、議会がその企業を核関連企業と決定した場合、その企業は契約不適格企業としてリストに載せられる。

いっぽう、ユタ州議会は2001年1月26日、50年前の1月27日にネバダ核実験場で最初の核実験が行われたことと核実験による犠牲者を偲ぶ決議を採択した。ネバダ州に隣接するユタ州の南部は、ネバダ核実験場で行われた核実験の死の灰に覆われ、放射能によるガンなどで犠牲者が出ている。決議は、「冷戦の負の遺産を認識し、平和と正義、癒し、和解への希望を表明する。また、このような負の遺産が二度と繰り返されないことを希求し、責任をもって取り組む。」と記し、1月27日を追悼の日と定めた。

10.　日本の非核宣言自治体

「非核三原則」の堅持や核兵器廃絶の要求などの立場を宣言する内容をもった自治体宣言や議会決議をもっている自治体を、非核宣言自治体と呼んでいる。その成り立ちの経緯は、議会決議で宣言が出されたり、首長の起草した宣言を議会が承認したり、議会決議のみであったり、さまざまである。

日本における非核宣言自治体の第一号は、1958年に非核宣言を行った愛知県半田市である。1982年の第2回国連軍縮特別総会を機に世界的に反核運動が高まり、日本では80年代の10年間に1786の自治体が非核宣言をしており、90年代では774の自治体が宣言を行っている。

2001年3月現在、都道府県を含めた宣言自治体は、全自治体数(3,298)の76.4%にあたる2,520自治体となった。その内訳は31府県、606市、21区、1,485町、377村となっている※。昨年版の本年鑑以後、県レベルでは富山県、和歌山県、宮崎県が新たに宣言自治体となった。市町村の自治体のなかでは、2000年に熊本県で13の町村が非核宣言を決議したことが目立っている。また、域内全自治体が非核宣言ないし議会決議を行っている府県は、岩手、秋田、千葉、神奈川、石川、山梨、長野、三重、滋賀、大阪、奈良、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、長崎、沖縄の18府県(「日本非核宣言自治体協議会」調べ15、ピースデポ調べ3)である。

※これらの数字はすべて、日本非核宣言自治体協議会(95ページ)が毎年行っているアンケート調査に回答した自治体の数を集計したものなので、実態との間にに若干の誤差がある。

2000年の動きでは、鹿児島県屋久町の動きが注目される。屋久町議会は「放射性物質等の持ち込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」を2000年3月27日、全会一致で可決した。99年はじめから持ち上がった、隣の種子島での使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致問題に対する町民の圧倒的な反対意思に支えられ、町長提案で成立した。第1条で88年の「非核決議」の精神を具体化するとうたい、核兵器や使用済み核燃料、放射性廃棄物など、医療用を除くすべての放射能の町内持ちこみと核関連施設の立地を拒否する内容となっている。

非核宣言自治体のとり組みは、核実験が起きたときの抗議文の送付などのほか、市民への啓発活動、とりわけ被爆体験・戦争体験を継承するためのプログラムが主な事業となっているが、最近の傾向では、憲法講演会、平和コンサートや、小中学生平和ポスター展などが行われている。

21世紀には、核も戦争もない平和な時代を築いていくためには、変化する世界の動きのなかで、国際的な非核平和の情報を市民に伝える事業が望まれる。

11.　日本非核宣言自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会は1984年に結成され、今年2001年は18年目を迎える。この協議会には、2001年3月末現在、全非核宣言自治体(2,520)のうち301の自治体が加盟している(昨年より宣言自治体数53、加盟自治体数4の増となった)。

協議会会則は、「この協議会は、非人道的な核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする」とうたっており、これまで毎年8月5日には、非核宣言自治体全国大会と並行して広島で年次総会が開かれてきた。

2000年4月より会長に長崎市の伊藤一長市長が就任、事務局も長崎市の平和推進室が行っている※。

※連絡先:〒852-8117長崎市平野町7-8長崎原爆資料館内
TEL:095-844-9923
FAX:095-846-5170

2000年の全国大会と年次総会は、7月27−28日に長崎市で開催された。この全国大会では、各自治体からの報告や情報交換が行われ、特別講演には、「市民からの非核・平和運動と21世紀への継承」をテーマに、長崎総合科学大学教授のブライアン・バークガフニ氏が講演を行った。

また、採択された決議文では、「本年5月のNPT(核不拡散条約)再検討会議で採択された最終文書に「核兵器廃絶への明確な約束」が盛り込まれた。この約束を実現させるためには、国際世論の更なる喚起が必要なことは、言うまでもない。」「戦争の世紀と言われた20世紀が終わろうとしている今、世界の人々は、21世紀が核兵器と戦争のない世紀となることを祈っている。この美しい地球と平和な未来を子供たち残すことは、私たちの共通の願いであり責務である。私たちは、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて世界の人々、NGOと連携し草の根平和運動の輪を広げながら、粘り強く続けていくことをここに決議する」とうたっている。

2001年になって、協議会は新しい事業にとり組んだ。2001年5月11日、北海道函館市で日本非核宣言自治体協議会主催の「自治体平和事業担当者等研修会」が開催された。この研修会では東京国際大学の前田哲男(本年鑑の監修者)が「核兵器廃絶を巡る国際情勢とNGO」をテーマに講演を行った。

なお、2001年の全国大会並びに年次総会は長崎市で開催される。また、本年鑑の昨年版「核軍縮と非核自治体•2000」は、2000年に同協議会加盟全自治体に配布された。

12.　非核小樽の実践

2000年10月13日、小樽に空母キティーホークが入港した。97年9月のインディペンデンスに次ぐ二度目の空母の民間港入港である。市長には全国から2000通以上の「入港拒否」要請の手紙がとどく中、市長はキティホーク受け入れを決定した。しかし、随伴艦ビンセンスの入港は「断固として」拒否した。ビンセンスは港に入ることができず、沖合1.8キロの港外に停泊を強いられた。この小樽市長の「二重決定」の意義をしっかりととらえる必要がある。

山田現市長は、97年のインディペンデンス入港時に新谷前市長が示した「これを前例としない」という見解を踏まえて、キティホーク受け入れについては、次の三つの基準から判断するとしていた。すなわち、(1)核兵器搭載の有無、(2)港湾荷役への影響、(3)出入港と接岸時の安全性、である。

キティーホークに関しては、「核非搭載は一般的方針。個々のケースについては議論しない」という米国総領事館からの回答※をもって、解消されと。また、荷役の問題についてもクリアになった、これが入港受け入れの理由だった。しかし、ビンセンスに対して同様に行った市の照会に対して「11日17時になっても米側の反応がなく、核兵器の有無などの外国艦船の寄港を判断する三原則の照会などの手配が整わない」、これが入港拒否の理由であった。

※資料34(174ページ)に全文。

「神戸方式」と違って、小樽は「一般的方針の回答」をもって入港を了とするものと言える。しかし、その文書回答だけはきちんと求める。市長はあくまでも「小樽方式」の履行を求め、これに反したビンセンスを拒否したのである。それを支えるのは「神戸方式」とおなじく、自治体の港湾施設管理権である。

これ以外にも、小樽市のがんばりはあった。この問題を審議するために議会で特別委員会を開いたこと、一般公開の自粛を求めたこと、そして艦長らの表敬訪問に応じなかったこと・・・。3年前にはなかったことである。強行された一般公開への来訪者はインディペンデンスの時の5分の1の7万人であった。

もう一つ、3年前にはなかったもの、それは「非核平和市民条例」を求める運動である。函館に次いで、キティホーク入港計画発表の5日前の8月31日にスタートした小樽の運動は、昨年12月までに13,000以上の署名を集めた。条例案の大きな柱は次のとおりである。

1. 小樽市は、日本の非核三原則にもとづき、小樽港に核搭載の外国　艦船の入港を認めません。そのために、外国艦船に対し「非核証明」の提出を義務づけます。
2. 小樽市は、日本国憲法9条と小樽市「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神を厳正に遵守し、平和な街づくりを進めます。

13.　非核港湾、2000年の動き

今年1月9日、横須賀基地の米第7艦隊旗艦ブルーリッジの上で、離任するトーマス・フォーリー駐日米大使の功績をたたえる式典が開かれた。主催は、在日米海軍と第7艦隊司令部。第7艦隊のメッツガー司令官は大使の主な功績として、米艦船が民間港に寄港するための働きかけや日米防衛協力のための指針(ガイドライン)施行に向けた支援などを挙げた、と1月10日付『神奈川新聞』は報じている。

外務省のまとめたデータによれば、2000年の米軍艦の民間港への入港は23回に上った。これは「冷戦後最多」(5月12日『朝日』)である。

この背景には、有事における民間港使用を唱った新ガイドラインとその実効化のために作られた「周辺事態法」があることは言うまでもない。訓練に伴う物資輸送や給油という純軍事的目的で「地位協定第5条にしたがって」入港するケースが目立つのが近年の傾向である。

一方、「友好親善」が、より明確な政治的意図を帯びてきていることも無視できない。それは、次のような米軍人の発言から伺うことができる。いずれも『星条旗新聞』からの引用である。「地域の人々に我々の姿を目に見える形で示すことは、前進配備任務の重要な一部である。人々が我々の能力について学び、理解するのは極めて重要なことだ」(空母キティーホークのスポークスマン)。「長崎におけるわれわれの獲得目標は、他の日本の港と同様である。すなわち高水準のホストネーション・サポートを維持し、世界的・地域的協力を促進することだ」(駆逐艦ディケーターの司令将校)。

日本の市民が、米軍艦を「良き隣人」として受け入れる、その地均しのために我々は民間港に入る。それが「思いやり予算」等への政治的支持を醸成する、というわけだ。

この「良き隣人路線」は、しかし、手痛い「反撃」にあっている。2000年10月のビンセンスに続いて、2001年2月には、小樽市が駆逐艦マッケインを、「市民感情への配慮」を理由に拒否。苫小牧では、同じく2月、市長が米軍の希望に反して人里離れた埠頭を指定、第7艦隊旗艦ブルーリッジは入港を断念した。そして、同じ時期に室蘭に入港を予定していたエセックスは「運用上の理由」で自ら寄港を取り下げ。これも今年2月のことだ。

これら北海道の港で、いずれも市民の手による非核条例運動が始まっていることは偶然ではないだろう。米艦の民間港入港と自治体の港湾管理権そして非核港湾を求める市民の運動。この「政治的綱引き」は新しい局面を迎えている。

14. 「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」の誕生

2001年3月20日、広島での核兵器廃絶をめざす新たな芽が動き出した。広島市平和記念資料館メモリアルホールで「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」準備会主催、(財)広島平和文化センター後援で「核兵器廃絶をめざすヒロシマのつどい」が開かれた。これは、思想・信条を越え、ヒロシマの声を世界に向けて力強く打ち出すために、個人が結集することを原則として新たに作られた「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」の実質的な発足総会である。会には約300人が集まり、その場で180人が会員登録した。

この前史として、1998年8月、政府の提唱で始まった「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」に対し、広島・長崎の市民の声を反映させようと、様々な立場の個人・団体が結集した「東京フォーラムに対する市民の集会実行委員会」の1年間にわたる共同行動がある。日本では政府に対するNGOの影響力が小さく、国の政策に市民の声を反映させていくために、政府とNGOが率直に対話のできる関係をつくることが求められている。「市民の集会実行委員会」は、そのひとつの端緒を開くべく組織されたが、東京フォーラムの解散とともに終止符を打った。しかし、1年間にわたる共同の取り組みで、思想・信条や立場の違いを越えて、幅広く連携できる関係が出き、この枠組みを恒常化しようとの気運が高まり、本会の発足となった。

会は、ヒロシマの力を一つにして、あらゆる種類の核兵器の全面的かつ完全な廃絶を目的とし、その目的達成のため以下の活動を行うとしている。

(1) 思想・信条を越えた市民の連帯による核兵器廃絶キャンペーンの展開、
(2) 被爆体験の継承、
(3) 講演会・研究会の開催などによる「ヒロシマの心」の普及と共有、
(4) 世界のヒバクシャとの連帯ならびに支援活動

そして当面の政策目標として、(1)非核三原則の法制化、(2)北東アジア非核地帯条約の実現、(3)核兵器禁止条約の締結をかかげて、活動を開始した。

個人単位の会員制で、役員体制は、共同代表に岡本三夫(広島修道大学教授)、河合護郎(広島平和文化センター元理事長)、森瀧春子(インド・パキスタン青少年と平和交流をすすめる会)の3氏、会の実質的な活動を担う32名の運営委員、及び顧問として平岡敬(元広島市長)、庄野直美(広島女学院大学名誉教授)の2氏で構成されている。

こうして「主役はあなたであり、私です」をモットーとしてヒロシマからの新たな第一歩が踏み出された。市民の力を引き出し、一人一人が主役になるような運動の成長が期待される。

15. 「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」の出発

昨年11月に、長崎原爆資料館を主会場にして開催されたNGO国際会議の「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」の運営主体としての「核兵器廃絶2000年長崎市民会議」は、その役割を果たし、新たに「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」の発会の集いが2001年4月22日、原爆資料館学習室で開かれた。

「21世紀の早い時期に核兵器を廃絶させよう」という被爆地ナガサキ市民共通の願いと、NGOナガサキ集会での核兵器廃絶を目指す活動を継続していこうという思いが再出発の原動力となり、思想、信条を超え、県内の多くの団体からも個人の資格ではあるが参加するなど、市民各層の人々が幅広く集まり、文字通りの市民参加の会になった。

共同代表のひとりである土山秀夫氏は開会の挨拶と基調報告で、「昨年、開催した『地球市民集会』に結集したあの力をバネにして日本政府の核抑止政策を転換させるために市民の声をあげていこう。個々の声を大事にして大きな力にしていこう。」と呼びかけ、参加者の強い共感を得た。

続いての記念講演は、「現代日本の核廃絶をめざし理論・実践両面から語り訴える」という主題で行われた。初めに広島修道大学教授で「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」代表の岡本三夫氏が「米政権の核政策とヒロシマ・ナガサキ」というテーマで、「新政権になってから核抑止政策の考えがより強くなり、日本政府は依然としてその政策を支持し追随している事。この中でも市民はそうした政策を変えさせる力を持っている事。世界の情勢も核兵器廃絶の方向に動いている事。そして北東アジア非核地帯構想について。」等を話された。

次に「地雷廃絶日本キャンペーン」運営委員の目加田説子氏が「核兵器廃絶と市民の運動」という題で講演し、「地雷廃絶運動は2人で始められ、世界中に仲間を増やし、連合体『地雷禁止国際キャンペーン』(ICBL)が発足し、1997年ついに対人地雷全面禁止条約を成立させた。核兵器廃絶もこれ以上の動きが必要ではないだろうか。ヒロシマ・ナガサキの声は政府を動かす根っこの存在である。」という内容で、今後の市民運動への示唆に富むものであった。

また会の「市民」という語句は「Citizen」であり特定の自治体の住民ではないことを確認した。

「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」は党派を超えた草の根の市民運動を展開し、①核兵器禁止条約の締結をめざす、②日本の非核三原則の法制化、③北東アジア非核地帯の実現、という3つの重点目標を掲げて取り組み、そのために内外の広範なNGOとの連携・共同に努めるとしている※。

※連絡先:「核兵器廃絶ナガサキ市民会議」長崎平和研究所気付 長崎市目覚町25-5
(TEL&FAX)095-848-6037
(E-mail)nagasaki-heiwa@nifty.com

16.　外務省と市民の対話

1998年5月のインドとパキスタンの核実験の後、政策を立案する外務省の官僚と市民が、新しい形で交渉ないし対話の機会を継続的に持つようになった。新アジェンダ連合（NA※）が結成され、日本政府は東京フォーラムを呼びかけた。その東京フォーラムに対して、NGOは政策提言を行う市民シンポジウムを開催した。これに外務省の軍縮担当者が参加し、それが市民と外務省との継続的な交渉の新しい形での出発点となった。

※呼称については、56ページの注を参照。

この新しい流れの背景には、日本政府の側にも、NGOとの対話を重視する世界的な動向を意識した政策の変化があった。

その後、核兵器廃絶市民連絡会、ピースデポ、中堅国家構想など、内外の市民団体が、毎年の国連総会における核軍縮決議やNPT再検討会議へ向けての政府の対応について、外務省と交渉ないし対話を進めるようになった。

対話の当初においては、多くの市民団体は、日本政府がNAに入らなかったことを批判し、政府のNAへの協力を求めた。しかし、外務省の担当者は、①NAは、核兵器国に対する対立的・対決的アプローチをとっているが、これは日本政府はの対話によるアプローチと異なる、②日本の安全が核抑止に依存しているにもかかわらず、これに反する第一（先制）不使用を要求するような政策を日本はとれない、という二点を理由に、NAに同調することを拒否した。さらに対話の中で、外務省は核兵器を安全保障上重要な道具と見ていること、核軍縮交渉に非核兵器国が参加することに消極的であること、また、東北アジア非核地帯の設置に消極的であることなど、核兵器廃絶を求める市民と政府の軍縮担当者との溝は非常に大きいことも明らかになっっていった。

ところが、日本政府によって対立的として非難されたNAの努力により、2000年のNPT再検討会議で「核兵器完全廃棄の明確な約束」※が合意されたことから、2000年夏以降は新しい段階を迎えた。すなわち、政府は2000年秋から「核兵器完全廃棄への道程」※と題する新決議を提案した。そして日本政府は、新決議においては、START Ⅲを越えての削減、CTBT発効期限、FMCT締結期限など、NAにはない進んだ提案をしている、と誇らしげに市民との対話市民団体に臨むようになった。ところが同時に、米国の核抑止に依存する日本の政策にいささかも変更がないこと、NPTでの合意とこれは矛盾しないこと、を主張した。

※キーワード「新アジェンダの活躍と「明確な約束」」（56ページ）参照。

※キーワード「新日本決議の登場」（75ページ）参照。

日本決議は、「核不拡散と核軍縮の促進における、市民社会の建設的な役割を奨励する」と述べている。市民の側からの積極的に働きかけが必要であろう。情報の公開、国会議員の関与、外務大臣との対話など、今後の課題である※。

※論点の整理は、第2章2の「日本の課題」を参照のこと。

第4章
提案―市民と自治体のために

提案──市民と自治体のために

(1)NPT13項目を跳躍台に

2000年のNPT再検討会議において全会一致で採択された13項目については、本年鑑の第2章の2にその意義と日本にとっての課題を詳しく説明した。

とくに、「核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」が行われたことの意味は大きく、核兵器廃絶運動は、この約束を新しい跳躍台とすることができる。「明確な約束」があった以上、それを実行するための実行プランが求められる。核兵器保有国は完全廃棄に至る実行プランの要求に対して応えなければならない。核兵器保有国だけではない。保有国が完全廃棄の約束をした以上、保有国の核兵器に頼っている日本のような核兵器依存国も、依存から完全に脱却する実行プランが必要となる。

13項目の中には、「明確な約束」の結果として、他にも、たとえば「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」という合意が含まれている。これも日本のような核兵器依存国に直接に関係する合意である。

13項目を具体的に検討すると、多くの国が何らかの当事国になることがわかる。つまり、13項目という、いわば共通の座標軸ができたことによって、世界の市民は、それぞれの国の政策を改善することによって世界の核軍縮を前進させることができるという関係を、初めてはっきりと見ることができるようになった。

21世紀に入って、核兵器廃絶の市民活動はこの跳躍台を生かすことから始めたい。

(2)NPT13項目合意の学習

13項目一つひとつは、現在の核軍縮に関する問題点を代表している。それらをめぐる各国の対応はどうなっているのか、何が障害なのか、日本とはどういう関係があるのか、といった観点から13項目についての学習活動が必要である。

本誌第2章はそのような学習の有益な出発点になるであろう。このような学習活動は、2005年春に開催される第7回NPT再検討会議まで、継続して行われることが望ましい。13項目は、その間検証され続けられる課題だからである。2002年からは、2005年に向けて毎年春に開催される再検討会議準備委員会が、具体的な検証の機会となる。ピースデポは、機会が与えられれば、そのような学習計画に可能な協力をしたいと考えている。

(3)「新アジェンダ」政府への激励と支援

NPT会議が、予想以上の成果をあげたのにはブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国で構成するいわゆる「新アジェンダ諸国(NA)」(キーワード「NPT再検討会議:新アジェンダの活躍と『明確な約束』」(56ページ)参照)である。これらの国はすでに国際的な地歩を築きつつあるが、それでもつねに大国の圧力に曝されている。非核宣言自治体やその議会、さらに一般市民から激励の手紙を受けることは、彼らを支える大きな力となる。以下に激励の手紙のひな形を作成した。

「○○国外務大臣閣下。

日本の非核宣言自治体の一つである○○市(議会)は、21世紀が始まり、広島、長崎の被爆者の高齢化がますます印象づけられる今、核兵器廃絶の見通しが一日も早く立つことを切に望んでいます。そんな中で、2000年4~5月にニューヨークで開催されたNPT再検討会議において、核兵器国から「核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」をとりつけるのに果たした貴国の役割に対して、私たちは深く感謝いたします。

貴国ら新アジェンダ諸国が、核兵器の早期廃絶のために、国際社会においてますます積極的な役割を果たされんことを、私たちは心から期待します。」

「新アジェンダ連合」各国の郵送先は以下の通りである。

◆ブラジル連邦共和国外務大臣閣下
ブラジル大使館気付
107−0061 港区北青山2−11−12

◆エジプト・アラブ共和国外務大臣閣下
エジプト大使館気付
153−0042 目黒区青葉台1−5−4

◆アイルランド国外務大臣閣下
アイルランド大使館気付
102−0083 千代田区麹町2−10−7

◆メキシコ合衆国外務大臣閣下
メキシコ大使館
100−0014 千代田区永田町2−15−1

◆ニュージーランド国外務大臣閣下
ニュージーランド大使館
150−0045 渋谷区神山町20−40

◆南アフリカ共和国外務大臣閣下
南アフリカ大使館
102−0093 千代田区平河町2−7−9 全共連ビル

◆スウェーデン王国外務大臣閣下
スウェーデン大使館
106−0032 港区六本木1−10−3−100

手紙が出された場合、ピースデポにコピーを送っていただきたい。ピースデポはそれを国際的に知らせる役割を果たしたい。

(4)非核市民活動担当職員の育成と研修

ミサイル防衛問題など、核兵器廃絶のテーマと密接に関係しながらも、必ずしも一体ではない重要テーマが登場してきている。日本の非核宣言自治体は、宣言の内容とこれらのテーマの関係を理解しなければならない。これは一例であるが、情勢が複雑に変化するなかで、非核市民活動の担当者の学習と研修の機会が、以前よりもいっそう大切になっている。

①**制度についての検討。**平和問題にとり組む職員の継続性が必要である。あるいは、自治体が単独あるいは共同で、核問題の知識のある専門スタッフ(常勤あるいは非常勤の嘱託)を持つことができれば、諸活動の前進に、きわめて大きな役割を果たすにちがいない。パートタイマー、あるいはNGOとの契約によって専任スタッフに置き換えるという選択もあるだろう。情報の収集と配布、諸連絡が主たる仕事になる。

②**毎年5月に非核自治体担当職員の合同研修会を開催する。**日本非核宣言自治体協議会は2001年5月に、「自治体平和事業担当者等研修会」を函館で開催した(キーワード「日本非核宣言自治体協議会」(95ページ)参照)。このようなとり組みが継続し、拡大して行くことを提案する。県単位や地域ブロックでとり組むこともできる。

そこでは、情勢的な学習のみならず、勤務の継続性や地域市民団体との協力関係など、活動内容の充実についての実践的な課題についての研修も必要である。ピースデポではその立案や実行に協力することができる。

③ **2002年NPT再検討準備委員会の公開部分を傍聴するために職員を派遣する。**とくに、政府代表に対してNGOが意見発表するセッションの傍聴が有益である。また、並行して開かれる国際的NGOの行事に参加させる。

通訳の問題があるが、市民からボランティア通訳を募って市民参加の形で行うのも一法である。また、複数の地域自治体の共同のとり組みとすることも財政負担を軽減するのに有効である。

(5)CTBT発効促進のための自治体外交

CTBT早期発効は、これから焦点化してゆく課題である。発効のためには残る13カ国の批准が必要であるが(●ページ参照)、これらの国の世論を高めるために、自治体外交が有効な場合がある。その観点から、個々の自治体が可能性を調査し、実践することを提案する。

(6)さまざまなとり組み

資料47に、日本の非核自治体がこれまで取り組んださまざまな活動が整理されている。それは、他の自治体がとり組むことのできる活動についてのヒントとなる。また、98年版、99年版、00年版で提案した多くの事項は、現在もなお有意義なものが多い。以下には、それらを含めて、さまざまなレベルの具体的な提案やヒントを掲げる。

●被爆体験の継承

被爆地への市民の派遣活動や、原爆パネル展など被爆体験を継承する活動は、すでに多くの自治体がとり組んでいる。これは、被爆者の老齢化が進むなかでさらに強調されるべき課題である。次のような点に留意したい。

①被爆地へのツアーについては、事前の学習会をもつ。

②被爆地へのツアーについては、参加者のなかから翌年の世話人となる市民を生み出す。

③インド、パキスタンなどの市民を招待して、日本の自治体市民とともに被爆地へのツアーを組織する。

④海外の姉妹都市との共同事業とする。海外の姉妹都市が非核宣言都市である場合、とりわけ有効な事業となる。(たとえば、被爆地へのツアーを姉妹都市からの参加をうる共催行事にしたり、姉妹都市において原爆展を開催する。)被爆体験を海外に伝える仕事は、広島、長崎だけの仕事ではない。

●日本政府、各国政府への抗議、要請、陳情、激励

インド、パキスタンの核実験や、米国やロシアの未臨界核実験が行われたときに、圧倒的な数の自治体から直接に関係国に抗議や要請がとどくことは大きな意味がある。この種の活動はますます強化されるべきである。

①多くの場合、早く反応することが、より効果がある。そのために、NGOと自治体との協力関係を作っておくことが有用である。

②抗議に傾きがちであるが、核兵器廃絶にいい働きをした政府を国際的に激励することも大切である。前述した新アジェンダ連合への激励は、その具体例である。

③毎年10月～12月にかけて、国連総会において核軍縮のための諸決議が討議・採決される。新アジェンダ諸国が提案する決議にとくに注目したい。まず第一委員会での投票があり(11月上旬～中旬)、次に総会での投票がある(11月下旬～12月上旬)。この頃に、担当者が警戒態勢をとる習慣が必要である。このことを通して担当者の知識も増加する。

④自治体が行ったこれらの活動は、広報で市民に知らせて、啓発活動の一助にする。

●世論調査

98年版に英国の非核自治体が、核軍縮について市民対象の科学的世論調査を行った例を紹介した。市民が安全に暮らすためにどのような意識をもっているかを知ることは、自治体の仕事にふさわしい。調査結果が、世論形成の力となる。信頼度の高い調査会社に委託して行えばよい。

日本の場合、米国の「核の傘」や「東北アジア非核地帯」に関する設問が考えられる。

●核兵器廃絶のコア・市民グループの育成

核兵器を廃絶することが、世界的な事業になりつつあるときに、日本で持続的にこの問題にとり組んでいる市民が余りにも少ないことを改善しなければならない。国内を見ているだけでは関心を持続させることができなくなることが、主要な理由と考えられる。非核自治体が、持続した市民の関心を喚起するために、まずコア・市民グループを育成することが課題となる。そのためには、さきに述べた職員の場合と同様に、市民が海外の活動状況を学ぶ機会をつくるのが有効である。

資 料

（翻訳責任はピースデポにある。）

資料1　国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見・抜粋

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見
1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

> 「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、（1）勧告的意見の要請に従うことを決定する。（2）総会の諮問に次の方法で答える。（13票対1票）

A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。（全会一致）

B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。（11票対3票）

C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。（全会一致）

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。（全会一致）

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。（7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート）

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。（全会一致）

資料2　キャンベラ委員会報告書・要旨

核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告書・要旨
1996年8月14日

キャンベラ委員会は、核兵器とその及ぼす脅威を世界から除去するため、即時の断固とした努力が必要であると信じている。核兵器の破壊力は強大である。そのいかなる使用も破滅的である。

核兵器を永久に保持しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。

二極対決の終焉で核の破滅の危機が去ったわけではない。ある意味では、偶発的、あるいは誤算による使用の危険が増加している。核兵器保有国における政治的動揺や国家権威の低下は、核兵器や兵器材料の安全なとり扱いや管理を保証している現制度を無能にし、惨事の確率を増加させかねない。核兵器能力がそれほどには進んでいないその他の諸国や国に準じた集団、あるいは将来このような能力を保持したいと望んでいる国や集団も、同様の運命に見舞われる可能性がある。

永らく核兵器は、戦場で個別の目標を捕捉するには、余りにも破壊力が強く、無差別すぎると思われてきた。核兵器の破壊力が極めて強大であるため、相手の核兵器使用を抑止できると信じる以外に、同等な軍備をもった相手に対する軍事的有効性は何も存在しない。核兵器を保有することによっては、これまでさまざまな地域で、大国が直接、間接に関与してきた戦争を防止することはできなかった。これらの大国が屈辱的な後退を余儀なくされたときですら、核兵器の使用は適さないと思われた。

どの核保有国も、化学兵器や生物兵器の使用に対抗して、核兵器を使用することを国策として公言したり、公言しようとしてはいない。このような懸念に対する解決は、不穏な開発の早期発見にとくに重点を置いた、化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約の強力で効果的な実施やその普遍的な加盟にかかっている。いかなる違反に対する対応も多国間でなされるべきである。

したがって、核兵器に対して残る唯一の軍事的効用は、他国の使用を抑止することにある。この効用は核兵器が継続して存在することを意味する。核兵器がなくなれば、この効用も完全に消滅する。

新しい行動環境

核兵器には独特の安全保障上の利点があると主張し、しかもそれを持つ権利を自分たちだけに限ろうとする、一握りの国家だけが核兵器を保有している。このような状態は極めて差別的であり、したがって不安定であり、永続しないであろう。いかなる国家による核兵器の保有も、絶えずそれ以外の国の保有欲を駆り立てる。

1960年代に、核保有国が何十にも増える可能性を察して、世界はこれに嫌悪し反対した。その結果が、こうした兵器のない世界の実現を約束した、1968年の核不拡散条約（NPT）であった。NPTやその他の核不拡散体制の全体的な成功は満足すべきものであるが、それはかちとるのが困難な成功であったし、成功の保証もなかった。水平的拡散再開の見通しは現実のものとなっている。

核兵器の拡散は国際社会が直面している最も緊急の安全保障の課題の一つである。国際的核不拡散体制の影響にかかわらず、いくつかの国が核兵器をひそかに開発する努力をしてきたし、なかには現在もひそかに開発努力を継続しているという困惑すべき現実がある。核兵器や核物質をテロ集団が入手する可能性は、国際社会に対する脅威を増大させている。

冷戦の終焉は、核兵器を廃棄しようとする国際的行動の新しい環境、新しいチャンスを生み出した。これは即刻追求しなければならない。さもないとこの機会は失われる。

核兵器の廃棄はすべての国を含めた全世界的な努力でなければならない。このためのプロセスは、どの段階においても、さらなる核軍縮がいかなる国に対しても安全保障上の脅威とは感じられないように保証するものでなければならない。このためには、核兵器の廃棄は、検証を伴った一連の削

減で行われる必要がある。その削減は、各段階で、核兵器廃棄への次の動きが安全かつ確実に行われると各国が満足できるようなものでなければならない。

ただちにとるべき手段

最初に要求されるのは、五つの核保有国が、核兵器の廃棄への決意を明確に表明し、その達成のために必要とされる実務的な手順や交渉についての作業を、ただちに開始するのに同意することである。この決意は最高の政治レベルでなされなければならない。非核保有国は核保有国の決意を支持し、その実施のための国際的な協力行動に加わるべきである。この決意は、討議の性格、戦争計画の重点、近代化計画の時期、さらにはその必要性まで、ただちに変更させることになるであろう。これは、核兵器の使用とさらなる拡散という二重の危険に満ちた世界を無期限に管理するというパラダイムから、核兵器廃棄というパラダイムへと、核兵器のパラダイムを転換させるであろう。この決意についての交渉は、実施の第一段階が1997年に行われることをめざして、ただちに開始されるべきである。

核保有国の核兵器のない世界実現への決意には、一連の実際的で現実的、かつ相互に強化しあえる段階的手順を伴うべきである。このような手順には即刻実行できるものが数多くある。これによって核戦争の危機が大幅に削減され、すべての国、特に核保有国の安全保障が促進されるであろう。その実施によって、安全保障態勢の中での核兵器の役割を、いっそう軽減しようとする核保有国の意図が、明確に確認されることになるであろう。勧告する手順は次のとおりである：

●核戦力の臨戦態勢解除
●運搬手段から核弾頭のとり外し
●非戦略的核兵器の配備の停止
●核実験の中止
●米国とロシアのさらなる保有核兵器削減交渉開始
●核保有国相互の核兵器第一使用の放棄の約束と、非核保有国に対する核兵器使用禁止の約束

核兵器保有国は、すべての核戦力を臨戦態勢から外すべきで、これによって偶発的あるいは正当に指令されない核兵器発射の機会が劇的に減少できる。まず最初に、核保有国が独自に臨戦態勢の緩和を行うことができるであろう。

運搬手段から核弾頭を物理的に隔離することは、核戦力の臨戦態勢解除で達成された成果を大幅に強化するであろう。この措置は、公知の時間枠、あるいは合意された時間枠内でのみ、核戦力を臨戦態勢に復元できるという限度まで、実施することが可能である。

核保有国は一方的措置として、すべての非戦略的核兵器を配備地点から撤去し、各国領土にある限定された数の安全な貯蔵施設まで移動すべきである。

包括的核実験禁止条約（CTBT）が全世界的に適用されるまで、すべての国はこの条約が核実験に関して規定しているとおり、実験の凍結をただちに行うべきである。

米国とロシアは、冷戦中に蓄積された核兵器の削減で、ひき続いて指導性を発揮すべきである。その目的は、信頼できる手段でそれが検証されたときには、核兵器を廃棄しようとする決意を明確に反映しているとすべての核兵器国が考えるような核戦力レベルにまで削減することでなければならない。

核保有国は、相互に第一使用をせず、あるいは第一使用の威嚇を行わず、また非核保有国とのいかなる紛争に際しても核兵器を使用せず、使用の威嚇をしないととに同意し、公言すべきである。このような合意は、できるだけ早急に実行すべきである。

強化段階

ただちにとるべき行動として勧告した段階の実施によって達成される決意、実績、善意の堅固な基盤の上に、次のような段階を築くことができるであろう。

●水平的拡散防止の行動

●核兵器のない世界実現のための検証体制の開発
●核爆発を目的とした核分裂物質の生産中止

核拡散の問題は、ごく少数の国家による継続した核兵器保有と複雑に関連している。拡散が管理されている世界環境は、軍縮の過程や最終的な核廃棄への動きを促進することもあるだろうし、その逆もありうる。廃棄過程でのいかなる新しい核保有国の出現も、核兵器廃止の過程を深刻に脅かしかねない。民間ならびに軍事的核活動に対する効果的な拡散防止の管理を保証し、不拡散の義務をすべての国が受け入れるよう努力する行動が必要である。

核兵器のない世界の達成と維持には効果的な検証が欠かせない。検証体制によって兵器、兵器部品、兵器生産手段、あるいは未申告の核分裂物質を秘密裡に持ち続けたり新たに入手して、軍縮過程を騙そうとするいかなる企てもただちに探知できるという高度の信頼性を、各国は核兵器廃棄に同意する前に要求するであろう。正式な法的取り決めは、それに対応する検証についての法的制度を伴うものでなければならない。核兵器後の世界で安全保障を維持するため、各国の核活動の継続した平和的、非爆発利用に対しては、検証システムが高度の保証を与えるものでなければならない。検証システムから得られる保証のレベルで充分かどうかはについては、政治的判断が必要であろう。完全に確実な検証システムはありえないので、現存のすべての兵器管理や軍縮の協定には、こうした性格の政治的判断が求められてきた。

核兵器のない世界実現のための核拡散防止の体制で重要となる点は、場所が公表されていてもいなくても、非公然の核活動が探知できるような極めて高度な能力であろう。核兵器保有国、非公表の保有国、さらには事実上の保有国における核活動へと保障措置を段階的に拡大するとしても、最終的にはすべての国に保障措置が普遍的に適用されることが必要であろう。核弾頭が解体され破壊されていることや、その核分裂物質は兵器に再使用することが不可能であることを最大限の信頼性をもって保証する保障措置のもとにおかれていることを明らかにするような検証システムが必要である。

核兵器を廃棄しようとする政治的決意には、効果的な検証など核軍縮のために必要な資源を喜んで提供しようとする意欲が伴わなければならない。各国は、違反が探知されればただちに行動が起こされることに信頼を抱けなければならない。その意味で、安全保障理事会は、それに与えられている具体的委任権限にしたがい、また国連憲章に則って、理事会に持ち込まれる可能性のある核軍縮義務違反に対して、どのように対処するかをひき続き考慮しなければならない。これによって、憲章にもられた集団的安全保障体制がこの分野で効果的に作動することを実証できるであろう。

さらなる米ロ戦略兵器削減条約（START）や核に対する信頼醸成措置によって、全世界的な核兵器削減交渉を受け入れる国際環境を作り上げるべきである。米国とロシアは、核軍縮の過程に英国、フランス、中国を参加させるプロセスを開始できるであろう。早期にとるべきさらなる手段は、米国とロシアが、STARTの検証、兵器解体や解体兵器の核分裂物質の検証と管理などに関する情報や知識を分かち合うことによって、核保有国の削減の検証のための基盤を整えてやることであろう。核に関する信頼醸成についての米国とロシアの経験は、他の核保有国やそれらの国が関係して作られた新しい措置にも波及させうるであろう。

将来の環境

中心的な軍縮の過程と同時に、核軍縮と拡散防止に向かっての環境構築のために、すべての国、特に核保有国によって支援された活動が必要になってくるであろう。

核兵器廃棄を追求するためには、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABMT）の正当性を、全面的非核兵器地帯は、核兵器のない世界を有効に推進し、支持できる構造の一部である。非核兵器地帯が、それぞれの地域の安全保障に関する懸念に対応できるような、特定の機構を備えて全世界に広がれば、核兵器のない世界へ移行するための段階的な体系化が可能になる。

国家的行動のレベルにおいて、各国は、さまざまな条約の下で、それぞれの国の規制や管理の下に置かれていて高度の慎重さが要求される核物質、装置、技術などを、これらを誤用する恐れのあ

るものの手に渡さないことを保証する基本的な義務を負っている。

キャンベラ委員会は、核兵器の威嚇あるいは使用に関する法的正当性についての勧告的意見を求めた国連総会の要請に対する、1996年7月の国際司法裁判所の回答に満足して注目した。厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務があるとした裁判所の見解は、まさに委員会が実施を望んでいる義務である。

委員会は、核兵器廃棄の精密な時間枠を設定することの利点を慎重に考慮したが、あえてそれを行わなかった。しかしながら、このことは委員会が、弾頭解体施設数が限られているといった、現状の制限からくる期限の延長を認めていることを意味するものではない。こうした制限は、政治的決定や解体促進のために必要な財源の配分によって解決されるであろう。さらに、その他の制限要因は、廃棄を達成する最終段階で必要となる検証制度に、必要な信頼性を確立することであるかも知れない。こうした関連から、キャンベラ委員会は、できる限り早急に、最終的廃棄という究極の目的達成に向かって、このプロセスを推進する目標と指針で合意を見ることが、根本的に重要であると現在も確信している。

資料3　東京フォーラム主要勧告

核の危険に直面して──21世紀への行動計画──

核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム、1999年7月25日

第5部主要提言

冷戦終結後10年間が経過し、21世紀を目前に控えた今、国際的安全保障の枠組みは崩壊しつつあり、核の危険が憂慮すべき勢いで増大している。主要国間の関係は悪化している。国際連合は政治的、財政的危機のなかにある。核兵器その他の大量破壊兵器拡散防止のための国際体制も窮地に陥っている。テロ行為はますます懸念される方向に向かいつつあり、大量破壊兵器で武装したテロリストが現れる可能性もある。インド・パキスタンによる核実験は、核兵器の有用性が低下しつつあるという見方にすべての国が同意しているわけではないことを示した。これまでの数年間にわたる不断の努力にもかかわらず、大量破壊兵器の拡散を頑強に追求する国による秘密裏の大量破壊兵器計画は根絶されていない。米ロ間の核軍縮プロセスは停滞し、これが世界的な軍縮のアジェンダに悪影響を及ぼしている。アジアの状況はとくに流動的であり、今後数年間に核軍縮および核不拡散に好ましくない変化が生じる恐れがある。

このような危険な傾向を逆転させるため、すみやかに協調的な行動がとられなければ、核不拡散・核軍縮に関する諸条約は無意味な文書となろう。核不拡散・核軍縮に取り組む決意を新たにすることが緊急に求められている。われわれ東京フォーラムのメンバーは、増大する危険に対する注意を喚起し、かつ、これを是正するための緊急手段および長期的な行動を提言すべく、本報告書をここに公表する。

東京フォーラムは、その招集者であり、核不拡散・核軍縮の努力を継続する日本政府のイニシアティブを賞賛する。われわれは、核不拡散・核軍縮において、日本政府が積極的な役割を今後とも果たし続けることを希望し期待していることを表明する。

1. NPTの中核的合意を再び誓約することにより、NPT体制の弱体化を阻止し、修復せよ。

NPTは核軍縮と核不拡散を同時に追求している。核兵器国は核軍縮の具体的な進展を示さなければならず、これに対し非核兵器国は条約を堅持するため結集し、IAEAの強化された保障措置を受け入れる等の方法によって、より強い措置をとらなければならない。条約の中核的な合意を堅持するためには、条約不遵守の問題に対応し、NPTを強化する措置を検討するための協議委員会と常設事務局が創設されるべきである。

2. 段階的削減を通じて核兵器を廃絶せよ。

世界は、拡散という確実な危険に直面するか、それとも軍縮に挑戦するかの選択に直面している。よりよい選択は、核兵器の段階的削減とその完全な廃絶である。広島、長崎が体験した核兵器による破壊およびその影響からの回復における苦難は、他のいかなる都市にも経験させてはならない。核兵器国は、核廃絶の目標を改めて確認し、この目的の実現に向けて持続的、かつ具体的な措置を講じなければならない。

3. 核実験禁止条約の発効を実現せよ。

CTBTは、まだ条約を批准していない次の重要な国々──米国、ロシア、中国、インド、パキスタン、北朝鮮およびイスラエル──によって緊急に批准されなければならない。すべての国は核実験停止のモラトリアムを尊重し、条約の検証制度に要する費用を公平に負担しなければならない。

4. STARTプロセスを再活性化させ、核兵器削減の対象を拡大せよ。

東京フォーラムは、米国およびロシアに対して、核兵器削減と安全保障に関する新たな包括的交渉を開始し、START IIとSTARTIIIのプロセスを一体化させ、配備された戦略核弾頭数を1000発

までさらに削減することを要請する。もしこれらの条約が停滞し続ける場合には、両国が同時並行的に検証可能な方法で核弾頭数をこの水準にまで削減することを要請する。検証可能な方法による削減と廃絶には、未配備の戦略核兵器と戦術核兵器も含められるべきである。さらに、東京フォーラムは、中国が、英仏がとった保有核兵器の削減と、少なくともこれを増加させないという措置に加わることを求める。

5. 核についての透明性を高める措置を採用せよ。

核戦力の不可逆的な削減を実現するためには、より高い透明性が必要である。東京フォーラムは、核兵器国がこれまで実施してきた透明性措置を歓迎し、これらの国がさらに透明性を高めることを求める。最近、英仏がとった透明性措置は、両国の核兵器保有数量と貯蔵量を相当明らかにしてきた。これらの措置は、さらに発展させることが可能であろう。米国は、核ドクトリン、核配備および核関連技術開発に関して多くの透明性措置を導入している。その貯蔵量に関するより多くの情報は核軍縮に向けての措置によい影響を与えるであろう。ロシアは、核兵器計画の一部を公表している。ロシアは、核ドクトリン、戦術核の数、および核分裂性物質の貯蔵量についてさらに透明性措置を高めることができよう。中国は、透明性措置をほとんどとっていない。核兵器の数量や種類、核分裂性物質の数量についての透明性をさらに高めることは、地域と世界によい影響を及ぼすので、奨励されるべきである。

6. すべての核兵器について即時警戒態勢を解除せよ。

東京フォーラムは、すべての核兵器国に対し、すべての核兵器について即時警戒態勢を解除することに合意し、これを実行することを要請する。この目的のため、米ロ両国がSTARTⅡにより削減される予定の核兵器について警戒態勢をただちに低下させることを求める。コンピューターの2000年問題によって核兵器が偶発的に発射される危険をなくすため、すべての核兵器国は、すべての核兵器について、この問題が懸念される期間中、警戒態勢を解除すべきである。

7. 核分裂性物質を、とくにロシアにおいて管理せよ。

米国は、旧ソ連諸国における脅威削減努力に対する協力を継続し、増大すべきである。国際社会、とくにG8諸国とEUは、脅威削減努力に対する協力を大幅に拡大すべきである。カットオフ条約がすみやかに合意されることを求める。また、中国、インド、パキスタンおよびイスラエルに対しては、兵器用核分裂性物質の生産停止を宣言するよう求める。核兵器国は、余剰となったすべての兵器用核分裂性物質とすべての民生用核分裂性物質をIAEAの保障措置下におくべきである。

8. テロと大量破壊兵器に注意せよ。

東京フォーラムは、大量破壊兵器が過激・狂信・犯罪集団の手に渡るのを防止するため、地域的および国際的な協調努力を行うことを求める。

9. ミサイル拡散に対する措置を強化せよ。

MTCRのガイドラインが強化される必要がある。われわれは、すべての国、とくに北朝鮮がこのガイドラインを尊重し、MTCRに参加することを求める。国際社会は、ミサイル拡散を規制し、これをむしろ巻き返すため、1987年のINF条約の条項を参考にして、国際的または地域的合意を形成する等の現実的方法を探求すべきである。拡大しつつあるミサイル拡散の問題に対応するために、関係国は特別な会合を開催すべきである。

10. ミサイル防衛の配備は慎重にせよ。

東京フォーラムは、ミサイル防衛の配備は不確実性と複雑さをもたらす可能性があると認識している。われわれは、弾道ミサイルがもたらす安全保障上の懸念を理解する一方で、先進的なミサイル防衛の配備を検討しているすべての国に対しては、その配備は、突出する核兵器を削減するための他の方法と整合性をとりつつ慎重に進めることを要請する。

11. 南アジアにおける拡散を阻止し、巻き返しをせよ。

東京フォーラムは、インドおよびパキスタンに対し、短期的には、核実験停止モラトリアムを継続すること、CTBTを署名・批准すること、カットオフ条約の早期交渉を支持すること、核の危険の削減措置を採用して、これを適切に実施すること、ミサイル発射実験を中止すること、核とミサイルの関連輸出を規制する誓約を確認すること、挑発的行為を中止すること、およびカシミール問題を解決するための措置をとることを求める。長期的には、インドおよびパキスタンが非核兵器国としてNPTに加入することを強く促す。

12. 中東における大量破壊兵器を廃絶せよ。

東京フォーラムは、平和な中東と大量破壊兵器のない中東という二つの主要目的の間に関連があると認識している。われわれは、アラブ・イスラエル和平プロセスの再活性化、イラクの大量破壊兵器に対する国連安保理の監督下での効果的な管理体制の再開、ミサイルとその発射実験計画の抑制、中東地域のすべての国による化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約の効果的かつ検証可能な実施、IAEAの強化された保障措置の実施、およびイスラエルが非核兵器国としてNPTに加入することを求める。

13. 朝鮮半島における核とミサイルの危険を根絶せよ。

東京フォーラムは、朝鮮半島非核化の目標が可能なかぎりすみやかに実現できるよう、すべての関係国がその努力を倍加することを促す。われわれは、北朝鮮による黒鉛減速炉と関連施設の建設凍結が維持されるための、協調的な国際的努力を求める。北朝鮮における核兵器とミサイル関連のすべての活動は、大量破壊兵器搭載可能なミサイル技術の開発および売却を含め、中止されなければならない。われわれは、1994年の「合意された枠組み」の完全かつ効果的な実施を求めるとともに、北朝鮮によるIAEAの保障措置協定の完全な実施と、IAEAの強化された保障措置の遵守を求める。

14. 拡散の支持につながる拒否権の行使は自粛せよ。

東京フォーラムは国連安保理に対し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であると宣言する決議を採択するよう求める。安保理常任理事国は、拡散を防止する特別な責任を有する。われわれは、大量破壊兵器の使用、または使用の威嚇の対象となった国連加盟国を支援、または防衛する努力に対し、拒否権の行使を自制するよう求める。現在および将来の常任理事国は、不拡散についての模範となるべきである。

15. 軍縮会議を再活性化せよ。

東京フォーラムは、軍縮会議が議事手続規則を改善し、作業計画を一新し、意義のある活動を実行することを求めるとともに、そうしないのであれば、活動を中止することを求める。全会一致規則は、恒常的な行きづまりをもたらしている。多国間条約の交渉の開始と終了について、全会一致が必要とされるべきではない。

16. 軍縮の検証措置を強化せよ。

東京フォーラムは、効果的な検証措置が広範に採用されることを求める。核軍縮の検証の対象は、未配備の核兵器と核兵器の解体にも拡大されるべきである。BWCのために効果的な検証措置の議定書が合意されるべきであり、またCWCの検証体制を弱体化させている実施規則は撤回され、改善されるべきである。

17. 核不拡散・核軍縮の違反に対して効果的な制裁メカニズムを構築せよ。

東京フォーラムは、核不拡散と核軍縮を求めるすべての国に対して、軍備管理条約の違反国は捕捉されるのみならず、重大な結果に直面することを周知させる諸協定の構築を、積極的に支持するよう求める。国際社会は違反国に対し、国連憲章第7章の適用の可能性を含めた広範なコンセンサスに基づき、一体となって決然と対応すべきである。効果的な条約遵守に対する国際社会の支持を確保し維持するためには、改革された権威のある安保理を含む、再活性化された国連が必要不可欠である。

資料4　非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」

核兵器廃絶に向けての行動計画

1996年8月8日、ジュネーブ軍縮会議に提出(CD/1419)

はじめに

核軍縮のために有効な諸措置を講ずること、および核戦争の脅威を消滅させることに対して、国際社会は最高の優先順位を与えてきた。冷戦後の時代の到来は、国連憲章が掲げる不易(ふえき)の理念に基づく新たな国際的安全保障システムを樹立する上で、またとない機会をもたらしている。核兵器の永続的な保有を合理化する試みはすべて放棄する必要がある。安全保障という角度から見た核兵器の役割が不当とされず、現行の核戦略の教義が廃棄されない限り、核軍備競争再開の脅威と核兵器による脅迫の激化は限りなく続くであろう。

それゆえ、国際関係に見られる現在の好ましい状況が、すべての核兵器を消滅させるという目標を、単なる修辞上の目標から生きた現実に転換するために活用されるよう保証することが、私たちの義務なのである。そしてそのためには、核兵器の完全な消滅をめざす一歩一歩の具体的措置が何であるかを明らかにし、協議を進め、実施を達成する活発で多角的な努力を必要とする。

1996年7月8日付けで発表された核兵器の威嚇または使用についての国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器の特有の性格、とくにその破壊能力、すなわち空前の人間的苦痛をもたらす能力と今後数世代にわたって被害をひき起こす能力のために、これらの兵器は潜在的に破局を招きうるものとなっているとの認識を確立した。裁判所の意見によれば、「核兵器の破壊力は、空間的にも時間的にも限定することができない。これらの兵器はすべての文明と、地球上の全生態系を破壊できる潜在的可能性を持っている」のである。

国際司法裁判所は、核兵器による威嚇や核兵器の使用は、一般的には武力紛争に適用できる国際法の諸規定、とくに人道法の原理と規定に背反するであろうと結論した上で、厳格で効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が、すべての国に存在する、と述べている。

1996年3月28日に軍縮会議(CD)の全体会議に提出された宣言で述べているように、21カ国グループ(G21)は、国際社会が最高の優先順位を与えている核軍縮についてのCDでの協議を一貫して求め続けてきた。たとえば1996年3月14日には、21カ国グループがCDに対し、会議が核軍縮に関する特別委員会を設置し、国連総会決議50/70Pで要望されているように、「明確な時間的枠組みの中で核兵器を究極的に廃棄するための段階的計画について協議を開始する」決定(CD/1388)を採択するよう提案したことが思い起こされるであろう。

特別委員会で実施されるべきこの計画は、その作業の基礎として次のような諸段階と諸措置を含むのではないかと考えられる。各段階の諸措置のリストは例示的なものであって網羅的なものではなく、挙げられている順序も必ずしも優先順位を反映しているものではない。とはいうものの、核軍縮をめざすどのような計画であろうと、講ずべき諸措置やたどるべき諸段階はすべて互いに密接に結びついていることは理解していなければならない。

行動計画

第一期(1996—2000)

A. 核の脅威の軽減をめざす諸措置

＊下記の条約についての交渉の即時かつ同時進行的開始とその早急の締結

— 核兵器の使用や使用の威嚇に対して非核兵器諸国の安全を保証する、多国間交渉に基づく法的拘束力のある取り決め

— 核兵器の使用や使用の威嚇を禁止する国際条約

— 核兵器を廃棄する条約

— 核兵器用分裂物質の生産を禁止する条約

＊下記の事項についての合意による核兵器の質的改良の停止

— すべての核兵器実験の中止とすべての核兵器実験場の閉鎖

— 核兵器の研究・開発の禁止を含め、現在の核兵器システムの改良をめざしての新技術の使用を防止する措置

＊トラテロルコ、ラロトンガ、ベリンダバ、および東南アジア条約の完全な履行と、当該地域の諸国の間で自由な意志により到達したとり決めに基づくさらなる非核兵器地帯の創設

＊核兵器および核兵器用物質の保有量の申告

B. 核軍縮の諸措置

＊核兵器システムの作戦即応態勢の解除

＊ABM(弾道ミサイル迎撃)条約堅持

＊大気圏外兵器システムの実験の一時停止と禁止

＊STARTⅡ条約の批准と実行

＊核兵器保有量のさらなる削減(STARTⅢ)に関する交渉の開始と締結

＊核兵器諸国が軍用から平和利用に移行させた核分裂物質をIAEA(国際原子力機関)の保障措置下に置くこと

＊すべての核兵器国による、核弾頭の生産禁止を含む、さらなる核軍縮交渉

＊西暦2000年から2010年までの十年を「核軍縮の十年」と宣言するよう国連総会に勧告すること

第二期(2000–2010)

核保有量を削減し、各国相互間の信頼を増進するための諸措置

＊核兵器を廃棄する条約の発効と、その順守を確保するための、次のような諸措置を含む単一の整った多国間の包括的検証システムの確立

— 運搬手段からの核弾頭の分離

— 国際管理の下にある安全な貯蔵所での核弾頭の保管とそれらの核弾頭からの特定核物質の除去、および

— 核分裂物質と運搬手段を含む核兵器材料の平和目的への転用

＊国際的協賛の下での、核分裂物質、核弾頭、および運搬手段を含む各国の核兵器保有目録の作成

＊核弾頭の運搬を目的とするミサイルの漸進的で均衡のとれた制限

＊西暦2010年から2020年までの十年を「核兵器の全面的廃棄の十年」と宣言するよう国連総会に勧告

第三期(2010–2020)

「核兵器のない世界」の定着

＊全地球的な協調的安全保障システムの基本原則と機構の採択

＊すべての核兵器を廃棄する条約と、次のような措置を新たに講ずることによるその検証体制の完全な実施

— 核兵器の製造にもっぱら使われてきたすべての施設の平和目的への転換

— 核施設に対する保障措置の普遍的な基準に基づく適用、および

— すべての核兵器の廃棄

資料5　新アジェンダ声明

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性

1998年6月9日

1. われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約（NPT）に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。
2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」
3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。
4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとしないことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。
5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていないことについて、われわれは深く憂慮している。
6. これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するのである。
7. 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。
8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかしまた、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

9. これとの関係で、われわれは、STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を、ともに歓迎する。それは、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体・破壊という目的にとって適切な二国間機構であり、やがてはすべての核兵器国を含む多国間の機構になるものと考える。
10. 保有核兵器を現実に廃棄し、そのために必要な検証体制を開発するには、時間が必要とされるだろう。しかし、核兵器国が即座にとることができ、またとるべきである多数の実践的措置がある。われわれは、それらの国に、核兵器の警戒体制の解除や不活性化に着手することによって、現在の一触即発態勢を中止するよう要求する。またそれらの国は、配備基地から非戦略核兵器を撤去すべきである。そのような措置は、継続的な軍縮努力を利するような諸条件をつくり、不注意による、あるいは偶発的、あるいは認可をえないミサイル発射を防止する助けとなるだろう。
11. 核軍縮の過程が進展するために、三つの核兵器能力国は、明確にかつ緊急に、それぞれの核兵器の開発・配備の追求を中止し、核軍縮に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎まなければならない。われわれは、それらの国およびすべての未加盟国に対して、NPTに加盟し、加盟に伴って必要とされる措置をとるよう要求する。われわれは、同様に、包括的核実験禁止条約（CTBT）に、即座にかつ無条件に、署名・批准することを、それらの国に要求する。
12. 核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂物質の製造を、国際的に禁止すること（カットオフ）は、核兵器の完全な廃棄に向かう過程をさらに下支えするものである。1995年にNPTの締約国によって合意されたように、そのような条約に関する交渉が即座に開始されるべきである。
13. 軍縮の措置のみでは、核兵器のない世界を実現することはできない。核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ核分裂物質およびその他の核兵器の部品に対する管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならない。新しい核兵器国や、核兵器を製造あるいは入手しうるような状態にある非国家主体が登場すれば、核廃棄の過程は深刻な危機にさらされる。
14. 完全な保有核兵器の廃棄に至るまでのあいだ、そのほかの措置もとらなければならない。核兵器国のあいだで相互に第一使用（先制使用）をしない約束や、非核兵器国に対して核兵器の使用やその威嚇を行わない、いわゆる消極的安全保障に関して、法的拘束力を持った制度が発展せられるべきである。
15. 南極条約も含め、非核地帯をもうける諸条約、すなわち、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリンダバ条約の締結により、核兵器は、地域全体から着実に排除されてきた。そのような非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、さらに追求し、拡大し、設定してゆくことは、核兵器のない世界という目的に向けて、大きく貢献することになるだろう。
16. これらの措置はすべて、不可欠の要素であり、核兵器国自身によって、あるいは、核兵器国と非核兵器国とが協力して、並行的に追求することが可能であるし、またそうすべきものである。そうすることによって、核兵器のない世界にいたる道程が示されるであろう。
17. 核兵器のない世界の維持には、普遍的で多国間で交渉された条約、あるいは相互に補強しあう一組の条約体系による下支えが必要だろう。
18. われわれに関していえば、これまで述べたような目的を追求するのにいかなる努力も惜しまない。われわれは、共同して、核兵器のない世界という目標を成就する決意である。核兵器後の時代への断固として迅速な準備を、いま始めなければならない。われわれは固くそう信じる。

資料6　2000年NPT再検討会議における新アジェンダ作業文書

2000年4月24日、NPT/CONF.2000/WP.3

2000年4月24日付けメキシコ外務大臣より再検討会議事務局長への手紙

私はブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表により提出された「核軍縮」と題する作業文書をここに謹んで伝達します。

この作業文書が核不拡散条約（NPT）締約国による第6回再検討会議の公式文書として回覧されれば幸いです。

（署名）ロザリオ・グリーン

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表は、NPT第6条の核軍縮を達成する義務に関して、将来さらなる進展が求められるべき分野と手段を特定するものとして以下の文書を提案する。

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表は、NPT第6条の核軍縮を達成する義務に関して、将来さらなる進展が求められるべき分野と手段を特定するものとして以下の文書を提案する。

核軍縮

NPT締約国の第6回再検討会議は、

NPTの前文と条文を再確認し、

1995年におけるNPT締約国の再検討・延長会議において採択された決定と決議の完全なる実施の重要性と現在もなお正当であることを強調し、

圧倒的大多数の国が、核兵器その他の核爆発装置を受け取ったり、製造したり、その他の方法で入手したりしないという法的拘束力をもった誓約を行ったことを念頭に置き、また、こうした約束は、核兵器国が誠実に核軍縮を遂行するという対応する法的拘束力のある誓約をしたという文脈においてなされたことを想起し、

国際司法裁判所の1996年の勧告的意見における全員一致の結論が、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在するとしていることを想起し、

条約の規定の厳格な遵守が、さらなる核兵器の拡散をいかなる状況下においても予防し、かつ条約の平和と安全への重要な貢献を保持するという共通の目的のために依然として重要であることを再確認し、

核兵器削減交渉が現在ゆき詰まっていることを懸念し、

保障措置のもとに置かれていない核施設を操業し、NPTに加盟していない3つの国が核兵器の選択肢をひき続き保有していること、またその選択肢を否定していないことを懸念し、

対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM条約）が、今なお戦略的安定のための基盤であることを強調し、またその締約国が条約の統合性を保持する責任を強調し、

核兵器の廃絶にいたるまでのあいだ、安全保障政策における核兵器の役割を戦略的な安定を強化し、廃絶の過程を促進するような仕方で低下させることの重要性を強調し、

核兵器のない世界の維持のためには普遍的かつ多国家間において交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補完し合う条約を組み合わせた枠組みの支えが必要であることを確認し、

条約によって核兵器のない世界を達成することに拘束されており、

条約の目的とあらゆる規定の完全なる実現と効果的な実施のために決意をもって動く必要があることを確認し、また、締約国が条約の下で義務の履行に関して説明責任を負うことを確認し、この目的のために次のことを行う。

1. 5つの核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行うとともに、2000年から2005年までの再検討期間において加速された交渉にとり組み、かつNPT第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるような段階的手段を実行するという、明確な約束を行う。

2. アメリカ合衆国とロシア連邦は、第二次戦略兵器削減条約（STARTⅡ）を完全に実施し、STARTⅢの交渉を、早期締結に向けて、これ以上の遅滞なく開始することを約束する。

3. 核兵器国は、それぞれの核兵器の完全廃棄に至る過程に、5つの核兵器国すべてが早期に統合されるよう前進することを約束する。

4. 5つの核兵器国は、早期の中間的手段として、以下のことを約束する：
   - (a) 核兵器の使用を排除するように、核政策や核態勢を変更する；
   - (b) 完全な廃棄を待つあいだ、警戒態勢を解除し、輸送手段から核弾頭を取り外し、すべての核戦力を実戦配備から撤退させる；
   - (c) 核軍縮の一環として戦術核兵器を削減し、その廃棄に向けて前進する；
   - (d) 保有核兵器と核分裂性物質の保有量に関してより透明性を示す；
   - (e) アメリカ合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関（IAEA）の3者構想をさらに発展させ、5つの核兵器国すべてを同様な体制のなかに含め、兵器計画から核分裂性物質を不可逆的に除去することを確定的にする；
   - (f) あらゆる核軍縮、核兵器削減、核軍備管理措置について、不可逆性の原則を適用する。

5. 締約国は、下記を達成することの重要性と緊急性に合意する：
   - (a) 包括的核実験禁止条約（CTBT）の無条件かつ遅滞なき署名と批准。そして、条約が発効するまでの、核実験の一時停止の遵守；
   - (b) 核不拡散と核軍縮の両方の目的を考慮し、非差別的で多国間の、また国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器、その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約と、条約が発効するまでのあいだ、核兵器、その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産の一時停止の遵守；
   - (c) 軍縮会議（CD）において核軍縮を扱う任務をもった適切な下部組織の設立。

6. 締約国は、核兵器のない世界への重要な貢献として、関係する地域、特に中東や南アジアなど、緊張の高い地域における国家間において自由に合意された取り決めをもとにして、非核兵器地帯を追求し、拡大し、設立することの重要性と緊急性に合意する。

7. 締約国は、NPTの非核締約国に対して、核兵器の使用、または使用の威嚇をしないことを効果的に保証するための国際的に法的拘束力をもつ条約を早期に交渉し、締結することの重要性に合意する。

8. 締約国は、まだNPTに参加していない国に対して、無条件かつ遅滞なく条約に加盟すること、非核兵器国として加盟する際に要求される、必要なすべての措置をとることを要求する。

9. 締約国は、保障措置のもとに置かれていない核施設を操業し、NPTに加盟しておらず、また核兵器の選択肢を否定していない3つの国に対し、核兵器のすべての開発と配備を追求することを明確かつ緊急に停止することを要求し、また、地域的あるいは国際的な平和と安全や、核軍縮や核の拡散を防ぐための国際社会の努力を害するような行為をしないことを要求する。

資料7　2000年NPT再検討会議における日本の作業文書

7—1

日本・オーストラリアの8項目提案

2000年4月24日、NPT/CONF.2000/WP.1

核不拡散条約履行のためにこれからとられるべき諸措置

日本とオーストラリア提出の作業文書

核不拡散条約は、核不拡散と核軍縮のかなめである。1995年の再検討・延長会議で採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」は、条約の目標を実現する努力における重要な到達点である。

条約締約国は、上記「原則と目標」への誓約を再確認するとともに、条約の履行のためにこれから次の諸措置がとられるべきであることを強調する。

核不拡散と核軍縮

1. 包括的核実験禁止条約の早期発効と、条約発効までの間の核兵器の実験的爆発やその他の核爆発の一時停止。
2. 1995年の軍縮会議の専門コーディネーター報告とそこに含まれる委託権限に基づいて、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器や他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を即時開始し、望ましくは2003年までに、しかし2005年より遅れることなく、妥結すること。および、核兵器用の核分裂性物質の生産の一時停止。
3. START Ⅱの即時発効と完全履行。START Ⅲ交渉の早期開始と完了。START Ⅲを超えた過程の継続。
4. 核兵器国による保有核兵器の一方的削減のさらなる努力。および、適切な段階における、核兵器国を含んだ、核兵器削減交渉の開始。
5. 軍縮会議における、核軍縮と核不拡散の将来的に可能な措置についての多国間の議論。

非核地帯

6. 中央アジア非核地帯の交渉の早期完了。

保障措置

7. 国際原子力機関(IAEA)追加議定書(INFCIRC/540(訂正))の普遍化。および、保障措置制度の効果を強化し、有効性を改善するための「統合された保障措置」の早期創設。
8. 防衛目的上必要なくなった核分裂性物質の処分と、そのような物質および民生用核分裂性物質を、核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に置くこと。

7—2

再検討過程に関する日本提案

2000年4月24日、NPT/CONF.2000/WP.2

条約再検討過程の強化の決定の履行

日本提出の作業文書

＜背景＞

日本の意図は、1995年の条約再検討過程の強化の決定について議論を再開したり再交渉したりするということではなく、むしろ、準備委員会が、95年の決定により与えられたその委任権限を実行する運用状況を改善しようということにある。

＜日本の提案＞

1. 準備委員会は、その初期段階において、条約の普遍性とともに条約の履行の再検討にもっと焦点を当てるべきである。
2. そうするにあたって、準備委員会は各会期において、重要で条約に関連する国際的または地域的な課題やできごとがあれば、それらをもとり扱うべきである。
3. 準備委員会は、その後半段階において、再検討会議への実質的な勧告を起草する作業を開始すべきである。
4. 上記1および2において示された諸問題についての議論は、準備委員会各会期の議長総括文書の中に反映されるべきである。

資料8　2000年NPT再検討会議最終文書・抜粋

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容
（条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。）

■「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」
- ●第1、2条および前文第1節から3節 ―（全11節）
- ●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。―（全56節）
- ●第4条および前文第6、7節
  - ・NPTと核エネルギーの平和利用 ―（全11節）
  - ・核と放射線の安全性／放射性物質の安全な輸送／放射性廃棄物と責任 ―（全16節）
  - ・技術協力 ―（全11節）
  - ・核物質の平和利用への転換 ―（全4節）
- ●第5条 ―（全1節）
- ●第6条および前文第8～12節 ―（全15節）
  （核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。**最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。**）
- ●第7条および非核兵器国の安全保障 ―（全16節）
  （第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」（北朝鮮を含む）として全16項目含む。）
- ●第9条 ―（全10節）

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」―（全9節）

第15節

会議は、核不拡散条約（NPT）第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節（c）の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、START Ⅲを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関（IAEA）の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること：

―核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。

―核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

―一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

―核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

―核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。

―すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節（c）の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる発展。

資料9　第55回国連総会における新アジェンダ決議

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性（決議55/33C）

2000年11月20日採択

A/C.1/55/L.4/Rev.1

総会は、

（前文）

1998年12月4日の総会決議53/77Yおよび1999年12月1日の総会決議54/54Gを想起し、

核兵器が使用されうるという可能性によって人類にもたらされ続けている危険性に深い懸念を表明し、

1996年7月8日にハーグで出された、「核兵器の威嚇または使用の合法性」と題する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に留意し、

3カ国が、保障措置の下にない核施設を運転して続けており、核不拡散条約（NPT）に加盟していないことにも留意するとともに、これらの3カ国が、核兵器の選択肢を引き続き保持していることを憂慮し、

核兵器の選択肢を放棄していない国々のうちの2カ国が1998年に行った核爆発実験は、どのような意味においても、核兵器国の地位、または、なんらの特別な地位を与えるものではないことを宣言し、

二国間の、および一方的な兵器削減が行われてきたにもかかわらず、配備されている、または貯蔵されている核兵器の全体の数は、いまだに何千にも上ることに留意し、

核軍縮に向けた措置として、戦略兵器削減条約（START）過程の下で一方的に、または二国間で行われた核兵器削減で、重要な前進が成し遂げられたことを歓迎し、

ロシア連邦の「戦略攻撃兵器の一層の削減および制限に関する条約」（START　Ⅱ）批准を、戦略攻撃兵器削減の努力の重要な一歩として歓迎するとともに、アメリカ合衆国によるSTART　Ⅱ批准の完成が優先事項として残っていることに留意し、

核兵器削減交渉が順調に進んでいないことを憂慮し、

核兵器関連施設の閉鎖と撤去を含む、他の核兵器国がとってきた重要な一方的削減措置をさらに歓迎し、

いくつかの国々が、軍事目的から余剰と宣言された核分裂物質の検証、管理および処分に関する発議を通じて、核軍縮措置をとりわけ不可逆的なものにすることに協力している努力を歓迎し、

自国の核兵器のどれもがいかなる国をも狙っていないとの、核兵器国による宣言に留意し、

すべての国が、核不拡散条約の下での自国の義務をしっかりと遵守することの必要性を強調し、

国家および政府の元首たちが、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃棄に向けて努力することを決意するとともに、核の危険を除去する方法について協議する国際会議を招集する可能性も含めて、その目的を達成するためのすべての選択肢を開放することを決意している、国連ミレニアム宣言に留意し、

核不拡散条約締約国第6回再検討会議の最終文書を歓迎し、

核不拡散条約締約国第6回再検討会議の最終文書の中にある、すべての核不拡散条約締約国が条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという、核兵器国による明確な約束を考慮に入れ、

核兵器のない世界を達成するための行動の必要性を強調し、

核不拡散条約第6条、および、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題する1995年の決定の第3節と第4節（c）を履行するための体系的かつ前進的な努力に向けた、実際的な諸措置を追求することを決意し、

（主文）

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性について合意する。
2. CTBTが発効するまで、核兵器の爆発実験またはその他の核爆発の一時停止を維持することを要求する。
3. 軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性について合意する。軍縮会議は、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. 軍縮会議において核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性について合意する。軍縮会議は、このうような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他関連の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則を要求する。
6. 対弾道ミサイルシステム制限条約を、戦略的安定の基礎として、また、戦略攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従って、維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結することを要求する。
7. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関（IAEA）の三者構想の完成と履行を要求する。
8. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとることを要求する：
   (a) 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
   (b) 核兵器能力について、また、核不拡散条約第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
   (c) 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
   (d) 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
   (e) 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。
   (f) すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
9. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂物質を、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度、および、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、そのような物質を平和目的に移譲するという制度を要求する。
10. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際管理の下での全面かつ完全な軍縮であることを再確認する。
11. 強化された核不拡散条約再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、核不拡散条約第6条、および、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題する1995年の決定の第4節（c）の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を行うことを要求する。
12. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証

能力のさらなる発展を追求することに合意する。

13. 核不拡散条約にいまだ加盟していないすべての国に対して、とりわけ、保障措置の下にない核施設を運転している国々に対して、同条約に非核兵器国として、迅速にかつ無条件に加盟することを要求する。そして、これらの国々に対して、求められている包括的な保障措置協定を、「国(々)と国際原子力機関との保障措置適用のための(諸)協定へのモデル追加議定書」(原注:国際原子力機関、INFCIR/540(訂正))と矛盾しない追加議定書とともに、発効にいたらしめ、核兵器の開発または配備を追求するようないかなる政策をも明確にかつ緊急に転換させ、そして、地域的および国際的な平和と安全保障、および、核軍縮と核兵器の拡散防止に向けた国際社会の努力を損なうようないかなる行動をもとらないことを要求する。
14. いまだそうしていない国々に対して、国際原子力機関との全面的保障措置協定を締結し、1997年5月15日にIAEA理事会が承認したモデル議定書に基づいて、それら保障措置協定への追加議定書を締結することを要求する。
15. すべての核物質の効果的な物理的防護の至上の重要性に留意し、すべての国に対して、核物質の保安と物理的防護の可能な限り高い水準を維持することを要求する。
16. 核不拡散条約締約国第6回再検討会議が、5つの核兵器国による、同条約締約国である非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証が、核不拡散体制を強化することに合意したことに留意する。そして、同会議準備委員会が、2005年の再検討会議に向けて、この問題について勧告を行うよう要求されていることに留意する。
17. 関係する地域の国々の間で自由に達成されたとり決めに基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することは、世界的および地域的平和と安全保障を高め、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的を実現することに貢献するとの確信を再確認する。そして、中東や南アジアといった、非核地帯が存在しない地域に非核地帯を設立するための提案を支持する。
18. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補強しあう一連の条約体系を含む枠組みによる、下支えを必要とすることを確認する。
19. 総会決議54/54Gの履行に関する事務総長の報告書(原注:A/55/217)を承認し、事務総長に対して、現存の資源の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求める。
20. 第56総会の暫定議題に、「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ(課題)の必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。

資料10　第55回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ(決議55/33X)

2000年11月20日採択

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/75K、1996年12月10日の総会決議51/45M、1997年12月9日の総会決議52/38O、1998年12月4日の53/77W、および1999年12月1日の54／54Qを想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結末をもたらすであろうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防御は、核兵器を完全に除去し、核兵器が再び生産されないと確証することであることを認識し、

核兵器の完全廃棄と核兵器のない世界の構築を目標とする国際社会の誓約を再確認し、

核軍備競争の早期の停止と核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第Ⅵ条に規定された、厳粛なる各国の義務に思いをいたし、

核兵器不拡散条約の1995年の再検討・延長会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」を想起し、

核軍縮につながる保有核兵器の完全廃棄を完成するという、核兵器国による明確な約束を歓迎し、

1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択されたことを想起するとともに、その条約の調印国および批准国の数が増加していることに満足の意を表明し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、およびペリンダバ条約によって、徐々に全南半球とこれらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認識し、

核兵器をもっとも多く保有している国家(複数)が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して保有核兵器の意味ある削減を加速させることを要求し、

非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的に拘束力のある協約の必要性を認識し、

唯一の他国間軍縮交渉の場としてのジュネーブ軍縮会議(CD)の中心的な役割を再確認するとともに、CDの2000年会期中に軍縮の分野、なかんずく核軍縮の分野における進展速度が緩慢であったことを遺憾とし、

CDが、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器の威嚇または使用の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」を想起し、

決議54/54Qの履行に関する事務総長の報告の該当部分に留意し、

1. 「厳格かつ効果的な国際管理の下においてすべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行い、完結させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調する。
2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約(NWC)」の早期締結につながる多国間交渉を2001年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する。

3. 本決議の実現や核軍縮に関して取り組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に通知すること、また事務総長がその情報を第56国連総会に報告することを要請する。
4.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第56総会の暫定議題に入れることを決定する。

資料11　第55回国連総会における日本決議

核兵器完全廃棄への道程(決議55/33R)

2000年11月20日採択

総会は、

1994年12月15日総会決議49/75H、1995年12月12日50/70C、1996年12月10日51/45G、1997年12月9日52/38K、1998年12月4日53/77U、1999年12月1日54/54Dを想起し、

国際的平和と安全保障の強化と核軍縮の促進は、相互に互いを補完し強化することを認識し、

核不拡散条約(NPT)が、核不拡散の国際的体制の要として、また、核軍縮の追求のための本質的な基盤として、きわめて重要であることを再確認し、

核兵器国が、一方的に、また、核兵器国間の交渉を通じて行ってきた、核兵器削減の前進を想起するとともに、国際社会による核軍縮と核不拡散への努力を想起し、

核軍縮における一層の前進が、国際的平和と安全保障を保証しつつ、核不拡散の国際的体制を強固にすることに貢献するとの確信をも再確認し、

核兵器不拡散の世界的体制を強化しようとする国際的努力への挑戦を投げかけている、最近の核実験、および、地域的状況を心に留め、

核不拡散と核軍縮に関する東京フォーラムの報告書に、同報告書に関する加盟国のさまざまな見解を心に留めつつ、注目し、

2000年NPT再検討会議が、とりわけ、すべての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮に導くよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束を含む、最終文書を成功裡に採択したことを歓迎し、

1. NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認し、NPT未加盟国に対して、非核兵器国として、遅滞なく、無条件に加盟することを要求する。
2. すべてのNPT締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性をも再確認する。
3. NPT第6条と、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第3節および第4節(c)を履行するための、体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的諸措置をとることの中心的重要性を強調する。
   (a) すべての国が、特に、条約発効のために批准が必要とされている国が、包括的核実験禁止条約(CTBT)を、2003年より前の早期に条約が発効するとの見通しを持って、早期に署名し批准すること。同時に、条約発効までの、核兵器の爆発実験またはその他の核爆発の一時停止。
   (b) 軍縮会議(CD)における、1995年の専門コーディネーターの声明およびそこに含まれる任務に従った、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮に入れた、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約の交渉の即時開始と、2005年より前の可能な限り早期の妥結。および、条約発効までの、核兵器用の核分裂物質生産の一時停止。
   (c) 軍縮会議において、核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関を、作業プログラム確立の文脈の中で、設置すること。
   (d) 核軍縮、核およびその他の関連する軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則の採用。
   (e) ABM条約を、戦略的安定の要として、また、戦略的攻撃兵器の一層の削減の基礎として、条約の規定に従って、維持し強化しながら、「戦略的攻撃兵器の一層の削減と制限に関する条約」(START Ⅱ)を早期に発効させ完全に履行し、可能な限り早期にSTART Ⅲを妥結させること。

(f) 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること。:

(i) すべての核兵器国による、一方的な、または核兵器国間の交渉を通じた、保有核兵器削減継続のさらなる努力。

(ii) 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

(iii) 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

(iv) 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

(v) 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

(vi) すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

4. 核兵器のない世界を実現することは、以下を含む、核兵器国によるさらなる諸措置を必要とすることをも認識する。:

(a) STARTⅢを越えての核軍縮過程の継続。

(b) 核兵器廃棄への作業過程において、すべての核兵器国が、一方的にまたは核兵器国間の交渉を通じて、核兵器をさらに大幅削減すること。

5. 核兵器国が、核軍縮に向けた前進または努力について、国連加盟国に対して滞りなく情報を提供していくことを促す。

6. 現在進行中の核兵器解体の努力を歓迎し、結果として生じる核分裂物質の安全で効果的な管理の重要性に留意し、軍事目的からもはや必要でないと各核兵器国が認めた核分裂物質を、実際的な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くような、すべての核兵器国による協定を要求し、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するような、そのような物質の平和目的への移譲の協定を要求する。

7. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮諸協定の遵守を保証するために必要となるような、IAEAの保障措置を含む、検証能力のさらなる発展の重要性を強調する。

8. すべての国に対して、核兵器やその他の大量破壊兵器の拡散につながるような装備、物質または技術を移転しないという政策を、必要があれば、確認し強化しながら、核兵器やその他の大量破壊兵器およびそれらの運搬手段の拡散を防止する努力を倍増することを要求する。

9. すべての国に対して、大量破壊兵器の拡散につながりうるすべての物質の、保安、安全な保護、効果的な管理、および物理的な防護の、可能な限り高い水準を維持することを要求する。

10. 核不拡散の強化という観点からIAEAモデル議定書(原注:国際原子力機関、INFCIR/540(訂正))の重要性を強調し、まだしていないすべての国に対して、可能な限り早期にIAEAと追加議定書を締結することを奨励する。

11. IAEA総会において、保障措置協定と追加議定書の締結と早期発効を促進し助長する行動計画の要素を含んだ、決議GC(44)/RES/19が採択されたことを歓迎し、この決議の早期および完全な履行を要求する。

12. 核不拡散と核軍縮の促進における、市民社会の建設的な役割を奨励する。

資料12　第55回国連総会本会議での投票結果

新アジェンダ決議、日本決議についての投票結果

2000年11月20日

全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた。

◆新アジェンダ決議案　y:154 n:3 a:8 欠:16
◆日本決議案　y:155 n:1 a:12 欠:13

y=賛成
n=反対
a=棄権
－=欠席

国名	(新アジェンダ決議案)	(日本決議案)
アフガニスタン	－	－
アルバニア	y	y
アルジェリア	y	y
アンドラ	y	y
アンゴラ	y	y
アンティグア・バーブーダ	y	y
アルゼンチン	y	y
アルメニア	y	y
オーストラリア	y	y
オーストリア	y	y
アゼルバイジャン	y	y
バハマ	y	y
バーレーン	y	y
バングラデシュ	y	y
バルバドス	y	y
ベラルーシ	y	y
ベルギー	y	y
ベリーズ	y	y
ベニン	y	y
ブータン	a	a
ボリビア	y	y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	y	y
ボツワナ	y	y
ブラジル	y	y
ブルネイ	y	y
ブルガリア	y	y
ブルキナファソ	y	y
ブルンジ	y	y
カンボジア	y	y
カメルーン	y	y
カナダ	y	y
カーボベルデ	y	y
チャド	－	－
チリ	y	y
中華人民共和国	y	a
コロンビア	y	y
コモロ	－	－
コンゴ	－	－
コスタリカ	y	y
コートジボアール	y	y
クロアチア	y	y
キューバ	y	a
キプロス	y	y
チェコ	y	y
朝鮮民主主義人民共和国	－	a
コンゴ民主共和国	－	－
デンマーク	y	y
ジブチ	y	y
ドミニカ	－	－
ドミニカ共和国	y	y
エクアドル	y	y
エジプト	y	a
エルサルバドル	y	y
赤道ギニア	y	y
エリトリア	y	y
エストニア	y	y
エチオピア	y	y
ミクロネシア連邦	y	y
フィジー	y	y
フィンランド	y	y
フランス	a	a
ガボン	y	y
ガンビア	y	y
グルジア	y	y
ドイツ	y	y
ガーナ	y	y
ギリシャ	y	y
グレナダ	y	y
グアテマラ	y	y
ギニア	y	y
ガイアナ	y	y
ハイチ	y	y
ホンジュラス	－	y
ハンガリー	y	y
アイスランド	y	y
インド	n	n
インドネシア	y	y
イラン	y	y
アイルランド	y	y
イスラエル	n	a
イタリア	y	y
ジャマイカ	y	y
日本	y	y
ヨルダン	y	y
カザフスタン	y	y
ケニア	y	y
キリバス	－	－
クウェート	y	y
キルギス	a	y
ラオス	y	y
ラトビア	y	y
レバノン	y	y
レソト	y	y
リビア	y	y
リヒテンシュタイン	y	y
リトアニア	y	y
ルクセンブルグ	y	y
マダガスカル	y	y
マラウイ	y	y
マレーシア	y	y
モルディブ	y	y
マリ	y	y
マルタ	y	y
マーシャル諸島	y	y
モーリシャス	a	a
メキシコ	y	y
モナコ	a	a
モンゴル	y	y
モロッコ	y	y
モザンビーク	y	y
ミャンマー	n	n
ナミビア	y	y
ナウル	y	y
ネパール	y	y
オランダ	n	a
ニュージーランド	y	y
ニカラグア	y	y
ナイジェリア	y	y
ノルウェー	y	y
オマーン	y	y
パキスタン	y	y
パラオ	－	－
パナマ	y	y
パプアニューギニア	y	y
パラグアイ	y	y
ペルー	y	y
フィリピン	y	y
ポーランド	y	y
ポルトガル	y	y
カタール	y	y
韓国	y	y
モルドバ	y	y
ルーマニア	y	y
ロシア	a	a
ルワンダ	－	－
セントクリストファー・ネビス	－	y
セントルシア	y	y
セントビンセント・グレナディーン	y	y
サモア	y	y
サンマリノ	y	y
サントメ・プリンシペ	－	－
サウジアラビア	y	y
セネガル	y	y
シエラレオネ	y	y
シンガポール	y	y
スロバキア	y	y
スロベニア	y	y
ソロモン諸島	y	y
南アフリカ	y	y
スペイン	y	y
スリランカ	y	y
スーダン	y	y
スリナム	y	y
スワジランド	y	y
スウェーデン	y	y
シリア	y	y
タジキスタン	a	y
タイ	y	y
旧ユーゴ・マケドニア	y	y
トーゴ	y	y
トンガ	y	y
トリニダードトバゴ	y	y
チュニジア	y	y
トルコ	y	y
トルクメニスタン	－	y
ツバル	－	－
ウガンダ	y	y
ウクライナ	y	y
アラブ首長国連邦	y	y
連合王国	y	y
タンザニア	y	y
アメリカ合衆国	y	y
ウルグアイ	y	y
ウズベキスタン	a	y
バヌアツ	y	y
ベネズエラ	y	y
ベトナム	y	y
イエメン	y	－
ユーゴスラビア	－	－
ザンビア	y	y
ジンバブエ	y	y

資料13　第54回国連総会における究極的核廃絶決議（日本決議）

核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮（決議54/54D）

1999年12月1日採択

総会は、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77Uを想起しつつ、

核兵器不拡散の世界的な体制を強化するための国際的な努力への挑戦である先般の核実験及び地域情勢に留意し、

アメリカ合衆国とロシア連邦間のSTARTⅢに関する議論の開始といった進展に留意し、

核軍縮活動についての透明性を向上させるための努力を国際的な信頼及び安全保障の構築への貢献として歓迎し、

包括的核実験禁止条約14条に従い、1999年10月に開催された会議における同条約の発効を促進するための国際的努力を歓迎し、

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書についての加盟国の見解を念頭に置きつつ、右報告書に留意し、

国際的な平和及び安全と、核軍縮の促進は相互に補完し、強化し合うことを認識し、

核不拡散の国際的体制の基礎、及び核軍縮追求のための必要不可欠な基礎としての核兵器不拡散条約の決定的重要性を再確認し、

核軍縮の更なる進展は、国際的な平和及び安全を保証しつつ、核不拡散のための国際的な体制を強固なものとすることに資するとの確信を再確認し、

以下決議する。

1. 核兵器不拡散条約の普遍性を達成することの重要性を再確認し、未締約国に対し同条約に遅滞なくかつ無条件で加入するよう求める。
2. 核兵器不拡散条約の全ての締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性を再確認する。
3. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標とした、世界的に核兵器を削減する体系的かつ前進的な努力の断固たる追求、及び、全ての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の断固たる追求を求める。
4. 核兵器の廃絶という究極的目標に向かい前進するためには、以下に示されたような行動を追求することが重要かつ必要不可欠であることを強調する。
   (a) 包括的核実験禁止条約の早期発効に向けた、全ての国、とりわけその批准が条約発効の要件となっている国による同条約への早期の署名及び批准、並びに同条約の発効までの間の核実験の停止。
   (b) 1995年の特別調整者の報告書とその中に含まれたマンデートに基づき、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する無差別、多角的、かつ国際的で効果的な検証が可能な条約に関する軍縮会議での集中的な交渉と同条約の早期妥結、及び、その発効までの兵器用核分裂性物質の生産停止措置。
   (c) 核軍縮及び核不拡散に関する、可能な将来の措置についての多国間での議論。
   (d) ロシア連邦及びアメリカ合衆国による、STARTⅡの早期発効及び、STARTⅢの交渉の早期開始及び妥結、及びSTARTⅢを超えてのプロセスの継続。
   (e) 5核兵器国による、核戦力の一方的な及び交渉を通じた削減のためのさらなる努力。
5. 核兵器国に対し、核軍縮に関する進捗状況又は努力について国連加盟国に対し然るべく通報するよう求める。

6. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎し、解体された核兵器から生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、防衛目的にもはや必要とされなくなった核分裂性物質を保有している国が、そのような物質を現実的に早く国際原子力機関による保障措置の下におくようにするために継続的に努力することを求める。
7. 全ての国に対し、大量破壊兵器、特に核兵器の開発や生産に資するような資・機材や技術の輸出をしないという政策を確認し、また必要であればそれを強化しつつ、これらの兵器の拡散を阻止するための努力を倍加するよう求める。
8. 核不拡散を保証する国際原子力機関モデル議定書の重要性を強調し、未だ国際原子力機関との追加議定書を締結していない全ての国に対し、可能な限り早期にそれを締結するよう慫慂（しょうよう）する。
9. 核兵器不拡散条約によって固定された体制の維持及び強化のための2000年NPT再検討会議の死活的重要性を強調し、全ての条約当事国に対し、1995年NPT再検討・延長会議において採択された決定及び決議を再確認し、1995年以来の成果の再検討に基づき、核不拡散・核軍縮のための更新された目的に関する合意への到達に向け、努力を強化するよう求める。
10. 市民社会による、核不拡散・核軍縮を促進する上での建設的な役割を慫慂する。

資料14　アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書・抜粋

「われわれ人民：21世紀における国連の役割」
（We the Peoples: The Role of the United Nations in the 21st Century）
2000年4月3日

（「核兵器」部分を抜粋）

248 核兵器の問題に移ろう。核の恐怖の2極バランスが過ぎ去ったとき、核兵器に関する関心も、一般市民の意識から消え去ったかに見える。しかし、約35,000発の核兵器が核大国の兵器庫には残っている。そのうち数千発が、未だに一触即発の警戒態勢に置かれている。これらの核兵器に過去にどんな合理性があったにせよ、それはとっくに失われている。実際に核兵器を使うことに関する、政治的、道徳的、法的な制約のために、核兵器の戦略的有用性はさらに失われている。にもかかわらず、意図せざる核戦争や核拡散の危険だけは減ってはいない。

249 核兵器保有国が、自分たちが持っている核兵器は安全保障を強化するが、他の国が手にすると世界平和を脅かすと主張している事実は、核不拡散の目的に貢献しない。

250 もし、われわれが軍縮に向かって着実に前進しているならば、この状況はもう少し安心できるものであろう。残念ながら、事実はその逆である。戦略兵器削減交渉（START）が停止しているのみならず、現存する数千発のいわゆる戦術核兵器や、米ロ以外の核兵器保有国の核兵器については、まったく交渉すらない。

251 さらに、ミサイル防衛の配備計画が関係各国の合意をもって行われるのでなければ、核兵器の数を削減してきたこれまでの成果は、壊れる可能性がある。国々が、その核抑止力が無効になることはないという確信をとりもどすための信頼醸成が必要となっている。

252 他の何よりもまして、現存する核兵器と今後の核拡散の両方から生じる危険を減らせるために、最高レベルの政治的誓約が改めて行われる必要がある。

253 われわれが直面している危険と、その危険を回避しなければならない機会に関して注意を喚起するために、私は、核の危険を除去する方法について協議する大きな国際会議の招集を考慮すべきであると提案する。

資料15　国連ミレニアム宣言・抜粋

2000年9月8日、ニューヨーク国連本部

（核兵器に関する部分の抜粋）

●平和、安全保障、軍縮

8　わたしたちは、国家内のものであると国家間のものであるとを問わず、過去10年間に500万以上の命を奪った戦争の災禍から、わたしたち人民が免れるための努力をいっさい惜しまない。わたしたちは同時に、大量破壊兵器によってもたらされている危険を除去しようと努める。

9　そこでわたしたちは、以下のことを決議する。

（全11項目のうちの第9項目）

大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃棄へ向けて努力する。そして、核の危険を除去する方法について協議する国際会議を招集する可能性も含めて、その目的を達成するためのすべての選択肢を考慮する。

資料16　CTBT発効に必要な44カ国と批准状況

2001年5月31日現在

「未」は、署名はしたが批准していない国。
「未署名」は署名していない国。

	批准年月日		批准年月日
アルジェリア	未	イタリア	99.2.1
アルゼンチン	98.12.4	日本	97.7.8
オーストラリア	98.7.9	メキシコ	99.10.5
オーストリア	98.3.13	オランダ	99.3.23
バングラデシュ	00.3.8	朝鮮民主主義人民共和国	未署名
ベルギー	99.6.29	ノルウェー	99.7.15
ブラジル	98.7.24	パキスタン	未署名
ブルガリア	99.9.29	ペルー	97.11.12
カナダ	98.12.18	ポーランド	99.5.25
チリ	00.7.12	韓国	99.9.24
中国	未	ルーマニア	99.10.5
コロンビア	未	ロシア	00.6.30
コンゴ民主主義共和国	未	スロバキア	98.3.3
エジプト	未	南アフリカ	99.3.30
フィンランド	99.1.15	スペイン	98.7.31
フランス	98.4.6	スウェーデン	98.12.2
ドイツ	98.8.20	スイス	99.10.1
ハンガリー	99.7.13	トルコ	00.2.16
インド	未署名	ウクライナ	01.2.23
インドネシア	未	英国	98.4.6
イラン	未	アメリカ合衆国	未
イスラエル	未	ベトナム	未

資料17　CTBTに対する米国の保障措置

CTBTに対する保障措置

1995年10月27日、米エネルギー省発表

包括的実験禁止条約（CTBT）には以下の条件が課せられるものとする。

A.　実戦配備されている核兵器の安全性と信頼性について高度の確信をもちつづけるため、有効かつ継続的な広範囲の実験プログラムを含む、「科学的備蓄兵器管理（Science Based Stockpile Stewardship）プログラム」の実施。

B.　近代的原子核研究施設と、理論的で先駆的な原子核技術のプログラムを維持することによって、その担い手として核技術の継続的進歩を可能にする科学者の人的資源をひきつけ、保持し、継続的な志願者を確保すること。

C.　万一、合衆国がこの条約に束縛されなくなる事態に備えて、CTBTによって禁止されている核実験を再開するための基礎的能力を維持すること。

D.　われわれの条約監視能力とその活動を改善するための包括的な研究開発プログラムの継続。

E.　世界全体の核兵器保有数、核兵器開発プログラム、それに関連した核プログラムについての正確で包括的な情報を保証するための、広範囲な情報収集、分析能力、分析活動の継続的発展。

F.　核兵器評議会、エネルギー省所属の核兵器研究所の所長たち、および合衆国戦略軍司令官の勧告に基づいて、もし国防長官およびエネルギー省長官が、わが国の核抑止力にとって致命的に重要であると考えられるタイプの核兵器の安全性と信頼性に高度の確信を保証できなくなったと合衆国大統領に報告したときには、大統領は議会との協議の上、いかなる実験であれ必要な実験を実施するため、「至高の国家的利益」条項にもとづいて、CTBTから脱退することを考慮するものと理解すること。

資料18　シャノン報告

「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」を交渉するための、もっとも適切な仕組みに関する カナダのジェラルド・E・シャノン大使の報告

1995年3月24日　ジュネーブ軍縮会議　CD/1299

昨年のジュネーブ軍縮会議（CD）の会期冒頭において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉をするためのもっとも適当な仕組みについて、参加国の見解を求めるよう、私は仕事を仰せつかりました。

ご承知のように、私は二者協議と集団協議を問わず多数の協議を重ね、1994年中に5回にわたって、この全体会議に正式な報告をいたしました。前回の会期の途中で、CDがこの問題に関する条約交渉を行う適切な場であるという全会一致の合意が成立しました。9月の会期の最後に、特別委員会への委託任務については合意に至らなかったものの、委託任務について合意ができ次第、速やかに特別委員会を設置すべきであるという原則的合意がえられました。そのとき、CDは、特別委員会の速やかな設置が可能になるように、私に適切な委託任務について協議を継続するように依頼しました。

今年の会期の初め、CDは委託任務についての協議を継続することを決定しました。

それ以来、私は数多くの協議を重ねてまいりました。その結果、各国代表は特別委員会の委託任務は国連総会決議48/75Lに基づくべきであるということで一致したことを、ここに喜びをもってご報告いたします。それは次のようなものです。

1. CDは、「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置する。
2. CDは、特別委員会に、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉を行うことを命じる。
3. 特別委員会は、1995年会期の終了までに、交渉の進展についてCDに報告する。

協議の過程において、多くの国の代表は、条約の適切な義務範囲など核分裂物質に関連するさまざまな問題について懸念を表明しました。何か国かの代表は、特別委員会に与えられた委託任務は核分裂物質の将来の生産についてのみ考慮することを許しているという見解を表明しました。他の国の代表は、委託任務は将来のみならず過去の生産についての考慮を許すものであるという見解を示しました。さらに他の代表は、（過去や将来の）核分裂物質の生産に関するのみならず、核分裂物質の管理に関しても考慮がなされるべきであるという見解を示しました。

議長、特別委員会の設立にあたっての委託任務は、何人も上記のような諸問題を特別委員会で提起することを妨げるものではないということで、各国代表は一致しております。

強い主張をもった諸代表も全員一致に加わることができましたので、われわれはそろってこの問題で前進することができました。このことは、この重要問題に関して特別委員会の設立が可能であり、交渉を開始することができることを意味しています。このことは、CD全代表の近年の共通の目標でありました。

この結果に到達するまでの、すべての国の代表のみなさんの生産的な貢献と支援に感謝いたします。

資料19　カナダ議会の勧告と政府回答

19—1

カナダ議会の勧告リスト

カナダ下院外交貿易常設委員会報告書
「カナダと核の挑戦：21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」勧告のリスト
1998年12月10日

勧告の見出しは編集部による。また、各勧告は「本委員会は勧告する」という文体で書かれているが、「勧告1」のみ、それにしたがって訳した。「勧告2」以降はその表現を省略した。

■勧告1
基本原則

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、その核不拡散・軍備管理・軍縮政策を導く次のような基本原則を採用すべきであると、本委員会は勧告する。

つまり、核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために、カナダは一貫して働く。

■勧告2
国民の合意形成措置

この基本原則を実行するため、カナダ政府はその核不拡散・軍備管理・軍縮政策と他のすべての国際関係とのあいだの関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせつづけることによって将来の合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。とくに次のような措置を含む。

*国連人権委員会の年次会議の前の、非政府組織や市民社会の代表とともに開催されるような形の年次準備会議。この会議は、たとえばカナダ外交政策開発センターが主催して開催する。
*国連軍縮大使が本委員会に毎年公開で出席する。
*外交貿易省と国防省のあいだの調整を強化する。その第一歩として、多国間の核不拡散会議へのカナダ代表団に国防省代表を含める。

■勧告3
新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始

カナダ政府は、NATO（北大西洋条約機構）同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。この目的のために、平和と安全保障への影響はもちろん、核兵器のもっている人道上、環境上、経済的コストについて、一般市民からの意見表明を奨励したり、一般市民に知らせたりしなければならない。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスから教訓を引き出し、政府はまた、核軍縮過程を進展させる革新的な措置を検討すべきである。

■勧告4
民生核技術の再検討

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見をこの分野の政府政策に受け入れるための追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。これを達成するための一つの措置として、カナダ議会は、カナダの民生用核技術の国内利用と輸出について、別個の掘り下げた調査を行うべきである。

■勧告5
警戒態勢解除の支持

核兵器の安全性と安定性を増加させるために、そして核兵器の廃棄というより大きな目標にむかって前進する一つの措置として、カナダ政府は、すべての核戦力（国連安保理常任理事国と三つの核兵器能力国の核兵器を含む）の相互主義と検証に裏うちされた警戒態勢解除という概念を支持し、これら政府がそれを実行するよう奨励すべきである。

■勧告6
STARTの推進

米国とロシアがSTART（戦略兵器削減交渉）プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。とくに、カナダはロシアがSTAR TIIを批准することを奨励し、その目的を達成するための具体的な支援を提供し、ロシアの政治的、経済的安定性の増加を保証するための同好諸国がロシアと協力するよう奨励すべきである。さらにカナダは、米ロ両国がそれぞれの核兵器態勢を前進的かつ相互主義的に改良するよう促すべきである。

■勧告7
NORADホットライン

核兵器の安全性と安定性を増すのに貢献することを考え、またコンピューターの2000年誤動作（バグ）の可能性に対処する必要性を考慮して、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、ロシアのミサイル早期警戒システムを補完し強化するためにNORAD（北米大陸防空司令部）ホットラインの設立可能性について、さらなる探求をすべきである。カナダはまた、このような機構を他の核兵器能力国を含むように拡大する考えを、強く支持するべきである。

■勧告8
MOX燃料の選択肢を放棄

カナダでMOX（混合酸化物）燃料を燃やすという選択肢はまったく妥当性を欠くものであるから、カナダ政府かこの考えを避けるべきであり、他の国々の政府と協力して余剰核分裂物質の問題にひきつづいて対処してゆくべきであると、本委員会は勧告する。

■勧告9
英、仏、中への要求

核不拡散条約（NPT）下の核兵器国としての責任において、また、国連常任理事国としての責任において、英国、フランス、中国の各政府が次のことを行うようカナダ政府が奨励すべきである。つまり、それぞれの貯蔵核兵器、核分裂物質および核ドクトリンについて透明性を高めること、ジュネーブ軍縮会議（CD）において核軍縮問題についての実質討議を求めるカナダやその他の国の要求を支持すること、米国やロシアとともに、できるだけ早期に核兵器削減交渉に入る準備の措置を探求すること、である。

■勧告10
中東と南アジア

カナダ政府は、南アジアおよび中東の根本にある地域安全保障問題を改善しようとするすべての国際的努力を継続して支援すべきである。同好の国々と協力しながら、信頼醸成のために、これらの地域の国家間の交通と協力をただちに増加することの地域的および世界的な安全保障上の利益を強調することにおいて、カナダ政府はもっと能動的な役割を果たすべきである。

両地域において ―最近の核実験を考えると、とりわけ南アジアにおいて ―カナダは次のことを強調すべきである。つまり、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約（CTBT）に加盟し核分裂物質生産禁止条約（FMCT）の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟すること。

■勧告11
生物・化学兵器禁止条約の強化

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための適切な財源を確保するための国際的努力を強化するようとり組むべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化すること、また、化学兵器禁止条約の実施を支援し続けることに加えて、カナダ政府はオーストラリア・グループやミサイル技術管理体制の有効性のみならず、テロリストによる

生物・化学兵器の取得を阻止するための情報や法の執行についての協力を強化する方法を調査すべきである。

■勧告12
新模範議定書の普及

カナダ政府は、国際原子力機関(IAEA)の新模範議定書に調印することによって国際的保障措置体制を強化したが、他の国も同様にするよう政府の権限においてできるあらゆる手段を講じて説得すべきである。将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その前にその国が少なくとも新模範議定書を採択するよう、カナダは要求すべきである。

■勧告13
原子力協力協定の見直し

カナダ政府は、すべての原子力協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

■勧告14
国際的核軍縮の課題

カナダ政府は、NATO参加国のような同好国と協力して、世界的な軍縮・安全保障の課題を前進させるための努力を強化すべきである。課題には次のようなものがある。

*カナダは、世界的な核兵器不拡散体制の中心としてNPTを支持することを再確認すべきである。また、インド、パキスタンをNPTのもとの核兵器国と認定するようなNPTの改訂を拒否すべきである。カナダはまた、NPTの再検討過程を強化するという約束を核兵器国に尊重させる努力を継続すべきである。このことによって、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散のと核軍縮のための原則と目標」を作成することが可能になるであろう。

カナダは、できるだけ早くCTBTの批准プロセスを完了させ、他のすべての国にも批准を督促すべきである。万一、インド、パキスタンがCTBTを無条件に受け入れることを拒否したとしても、条約が法的に発効するように国際社会が保証するようカナダは奨励すべきである。

*核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのために、カナダは来るべき交渉において、ジュネーブ軍縮会議(CD)で強力な役割を果たすべきである。

*1993年にドイツによって提案されたような、核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立を、カナダは支援すべきである。

*カナダは核軍縮条約締結の要求を支持すべきである。

■勧告15
NATO核戦略の見直し

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。

カナダ政府の回答・抜粋

核軍縮および不拡散政策に関する外交貿易常設委員会の勧告へのカナダ政府の回答(抜粋)

1999年4月19日

以下は、各勧告の要旨あるいは抜粋要旨と、それらに対する回答の抜粋である。抜粋は、とくに断りのない限り抜粋された部分の正確な訳である。

■勧告1
基本原則(要旨)

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、「核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために一貫して働く」という基本原則を採用すべきである。

回答(抜粋)

政府は、この勧告を支持する。カナダの安全保障は、核軍縮・不拡散の目的と安全保障要求との間の適切なバランスを維持することによって促進される。

歴代のカナダ政府の目的は、核兵器の完全廃棄であったし今も変わらない。1995年に核不拡散条約(NPT)の無期限延長を確実にするため、五つの核兵器国は、「核兵器の廃棄という究極的目的をもって核兵器を世界的に削減するために、系統的かつ前進的に努力する」ことに、同意した。カナダ政府は、国際社会がこの目的に近づくように、交渉による削減を求めて圧力を加え続けるであろう。

政府の政策は、NPTがカナダ政府の核不拡散・軍縮政策が根拠とすべき中心的な条約であるという固い信念によって導かれている。国際社会は、この条約のすべての義務を実行しなければならない。(後略)

■勧告2
国民の合意形成措置(抜粋要旨)

基本原則を実行するため、カナダ政府は核政策と他の国際関係との関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせ、合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。たとえば、国連人権委員会の年次会議の前に非政府組織(NGO)代表とともに開催されるような年次会議、国連軍縮大使が議会委員会に毎年公開で出席する、など。

回答(抜粋)

政府は、「核の挑戦」に新しく対処する指針となる包括的な政策文書を提出した。委員会の求めがあれば、この政策とカナダの国際関係の他の側面との間の関連を説明する用意がある。

政府は、非政府組織(NGO)と年次会議を開催することに賛成であり、協議をどのような形でおこなうのが最善であるか考えたい。(中略)

政府は議会と緊密な連絡を維持することに同意する。委員会が望むならば、外交貿易常設委員会にカナダ軍縮大使が毎年参加する。

■勧告3
新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始(要旨)

カナダ政府は、NATO(北大西洋条約機構)同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスに学び、政府は核軍縮のための革新的な措置を検討すべきである。

回答(抜粋)

(勧告の前半について)政府は委員会の勧告に同意する。NATOは、より広範囲で、より包括的で、より検証可能な国際的核軍縮・不拡散体制を促進する点において、明確な役割を真剣に担ってい

る。将来の不拡散、軍備管理、軍縮に関する実際作業を調整するフォーラム・センターとしてのNATOの重要性と価値は、過小評価されるべきではない。カナダは、NATOがこの肯定的な役割を絶えず追求するよう求めるつもりである。この役割は、NATO同盟自らの安全保障と防衛のために行う努力の極めて重要な側面である。

軍縮目的を前進させるために肯定的な役割を果たすことを保証するためにNATOがとりうる実際的措置には、次の三つのことなどがある。つまり、脅威軽減の努力について同盟国間の連絡調整を改善すること、NPT第6条でわれわれが等しく負っている義務により忠実であることを目指して、軍縮諸フォーラムにおいて同盟各国が連携努力を強めること、ミサイル発射警告の情報交換の改善や、ウラル以西のロシアの貯蔵核兵器も含め、ヨーロッパの戦略以下核兵器をより削減させる交渉につながるような措置の工夫といった新しい信頼醸成措置を特定し促進すること、などである。カナダはまた、NATOに対して1989年の「NATO包括的軍備管理・軍縮概念」を改定するよう提案した。それを近代化することは、NATO同盟の核軍縮・不拡散への貢献や関係性をおおいに強めるであろう。

カナダは、核軍縮・不拡散の共通目的を追求するに当たって、新アジェンダ連合各国を引き続いて関与させるつもりである。そして、切迫した諸問題や予想される諸問題に直面して、NPTに基づいた核軍縮・不拡散体制への忠誠を、すべての国に対して再確認するよう奨励するつもりである。

（勧告の後半について）（前略）短期的・中期的期間をこえる核兵器削減および廃棄のための多国間協議の有用性について、その限界も含めて、カナダ政府は認識し、受け入れる。この文脈においてこそ、カナダ政府は核兵器国に対して責任を果たし約束を守るよう奨励している。予見可能な将来においては、保有核兵器の削減の協議を核兵器国間で行うかどうかは、彼ら自身によっている。同時にカナダもすべての国際社会構成員も、そのプロセスに深い持続する関与を続ける。世界が軍縮の新しい段階に入ったときには、改善された新検証技術の分野におけるカナダの専門技量が、国際努力に貢献するために強化されるであろう。

カナダは、核兵器国がこの問題について活発に活動し、核兵器の削減、さらには廃棄するためにいっそう前進することを期待する。とくに、ロシアがSTARTⅡを早く批准することを求める。カナダは、ロシアと米国両国が、START Ⅲを通して速やかに核兵器のさらなる大幅削減に進むことを求める。カナダはまた、二国間のSTARTプロセスに他の核兵器国を包含することを支持する。

カナダ政府は、さらなる核軍縮・不拡散措置の達成のためには、核兵器国のみならず国際社会全体による相当量の財政的投資が必要であると認識する。弾頭の解体と破壊や核兵器から出た核分裂物質の廃棄には、貢献できる立場にある国からの財政その他の援助が必要とされる。

■勧告4

民生核技術の再検討（抜粋要旨）

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見を政府政策に受け入れるための追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。

回答（抜粋）

核の安全性に関するカナダの考え方やとり組みは、カナダの法や制度の体系とともに、1999年4月に「核の安全性に関する条約」参加国によるピア・レビューのために提出された「核の安全性に関する条約のカナダ国家報告」の第一版に記録されている。この報告のコピーは、原子力エネルギー管理委員会のホームページで見ることができる。（後略）

■勧告5

警戒態勢解除の支持（要旨）

カナダ政府は、すべての核戦力（国連安保理常任理事国と三つの核兵器能力国の核兵器を含む）の警戒態勢解除という概念を支持しその実行を奨励すべきである。

回答（抜粋）

政府は、貯蔵核兵器の安全性と保安、および米ロの戦略核関係の安定性に貢献する警戒態勢解除その他の措置の考え方を支持する。相互主義の方法で実施され検証可能な警戒態勢解除措置

は、安全性と安定性の両方を強化する。カナダ政府はまた、（運搬手段から弾頭や誘導システムを分離する）「切り離し措置」を支持する。より大きな安全性と安定性が得られるからである。同時に、警戒態勢解除も切り離し措置も、核部隊に加わっている「使わなければ負ける」という心理圧力を軽減し、すべての核兵器国による認可されない核兵器使用や偶発的核兵器使用を防止する安全幅を広げ、まちがった警報に基づいて弾道ミサイルが発射される危険を避けるのに役立つであろう。カナダは、米国とロシアに、保有核兵器の警戒態勢解除と切り離し措置を、可能な最大限までおこなうよう交渉することを求める。信頼できる検証が、このような交渉が成功する決め手となる。

NATOに帰属する核兵力は、ヨーロッパに残留する核・非核両用の航空機と少数の核爆弾よりなっている。NATOは過去10年にわたって核戦力の大きさを減らし、航空機の準備態勢の水準を相当程度下げてきた。これらの戦力は本質的に警戒態勢が解除されている。

■勧告6

STARTの推進（抜粋要旨）

米国とロシアがSTART（戦略兵器削減交渉）プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。また、そのための具体的な支援を提供すべきである。

回答（抜粋）

（前略）二国間においても国連やジュネーブ軍縮会議（CD）などの多国間会議においても、カナダはロシアにSTART Ⅱの批准を求め続けている。カナダは、米ロ両国にSTARTⅢを通して、さらなる大幅削減に速やかに進むよう求めている。カナダはまた、二国間のSTARTプロセスを他の核兵器国を含むように拡張することを支持する。

■勧告7

NORADホットライン（要旨）

核兵器の安全性と安定性を増すため、またコンピューターの2000年誤動作（バグ）の可能性に対処するため、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、NORAD（北米大陸防空司令部）ホットラインの設立可能性を探求をすべきである。

回答（抜粋）

カナダは、1998年9月に発表された米ロミサイル早期警戒センターの設立と意図的ミサイル発射の通告のための国際システムの設立の合意を歓迎する。カナダの政府役人は、ロシアと情報を共有するとともに、この構想を多くの国に広げることを米国に奨励してきた。

発射通告の国際システムは、カナダがCDに設立することを提案してきた宇宙に関する特別委員会で議論してほしい話題の一つである。

政府は、多国間早期警戒システムに利用できる機関の一つはNORADであるかもしれないことに合意する。しかし、NORADは米国とカナダの間に公式の協定なので、このような提案がロシアと協議される前に両国で公式に協議され合意されなければならない。

核兵器のコンピューター2000年問題に関して、米国とロシアはコンピューターに起因する障害が起こることを排除する目的で二国間協議を行っている。（後略）

■勧告8

MOX燃料の選択肢を放棄（要旨）

カナダでMOX（混合酸化物）燃料を燃やすという選択肢を中止すべきである。

回答（抜粋）

カナダ政府は、この勧告を支持しない。外交貿易常設委員会は「核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために一貫して働く」ことをカナダに求めている。カナダ重水ウラン原子炉（CANDU）でMOXを燃やす選択肢は国際的に実施可能な選択肢であると考えられており、核兵器のプルトニウムを処分し核兵器の解体の継続を促進するのに貢献することができる。したがって、原則としてCANDU・MOX選択肢を考慮するというカナダ政府の合意は、外交貿易常設委員会報告に述べられた目的に合致したカナダの責任ある立場を反映している。

米国やロシアで国防需要よりも過剰であると宣言されている兵器用プルトニウムの拡散の危険性

を軽減する措置として、カナダの原子炉でMOX燃料を使用するという可能性を放棄することを正当化するような十分な根拠は存在しないと、カナダ政府は考える。(後略)

■勧告9

英、仏、中への要求(抜粋要旨)

英国、フランス、中国の各政府が、核兵器や政策の透明性を高め、CDにおいて核軍縮問題の実質討議を求める要求を支持し、できるだけ早期に米国やロシアとともに核兵器削減交渉に入ることを、カナダ政府が奨励すべきである。

回答(抜粋)

カナダ政府は、核弾頭数、種類、配備個所を減らし、透明性を高め、兵器目的の核分裂物質の生産を自主的に一時停止するという最近の英国とフランス両国の決定を歓迎する。カナダは中国がこれにならうこと、とりわけ核分裂物質の一時停止を宣言することを求める。

カナダ政府は、すべての核兵器国に対して核軍縮問題についての実質討議を行うための特別委員会をCDに設立するというカナダの提案を支持するよう求め続ける。核軍縮は、少数の国だけではなく地球社会全体の、主要な、優先度の高い問題である。核兵器の削減について協議するのは核兵器国自身の責任であるが、CDは軍縮問題に関する多国間協議の場として、核問題に適切に、かつ実質的に関与すべきである。(中略)

カナダ政府は、中国、フランス、英国がいま、拡大したSTARTプロセスに参加するという政治的な約束をすることが、類い希なる責任ある行動であると考える。カナダは、今後も核兵器国にこの問題について協議をすることを奨励し続ける。

■勧告10

中東と南アジア(抜粋要旨)

カナダ政府は、南アジアおよび中東地域において、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加盟し核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟することを、求めるべきである。

回答(抜粋)

(前略)イスラエルは核のあいまいさの政策をとり続けているが、相当な核兵器能力を開発していると広く考えられている。カナダ政府は、この計画は、イスラエル自身の長期的利益にも、地域や世界全体の長期的な安全保障の利益にもならないと確信する。われわれは、イスラエルに非核兵器国としてNPTに参加することを求める。中東平和プロセスの進展のみが、地域的な軍備管理や軍縮や不拡散における協力の環境を改善することができる。(後略)

■勧告11

生物・化学兵器禁止条約の強化(抜粋要旨)

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための財源を確保する国際的努力を強化すべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化することにとり組むべきである。

回答(抜粋)

生物・毒素兵器条約(BTWC)は1975年に発効し、これまでに135カ国が批准している。化学兵器禁止条約とちがって、BTWCにはまだ検証条項が備わっていない。政治的に拘束力のある信頼醸成措置を毎年国連に提出することと、1994年以降は条約を補完する遵守議定書の交渉を続けることによって、この欠点を埋める努力が行われている。

カナダは、北の国家とも南の国家とも協力しながら、進行中の遵守議定書の交渉に積極的な役割を果たしている。議定書は、秘密の生物兵器計画が作り出す脅威を、産業に限度を超えるような負担をかけないで減少させための検証と遵守機構を規定しようとしている。生物兵器に対する防衛に従事している施設や生物兵器の製造に利用される可能性のある施設は、申告されなければならない。条約が破られているかも知れないという深刻な危惧があるときにとられるべきチャレンジ調査の規定がなければならない。(後略)

■勧告12

IAEA新模範議定書の普及(要旨)

カナダ政府は、将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その国が少なくとも国際原子力機関(IAEA)の新模範議定書を採択するよう要求すべきである。

回答(抜粋)

非核兵器国も核兵器国も含めて、カナダのすべての核の相手国は、カナダの核輸出は平和的、非爆発的な終端利用のためにのみ使われるという誓約を含む、拘束力のある二国間原子力協力協定を締結することが要求される。この協定が順守されているかどうかは、IAEAの保障措置制度によって証明される。

■勧告13

原子力協力協定の見直し(全文)

カナダ政府は、すべての原子力協力協定の相手国と協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

回答(全文)

二国間の原子力協力協定の実行の点検や、相互に関心のある二国間および多国間原子力政策の協議のために、カナダが重要な原子力協力関係をもっている国と二国間会議が定期的に開かれている。すべての国と毎年というペースにはならないが、カナダはこのやり方を継続するつもりである。カナダ政府と他国の政府との間の協議は部外秘であるという現実的な制約を念頭に置かなければならないが、政府は議会が適切に情報を得ることができるようにとり組むつもりである。

■勧告14

国際的核軍縮の課題(抜粋要旨)

カナダ政府は、同好国と協力して、核軍縮を前進させるための努力を強化すべきである。課題には、NPTの再検討過程の強化、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の作成、核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのCDでの成立、1993年にドイツによって提案されたような核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立、核軍縮条約の締結などがある。

回答(抜粋)

カナダ政府は、NPTの可能なかぎり全面的な実行を固く誓っており、2000年のNPT再検討会議が近づくなかでこの目的を精力的に追求している。カナダは説明責任の備わった永続性という原理こそが、NPT再検討過程の中心であると考えている。すべての国に、NPTが定めた約束を実行していることを示す義務がある。

この点において、5年ごとの再検討会議とその間の期間を含めた全再検討プロセスが、手順の問題だけではなく実質問題を取り上げるのに活用されることを保証するよう、カナダは努力している。再検討会議に意思決定段階を確保しつつ、このような手法によってNPT過程の活力と発展性にとって不可欠な政治的説明責任が強化される。カナダ政府は2000年再検討会議が成功することが極めて重要だと考えている。1995年に採択されたものを補足するような新しい「原則と目標」声明が、新しい将来の進歩を計る基準となるであろう。

これらの目的を実現するために、カナダは強化された再検討プロセスを実行するために努力する。(中略)

1950年代半ば以来、歴代のカナダ政府は、核兵器その他核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する効果的に検証可能な条約「核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)」に、直接的かつ積極的に関わってきた。1994年、当時のカナダ軍縮大使ジェラルド・シャノンが、CDの特別コーディネーターに任命され、FMCT交渉の委託任務に関する意思一致を形成するよう託された。1995年、「シャノン報告」がCDで採択され、NPT再検討・延長会議の「原則と目標」の決定に際して支持された。1998年8月、CDは「シャノン報告」で合意された委託任務に基づいてFMCTを交渉する特別委員会の設立に合意した。現在のカナダの軍縮大使マーク・モーアが、1998年に開かれたFMCT特別委員会第一回会期の議長を務めた。

FMCT交渉においてカナダ政府は、5つの核兵器国に関する核軍縮と軍備管理の目的と、NPT体制の外にある国々に関する核不拡散の目的を、CDが差別なく平等に扱うことを保証するよう努力

する。核軍縮と核不拡散という二つの次元が、明確に区別されながらも、国際的な核の安全保障の青写真の中心問題でなければならない。さらに、兵器用核分裂物質の生産を永久に禁止する条約は、核兵器国による貯蔵核分裂物質の削減と最終的廃棄のための有効な機構を確立する並行したとり組みによって、均衡が計られなければならない。

FMCT交渉は長期にわたる困難なものになるであろう。そのあいだ、カナダ政府は、核兵器その他の核爆発装置用核分裂物質の生産に関する、即時かつ普遍的な一時停止を推進する。カナダ政府は、直ちにこのような一時停止をするよう関係国すべてに求め続ける。

カナダ政府は、核兵器の削減と廃棄を促進する、核兵器国による透明性増大のための措置を支持する。有効なFMCTや、核兵器国による兵器用の貯蔵核分裂物質に関する並行的とり組みは、この透明性の向上の目的に向かう重要な実際的ステップになるであろう。

カナダ政府は、核軍縮条約の交渉に入る機はまだ熟していないと考える。しかしまた、カナダ政府は、短期的・中期的期間をこえる核兵器削減および廃棄のための多国間協議の有用性について、その限界も含めて、認識し、それを受け入れる。(後略)

■勧告15

NATO核戦略の見直し(全文)

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。

回答(抜粋)

政府は同意する。現在のNATO核政策は、1991年の戦略概念で打ち出された。その戦略概念は、冷戦終結直後に起草されたものであり、当時としては積極的で進歩的なものであった。しかし、その後の安全保障環境の大きな変化を踏まえて、1997年のマドリッド・サミットで戦略概念の再検討が決定された。新しい版は4月(1999年)にワシントンで開催されるNATO創立50周年サミットで発表される予定である。

カナダは、改訂が信頼を得るためには、NATO核戦略の特徴の検討作業を行わなければならないと、主張した。種々の軍備管理・軍縮体制の進展によってNATOの全般的な安全保障は強化された。状況は、1991年以来大きく変わった。たとえば、NATOは戦略以下の核戦力を80%以上削減し、核砲弾と地上発射短距離ミサイルを全廃し、NATOの新しい参加国の領土に核兵器を配備する意図も、計画を、理由もないことをくり返し表明した。同様に、残存するNATO核戦力は、臨戦態勢の水準を大幅に低減した。さらに、欧州通常戦力条約(CFE)は、ヨーロッパにおける通常戦力の水準と相対的な均衡を減少させた。NATOは一カ国にしろ数カ国の合同にしろ、想像しうる通常戦略による挑戦に耐えるのに十分な通常戦力をもっている。(中略)

その結果、NATOは外交その他の手段で危機を回避したり、必要ならば、通常戦力による防衛を成功裡に行うのに、よりよい状況に置かれている。したがって、NATOが核兵器を使用を考慮するような状況は、いまや極めて少なく、かつてないほど予想できなくなっている。(中略)

カナダは、NATOが核兵器政策とその不拡散、軍備管理、軍縮の進展との関係を見直すことにワシントン・サミットで合意することを提案した。この見直しとそれを補うNATOの諸活動は、核軍縮と不拡散がNATOが真剣にとり組んでいる課題であるという重要なシグナルを、拡散の可能性のある国々に対して送ることになるであろう。NATOは全会一致で動くことを考慮に入れて、カナダは、NATO核戦力の特性を考察するとき、核拡散の可能性のある国々に与える影響について考慮するようNATO加盟諸国に対して求め続けるつもりである。

資料20　英戦略国防見直し(SDR)・第4章

1998年7月8日

第4章　抑止力と軍縮

60.　抑止力とは、戦争を戦うというより防止することに関連している。英国軍はすべて重要な抑止任務をもっているが、核抑止力は、核戦争の性質ゆえに、とくに困難な問題を提起している。英政府は、核兵器の居どころがないようなより安全な世界を望んでいる。したがって、軍備管理の進展が外交および国防政策の重要な目的となる。にもかかわらず、大量の貯蔵核兵器と核拡散の危険がまだ残っている以上、最小限の抑止力がわが国の安全保障の必要な要素であることに変わりはない。

61.　「戦略国防見直し」は、わが国の抑止力の必要性を厳密に再検討した。それは、他の国の貯蔵核兵器の量に依存するものではなく、わが国の致命的な利益を脅かす脅威を抑止するのに必要な最小限のものである。その結果われわれは、核兵器の数においても日々の作戦態勢においても、冷戦レベルから相当量の削減をさらに進めても安全であると結論づけた。核兵器保有についての透明性もまた、軍備管理の一部をなすが、われわれは抑止力のすべての面の正確な詳細を明らかにすることはできないが、いくつかの分野における公開性を相当に高めるつもりである。

兵器

62.　1998年3月に最後の空軍のWE177爆弾を撤退したことにともなって、トライデントがわが国の唯一の核兵器である。われわれは、それが30年以上にわたって有効な抑止力であり続けることを確実にする必要がある。これが4隻目のトライデント潜水艦戦力を必要とする理由である。4隻の最後の原潜ベンジアンス(仇討ち)が、今年末に進水する予定である。

63.　同様に、こんにちそれがいかにありそうになくても、トライデントの艦齢中に出くわすかもしれない最悪の状況にも備えて、わが国の兵器の要求について判断しなければならない。抑止力の信頼性はまた、全面的な核の撃ち合いに自動的に発展しないような限定攻撃の選択を残すことによってえられる。ポラリスやシェバリンとちがって、トライデントはこの「非戦略(戦略以下)」の任務を遂行できるものでなければならない。

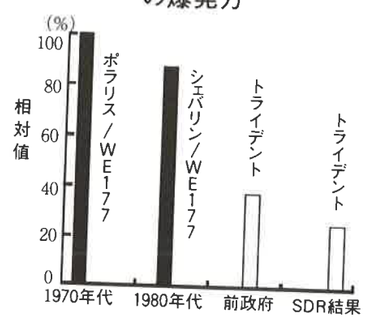

注:図は1970年代と80年代の作戦配備の兵器の爆発力を、前政府の計画による1999年末の核戦力およびSDR決定と比較したものである。図には、以前に英国が運用していた米国のシステムは含まれていない。

64.　このような背景のもとに、トライデントのポラリスに勝る正確度を考慮して、「戦略見直し」は作戦用核弾頭は200発以下でよいと結論づけた。それは前政府が公表していた300発以下という数字の3分の1の削減となる。また、冷戦終結以来、抑止力の爆発威力の70%以上を削減したことになる。

65.　また、われわれは、戦略的環境の好転にかんがみ、われわれがすでに購入している58基のミ

サイル本体で、信頼性のある抑止力を維持するのに十分であると結論づけた。

作戦態勢

66.　われわれは、万一危機の期間にトライデントが航海していても、誤解を与えたり、エスカレーションを引き起こしたりすることをまちがいなく避けるためにも、抑止のための海洋パトロールを継続して維持するつもりである。しかし、冷戦後の緊張緩和と現在の戦略状況の大幅な改善の結果、われわれは日々の警戒態勢を緩和することが可能である。

67.　われわれは、48発の弾頭を装備した潜水艦を一時期に一隻のみパトロールさせる。これに対して前政府は96発という上限を発表していた。これは、ポラリス時代と比較して大きな変化である。トライデントは、われわれのもっている唯一の核兵器であり、戦略、非戦略両方の任務をもつものであるが、一隻のトライデント潜水艦に配備されている爆発威力は、シェバリンを装備したポラリス潜水艦より3分の1小さい。

68.　潜水艦のミサイルは標的に照準を合わせていない。通常、数日間の発射態勢（発射命令を下してから数日かかる状態）におかれる。この緩和された警戒態勢によって、弾道ミサイル潜水艦は、他の軍艦との共同演習、装置の試験、水深調査といった二次的な任務により多く利用することができる。同様に、こんにちの脅威のレベルにおいては、抑止力を護衛するために通常戦力を大量にはりつけておく必要はない。しかし、必要となればいつでも、高い警戒態勢を回復することが確実にできるようにしておくであろう。

軍備管理

69.　軍備管理は、われわれの安全保障に重要な役割を果たす。英国は、ヨーロッパにおける緊張緩和や大量破壊兵器の拡散の制限に大きく貢献してきたいくつかの軍備管理協定に参加している。これらの協定にもとづいて、われわれは国際的な信頼と安定をさらに増進させる責任がある。現在の重要な課題は、新しい戦略環境においても継続した役割を果たすように、1990年のヨーロッパ通常戦力条約の改訂を行うことである。われわれはまた、他の多くの軍備管理イニシャチブに貢献し、わが国の監視能力を高めている（49節参照）。

70.　核軍備管理に関して言えば、英国は米ロが戦略兵器削減条約（START）プロセスを通して二国間の戦略兵器の削減をいっそう進めることを期待する。また、ロシアの何千発もの短距離ミサイルの削減が進むことを期待する。上述した削減ののちのわが国の貯蔵核兵器は、近未来のわが国の安全保障に必要最小限のものであり、主要核兵器保有国と比較してはるかに少量のものである。

71.　核拡散防止条約（NPT）と包括的核実験禁止条約（CTBT）は、核軍備管理の鍵となる要素である。わが国はCTBTを批准した。そして、CTBTが発効するよう、とりわけインド、パキスタンを含めた他の国々が、わが国のお手本に早期に続くことを期待する。核プログラムの透明性を拡大することもまた、国際的な信頼と安全保障を高める。本章ですでに述べた措置は、この方向への重要なステップである。

72.　われわれはまた、核分裂物質について、公開性をいっそう高めることができる。われわれの現在の国防用の貯蔵量は、プルトニウムが7.6トン、高濃縮ウランが21.9トン、他の形のウランが15,000トンである。計画通りの核兵器数の削減の結果、0.3トンの余剰の兵器級プルトニウムを（非兵器級の余剰物質とともに）国際査察下に置くことができるであろう。また、保障措置下に置かれている貯蔵核物質から、核兵器用に核分裂物質を引き抜くことができるというNPT下で核兵器国に与えられている権利を行使することを、われわれは止めるであろう。今後の引き抜きは、兵器目的には適さない少量の物質に限定される。そして、その詳細は公表される。保障措置から引き抜かれる物質が、核兵器に使用されることはない。また、将来計画されている再処理は、すべて保障措置の下で実行され、過去の国防用核分裂物質生産に関する最初の報告書を2000年までに発行する予定である。

73.　軍備管理協定の有効性は、検証に大きく依存する。わが国は、核分裂物質や核実験の監視に特別な専門技術を開発してきた。このうえにさらに、わが国はアルダーマストンの核兵器施設での専門技術を生かしながら、核兵器削減の検証に利用できる能力を開発する計画である。その最初として、必要とされる工学、熟練技能、技術を洗い出し、わが国に存在するものを特定するための18カ月かけた調査を行う。

費用

74.　トライデント・システム購入の全費用は約125億ポンド（約2兆9000億円）と推定される。そのほとんど全額がすでに支出されている。これまでの経験を基礎に、トライデント潜水艦の艦齢の期間、1年あたりの平均運転コストは約2億8000ポンド（約658億円）と見積もられる。核弾頭と核分裂物質プログラムの現在の年間費用は約4億ポンド（約940億円）である。その約3分の1が直接にトライデント関係費であり、約3分の1弱がこれまでの核兵器から生ずる費用であり、残余がインフラストラクチャーの費用である。

75.　これらは、きわめて高額な費用であるが、全体的な視野から見る必要がある。（過去のプログラムからくる継続的費用を含めて）年間費用は、全国防予算の3%強にすぎない。国家安全保障に対する致命的な重要性のある能力を考えると、不釣合いな投資ではない。

資料21　米国の2001国防認可法の核態勢見直し

2001会計年度・米国防認可法（抜粋）
サブタイトルE――戦略戦力§1041節　核態勢見直しの改訂

2000年10月30日

(a)包括的見直しの要求

合衆国の核抑止に関する中期政策と戦略を明確にするために、国防長官は今後5～10年の合衆国の核態勢の包括的見直しを行わなければならない。見直しは、エネルギー長官と協議のうえ行う。

(b)見直しの要点

核態勢の見直しは、次のような要素を含むものとする。

(1)合衆国の軍事戦略、軍事計画、軍事事業における核戦力の役割。
(2)安全で、信頼でき、信憑性のある核抑止態勢を合衆国が維持するための政策要求と政策目標。
(3)合衆国の核抑止政策、標的戦略、軍備管理上の目標のあいだの相互関係。
(4)合衆国の国家戦略や軍事戦略を実行するために要求される核兵器運搬システムの水準と構成。現在のシステムの交替や変更の計画も含む。
(5)合衆国の国家戦略や軍事戦略を実行するために要求される核兵器複合体。複合体の近代化や変更を含む。
(6)合衆国の国家戦略や軍事戦略を実行するために要求される現役、および非現役の核兵器貯蔵量。弾頭の交替や近代化を含む。

(c)議会への報告

国防長官は、この節によって行った核態勢見直しの結果に関する報告書を、必要ならば公開扱いと非公開扱いの両方の形で、議会に提出しなければならない。報告書は、2001年12月に提出する予定の4年期国防見直し（QDR）と同時に提出すること。

(d)議会の考え方

この節によって行った核態勢見直しは、その後の軍備管理上の目標や交渉上の立場を確立するための基礎として使われるべきであるというのが、議会の考え方である。

資料22　巡航ミサイル・トマホーク発射訓練データ

対地攻撃トマホーク発射試験　米太平洋艦隊、1995―1999

米海軍作成　2000年5月12日

試験の名称の例

A2:OTL-65Q

A…核弾頭型（TLAM/N）
C…通常弾頭型（TLAM/C）
D…通常弾頭分散型（TLAM/D）

1…水上艦装甲箱形発射台(ABL)
2…潜水艦魚雷発射管(TT)
3…潜水艦カプセル発射システム(CLS)
4…水上艦垂直発射システム(VLS)

OTL…運転試験発射
DT…開発試験
OT…運転試験
FT…飛行試験

Q…品質確認試験
R（数）…再試験（数）

<試験場略語>
PMTC＝海軍西部試験発射場海域
NAWCWD-SR＝海軍航空戦センター武器部海域
<発射艦略語>
L級＝ロサンゼルス級、T級＝タイコンデロガ級、S級＝スプルアンス級
A級＝アーレイバーク級、

日時	試験の名称	発射艦	試験場
95.02.07	D4:OTL-171	エリオット(S級駆逐艦)	PMTC
95.04.11	C4:OTL-169	カーチス・ウィルバー(A級駆逐艦)	PMTC
95.05.31	C3:OTL-174	アッシュビル(L級原潜)	PMTC
95.09.26	C4:OTL-166	レイク・チャンプレイン(T級巡洋艦)	PMTC
96.02.15	C4:OTL-193不発	シロー(T級巡洋艦)	PMTC
96.02.15	C4:OTL-193R	シロー(T級巡洋艦)	PMTC
96.05.15	A2:OTL-191Q	ソルトレークシティ(L級原潜)	PMTC
97.02.25	C3:OTL-203	シャーロット(L級原潜)	PMTC
97.02.26	C2:OTL-202	シャーロット(L級原潜)	PMTC
97.05.16	A2:OTL-207Q	ヒューストン(L級原潜)	PMTC
97.10.28	A2:OTL-208Q	ソルトレークシティ(L級原潜)	PMTC
98.03.27	C4:OTL-221	オルデンドーフ(S級駆逐艦)	PMTC
98.08.25	C2:OTL-226	ポーツマス(L級原潜)	PMTC
98.08.31	C2:OTL-227	ロサンゼルス(L級原潜)	PMTC
99.02.22	C4:OTL-223	チョシン(T級巡洋艦)	NAWCWD-SR
99.05.10	A2:OTL-234Q	サンフランシスコ(L級原潜)	NAWCWD-SR
99.05.11	A2:OTL-234QR	サンフランシスコ(L級原潜)	NAWCWD-SR
99.08.10	C4:OTL-209	ミリウス(A級駆逐艦)	NAWCWD-SR
99.08.11	C4:OTL-211	ミリウス(A級駆逐艦)	NAWCWD-SR
99.08.14	C4:OTL-255	レイク・チャンプレイン(T級巡洋艦)	NAWCWD-SR
99.08.14	C4:OTL-255R	レイク・チャンプレイン(T級巡洋艦)	NAWCWD-SR
99.08.16	C4:OTL-255R2	レイク・チャンプレイン(T級巡洋艦)	NAWCWD-SR
99.09.21	D4:OTL-286	エリオット(S級駆逐艦)	NAWCWD-SR
99.10.21	C4:OTL-213	ミリウス(A級駆逐艦)	NAWCWD-SR
99.10.26	A2:OTL-250Q	ホノルル(L級原潜)	NAWCWD-SR
99.11.01	C3:OTL-225	アッシュビル(L級原潜)	NAWCWD-SR
99.12.14	C4:OTL-213R	ミリウス(A級駆逐艦)	NAWCWD-SR

資料23　ミサイル防衛に関するブッシュ大統領演説・抜粋

ジョージ・W・ブッシュ米大統領演説（抜粋）
2001年5月1日　国防大学、ワシントンDC

（見出しは編集部）

時代は変わった

「この午後、私たちは、30年ほど前の、現在とははるはるかに違った世界の、はるかに違った時代を振り返ってみたい。合衆国とソ連は、敵対関係の中に閉じこめられていた。ソ連は、私たちの疑う余地のない敵であり、自由と民主主義に対する高度に武装した脅威であった。」

「今日、太陽はまったく違った世界に昇っている。ベルリンの壁はもはやなくなったし、ソ連もいない。今日のロシアは昨日のソ連ではない。ロシア政府は、もはや共産主義者ではない。その大統領は選挙で選ばれる。今日のロシアは、私たちの敵ではなく、民主的で、国内的にも近隣とも平和を維持する偉大な国家になる可能性をもった過渡期の国である。」

新たな脅威に直面している

「しかし、今はなお危険な世界であり、より不確実で、より予見のできない世界である。当時よりも多くの国が核兵器をもち、その他にも核兵器を持ちたがっている者たちがいる。化学兵器、生物兵器をもっている国は多い。いくつかの国は、すでに弾道ミサイル技術をもっており、遠方から、信じられないような速度をもって大量破壊兵器を持ち込むことが可能である。これらの国のいくつかは、このような技術を世界中に拡散している。

何よりも厄介なのは、これらの国々のリストの中には、世界でもっとも無責任な国々が含まれていることである。冷戦時代とは違って、今日のもっとも緊急の脅威は、ソビエトの手にある何千もの弾道ミサイルからではなく、テロルや脅迫を流儀とするこれらの国の手にある少数のミサイルから発生しているのである。」

新たな核抑止論を作り出そう

「今は、考えられなかったことを再考し、平和を維持する新しい方法を見つけるべき、世界にとっての重要な好機である。今日の世界は新しい政策、つまり積極的な不拡散と、対抗拡散、そして防衛という幅広い戦略を必要としている。テロルのための兵器を求めている者たちにそれを与えないために、私たちは、同じ志を持つ国々と協働しなければならない。受ける可能性のある被害から身を守るために、私たちに加わりたいと考えている同盟国や友邦と協働しなければならない。そして力を合わせて私たちはそれらの兵器の使用をたくらんでいるものを抑止しなければならない。

私たちは、攻撃力と防衛力の両方に依存する新しい抑止力の概念を必要としている。抑止力は、もはや核の報復の威嚇にのみ基礎をおくことはできない。防衛が拡散への意欲を減退させることによって、抑止力を強化することができるのである。」

ABM条約に代わる新たな枠組みを

「私たちは、今日の世界のさまざまな脅威に対抗するために、ミサイル防衛を築くことを可能にするような新しい枠組みを必要としている。そのためには、私たちは30年前のABM条約の制約を越えなければならない。この条約は現在を認識していない。すなわち、私たちを未来に向かわせるものではない。それは、過去を体現したものである。」

「この新しい枠組みは、核兵器のさらなる削減を奨励するにちがいない。核兵器は、今なお私たちや同盟国の安全保障に死活的な役割を果たしている。私たちは、冷戦が終わったという現実を反映するように、核戦力の大きさや構成や性格を変えることができるし、実際そうするであろう。同盟国への義務も含めて、私たちの国家安全保障の必要性に合致する、必要最小限の数の核兵器によって信頼性のある抑止力を達成するよう、私は誓約する。」

世界を覆うミサイル防衛

「数ヶ月前、私はラムズフェルド国防長官に、合衆国、その派遣部隊、そして私たちの友邦・同盟国を防衛できるような効果的なミサイル防衛について、手元にあるあらゆる技術や配備様式を検討するよう求めた。」

「国防長官は、限定的な脅威に対して初期能力システムを配備することを可能にするような、短期的選択肢を特定した。いくつかの場合においては、飛行コースの中間や大気圏への再空入後にミサイルを迎撃する、陸上配備や海洋配備のシステムを使った、すでに確立された技術に依存することが可能である。

私たちはまた、飛行の初期段階、とりわけブースト段階にミサイルを迎撃することが相当に有利であることを認識している。」

「ミサイル防衛が最終的にどのような形をとるかを決定するためには、まだ多くの課題がある。私たちは、すべての選択肢についてさらなる探求をするであろう。私たちは、直面している技術的困難を認識しており、その挑戦を期待している。」

関係国と協議する

「用意ができていれば、議会に諮りながら、私たちは世界の安全保障と安定を強化するためにミサイル防衛を配備するであろう。

私は最初から次のことを明確にしてきた。つまり、私は重要な問題はすべて友邦や同盟国と緊密に協議するつもりである。彼らもまた、ミサイルや大量破壊兵器の脅威にさらされているのである。」

「それは、本当の協議になるであろう。私たちは友邦や同盟国にすでに下された一方的な決定を示すようなことはしない。」

「私たちはまた、中国やロシアなど他の関係国に働きかける必要があるであろう。」

21世紀をロシアとともに

「ロシアと合衆国は、21世紀における世界の平和と安全保障の新しい基礎を開発するために協力すべきである。両国は不信と相互のぜい弱性に基礎を置いた関係を永続化させるABM条約の制約を捨て去るべきである。」

「この新しい協力関係は未来を見つめるべきであって、過去にこだわるべきではない。それは脅しあうべきものではなく確かめあうべきものである。それは、公開性、相互信頼、そしてミサイル防衛の分野を含む真の協力の機会を前提とすべきものである。」

「私は、両国の関係を核の恐怖の均衡に基づく関係から、共通の責任と共通の利益に基づく関係へと変える事業を完成させたい。」

資料24　ロシアの新安全保障概念・抜粋

2000年1月10日

Ⅰ.世界におけるロシア(略)

Ⅱ.ロシアの国家利益

ロシアの国家利益とは、経済、国内政治、社会、国際、情報、軍事、国境、生態の各分野における安全保障の、個人、社会および国家の結合され均衡のとれた利益である。(以下略)

Ⅲ.ロシア連邦の国家安全保障に対する脅威

(略)国際的分野における基本的な脅威は、次の要因によってもたらされている。

・国際的安全保障を確保するための現存する機構、とりわけ国連や欧州安保協力機構の役割を縮小しようとするいくつかの国々や国際組織の欲望。
・世界におけるロシアの政治的、経済的、あるいは軍事的影響力の弱体化の危険。
・軍事・政治的ブロックおよび同盟の強化、とりわけ北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大。
・ロシアの国境隣接区域における外国基地や外国の大部隊の出現の可能性。
・大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散。
・独立国家共同体(CIS)の統合過程の弱体化。
・ロシア連邦の国境およびCIS構成国家の対外国境の付近における紛争の勃発や拡大。
・ロシアに対する領土の要求。

ロシア連邦の国家安全保障に対する国際的分野における脅威は、多極的世界における勢力中心の一つとしてロシアが強くなることに反対し、ロシアが国家利益を追求することを妨げ、ヨーロッパ、中東、トランスコーカサス、中央アジア、アジア太平洋の各地域におけるロシアの地位を弱めようとする他国の企てに見ることができる。テロリズムも、ロシア連邦の国家安全保障に対する深刻な脅威となる。国際テロはロシアを不安定化しようとする公然たる作戦を展開している。(略)

責任区域外に、しかも国連安保理の承認もなしに、軍事力を行使するというNATOの変質は、戦略教義にまで高められたが、それは全世界的な戦略状況を不安定にするであろう。いくつかの主導的な大国の技術的優位の増大と、新型兵器や部隊装備の開発能力の強化は、新しい段階の軍備競争をひき起こし、戦争の形態や方法を根本的に変えるであろう。(略)

Ⅳ.ロシア連邦の国家安全保障の確保

ロシア連邦の国家安全保障を確保するための主要な仕事には次のようなものがある。

(略)
・国家の軍事的能力を高め、それを十分なレベルに維持すること。
・大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散体制を強化すること。
(略)

ロシア連邦の外交政策は、次のことを追求しなければならない。

・積極外交の方針をとること。
・世界的な政治・経済過程の多国的経営のために重要な組織、とりわけ国連安保理を強化すること。
・ロシアの経済的、社会的発展と世界的、地域的な安定化のための好ましい条件を確保すること。
(略)
・ロシアの負っている国際的な義務を履行することを通して、核軍備管理における前進をかちとり、世界の戦略的安定を維持すること。

・信頼・安定醸成措置を実行し、大量破壊兵器および通常兵器の削減と廃棄に対する相互の義務を履行すること。物品や技術の輸出の国際管理、および軍事的サービスや軍民両用サービスの供与に関する国際管理を確実にすること。
・国際関係における新しい環境に見合った形で既存の軍備管理・軍縮協定を適用するとともに、必要なときには、とりわけ信頼・安全醸成措置を強化するための新協定を開発すること。
・非大量破壊兵器地帯の設立に協力すること。
・多国籍犯罪やテロリズムと戦うための国際協力を発展させること。

ロシア連邦の軍事的安全保障を確保することは、国家活動の鍵を握る任務である。この点における主要な目標は、21世紀に生起する可能性のある脅威に対して、合理的な国防費をもって適切に対処することである。

戦争や武力紛争の防止においては、ロシア連邦は政治的、外交的、経済的、その他の非軍事的手段を選択することをめざす。しかし、ロシア連邦の国益のためには、防衛のための十分な軍事力が必要である。ロシア連邦軍が連邦の軍事的安全保障の確保のために主要な役割を果たす。

ロシア連邦の極めて重要な任務は、いかなる規模にしろ、また核兵器によるものか通常兵器によるものかを問わず、ロシアや同盟国に対する侵略を防止する抑止力を行使することである。

ロシア連邦は、いかなる条件や状況においても、侵略国家や国家連合に対してこちらの望む程度の被害を与えうるような核戦力を保有すべきである。

平時の戦闘命令においては、ロシア連邦軍は信頼できる防空能力をもつべきであり、局地戦争において他の部隊、軍事組織、組織体派遣団と共同して侵略を撃退できる能力をもつべきであり、また、大規模戦争において戦略的特命部隊を派遣できる能力をもつべきである。さらに、ロシア連邦軍は平和維持任務を実行できる能力を確保すべきである。

ロシア連邦の軍事的安全保障のために準備すべき戦略的に重要な任務の一つは、独立国家共同体(CIS)の構成員との効果的な協調と協力である。

ロシアの国家安全保障の確保のためには、適切な状況のもとで、世界的な一定の戦略的重要地域にロシアが軍事的プレゼンスを保つことが前提として必要となる。そのような地域に限定的な軍事的派遣団(基地や艦隊)を条約に基づいて配置することは、ロシアの義務を履行し地域の軍事力の安定的な戦略バランスを形成することを助ける、ロシアの準備態勢を確実なものにするにちがいない。そして、初期段階においてロシアが危機に対応し、外交目的を達成することを可能にするにちがいない。

国家安全保障を確保するために、ロシアが軍事力を行使する可能性について、ロシア連邦は次のような原則に基づいて考慮する。

・軍事侵略に反撃する必要が生じたとき、危機状況を解決する他の手段が尽き、有効でなくなったならば、核兵器を含む利用可能なあらゆる部隊と装備を使用する。
・国内における軍事力の使用は、ロシア連邦憲法と厳密に合致し、市民の生命への脅威や憲法体制の暴力的変革が発生したときの連邦法制と厳密に合致したときのみ許される。
(以下略)。

資料25　ロシアの新軍事ドクトリン・抜粋

（核兵器に関する部分の抜粋）
2000年4月21日

今日の状況においては、ロシア連邦は、いかなる状況においても、また、（国家であれ、国家連合であれ）いかなる侵略者に対しても、必要な水準の損害を確実に与えることのできる核兵器能力をもつ必要性に基づいて行動する。

連邦軍が装備する核兵器は、侵略を抑止し、ロシア連邦とその同盟国の軍事的安全を保障し、国際的な安定と平和を維持する一要素であると、ロシア連邦は考える。

ロシア連邦は、ロシア連邦の国家安全保障に危機的な状況においては、連邦やその同盟国に対する核兵器及びその他の大量破壊兵器の使用に対してのみならず、また、通常兵器を使用した大規模侵略に対して、核兵器を使用する権利を留保する。

ロシア連邦は、次の場合を除いては、NPT加盟国である非核兵器国に対して核兵器を使用しない。すなわち、ロシア連邦、ロシア連邦軍やその他の部隊、同盟国、あるいは安全保障の約束をしている国に対する攻撃が、核兵器国と共同で、あるいは核兵器国との同盟関係において、問題とする非核兵器国によって行われたり、支援されたりした場合は、例外となる。（第Ｉ章、第8節）

資料26　NATOワシントン・サミット・コミュニケ第32節

コミュニケ「21世紀のための同盟」
1999年4月24日、ワシントン

32.　（NATO）同盟の安全保障目的の達成のために、軍備管理、軍縮、そして不拡散は、ひき続いて大きな役割を果たすであろう。NATOはこの分野において長い間の実績がある。NATO軍は、核戦力においても通常戦力においても、冷戦終結以来、安全保障環境の変化の一部として、著しく削減されてきた。すべてのNATO加盟国は、核不拡散条約、生物・毒素兵器禁止条約、化学兵器禁止条約といった大量破壊兵器の軍縮と不拡散に関する中心的な条約に加盟しており、その全面履行を約束している。NATOは、すべての範囲の任務に対する必要性に見合った最低限の戦力によって、安全保障と安定性の強化を目指している防衛的な同盟である。安全保障への幅広いアプローチの一部として、核戦力においても通常戦力においても、NATOは軍備管理と軍縮に力を入れ、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を阻止する方法を追求している。全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、（NATO）同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討をおこなう。常設会議理事会は、12月の外相会議にこのような選択肢を検討するための手順を提案する。責任あるNATOの諸組織がこれを完成する。われわれは、ロシアとの常設共同理事会において、この分野やその他の分野でロシアとより深く協議するとともに、NATO・ウクライナ委員会においてウクライナと、ヨーロッパ大西洋協力理事会（EAPC）において他の協力国と、協議を深めることを支持する。

資料27　NATO理事会外相会議・コミュニケ第44節

最終コミュニケ第44節
1999年12月15日、ブリュッセル

44.　ワシントン・（NATO）サミットにおいて、NATO指導者たちは、全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、（NATO）同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討を行うことを誓約した。われわれは、この過程を軌道に乗せることを決定し、ワシントン・サミットで与えられた委託任務を完成するための包括的で統合的なアプローチが確保されるよう、適切ならば政治問題、防衛問題の専門家で強化した「上級政治委員会」に、信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮を支える（NATO）同盟の政策選択を再検討する任務を命じるよう常設会議理事会に指示した。この再検討には、関係するNATO諸機関が寄与することになる。われわれは、2000年12月の閣僚会議で討議できるよう報告書を提出することを常設会議理事会に指示した。われわれは、この過程が、信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮を前進させる点における、（NATO）参加国諸国の貢献を強めることになると信じる。

資料28　NATOの選択肢に関する報告・抜粋

信頼・安全保障醸成措置（CSBM）、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に関する選択肢に関する報告

2000年12月14日

「CSBM、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に対する選択肢に関する報告」　目次

1. 序
2. 核、化学、生物兵器の環境における過去10年の経過
2.1. 大量破壊兵器の危険
2.2. 核兵器
2.2.1. 二国間および各国の経過
2.2.1.1. 米ロ
2.2.1.2. 英国の削減
2.2.1.3. フランスの削減
2.2.2. 多国間の経過
2.2.2.1. NPT
2.2.2.2. CTBT
2.2.2.3. 核分裂性物質
2.3. 生物および化学兵器
2.4. ミサイルおよび他の運搬手段
3. 通常兵器の軍備管理と軍縮における過去10年の経過
3.1. 欧州通常戦力条約の採択の成功
3.2. ウィーン文書
3.3. オープン・スカイ
3.4. 小火器と軽武器
3.5. 対人地雷
4. 軍備管理、軍縮および不拡散を支える（NATO）同盟の政策
4.1. 軍備管理、軍縮および不拡散の同盟の安全保障への貢献
4.2. 軍備管理、軍縮および不拡散への同盟の支援
4.2.1. 核戦力の削減
4.2.2. 大量破壊兵器の拡散に関する同盟の政策
4.2.3. 同盟の大量破壊兵器イニシャチブ
4.2.4. 通常兵器の軍備管理と不拡散への寄与
5. 将来におけるNATOの役割：CSBM、検証、不拡散、軍備管理、および軍縮に対する選択肢
5.1. 核兵器政策の諸問題
5.1.1. NATO戦略における核戦力の役割
5.1.1.1. ロシアとのCSBM
5.1.1.2. 透明性
5.1.1.3. 核兵器の拡散
5.2. 同盟加盟国によるNPT支援
5.3. 宇宙に関する軍備管理上の諸問題
5.4. パートナー諸国や対話諸国との協議を通じての信頼醸成
5.4.1. ロシアとの協議
5.4.2. ウクライナとの協議
5.4.3. EAPC（欧州大西洋パートナーシップ理事会）パートナー諸国および地中海対話諸国との協議
5.5. 不拡散活動にとり組む他の国際機関の活動に関する情報
5.6. 通常兵器の軍備管理
5.6.1. 欧州通常戦力条約による過程
5.6.2. 通常兵器軍備管理の今後
5.7. 小火器と軽武器に関するNATOとEAPCの貢献
5.8. NATOと対人地雷
6. 略語索引

5.1.1.2 透明性

96. NATOは、関心のある個人やグループに対して行う意義のある広報活動も行っており、そこには、変化した安全保障環境に応じるため過去10年間に行ってきた戦力態勢の適応についての議論も含まれる。NATOはまた、（NATO）同盟の核軍備管理と軍縮を支持する政策についての議論も同様に行っている。これに関して、同盟は今後とも、関心のある非政府組織や、学術機関、さらには、一般の人々との関与を拡大してゆくつもりである。そして、核兵器と核軍備管理・軍縮の課題についての議論や論争に積極的に貢献してゆく。

5.1.1.3 核拡散

100. 関係同盟国は、核拡散を狙う者が核兵器を求め、開発しようとする主な動機付けは、従来と変わらずローカルな脅威の認識、地域的な野心、および世界的な威信にある、と結論づけた。核拡散を狙う国が、広範な軍事的あるいは安全保障上の環境を評価し、大量破壊兵器を開発する

決定を下すのだという考え方は、常識にすぎない。しかし、NATOが同盟の安全を確保するために核兵器をヨーロッパに維持しているという事実に基づいて、核拡散を狙う国が核能力を獲得するという証拠はどこにも見出せなかった。NATOの残りの戦略以外の核兵器—これまで大幅に削減され、地上配備の戦力については、警戒態勢は解除され、弾頭と運搬手段の切り離し（ディメイト）が行われている—は、核拡散に何の責任もないのである。

101. NATOの核態勢は、ヨーロッパ・北太平洋の安全保障の変わり行く現実に適応するために、継続的に進化しつづけてきた。まさしくこのようなアプローチのもと、（NATO）同盟は過去10年以上の間、核ドクトリンやその態勢についての見直しを継続的に行ってきたのである。今日の環境において、NATOの核戦力は基本的には政治的であるという結論を出すにあたって、同盟は、これらの兵器の作戦／軍事上の重点を大幅に軽減してきたのである。こうした変化を支持するために、NATOの備蓄核兵器と核戦力の規模と準備態勢は大幅に削減され、残った地上配備の戦力についても、警戒態勢は解除され、弾頭と運搬手段の切り離しが行われてきたのである。こうした手段は、現在の安全保障環境において、核兵器の役割が減少したことを反映するものである。これらはまた、同盟の核兵器は、平和と安定を保つために充分な最低限のレベルにおいて維持されるべきであるとしたNATOの政策を支持するものである。これは、ヨーロッパ・大西洋地域、さらにはそれを超えた地域での安全保障を進展させるものである。

5.5 不拡散活動にとり組む他の国際機関の活動に関する情報

115. 同盟の安全保障への広範なアプローチの一部として、NATO加盟国は、大量破壊兵器とその運搬手段の分野における軍備管理・軍縮努力はもちろん不拡散努力を積極的に支援する。同盟は、NATOの努力が他組織の仕事と重複しないように心がけながら、関係国際組織の活動を補うような、この分野の活動にとり組んできた。同盟の「大量破壊兵器構想」の目的の一つは、大量破壊兵器問題とその対処方法について、同盟国間の共通の理解が強化されるような、より精力的で、系統だった論争を保証することにある。この文脈において、より精力的で、系統だった論争は、軍備管理・軍縮・不拡散に関係する他の国際組織の目的や継続している活動への明確な理解に依拠することが有益である。したがって、NATO同盟国は、この分野の関係国際組織との情報交換やそれらの組織についての情報の流れを維持し再活性化することが、極めて重要である。

資料29　ラホール宣言とラホール了解覚書

29—1

ラホール宣言

1999年2月21日、ラホール

インド共和国およびパキスタン・イスラム共和国の両首相は、
両国間の平和と安定、および両国民の進歩と繁栄の未来像を共有し、
持続的な平和、そして調和的な関係と友好的な協力の発展が、両国民がより良い未来のために彼らの精力を傾けることを可能にし、両国民の死活的な利益にかなうことを確信し、
両国の安全保障環境に存在する核兵器問題が、両国間の紛争を回避しなければならない責任を大きくしていることを認識し、
国連憲章の諸原則と諸目的、および平和的共存の普遍的に受容されている諸原則を順守することを誓約し、
シムラ協定（訳者注：72年7月、第3次印パ戦争の和平協定）の文言と精神を実行するとの両国の決意をくり返し表明し、
普遍的な核軍縮および核不拡散の目的に合致することを誓約し、
安全保障環境の改善のために相互に同意した信頼醸成措置の重要性を確信し、
平和で安全な環境が両国にとって至高の国家的利益であること、およびジャム・カシミールを含むすべての重要な問題の解決がこの目的に必須であることに合意した1998年9月23日の協定を想起し、
それぞれの政府は以下のことに合意する。

政府は、ジャム・カシミール問題を含むすべての問題の解決のための努力を強化する。
政府は、相手国の内政への介入や干渉をしない。
政府は、二国間で同意した議題について、早期かつ肯定的な結論が出せるように、複合的かつ統合的な対話過程を強化する。
政府は、偶発的あるいは認可されない核兵器使用の危険を低減させるための緊急の措置をとる。また紛争予防のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を練り上げる目的で概念や教義を協議する。
政府は、南アジア地域協力連合（SAARC）の目的と目標への誓約を再確認し、南アジアの人々の福祉の増進を目的とした2000年、およびそれ以降のSAARCの未来像の実現に向けて協調して努力し、経済成長、社会進歩、および文化の発展の加速を通じて生活の質の改善に努めることを再確認する。
政府は、あらゆる形態および行為のテロリズムを糾弾し、その脅威と闘う決意を再確認する。
政府は、すべての人権および基本的自由を促進し、擁護する。

アタル・ベハリ・バジパイ（インド共和国首相）
ムハンマド・ナワズ・シャリフ（パキスタン・イスラム共和国首相）

29—2

ラホール了解覚書

1999年2月21日、ラホール

インドおよびパキスタンの両国外務大臣は、
国連憲章の原則と目的をひき続いて順守する誓約を再確認し、
シムラ協定の文言と精神を実行するとの両国の決意をくり返し表明し、
平和で安全な環境が両国にとって至高の国家的利益であること、およびジャム・カシミールを含むすべての重要な問題の解決がこの目的に必須であることに合意した1998年9月23日の協定に導かれて、
両国間における平和と安全の安定的な環境を促進するための諸措置を採用するとの、ラホールでそれぞれの首相により与えられた指示にしたがって、
この日、次の合意に達した。

1. 両国は、紛争回避のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を発展させる目的をもって、安全保障概念や核教義に関して二国間協議を行う。
2. 両国は、弾道ミサイル飛行実験に関して相互に事前通知を行うことを約束する。また、この点に関して二国間条約を締結する。
3. 両国は、それぞれの管理のもとにある核兵器の、偶発的あるいは認可されない使用の危険を低減させる国内的諸措置をとることを全面的に誓約する。両国はさらに、両国にとって有害な結果をもたらす放射性降下物の危険や、両国間の核戦争の引き金を引く危険を伴うような、偶発的、認可されない、あるいは説明のない事象が発生したときには、即時に相互通告をすること、また、このような行為が生じる可能性や相手国がこのような事象を誤解する可能性を減少する諸措置をとること、を約束する。両国はこの目的のために、適当な情報伝達機構を特定し、確立する。
4. いずれか一方の国が、その国家主権の行使によって、異常な事態が国家至高の利益を危うくしていると判断することがない限り、両国は、さらなる核爆発実験に関して、それぞれの一方的な一時中止政策を持続する。
5. 両国は、両国に属する海軍の艦船、および航空機の航行の安全を保証するために、海上における事故の予防に関する条約を締結する。
6. 両国は、現行の信頼醸成措置（CBM）の実施状況を定期的に再検討する。また、必要ならば、これらCBMの有効な実行を監視し、確実にするための適切な協議機関を設立する。
7. 両国は、通信連関の高性能化や改善をめざし、フェイル・セイフで安全な通信を行うために、現行の（たとえば、軍事作戦司令官の間の）通信連関の再検討を行う。
8. 多国間協議の場における安全保障、核軍縮、および核不拡散の諸問題に関する交渉という文脈の範囲内において、両国は、これらの問題に関する二国間協議を行う。

上記の措置の技術的な詳細は、必要とならば、両国の専門家によって作成されるであろう。そのための会議は、二国間協定に達することをめざして、1999年半ばより早い時期に、相互に合意した日時に開催される。

インド首相アタリ・ベハリ・バジパイ氏およびパキスタン首相ムハンマド・ナワズ・シャリフ氏の同席のもとに、
K.ラグナット（インド共和国外務大臣）
シャムシャド・アハマド（パキスタン・イスラム共和国外務大臣）

資料30　インドの核兵器ドクトリン草案

インドの核ドクトリンに関する国家安全保障諮問委員会の報告(案)

1999年8月17日

1. 前文

1.1. とりわけ核兵器の使用は、他の大量破壊兵器と同様に、人類と国際システムにおける平和と安定に対する最も深刻な脅威を構成する。国際条約によって違法化されている他の二つの大量破壊兵器の範疇、すなわち生物および化学兵器とは異なり、核兵器は国家および集団安全保障のための道具であり続けている。その選択的な保有が、1995年5月の核不拡散条約(NPT)の無期限延長によって合法化されることになった。核兵器保有国は核兵器に依存し続けることを主張してきた。なかには、非核の文脈においてさえ核兵器を使用する政策を採用している国がある。こうした展開は核軍縮を事実上放棄することに等しい。これは大量破壊兵器を廃絶しようとする国際社会の奮闘に対する深刻な後退である。

1.2. インドの主要な目的は、経済的、政治的、社会的、科学的、技術的な発展を、平和的および民主的な枠組みの中で達成することである。これは永続的な平和の環境、そして平和と安定に対する潜在的な危険に対する安全保障の環境を要求する。世界の民主的な潮流と協力してこの全体的な目的に向かって進み、公正で平和的で公平な秩序に向かって国際システムを進歩させるために建設的な役割を演じることが、インドの努力となるであろう。

1.3. 開発の過程および戦略的な事項における決定の自決権は、インド国民の奪うことのできない民主的な権利である。選ばれた数カ国のために、無期限の未来まで核兵器の合法化が行われ、政治的な目的のために武力が行使されるときの複雑性と頻度が増大している世界において、インドは不屈にこの権利を守るであろう。

1.4. インドの安全保障は、インドの開発過程の不可欠な要素である。インドは、開発上の優先事項が混乱なく追求されるために、インド周辺に平和と安定の地域を拡大し続けることを、継続して志向する。

1.5. しかしながら、核の第一使用に関する攻撃的なドクトリン、およびいくつかの核兵器国の非核兵器国に対する核兵器使用の正当化の主張の存在そのものが、まさに平和および安定に対する脅威を構成している。ゆえに、

1.6. この文書は、インドの核兵器の開発、配備および使用のための一般的な原則を概説する。核戦力の構成、配備、および使用に関する政策および戦略の詳細は、この枠組みから生まれ、別枠で作成され、そして常に見直されるであろう。

2. 目的

2.1. 世界的な核軍縮が存在しない中で、インドは戦略的な利益から、効果的で信頼できる核抑止、および抑止が失敗したときの適切な報復能力を必要としている。

2.2. 核抑止からの要求は、インドの核戦力の設計において、また最大限の信頼性、生き残り能力、効率性、安全性、および保安を確保するに適した能力レベルを提供するための戦略において、注意深く評価されなければならない。

2.3. インドは信頼できる最小限の核抑止というドクトリンを追求する。「報復のみ」のこの政策においては、われわれの保有核兵器の生き残り能力が死活的である。これは動態的な概念であり、戦略的な環境、技術的な必要、および国家安全保障上の必要性と関連している。核戦力の実際の規模、配備、および使用は、こうした要因に照らして決定されるであろう。インドの平和時における態勢は、いかなる潜在的侵略者をも次のことを納得させることを目的とする。すなわち、

(a) インドに対する核兵器使用のいかなる威嚇であれ、その威嚇に対抗する手段を呼び起こすであろう。および、

(b) インドおよびその戦力に対するいかなる核兵器攻撃も、侵略者に受け入れ難い損傷を与える、核兵器を使った懲罰的な報復をもたらすであろう。

2.4. インドの核兵器の基本的な目的は、インドとその軍隊に対する核兵器の使用および使用の威嚇を、それがいかなる国家または団体によるものであれ、抑止することである。インドは核攻撃を最初にはしかけないであろう。しかし、抑止が失敗したときには、懲罰的な報復で応答するであろう。

2.5. 核兵器を保有していないか、または核兵器国と同盟関係にない国に対しては、インドは核兵器の使用または使用の威嚇に訴えることはないであろう。

2.6. 核抑止はインドが次のことを保持することを必要とする:

(a) 十分な、生き残り能力をもつ、作戦準備態勢にある核戦力、

(b) 強力な指揮および管制システム、

(c) 効果的な諜報および早期警戒能力、および

(d) 戦略に沿った包括的な作戦計画と訓練、および

(e) 核戦力および核兵器を使用する意志。

2.7. 通常の軍事紛争ならびに核兵器の使用または使用の威嚇の両者の勃発のしきいを高く保つために、高度に効果的な通常軍事能力が維持されなければならない。

3. 核戦力

3.1. インドの核戦力は、効果的であり、持続性をもち、分散性があり、柔軟性に富み、かつ信頼できる最小限抑止力の概念に照らし合わせた必要性に対応したものとなろう。これらの戦力は、上に述べた目的に合致した、航空機、移動式陸上配備ミサイル、海洋配備装置の三本柱に基礎をおいたものになろう。核戦力の生き残り能力は、多重的な冗長性をもつシステム、移動性、分散性、および欺まん性の結合によって強化されるであろう。

3.2. ドクトリンは、平和時の配備から完全に使用可能な戦力に最短時間で移行できる確証された能力、および敵の攻撃による相当な能力低下の場合にも有効に報復できる能力、を構想する。

4. 信頼性および生き残り能力

次の諸原則はインドの核抑止にとって重要である。

4.1. 信頼性:いかなる敵であれ、もしインドや戦力に対して核兵器が使用されたならば、インドは核兵器でもって侵略者が受け入れ難いような破壊と懲罰を加えるような、十分な核兵器をもって報復する能力と意志をもつことを知らなければならない。

4.2. 効率性:インド核抑止の効率性は、攻撃の信頼性、適時性、正確さ、重量などすべての要因の総合を通じて最大化される。

4.3. 生き残り能力:

(i) インドの核戦力およびその指揮および管制は、突然の攻撃に対して非常に高度な生き残り能力をもつよう、また素早い懲罰的な応答ができるように組織されなければならない。それらは、侵略者に受け入れ難い懲罰的な打撃を与えるのに適した報復能力をもって、第一使用(先制使用)に対して生き残りを保証し、消耗させる繰り返し攻撃にも耐えるように設計し、配備されなければならない。

(ii) 核兵器の指揮および管制の連続性のための手順は、核兵器を効率的に使用するための継続的能力を保証しなければならない。

5. 指揮および管制

5.1. 核兵器は最高の政治的レベルにおいて、厳密に管理され、使用許可されなければならない。核兵器を使用許可する権限は、インド首相個人、または指名された後継者(達)個人に属する。

5.2. 必要な柔軟性と応答性をもった、効果的で生き残り可能な指揮および管制システムが準備され

ていなければならない。戦略的な目的に基礎をもった統合作戦計画、あるいは一連の継続的計画、および標的設定の政策が、そのシステムの一部を成さなければならない。
5.3. 効果的な使用のために、核・非核両用運搬システムを含む核戦力の指揮および管 制の一元化が確保されなければならない。
5.4. 保有核兵器の生き残り能力および効果的な指揮、管制、通信、コンピューター、諜報、および情報(C4I2)システムの生き残り能力が保証されなければならない。
5.5. インドの防衛力は、NBC(核・生物・化学兵器)環境の中にあっても、最小限の能力低下で作戦を遂行する用意がなければならない。
5.6. 宇宙基地およびその他の施設が、早期警戒、通信、被害・爆発力評価を提 供するために創設されなければならない。

6. 保安と安全

6.1. 保安:核兵器、その製造、輸送および貯蔵が、予想される盗み、紛失、サボタージュ、損傷、あるいは認可されていないアクセスや使用から、完全に防護されることを保証する、特別の注意が払われなければならない。
6.2. 安全は絶対的な要請であり、認可されていないか、あるいは不注意の核兵器の起動/使用が起こらないために、また事故の危険を回避するために、まちがいの余地のない手順とシステムが制度化されなければならない。
6.3. 災害制御:インドは、核兵器および核物質が関係する潜在的な事故がもっている独特の必要性に対処することのできる、適切な災害制御システムを開発しなければならない。

7. 研究および開発

7.1. インドはこの分野の技術進歩を維持するために、研究と開発の努力を促進し なければならない。
7.2. インドは最小限かつ信頼できる核抑止の配備を維持するよう約束しているが、研究・開発能 力を築くうえで、いかなる制約をも受け入れないであろう。

8. 軍縮および軍備管理

8.1. 全世界的な、検証可能な、非差別的な核軍縮は、インドの国家安全保障の目的である。インドは核兵器のない世界という目標を早期に達成するための努力を継続しなければならない。
8.2. 核兵器の第一不使用(先制不使用)は、インドの基本的な誓約であるから、第一使用を禁止する国際条約への参加を他の核兵器国に説得するあらゆる努力が行われるであろう。
8.3. インドは、無条件の消極的安全保証を提供しているが、核兵器国による非核兵器国に対する、国際的に拘束力のある無条件の消極的安全保証を求めていくであろう。
8.4. 核軍備管理装置は、潜在的脅威を低減し、われわれ自身の能力と効率性を防護する国家安全保障政策の一部として追求されなければならない。
8.5. 核兵器のきわめて高い潜在的な破壊能力から見て、適切な核の危険低減、および信頼醸成措置が、追求され、交渉され、制度化されなければならない。

資料31　朝鮮半島「南北共同宣言」

祖国の平和的統一を念願する全民族の崇高な意思により、韓国の金大中大統領と朝鮮民主主義人民共和国の金正日国防委員長は、2000年6月13日から15日まで平壌で歴史的な対面と首脳会議を行った。

南北首脳は分断の歴史上初めて開いた今回の対面と会談が、お互いの理解を増進させ、南北間関係を発展させ、平和統一を実現させる重大な意義を持つと評価し、次のように宣言する。

①南北は国の統一問題を、その主人である我が民族同士でお互い力を合わせ、自主的に解決していくことにした。
②南北は国の統一のため、南側の連合制案と北側の緩やかな(高麗)連邦制案がお互い、共通性があったと認め、今後、この方向から統一を志向していくことにした。
③南北は今年8月15日(独立記念日)に際して、離散家族、親せき訪問団を交換し、(朝鮮戦争以降、スパイ活動などで逮捕され、韓国の民主主義に思想転向を拒否している)非転向長期囚問題を解決するなど、人道的問題を早急に解決していくことにした。
④南北は経済協力を通じて、民族経済を均衡に発展させ、社会、文化、体育、保健、環境などあらゆる分野での協力と交流を活性化させ、双方の信頼を固めていくことにした。
⑤南北は以上のような合意事項を早急に実行に移すため、早い時期に当局間の対話を開催することにした。

金大中大統領は、金正日国防委員長がソウルを訪問するよう丁重に招請し、金正日国防委員長は、今後適切な時期にソウルを訪問することにした。

2000年6月15日
大韓民国大統領　金大中
朝鮮民主主義人民共和国国防委員長　金正日

資料32　民主党の核政策

核の恐怖のない世界をめざして

2000年4月18日

Ⅰ.はじめに

(1)

1989年ベルリンの壁が崩壊し東西冷戦が終結したとき、人々は核の恐怖から解放される時が近いことを実感した。現に、1991年には米ソ両国はSTARTⅠ(第一次戦略兵器削減条約)に署名し、両国の戦略核兵器の核弾頭数を6000発に削減することに合意した。その後のソ連邦崩壊、ゴルバチョフ大統領失脚にもかかわらず、1993年には米露両国間で、2003年までに両国の戦略核弾頭数を3000−3500発に削減するとのSTARTⅡの枠組みが合意された。21世紀に向かって、核兵器の削減交渉が確実に進展することが期待された。

(2)

しかし今、世界が直面しているのはこのような期待とは逆に、核軍縮交渉の停滞であり、核拡散の危機である。ロシア議会では長期間にわたりSTARTⅡの批准を行なわず、また通常兵器による攻撃に対し戦術核の先制使用によって反撃するとの戦略がロシア政府の中で唱えられている。最近のプーチン・ロシア大統領の核軍縮に向けての積極的アプローチは歓迎されるべきであるが、まだまだ不透明性を残している。米国上院はCTBT(包括的核実験禁止条約)の批准を拒否した。インド、パキスタン両国が1998年に核実験を実施したことは記憶に新しい。

これらの現象は、皮肉にも冷戦終結が超大国の全面核戦争による人類滅亡の危機に対する緊張感を失わせたこと、冷戦後の新秩序を創造するという建設的理想主義が、狭い意味での国益重視の「現実主義」に取って代わられたことに起因する。

(3)

NPT(核不拡散条約)無期限延長後5年ぶりに再検討会議が開催される本年は、このような世界の核軍縮・核不拡散に対する"逆流"を、再度核の恐怖のない世界への道へと戻すための、極めて重要な年である。今後の対応を誤れば、世界が核軍縮の停滞にとどまらず、NPT体制の弱体化を通じて核の無秩序な拡散に向かう可能性すら否定できない。民主党はこのような危機意識に立って、以下のとおり政策提言を行う。

Ⅱ.核廃絶への道

(1) 核廃絶を求める理由

我々は核廃絶を究極的な目標とする。我々が核の廃絶を求める主な理由は以下の三つである。

第一に、核兵器は戦闘員と文民を区別しない無差別大量破壊兵器であり、国際人道法上認められない非人道的な兵器である。

第二に、ロバート・マクナマラ元米国防長官も述べているように、核兵器のような破壊力の大きい兵器を保有することは、人間が何らかのエラーを行なうことにより国家や人類の絶滅の危機に常にさらされていることになる。

第三に、日本は唯一の被爆国であり、核兵器使用の悲惨さを広島・長崎において現実に体験している。

(2) 核軍縮の重要性

核廃絶は究極の目標ではあるが、その目標達成のためには多大の努力を必要とする。核の軍縮と核不拡散はいずれも重要であることは言うまでもない。しかし、我々は核不拡散体制を維持していくためにも、その前提として着実な核軍縮がなされることがとりわけ重要であると考える。核保有国、とくに米露の両大国の責任は極めて重いと言える。

核保有の潜在能力を持つ国々があえて核保有を永遠に放棄し、不拡散に賛成しているのは、一部の国家の核の独占という現状を積極的に追認・肯定することを意味しているものではない。

核保有国は核軍縮を誠実に実行すべき重い責任を持つことを深く認識すべきである。冷戦末期に示された米ソ両国指導者の未来に向かっての信頼・協力関係と強力なリーダーシップが再構築され、STARTⅡやCTBTの速やかな発効など、目に見える形で核軍縮が進展することが強く望まれる。

(3) 核廃絶のプロセス

我々は核の廃絶は次の三つの具体的なプロセスを経て実現されるべきと考える。

即ち第一段階として、米露両大国がSTARTⅡ、Ⅲの速やかな批准、実施を経て、2010年までにそれぞれ1000発程度までの戦略核の削減の合意とその実行がなされることである。この間、他の核保有国は少なくとも核の保有数を増やさない義務を負うことは当然であり、とくに中国が核の削減に踏み切ることが強く求められる。

第二段階として、全核保有国が参加して、その全体の戦略核の保有数を1000発まで削減すべきである。実現の目標年度としては例えば2015年が考えられる。

核の廃絶はその後の第三段階に至り具体的目標となる。この第三段階における核の廃絶は、それまでの核の削減とは質的に異なる、より困難なプロセスであることは容易に想像できる。完全な廃絶に至るまでにはごく少数の核兵器を残すとともに、それを国際機関により管理するというプロセスも必要かも知れない。第二段階の実現が視野に入った時点で、廃絶に向かっての具体論を議論すべきであろう。

我々はいたずらに核の廃絶を唱えるだけでは問題の解決にならず、以上のような段階を経て、核廃絶という困難な目標に向かって核軍縮を着実に進めていくという姿勢が必要であると考える。なお、戦術核に関しては、その自国外配備の禁止、保有量の削減について早期に条約化するとともに、上記の第二段階の時点では全廃されることを目指すべきである。

(4) 常設機関の設置

国連は世界平和の維持・創造のための重要な機関であるが、国連のみで核の問題を扱うことにはいくつかの問題があることも事実である。とくに国連安全保障理事会の常任理事国はすべて核保有国であり、核保有国に対して核軍縮の責任を果すことを求める場としては最適とは言えない。将来的には核を保Lしない国々を常任理事国に加えるとの改革をすすめることが必要であるが、直ちにこれらの安保理改革が実現するとは考えにくい。この改革が実現するまでの間、我々は常任理事国に対し、核の問題で拒否権を行使することを自制するよう求める。また国連以外に核の問題を検討する場が必要と考える。

核軍縮と核不拡散の歩みを確実にするためには多くの検討課題がある。NPTの着実な実施に加え、兵器目的の核分裂物質の生産を禁止するカットオフ条約や核の先制使用の禁止条約の締結、非核地帯の拡大、非核保有国に対して核の使用・威嚇を行なわないこと、臨界前核実験の制限、警戒態勢解除(デイ・アラーティング)などの注目すべき多くの提案がなされている。

これらはいずれも真剣に検討すべき価値のある重要な問題であり、恒常的に検討し、提言を行ない、実施状況を監視するための常設機関が必要である。

我々はNPT再検討会議の場においてこのような常設機関の設置が決定されることを期待する。日本はこの機関実現のための財政負担の主要部分を担うとともに、日本国内への設置を歓迎する。

Ⅲ.日本のなすべき事

(1) 日本の役割

日本は核の問題にどのような姿勢で取り組むべきか。まず確認されるべきは、核兵器という人類全体を滅亡に至らしめかねない非人道的兵器が廃絶に向かって確実に削減されること、核兵器を持

つ国がこれ以上拡大しないことは、いずれも日本にとって重要な国益であるという事実である。

我々は核不拡散体制によって大きな安全保障上の利益を得ていることを認識すべきである。従って、日本の果すべき役割は核の拡散を防ぎ、また核軍縮を着実にすすめるためのリーダーシップを発揮することである。

(2) 核武装論について

日本が核武装することについて日本国内においても若干の議論がある。しかし日本が核不拡散条約を脱退し、核を持つことは、以下のように日本の安全にとり重大な脅威を招くこととなり明らかに国益に反する。第一に、国際的な孤立の道を選択することであり、経済制裁を招く可能性が大きいとともに、日米同盟が大きく揺らぐことも覚悟しなければならない。第二に、微妙なバランスの上にあるNPT体制を崩壊させる引き金になる可能性が高い。世界中に核保有国が存在するという悪夢を自ら招くことになる。第三に、少なくとも日本周辺国の核武装化のリスクや東アジア地域全体の緊張と軍備拡大を招くことになる。我々は偏狭なナショナリズムに基づく誤った核武装論に対し強く反対する。

(3) 非核三原則

「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」という非核三原則は、国の方針として何度も確認されている。政府は、核を搭載した艦船等の日本への一時的な寄港や領海通過も「持ち込まない」ことに当然含まれており、日米安保条約に基づく事前協議があれば、それを拒否するとしてきた。近年、一部において日米間でこれらの場合には事前協議の対象としないとの秘密合意があるのではないかとの指摘がなされている。政府はこのような秘密合意の存在を否定しているが、仮にも安全保障上の基本政策について国民が事実を知らされていないとすれば、問題は極めて重大である。我々はこの問題についてまず日米両国政府がこのような秘密合意が存在するのか否かについて責任をもって明確にすべきと考える。

今後の「持ち込み」の問題については、現時点において「持ち込み」の対象となるような核即ち米軍の戦術核は、アジアには存在しないとされており、また将来については、我々は戦術核の早期全廃を求める立場である。従って戦術核の寄港・通過が今後問題となるのは、極めて限られたケースであると思われる。しかしこのような限られたケースにおいてであれ、我々は米国政府との間で、核を搭載した艦船等の寄港・通過が日米安保条約に基づく事前協議の対象となることを改めて協議・確認することが重要であると考える。このような事前協議がもたれる場合においても、これを拒否することを原則とすべきである。

(4) 核の傘

日米同盟のもとで日本は米国の核の傘の下にあるとされている。言葉をかえれば、日本が国家存亡の危機にあるときに、米国が日本を守るために核兵器を使用するという選択肢がある、ということである。このことが、自らは米国の核で守られている日本に核不拡散を言う資格はないとの議論を生んでいる。

我々は現実に核を持つことと核保有国との間に同盟関係を持つことは質的にまったく異なることであると考える。ただし、どのような状況において米軍が核を使用する可能性があるのか、そしてその際に日本はあらかじめ協議を受けることが可能なのかといった点についての議論が、今までなされてこなかったことは問題である。日本を守るために核が使用されることは、その核使用の結果として日本が核の攻撃を受ける可能性がある以上、日本の意向を無視して決定されるべきことではないと考える。

核兵器による威嚇や核兵器の使用のない世界を目指す以上、我々は米国が日本を守るために、米軍の保有する核を他国の日本に対する核攻撃に先立って使用することはないこと(核の先制不使用)を日米間で合意すべきと考える。この合意は核の先制不使用を唱える中国を含めた三国間の合意とすることも考えられ、また将来の北東アジア非核地帯構想への発展の第一歩となることが期待される。

(5) 北東アジア非核地帯構想

我々は北東アジア非核地帯構想を提案する。即ち日本、韓国、北朝鮮が核兵器を開発、製造、保有、配置、使用しないことを約束するとともに、核エネルギーの平和利用を検証するための相互査察を行なうこととする条約の締結である。また米国、中国、ロシア等の核保有国にも、この地域における核の使用や核の威嚇を行わないことを認める旨議定書の締結を求めることとすべきである。

これらの考え方の基礎となるものとして、既に1991年に「朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮の共同宣言」が確認された。また1994年の米朝合意においても、米国は北朝鮮に対して核兵器で威嚇したり核兵器の使用を行わず、北朝鮮は朝鮮半島の非核化を推進する、との方向での確認がなされている。

これらの合意を基礎としつつ、日本も含めた北東アジア非核地帯構想を実現することは、この地域の安定に極めて大きな貢献をなす。具体的な手順としては、正式の条約とするためには日朝間の国交正常化が前提となるので、先ず日韓両国が中心となって、北朝鮮、米国、中国、ロシアを加えた六カ国で、北東アジア非核地帯に関する共同宣言を行なうことを目指すべきである。この共同宣言がなされることは、日朝両国間の国交正常化交渉を推進する役割を果すことも期待される。

(6) 新たな協力関係の構築

以上の提案を実現するためには、国際的な協力が極めて重要である。まずスウェーデン、ニュージーランドなど「新アジェンダ連合」を中心とする非核保有国との緊密な協力が必要である。また、サミット構成国であり、核を持たないドイツ、カナダ、イタリアとの連携を重視しつつ、7月に予定される沖縄サミットにおいても、核軍縮・核不拡散の問題を積極的に議論すべきである。

核問題についてNGOの果す役割には非常の大きいものが期待される。とりわけ、「中堅国家構想(Middle Powers Initiative)」は対人地雷禁止条約実現と同様に、中堅国家とNGOとの連携による核軍縮を目指している。日本としても、また民主党としても核廃絶を展望しつつ、核不拡散・核軍縮を進める内外のNGOとの確かな協力関係を構築することが重要である。

日本は唯一の被爆国としての反核運動の歴史を持つが、現時点においては、核廃絶に向けての国民のエネルギーは分散し大きなうねりとなっていない。我々民主党は、核問題に関する内外の議論を更に深めることと日本国民が核問題により大きな関心を持つことを期待しつつ、内外のNGOや核廃絶に向けての様々な運動との連携の場としての「核の恐怖のない世界を実現するための国民会議」の設置を目指す。

以上

資料33　社民党の「東北アジア安全保障機構」政策・抜粋

2001年5月2日

（原則）

(1)平和憲法を実行にうつし、世界に広めます。また、アジア諸国に対する日本軍国主義の武力侵略、広島・長崎の原爆被爆という歴史を心に刻みつつ、武力の行使や威嚇が持つ非人間的な本質を認識し、経済格差の解消や人権擁護、環境保全など総合的な観点から21世紀の安全保障に取り組みます。

(2)北東アジアの近現代史を社会学的に確立し、日本人として自発的にそれに基づく公正な歴史認識を深めます。加害国としての反省と償いはすべての出発点となります。

(3)国際紛争は軍事力によらず、平和的な話し合いで解決します。まずは、冷戦の遺物である相互不信をぬぐい、透明度を高める信頼醸成措置を先行させましょう。朝鮮半島有事を想定し、アジアの域内対立の固定化に荷担している日本政府の安全保障政策は、根本的に見直します。

(4)核兵器や生物化学兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃絶を進めます。日本自らも作らず、持たず、持ち込ませずの非核三原則の法制化に取り組み、それを周辺国に広げていきます。核をはじめとする近代兵器がもたらした「恐怖と力」による抑止力の発想は、もう時代遅れです。

(5)日本として国際協力を惜しまず、国際社会の安全保障面では、国連の旗の下の平和維持活動（PKO）で非軍事の役割を積極的に果たします。その際NGOとの協力も重要な事です。第一に、安心される国、第二に信頼される国を目指します。

（政策目標）

(1)日本国の非核不戦国家宣言

憲法第九条を日本国の意志として世界に知らしめるため、衆参両議院による国会決議にもとづき、日本政府に「非核不戦国家」を宣言させます。これを踏まえ、国連に対して、日本国に「非核不戦国家の地位」を与えるよう要請します。

(2)北東アジア総合安全保障機構の創設

北東アジアに信頼と協調による多国間の総合安全保障機構を創設し、地域内の紛争予防に努めます。もし国際紛争が生じたら平和的な話し合いによる解決を図り、決して武力は行使しません。これには、朝鮮半島の二カ国、米国、中国、ロシア、モンゴル、カナダ、日本の計八カ国の参加が望ましいと考えます。カナダの参加を想定している理由としては、非核地帯化に熱心に取り組んでいること、米国との緩衝役が期待できること、北東アジアに北太平洋という概念を重ねた取り組みを可能にすることがあります。モンゴルの首相は「大国よりはむしろ中小国が中心となって進めるほうが疑心を招かず、話がまとまりやすい」と言われましたが、同感です。最初から機構そのものを確立することは難しいとしても、機構創設につながるプロセスへの着手は急がなければなりません。この機構が問題解決能力を高めれば高めるほど、日米安保条約の役割は後退していくに違いありません。

(3)北東アジア非核地帯の設置

当面、日本、モンゴル、韓国、北朝鮮の四非核兵器保有国を非核地帯とする限定的な北東アジア非核地帯条約を締結し、核保有国に対しては、①この地域に核兵器を持ち込まない②この地域に核攻撃しない―の二点を約束する条約付属文書への署名を求める事を提案します。これらが実行できれば、米国をはじめとする核保有国への核の傘は無用化することになります。

(4)二国間安保から多国間協調へ

日米安保条約は、北東アジア総合安全保障機構の実現に向けて前進するにつれ、軍事同盟の側面を薄めていくことになります。いずれ、役割を終える時がくるでしょう。そうなれば、日米平和友好条約に転換します。

とりわけ現行安保体制のもと、沖縄は異常なまでの過重負担を強いられています。当面は、沖縄海兵隊の撤収をはじめ在日米軍基地の整理・縮小・閉鎖のための「基地整理基本法」をつくり、返還後の跡地利用や汚染対策、基地従業員の雇用対策などを計画的に行います。また、在日米軍の駐留経費を肩代わりしている「思いやり予算」の大幅な削減、日米合同委員会の公開、日米地位協定の改定による不平等性の解消に努め、基地周辺住民の安全や生活権を確保します。数年後に予想される米原子力空母の横須賀母港化はやめさせたいと考えています。

米外交文書が明らかにした1960年安保改定の際の日米密約（朝鮮半島有事における米軍の日本基地自由使用、米軍艦船や核積載航空機の寄港・通過・飛来の黙認）は、非核三原則と事前協議を有名無実化するものであり、ただちに廃棄するよう求めます。1996年の日米安全保障共同宣言（安保再定義）とそれに基づく新しい日米防衛協力指針、それを法制化した周辺事態法の成立によって、日本政府の軍事力と安保政策は平和憲法の枠を明白に乗り越えたといわざるをえません。自衛隊が海外での武力行使、集団的自衛権の行使に踏み込むことは断じて認められません。

(5)自衛隊の縮小・改編

憲法第九条に基づいて「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を必要最小限の水準まで縮小するためのプログラムを策定します。当面、自衛隊に関しては、軍事力肥大を生む軍産複合体の増殖をおさえ、国会による文民統制のシステムを強化し、情報の公開を徹底させ、基本的人権に抵触する有事立法や秘密保護法をやめさせ、また隊内いじめ事件で発覚した自衛官の基本的人権侵害を防ぐ制度を創設します。軍事力増強による威嚇効果を「抑止力」とよぶ日米安保路線は、対抗勢力を刺激し、軍核競争をエスカレートさせる危険性を伴います。社会民主党はこれに反対し、対抗勢力をつくらずにすむ「対話と協調」路線を選択します。

冷戦の終結で日本史略の潜在力をもつ脅威が消えてしまい、しかも物価が下落する時代にあって、冷戦期を上回る中期防衛力整備計画（2001～2005年度、限度額25兆1600億円）は明らかに過大です。新しい中期防に盛り込まれた抑止力優先の攻撃的な装備の調達は削除するよう要求します。将来的には、いずれ自衛隊は国境警備、国土防衛、災害救助、国際協力などの任務別に分割し、縮小、改編することをめざします。

資料34　核兵器持ち込みに関する小樽市への文書回答

34―1　米領事館回答

2000年9月22日
小樽市市長室御中

拝啓。

2000年9月19日付のメザーブ総領事宛に手紙をいただき、有り難うございました。貴方がお求めの情報にお応えして、2000年2月、小樽においてエドワード・J・ロジャース米海軍中佐が報道記者に与えた回答を添付いたします。非公式の日本語訳も添付しました。

敬具。

札幌米総領事館
ナオユキ・アカサカ

［添付書類］

米国海軍の水上艦、攻撃潜水艦、及び海軍航空機には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針です。しかしながら、米国政府は特定の艦船、潜水艦、航空機に関して、核兵器の搭載の有無については、議論しません。米国政府は、日本人の核兵器に対する特別な感情を理解しており、日米安保条約に基づく義務を忠実に履行してきており、今後も、それを継続するつもりです。

34―2　外務省回答

北米地第671号
平成12年9月20日

小樽市長　殿

外務省北米局
日米安全保障条約課長

米軍艦船の小樽寄港について

平成12年9月14日付貴信樽総第167号にて照会のありました点につき、以下のとおり回答致します。

記

従来から、国会における答弁等において表明しているとおり、日米安全保障条約上、いかなる核の持ち込みも事前協議の対象であり、核の持ち込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は確保されております。

米国にとって事前協議に関する約束を履行することは安保条約及びその関連取極上の義務であり、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持ち込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持ち込みがないことについては政府として疑いを有しておりません。また、米国も核持ち込み問題に関連して安保条約及びその関連取極上の義務を誠実に履行する旨累次述べているところです。

つきましては、貴職におかれては、上記の次第を御勘案の上、今後とも米軍艦船の入港に際しては、安保条約及びその関連取極に基づいた取り扱いがなされますよう、然るべく御協力方御願い致します。

資料35　米国と日本：成熟したパートナーシップへ・抜粋

INSS特別報告　米国と日本：成熟したパートナーシップへ
2000年10月11日
国防大学・国家戦略研究所（INSS）

（述べられている内容は、国防大学、国防省、その他いかなる政府機関や非政府組織の意見や結論を代表するものではない。）

◇この報告について

次の報告は、日米関係に関する民主・共和両党研究グループの全員一致の見解である。これは、政治文書ではなく研究グループ構成員の見解を反映したものに過ぎない。これは、グループが、米国にとって極めて重要だと考えるアジア関係に、一貫性と戦略的方向性を注入しようとする一つの試みに過ぎない。

研究グループの構成員は、次の通りである。リチャード・L・アーミテージ（アーミテージ協会）、ダン・E・ゴブ（W.V.ロス・ジュニア上院議員事務所）、クルト・M・キャンベル（戦略国際研究センター）、マイケル・J・グリーン（外交関係評議会）、ケント・M・ハリントン（ハリントン・グループ）、フランク・ジャヌジ（上院外交関係委員会・少数党スタッフ）、ジェームス・A・ケリー（戦略国際研究センター・太平洋フォーラム）、エドワード・J・リンカーン（ブルッキングス研究所）、ロバート・A・マニング（外交関係評議会）、ケビン・J・ネスラー（スコークロフト・グループ）、ジョセフ・S・ナイ・ジュニア（ハーバード大学JFK政府スクール）、トーケル・L・パターソン（ジェオインサイト）、ジェームス・J・ブルジスタップ（国防大学・国家戦略研究所）、ロビン・H・サコダ（サコダ協会）、バーバラ・P・ワナー（フレンチ・アンド・カンパニー）、ポール・D・ウォルフビッツ（ジョン・ホプキンス大学ポール・ニッツ高等国際研究スクール）

◇安全保障

アジアにおける利害関係は極めて大きいことを考えると、米国と日本が21世紀の日米関係に関して共通の感じ方とアプローチを発展させることが急務である。アジアにおける紛争の可能性は、日米の目に見える、そして本当の防衛関係によって劇的に低下している。日本が提供する基地の使用によって、米国は太平洋からペルシャ湾に至る安全保障環境に影響を与えることが可能になっている。日米防衛協力の新ガイドラインは、共同防衛計画の基礎であるが、太平洋をまたぐ同盟における日本の役割の基底と考えるべきものであって、天井ではない。冷戦後の地域情勢の不確実性を考えると、2国間防衛計画へのこれまで以上のダイナミックなアプローチが必要になっている。

日本の集団自衛の禁止は、同盟国としての協力に制約となっている。この制約を除去することによって、より緊密で効率の高い防衛協力が可能になるであろう。これは、日本国民のみがなしうる決定である。米国は、日本の安全保障政策の性格を形成する日本国内の決定を尊重してきた。これからもそうするべきである。しかしワシントンは、日本がより大きな貢献をし、より対等な同盟パートナーになろうと望むことを、はっきりと歓迎すべきである。

われわれは、米英関係が同盟関係の模範であると考える。このような関係は、次のような要素を必要とする。

◆防衛約束の再確認。米国は日本、および尖閣諸島を含む日本の行政管轄下にある区域の防衛約束を再確認しなければならない。
◆日米防衛協力の新ガイドラインの勤勉な実行。それには有事立法の制定が含まれる。

◆日米の陸海空・三軍すべての強力な協力。日米は、施設利用における従来以上の共同、訓練活動の一体化のために努力すべきである。また、1981年に合意した軍隊の役割と任務の見直しと更新を行うべきである。両国は、旧いパターンを踏襲するのではなく現実を反映した訓練に努力を傾注すべきである。両国はまた、昔からの脅威はもちろんのこと、国際テロや国境を越えた犯罪など将来の新しい事態に対していかに相互援助するか、さらに平和維持や平和実現でいかに協力するかを、明確にすべきである。

◆平和維持任務や人道的救助任務への全面参加。日本は1992年に自らに課した抑制を、他の平和維持国に負担を与えないよう、除去する必要があるであろう。

◆汎用性、移動性、柔軟性、分散性、および延命性の特徴を備えた軍構成の開発。いかなる手直しも人工的な数合わせであってはならず、地域の安全保障環境を反映するものでなければならない。この過程が進行するとき、軍構成の変更は協議と対話を通して行われなければならず、相互に合意可能なものでなければならない。米国は、日本列島における部隊配置を再編する際、技術変化や地域の情勢変化の機会をとらえるべきである。能力が維持される限り、米国は米軍の日本における足跡を小さくするよう努力すべきである。このことは、米軍基地の集約や1996年のSACO合意事項の実行を含む。

◆米国の防衛技術の日本への優先的利用許可。防衛技術は、同盟関係全体の不可欠の要素と考えなければならない。米国は、米国の防衛産業に対して、日本の会社と戦略的同盟を結び、先端の軍事技術や両用技術の双方向の流れを容易にするよう奨励すべきである。

◆日米ミサイル防衛協力の範囲を拡大すること。

われわれが主張している日本の役割の拡大にともなって、米国においても、日本においても健全な論争が起こるであろう。そのとき米政府や議会は、日本の政策がいつも米国の政策と同じではないことを認めなければならないであろう。「負担の分担（バードンシェアリング）」から「権力の分担（パワーシェアリング）」に進化すべきときである。これは、次期大統領がこれを実現するために相当な時間をかける必要があることを意味する。

資料36　ハーグ・アジェンダ「21世紀の平和と正義のための課題」

「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」
（1999年5月、ハーグ平和アピール市民社会会議）

前文

世界は、史上最も血にまみれ、最も戦争に苦しめられた世紀を、いま終えようとしている。新らしい世紀を目前にしているいまこそ、「戦争の惨害から将来の世代を救う」という国連の主要な目的を実現する条件をつくりだすときである。これが「ハーグ平和アピール」の目標である。

懐疑論者は、そんなことはできないというだろう。だが、ハーグ平和アピールはこのようような決め込みにあえて挑戦する。今世紀は想像を絶する様々な変革を目の当たりにしてきた。現在、社会は病気を癒し、貧困を減らし、飢餓を無くす手段を持っている。更に20世紀は、もしそれが実行されるならば、戦争を不必要かつ不可能にするのに大いに貢献するであろう、一連の普遍的規範の創造を目撃してきた。非武装人民の運動によって独立と市民権を勝ち取る闘争において、積極的な非暴力主義を掲げて成功を収め、我々を勇気づけてくれた様々な実例を目撃してきた。権威主義的統治形態が、民主政に取って代わられ、また人道問題において市民社会の役割が益々大きくなってきている事実も目の当たりにしてきた。

最近、カンボジア、ボスニア、ルワンダ及びコソボにおける集団虐殺の勃発、民間人に対する残虐な攻撃、そして地球上の多くの、否全ての生命を奪う可能性を秘める恐ろしい大量破壊兵器の拡散が目撃されている。先住民族たちは、自分たちの自決権を拒否され続けている。極めて多数の事例が示しているように、世界諸国の政府は、紛争を防止し、民間人を保護し、戦争を終結し、植民地主義を根絶し、人権を保障し、かつ恒久平和のための条件の創造するという自らの責務を果たす点で、明らかに失敗してきたのである。

したがって、この歴史的な使命と責任を諸国政府だけに任せておくことはできない。「ハーグ平和アピール」は、市民の「21世紀の平和と正義のためのアジェンダ」を提案する。このアジェンダにとっては、市民運動家たち、進歩的諸政府及び国際諸機関が、共通の目標を実現するために協力するという最近の「新しい外交」に基づく、基本的に新しいアプローチが必要となる。われわれは、道徳的な創造力と勇気を受け入れるように迫られることになるが、それは21世紀の平和の文化を創造し、最終的には世界の平和と正義の保護者となる宿命を負う国家制度及び超国家的な制度を発展させるために必要なものである。

選択すべき課題は既に十分に存在している。市民社会は、冷戦終結後その勢いを増し、地雷の根絶、小火器取引の削減、第三世界の債務の緩和、女性に対する暴力行為の禁止、核兵器の廃絶、子どもの権利の保護、少年兵の従軍阻止、及び独立した国際刑事裁判所の設立を求める運動を展開してきた。このような草の根の運動は、大きな影響を及ぼしつつある。これらの運動が成功を収めている理由は、一般市民を動かし、様々な分野（人権、環境、人道的援助、軍縮、持続可能な開発等）を統合し、かつ女性、若者、先住民族、少数民族、身体障害者及びその他の被害者団体の全面的な参加を求めているからである。

このような運動は、統一と団結を新たに生みだしたばかりか、説得されるのでなく自ら声を挙げるとき、一般市民が何を為し得るかと言うことを明らかにしている。

テーマ

「ハーグ平和アピール」の基礎にあるのは次のようなテーマである。

伝統的アプローチの失敗

戦争の防止と平和の構築を試みた伝統的なアプローチは、これまでのところその大半がものの見

事に失敗している。この事実は、戦争の残虐性の増大、コンゴ、シエラレオネ及びコソボのような紛争地域における一般市民の人命に対する冷酷なまでの軽視により裏づけられる。民族浄化及び人道に対する犯罪を咎めることなく野放しにしておくことは、国際法の主旨に反することになる。大国の脅し戦略は外交ではない。貧しい人々を飢えさせるような制裁処置は連帯とはよべない。緊急出動部隊による平和維持活動は、周到な早期警報及び紛争防止システムの代わりとなるものではない。

人間の安全保障

国家主権及び国家領域の代わりに、人間及び生態系の必要に基づく観点から安全保障を再定義するべきである。軍備から人間の安全保障及び持続可能な開発へと財源を再配分することが、女性及び先住民族を含むこれまで権力機構から疎外されてきた集団の平等な参加を保証し、軍隊の使用を制約し、そして集団的国際安全保障に向けて前進する新しい社会秩序の建設に結果的に繋がる新優先事項を定めることになる。

ソフトパワー

われわれは、市民社会及び進歩的な諸国の政府が、主要大国、軍部及び巨大経済企業体による「ハードパワー」による命令を退けて、交渉、連合の構築及び紛争を解決するための新しい外交手段を活用する「ソフトパワー」による道を選択していることに大いに勇気づけられる。

すべての人にすべての人権を

人権侵害は、戦争の根本的原因の1つである。このような侵害には、政治的及び市民的権利はもとより、経済的、社会的及び文化的権利の否定も含まれる。これらの2種類の権利の人為的な区別は、もはや許されない。われわれは人権の普遍性と不可分性を確認し、そして人権条約を実施かつ執行でき、また人権侵害の犠牲者に対する救済を与えることのできるより強固な機構を求める。

力の支配から法の支配へ

現在の紛争においては、法の支配は屈辱的なまでに無視されてきた。「ハーグ平和アピール」は、国際法に対する世界的な遵守及び実施を発展かつ推進することを求める。更に、国際司法裁判所のような既存の国際司法機関の活性化を図ること、並びに国際刑事裁判所のような新しい機関の創設を求める。一般市民一人一人が、国際法についてよく知り、そして国際法を容易に利用できるようにしなければならない。

平和のイニシアティヴを市民の手に

今こそ人民は、自分たちが平和に関与することを主張し、必要な場合には、政治家及び軍部上層部が排他的に支配している平和創造機能を、その手から取り上げるべきである。平和のイニシアティヴは、戦争挑発者だけが行う交渉で、最後の解決手段として提案され、最も影響を受ける人々(特に女性と子ども)に、犠牲を強いることがあまりにも多すぎる。最も犠牲を被ってきた人々が、平和協定が起草される際に——女性に平等な代表権が与えられることも含めて——交渉の場での発言権を与えられるべきである。更に、事態が手に負えなくなり死傷者が出る前に、必要に応じて、市民社会は平和のイニシアチブを発動すべきである。このことが、早期警報を単なるスローガンから現実のものへ転換する手助けになる。

下からのグローバリゼーション

経済力の驚くべき集中と新自由主義的マクロ経済政策の押し付けが、環境を破壊し、貧困と絶望とを生みだし、貧富の差を拡大し、そして戦争を助長している。「ハーグ平和アピール」は、債務免除を求める「ジュビリー2000」のような地域社会を基盤にした連合、及び貧困を根絶し、また女性に経済的に力を与える運動を通して、このような破壊的な形態のグローバリゼーションと対決する活動を

促進する。

民主的国際意思決定

国連システム及び多数国家が参加するその他の諸機関は、平和を求める独自のかつ普遍的な推進力となる能力を持っている。しかし最近ではしばしば、これらの機関は冷たくあしらわれ、政治の道具にされ、そして財源不足に陥っている。平和構築におけるその潜在能力を認識するのであれば、この国際システムを再建し、民主化し、そして潤沢な財源を与える必要がある。特にわれわれは、大国の利益よりも人間の安全保障に貢献する安全保障理事会を要求するものであり、かつ国際金融制度をより透明で責任の所在が明確なものにし、企業の必要ではなく人間の必要に貢献する国際金融制度にするための抜本的な方向転換を求める。

人道的介入

「ハーグ平和アピール」は、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪及び大規模な災害により一般市民が脅威にさらされているときには、国連憲章の規定に従って、人道部隊による迅速かつ実効的な介入がおこなわれることを求める。介入のための常設の部隊を設立するという構想にほとんど注意が払われてこなかったことは異常ともいえる。市民社会は、緊急の課題として、新しい形態の市民による介入を検討すべきである。

戦争のための支出から平和のための支出へ

資源の配分は、極端に偏っている。今日の紛争の多くは、経済的な貪欲さと原料の不法入手によりあおられている。一方では何十億ドルもの金が、兵器取引及びその他の様々な軍備増強のために浪費されている。同時に、20世紀の最後の10年間を通じて開催された画期的な世界会議で、一連の驚くべき世界行動計画が諸国の政府により採択されたにもかかわらず、多くの貴重な平和のイニシアティヴや人間の安全保障のためのプログラムは、財源不足に苦しんでいる。このような優先順位は逆転されるべきである。大量破壊兵器の廃絶と兵器取引の大幅な削減に加えて、軍事予算は継続的に削減されなければならない。

主要な行動

ハーグ平和アピールは、いくつかの重要な構想や運動の打ち上げ場所の役割を果たした。以下は、ハーグで開始された主要な行動のいくつかである。それらは、市民社会による構想であり、地球規模のネットワークへ参加する新たなパートナーを求めている。

小火器に関する国際行動ネットワーク
(International Action Network on Small Arms, IANSA)

「小火器に関する国際活動ネットワーク」は、国境を越えて国際的な活動を押し進めている、小火器の拡散と不法使用の抑止に献身するNGOの世界的なネットワークである。「IANSA」は、小火器の拡散と誤った使用による壊滅的な影響を見つめ、今世紀の最大の人道上の課題に取り組むために世界的なキャンペーンの必要性を主張し、市民社会組織間の協力の推進を求める。

平和教育地球キャンペーン
(Global Campaign for Peace Education)

「平和の文化」は、世界の市民が地球的問題群を理解し、紛争の解決と正義を求める闘争を非暴力的な手段により実現する術を身に付け、人権及び平等に関する国際基準に従って暮らし、文化の多様性を理解し、そして地球及びお互いを尊敬するようになったとき、始めて達成される。このような学習は、体系的な平和教育を実施することにより初めて可能となる。

ハーグ平和アピールは、「平和の文化及び世界の子どもに対する非暴力を求める国連10年」(the

United Nations Decade for a Culture of Peace and Non-violence for the Children of the World)を支持し、また平和と人権教育を、医学部およびロースクールを含む全ての教育機関に導入する呼び掛けと運動を開始した。この運動は、教育団体による、並びに地域、国家及び地方の市民と教育者による世界的なネットワークを通して行われる。

国際刑事裁判所規程の批准を求める地球キャンペーン
(Global Ratification Campaign for the International Criminal Court)

ハーグ平和アピールにおいて、「国際刑事裁判所を求めるNGO連合」(CICC)(the NGO Coalition for an International Criminal Court)は、国際刑事裁判所に関するローマ規程の批准を求める地球キャンペーンを開始した。国際刑事裁判所は、ジェノサイド、戦争犯罪及び人道に対する罪の廉で、個人を告訴できる常設裁判所となるものである。60カ国による批准という目標に達するために、この運動は、一般大衆、市民社会のあらゆる階層、報道機関及び世界中の意志決定者の国際刑事裁判所に対する認識を深め、理解を広めることに全力をかたむけている。

地雷禁止国際キャンペーン
(International Campaign to Ban Landmines, ICBL)

「地雷禁止国際キャンペーン」は、オタワ地雷禁止条約の実施に関する最初の報告を発表し、改めてその世界的な批准を求めた。ICBLの次の目標には、地雷の使用、生産、貯蔵及び移譲を禁止するこの条約の普及、批准及び実施が含まれている。更に、ICBLは、条約締約国が、全世界での地雷の除去を促進し、犠牲者援助の努力を推進する責務を果たすよう求める。

核兵器の廃絶

1998年6月に、勇気ある7カ国の政府からなる「新アジェンダ連合」(the New Agenda Coalition)(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ及びスウェーデン)が、全ての核戦力の非常警戒態勢解除を含むいくつかの実際的な措置を直ちに講ずるよう核兵器国に迫った。これらの7か国は、1998年12月に国連決議案の形をとってこのアジェンダを提案し、これは114票対18票で採択された。この機を捉えて、核不拡散条約第6条及び国際司法裁判所により要求されている通り、核兵器廃絶条約の早期締結に向けて交渉を開始するよう核兵器国及び非核兵器国に求める運動が、IALANA、INESAP、IPB、IPPNW、アボリション2000および中堅国家構想により、ハーグ平和アピールにおいて開始された。

戦争防止地球行動
(Global Action to Prevent War)

ハーグ平和アピールにおいて、「防衛軍縮研究所」(the Institute for Defense and Disarmament Studies)、「憂慮する科学者連合」(Union of Cnoncerned Scientists)及び「世界秩序モデル・プロジェクト」(World Oder Model Project)は、戦争防止地球行動を開始した。これは、武力紛争が稀にしか存在しない世界の実現に向けて一歩進み出るための包括的かつな多段階に渡るプログラムである。

戦争防止地球行動は、強化された紛争予防、平和維持、軍縮、それに人権・非暴力的解決及び法の支配を促進する様々な措置を同時に推進する。戦争防止地球行動は、紛争解決のための非暴力的手段及び平和教育に従事している人々、また社会的及び経済的不正に起因する戦争の根本的原因に取り組んでいる人々、人道的援助、経済発展、紛争防止、平和維持及び「通常兵器」と核兵器の軍縮に従事している人々の連合体を形成しようとしている。

少年兵の従軍阻止

「少年兵の従軍阻止連合」(the Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)は、徴兵制度の廃止及び、政府軍であれ反政府軍であれ、18歳未満の全ての少年兵の従軍阻止を求める指導的な国際NGO組織により1998年5月に設立された。ハーグ平和アピールにおいて、この国際的な連合は、UNICEF及び「少年兵の従軍阻止オランダ連合」(the Dutch Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)の協力を得て、世界中の少年兵従軍の阻止、特に武力紛争への少年の徴兵と徴用が継続している国家における政府及び市民社会による行動の強化を改めて求めた。

50項目の課題(以下は見出しのみを訳した)

「戦争の根本原因／平和の文化」の諸課題

1 平和、人権、民主主義のための教育を強化する
2 グローバリゼーションの悪影響に対抗する
3 環境資源の持続可能で公平な利用を推進する
4 植民地主義および新植民地主義を根絶する
5 人種、民族、宗教およびジェンダーに関する不寛容をなくす
6 ジェンダーに関する正義を実現する
7 子どもや若者を保護し尊重する
8 国際民主主義と公正なグローバル・ガバナンス(地球的統治)を推進する
9 非暴力行動を重視する
10 地域社会における暴力をなくす
11 暴力の文化を平和と正義の文化へ転換させるために世界の宗教を動員する

「国際人道・人権法および制度」の諸課題

12 国際刑事裁判所設立のための地球キャンペーンを推進する
13 国際人道法と国際人権法の融合しつつある分野における密接な協力を奨励する
14 国際刑事法廷(International Criminal Tribunal)への支持を強化する
15 ピノチェトの先例を活かして普遍的犯罪に対して普遍的司法権を行使する
16 より包括的な国際司法制度を志向して国際司法裁判所の役割を改革し拡大する
17 武力紛争の犠牲者の保護を強化し、補償を行う
18 武力紛争時の女性に対する暴力をなくす
19 少年兵の使用をやめる
20 国際人道法・人権法違反者の責任追及をする犠牲者を援助する
21 人権擁護者、人道的活動家、内部告発者を保護する
22 国際法の執行において、国家、地域および国際レベルの諸機構を利用するよう草の根組織を訓練する
23 国際人道法・人権法についての一般社会の知識、教育、理解を高める
24 人権保護を、紛争防止、解決、紛争後の復興と統合して行う
25 真相究明委員会および政治犯特赦の成功例および失敗例を教訓にして戦後復興をはかる
26 普遍的かつ効果的な人身保護制度を確立する
27 戦争開始を民主的コントロールのもとにおく

「暴力的紛争の予防、解決、転換」の諸課題

28 地元の能力を強化する
29 国連の平和維持能力を強化する
30 早期警戒および早期対応を重視する
31 市民平和活動家の訓練を促進する
32 制裁措置の行使方法を改善する
33 人道的介入のためのメカニズムを強化する

34 平和構築への女性の関与を強める
35 若者に力をつける
36 代表権を持たない人民の自決権を支持する
37 市民社会組織の間の連携を強化する
38 地域および小地域の平和構築力を強化する
39 マルチトラック外交を普及させる
40 メディアを平和構築のための積極的な道具として活用する
41 政策の紛争影響評価(Conflict Impact Assessment)を促進する

「軍縮および人間の安全保障」の諸課題

42 戦争防止地球行動計画を実施する
43 軍事費を削減し、資源を人間の安全保障のための事業に振り向けることによって世界経済を非軍事化する
44 核兵器を廃棄する国際条約を交渉し批准する
45 軽兵器、小火器、銃など通常兵器の拡散および使用を防止し、個人の安全を保護する
46 地雷禁止条約を批准し実施する
47 劣化ウラン弾および宇宙への兵器配備の禁止など、新兵器および新軍事技術の開発と使用を阻止する
48 生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の世界的な批准および実施を促進する
49 軍需生産、実験および使用の環境および健康への影響に対して、国家および企業に責任を負わせる
50 戦争を廃絶する市民社会運動を構築する

資料37　「公正な世界秩序のための10の基本原則」

公正な世界秩序のための10の基本原則

1999年5月14日、ハーグ

1. 各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択するべきである。
2. すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
3. 各国政府は、国際刑事裁判所規程を批准し、対人地雷禁止条約を履行すべきである。
4. すべての国家は、「新しい外交」をとり入れるべきである。「新しい外交」とは、政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。
5. 世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない、しかし、武力に訴える前にあらゆる可能な創造的外向手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権限のもとでなされるべきである。
6. 核兵器廃絶条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである。
7. 小火器のとり引きは厳しく制限されるべきである。
8. 経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。
9. 平和教育は世界のあらゆる学校で必修科目であるべきである。
10. 「戦争防止地球行動」(Global Action to Prevent War)の計画が平和な世界秩序の基礎になるべきである。

資料38　2000人アピール

核兵器の廃絶へ――日本の使命

2000年1月1日

20世紀最後の年を迎えました。

人類は、20世紀が生みだした誰の目にも明らかな愚行を、このまま21世紀に引き継ごうとしているかに見えます。一瞬にして数十万人を焼き殺す核兵器が、未だに国際政治の最高の道具として使われています。地球上には30,000発以上の核弾頭が存在し、少なからぬ数が一触即発の発射態勢のもとに置かれています。核保有国の市民を含め、圧倒的多数の市民が核兵器のない世界を望んでいるにもかかわらず、政治は遅々として動きません。

このことに日本の市民は特別の責任を負っていると、私たちは感じます。脳裡に焼きついている地獄絵を語りながら、「二度と核兵器が使われてはならない」と訴える被爆者の声に、私たちはもっとも近くで接してきました。被爆の医学的、社会的な後遺症が世代を越えて存続する恐れに支配された社会に、私たちは半世紀をこえて暮らしてきました。この経験を、地球と人類の未来のために生かす責任が、日本の市民にはあるのではないでしょうか。

希望がないわけではありません。1998年6月、いくつかの中堅国家政府が果敢な行動に立ち上がりました。「新アジェンダ連合」と呼ばれるこれらの政府は、核兵器廃絶のために「すべての努力を惜しまない」と宣言しました。世界各国のNGOが、これらの政府を励まし、政府とNGOの連携した運動が強まろうとしています。また、NGOが起草した「モデル核兵器禁止条約」は、正式の国連文書となって各国に配布されました。

残念ながら日本政府は、誘われたにもかかわらず、「新アジェンダ連合」に加わることを拒否しました。日本政府は核抑止論を肯定し、核兵器によって日本を守る考えにとらわれています。

世界のどの国よりも強い日本市民の反核感情は無力なのでしょうか。日本の民主主義は機能しないのでしょうか。50年を越える時間の流れのなかで、日本の反核運動がそれ自身のなかに、さまざまな壁を作り出したとの指摘もあります。日本の多くの市民が、もう一度一人の人間として、それぞれの言葉で語る気運と機会を作り出すときではないでしょうか。

新しい世紀と新しい千年紀の夜明けに、私たちは日本の市民が、思想・信条の違いを越えて、新しい気持ちで核兵器廃絶のための大きな声をあげることを呼びかけます。まずなすべきことは、私たち自身の政府の核兵器政策を変えさせることです。そのために、次のような課題があります。

1. 日本に非核法を!

非核三原則を法制化するとともに、核の傘から離脱し、核兵器に依存しない安全保障政策を唱う必要があります。核兵器拡散の懸念を広げるプルトニウム政策の再検討が問われます。

2. 東北アジアに非核地帯を!

東北アジアに非核地帯を作ることが、この地域の緊張緩和と信頼醸成の大きな一歩となります。

3. 非核自治体を行動する自治体に!

今こそ、2,300を越える日本の非核宣言自治体の出番です。市民の手による、その活性化が必要です。

4. 核軍縮へ国際的なリーダーシップを!

日本政府が「新アジェンダ連合」など同志国家と連帯して、国際政治の場で核廃絶のために積極的に行動するよう、市民の働きかけが必要です。

私たちは、市民の皆さんに訴えます。2000年に核兵器廃絶運動の大きなうねりを作りましょう。そして、その動きを世界に発信しましょう。さまざまな場で、一人ひとりが、小さくても行動を始めることが変化を作ります。私たちも、その一人として「2000人アピール」に名を連ねます。

資料39　「アボリション2000」声明

1995年4月25日、ニューヨーク

私たちの子供や孫たち、未来のすべての世代にとって、世界が安全で生き延びることのできるものであるためには、私たちは核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威がつきまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出したり何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで、安全で、再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにとって本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一歩一歩達成してゆかなければならないと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国の意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されななくてはなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に核兵器を公然であろうと事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

1) 限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約*の交渉をただちに開始し、締結すること**。
2) 核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。
3) しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに完成させること。
4) 新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。
5) 核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業用利用と再処理を禁止すること。
6) すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。
7) 非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど（それらに限らず）研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。
8) トラテロルコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。
9) 核兵器の使用と使用の威嚇が違法であることを認識し、これを公に、また国際司法裁判所において宣言すること。
10) 持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること。
11) 核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創立すること。

核兵器のない世界は、人類すべてが熱望しているものです。この目標は、少数の国の核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちはNPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的ははっきりしています。それは無条件の核兵器廃絶です。

※核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を（それに限らず）含むべきである。つまり、配備されているすべての核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、核弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTにとってかわるであろう。

※※1995年の声明は、「2000年までに締結すること」と述べた。核兵器国がこのような義務を果たしそうにないと認識し、構成組織の投票と合意のうえ、「2000年までに」という字句を2000年末に削除した。

資料40　モオレア宣言（「アボリション2000」設立声明への補足）

1997年1月25日
テ・アオ・マオヒ*、モオレアでの「アボリション2000」会議にて

※フランス領ポリネシアに対する先住民（マオヒ）の呼称

本会議は、広島・長崎の人々の被爆から50周年である1995年に発せられた「アボリション2000」設立声明に述べられている合意事項や展望を再び確認する。それは、核兵器をきっぱりと無条件に廃棄するために活動し、52年間にわたる核兵器の使用、実験、生産の遺産である環境破壊や人的被害を正すためのものである。

しかし、フランス核実験の終結から一周年にテ・アオ・マオヒ*で開かれたこの会議は、核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けていることに強い光をあてた。植民地化された人々の怒りや涙は、核時代のそもそもの最初から、彼らの土地や大気や水が核開発のために取りあげられたにもかかわらず、彼らに何の相談もなく何の合意もなく、何の関与も与えられなかったという事実から発している。

植民地化された先住民の大部分は、この核の荒廃の矢面に立たされてきた。先住民の土地におけるウラン採掘や核実験から、プルトニウムや核廃棄物の投棄、貯蔵、輸送、さらに核のインフラストラクチャーのために土地が盗みとられたことにいたるまで。

「アボリション2000」設立宣言は、「核兵器廃絶の立案や監視に、市民やNGO（非政府組織）の参加がきわめて重要である」と述べている。私たちは、これを精神においても行動においても再び強調する。とともに、先住民や植民地化された人たちが、この過程にとって重要であることを指摘する。彼らが、核兵器サイクルに関する決定、とりわけあらゆる分野における核兵器の廃絶に参加することができて初めて、これが達成されるのである。自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利が地球から核兵器を永久になくするための共通の闘いに全世界の人たちが参加できるために不可欠である。

したがって本会議は、このモオレア宣言が「アボリション2000」設立声明への補足となることに合意する。

資料41　非核地帯に関するウプサラ宣言

非核地帯に関するウプサラ宣言

2000年9月4日

冷戦終結から10年を経て、世界はきびしい選択を迫られている。完全な核兵器廃絶の達成か、あるいは、今までよりもさらに恐ろしい新世代の核兵器およびその他のハイテク兵器による第二の核時代への直面か、である。

私たちは、核兵器を廃絶する、したがって地球的な完全核軍縮に向けた力強い勢いを生み出す、道徳的、政治的、法的そして安全保障上の緊急義務が存在すると確信する。これは、人間と環境の安全保障のための前提条件である。

そのために、六大陸から50人以上の学者、平和活動家、外交官および専門家が、2000年9月1日から4日、スウェーデンのウプサラに集まった。この会議は、ダグ・ハマーショルド財団、多国籍問題研究所、ピースデポ、原水禁およびINESAP（拡散に反対する科学技術者国際ネットワーク）によって主催されたもので、世界中の非核地帯設立の可能性について議論した。

新しい核時代の劇的な脅威は、包括的な核軍縮と、すべての核兵器国の保有核兵器の迅速な廃棄が緊急に必要であることを示している。それは同時に、これらの目標に向けた段階的措置も必要とする。その中には核実験の禁止、ミサイル飛行実験の禁止、弾頭のミサイルからの切り離し、核兵器を作るために使われる核分裂物質の生産禁止、および、こうした物質の蓄積された貯蔵の適切な処分ないし保障措置、などがある。

これらの過渡的措置のなかで重要なのが、非核地帯である。非核地帯は、特定の地域における核兵器の製造、配備および通過を禁止したり、その地域が核兵器によって威嚇されたり攻撃されたりしないことを核保有国に対して要求しようとする。非核地帯は、核の傘、すなわち核兵器国が非核同盟国に対して提供しているいわゆる核による防護を、永久にたたんでしまうことを可能にする助けとなる。

このような地帯はすでに、ラテンアメリカ、南太平洋、アフリカおよび東南アジアに存在する。これらは、その地帯における核拡散を防いできた。新しい地帯が現在中央アジアにおいて交渉中である。いくつかの地域は、深刻な核の危険に直面し続けている。それは、国土ミサイル防衛（NMD）と戦域ミサイル防衛（TMD）両方のシステムを築こうとする恐ろしい試みによって悪化している。これらの地域とは、東北アジア、南アジア、中東および中央ヨーロッパなどである。これらの地域において非核地帯を設立することは、拡散を制限するのみならず、公然および秘密の核兵器と貯蔵核分裂物質をとり除き、現在ある核プログラムを後退させることによって、積極的な核軍縮を支えることになる。このようにして北半球で非核地帯を拡大していくことは、集団的安全保障を強化し、核兵器の完全廃棄への努力を強めるものである。

東北アジア非核地帯条約は、日本と朝鮮半島における安全保障上の問題に効果的に対処するであろう。南アジア非核地帯は、現在世界のどこよりも核の交戦の危険が高い緊張したこの地域において、インドとパキスタンが核兵器を作ったり配備したりすることを防ぐことになろう。中東に関しては、イスラエルの核兵器、およびこの地域にある他のすべの大量破壊兵器のない地帯を設立することが、地域安全保障の主要な要素となるであろう。中央および東ヨーロッパでは、非核地帯は、いまやNATO拡大によって脅かされている冷戦後の平和の前進を守ると同時に、残っている戦術核兵器の撤去を促進するであろう。

非核地帯の協定を効果的に検証するための技術的な障害は存在しない。非核地帯を設立するために必要なのは、政治的意志、組織化そして動員である。私たちはここに、以下のことをおこなうことを誓約する。

- 「非核地帯ネットワーク」を創立する。このネットワークは、新しい地帯および既存の地帯を支えるさまざまな努力の連絡、調整をはかる。その一環として、中央アジア、東北アジア、南アジア、中東および中央ヨーロッパに非核地帯を設立することを積極的に唱導する。
- 核兵器の恐ろしさ、核軍縮の緊急性そして非核地帯の価値について一般市民に対する啓発をおこなう。
- ラテンアメリカ諸国が国連総会に提案している、非核地帯のすべての当事国による国際会議の開催を支持する。
- 既存の地帯を強化し、核兵器国が条約上の規定を厳格に守ることを要求する。
- 世界中で、政策立案者や国会議員たちに非核地帯を支持する動きへの参加を求める。
- 一カ国による非核地帯を支持する。
- 非核の市や、州や、その他地方自治体を支持する。
- 私たちの核兵器反対を構成する不可欠な一部分として、戦域ミサイル防衛と国土ミサイル防衛システムに反対する。
- モルデハイ・バヌーヌのような、核問題の警鐘者を擁護する活動にとり組む。バヌーヌは、イスラエルの核保有を暴いたことで受刑15年目に入ろうとしている。私たちは、バヌーヌの即時釈放を求める。

すべての民衆と政府、そして国連は、非核地帯を設立し拡大していくことに貢献することができる。私たちは、すべての人々に対して、私たちとともに、世界的な核軍縮という高邁な目標を達成するために、エネルギーと資源を動員するよう要請する。

（以下参加者のリスト：省略）

資料42　インド「核軍縮と平和のための連合」の行動計画

2000年11月13日

核軍縮と平和のための連合は、2001年を対象とする次の行動計画を採択した。

1. 核兵器および「原子力発電部門における安全性と透明性の欠如」について一般の人々の意識を高めるために、材料（ビデオ、印刷物、専門家など）を入手したいと思っている個人およびグループを援助する中央情報センターを設立する。
2. 反核兵器活動家の地域会議、それに次ぐ全国会議に向けた今後の努力を調整する。地域会議は、6ヶ月の内に北部、南部、東部、西部、および中部インドにおいて開催する。労働組合、科学者、医者、ジャーナリスト、芸術家、法律家、音楽家などによる別の全国会議も開催されるだろう。
3. できるだけ多くの学校や大学において毎年8月4−11日を「核軍縮と平和週間」とすることを制度化するよう努める。
4. 全ての政党、大衆組織、及び産業、宗教団体等を含むあらゆる種類の専門家集団との公式レベルの対話を積極的に行う。
5. [ジャドゥゴダ鉱山のウラン採掘からの]放射線被曝に対して闘うジャルカンドにある諸団体を、ジャルカンドの新しい州政府と公式に話し合いの場をもつなど、被害の窮状を明らかにするために可能な限り支援する。
6. 地域内への放射性廃棄物の投棄を含む、政府による原子力関連の秘密の行動に関して、ラジャスタン州の憂慮する人々を支援する。
7. 一年以内に放射線被爆者の全国連合を設立する。
8. 「パキスタン平和連合」(PPC)と協力して、南アジアの核化がもたらす危険性を明らかにするために実行されなければならない印パ共同の市民構想に関する報告書を、数ヶ月以内に作成する。
9. PPCと協力して、インドとパキスタンにおいて各々10の学校と10の大学を選び、姉妹学校および姉妹大学とする。
10. 欧州、北米およびその他の世界に散在するインドおよび南アジア人と相互の協力関係を結ぶとともに、世界におけるその他の核軍縮を求めるあらゆる団体や個人と友好的に協同する。

資料43　軍事費でこんなことができる

作成：世界ゲーム研究所、2001年
(http//www.worldgame.org/wwwproject)
訳：ピースデポ
World Game Institute,3215 Race Street,
Philadelphia, Pennsylvania 19104

世界が必要としているもの（説明は次ページ）

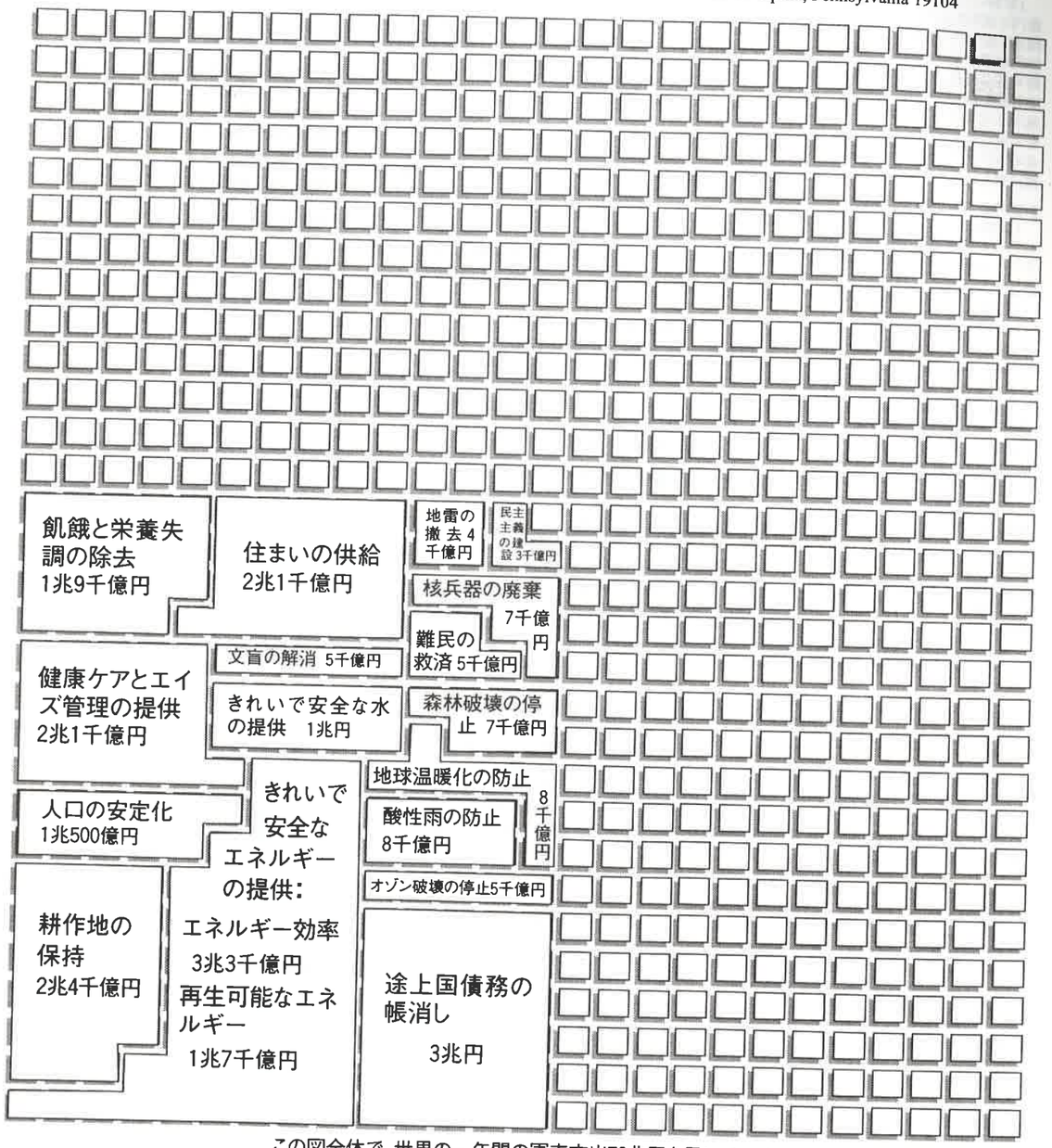

この図全体で、世界の一年間の軍事支出78兆円を示している。（編集部注：1ドル100円とみなした。）

ここに表されているのは、人間が必要としている主要なものや、人類が直面している環境問題を解決するための、さまざまな世界的なプログラムにかかる一年間の費用である。それぞれのプログラムの数字は、世界が必要としているすべての目標を達成するために必要な一年当たりの金額を示している。合計額は、世界の一年間の軍事支出のおよそ30%である。

■＝1000億円

■＝世界から天然痘を根絶する（1978年に達成）ためにかかった費用：300億円

この図は、世界が、人類の直面している主要な体系的な問題を解決するために必要なものは、入手可能であると共に財政的にも負担可能なものであるということを示そうとする試みである。当然、例えば、世界の食糧問題のように複雑で大きな問題を、一つのグラフの小さな一部として扱うことは、どんなにやってみても不完全なものである。図のさまざまな要素を下に説明するが、これは完全な、または詳細な計画をめざしたものではなく、むしろ、全体的な方向、展望そして計画を示すことをめざした、非常に概略的なものである。より詳しい報告は「世界が必要とするものプロジェクト」(「世界ゲーム研究所」のウェブサイト)に出ている。

計画1「飢餓と栄養失調の除去／人類の食」:
1年間に1兆9千億円で10年。内訳は、1年に2千億円を国際飢餓救済機関に――国際的な穀物の備蓄と緊急時の飢餓救済。1年に1兆円を、広範な国内教育サービスを通じた、農民の教育に――持続可能な農業、地元の肥料資源の活用、害虫と土壌管理技術、収穫後の保持。これらが、増大した地元生産の市場誘発につながる。1年に7千億円を土着の肥料開発に。計画10の教育資源と組み合わされる。この金額は、米国が減量のために1年間に費やしている金額の55%にあたる。

計画2A「すべての人に健康ケアを提供する」:
1年間に1兆5千億円で10年かけて、健康ケアのない世界のすべての地域に、コミュニティの健康ワーカーを通じて、健康ケアを提供する。

計画2B「子どもへの特別な健康ケアを提供する」:
1年間に2千5百億円を、次のことに充てる。a)ビタミンAが日常の食事でとれない子どもたちにこれを提供し、1年に25万人の子どもの失明を防ぐこと、b)ひどい下痢に苦しむ子どもに経口水分補給の治療をすること、c)途上国の10億人の子どもたちに、はしか、結核、ジフテリア、百日咳、ポリオ、破傷風に対する予防接種を行い、これによって年間6、7百万人の子どもの死を防ぐこと。

計画2C「ヨー素欠乏プログラム」:
1年間に4兆円をかけて、ヨー素欠乏を除去するために、食卓塩にヨー素を加える。これによって、甲状腺腫に苦しむ5億6千6百万人を減らし、明らかなクレチン病に苦しむ3百万人をこれ以上増やさないようにする。

計画2D「エイズ予防と管理プログラム」:
1年間に6千億円の内訳は次の通り。エイズ予防教育プログラムに3千億円、途上国のエイズ患者に多様な薬物療法を提供することに2千億円、エイズのワクチンないし治療法の研究と開発に1千億円。
すべての健康ケア計画にかかる金額は、米国でアルコールとたばこに一年間に消費されている金額の16%にあたる。

計画3「不十分な居住およびホームレスの解消」:
1年間に2兆1千億円で10年かけて、十分な居住を得ていない人々が、物資、手段および技術を入手可能になるようにする。米国で16ヶ月にゴルフに消費される金額にあたる。

計画4「きれいで豊富な水の提供」:
1年間に1兆円で10年かけて、必要な井戸、水、および、下水パイプ、公衆衛生施設と浄水システムを建設し維持するための、物資、手段および技術が入手可能になるようにする。世界で違法なドラッグに一年間に消費されている金額の1%にあたる。

計画5「文盲の解消」:
1年間に5千億円で5年かける。内訳は次の通り。10から12基の情報衛星とその発射に2千億円。1千万のテレビ、衛生の皿状受信機、電源のための光電池／電池ユニット――これらすべてが村の学校やその他すべての文盲率の高い地域に置かれる――ことに2千億円。残り(資金の90%)は、文化的に適切な読み書き能力プログラムとシステムの維持にあてられる。湾岸戦争に使われた費用の5%にあたり、米国でビデオゲームが消費する金額の14ヶ月分にあたる。

計画6「エネルギー効率の増加」:
1年間に3兆3千億円で10年かけて、車両の走行マイル数を50mpg(mpg=1ガロンあたりに走行するマイル数。50mpg=1リットルあたり約21キロメートル走行)にし、さらに、器具、産業過程、および、家庭用エネルギーや材料の目標水準を高める。この金額は米国のティーンエージャーが年間に使う金額の13%にあたる。

計画7「再生可能なエネルギーの増加」:
1年間に2兆円を10年かけて、再生可能なエネルギー装置を設置するための税金やその他の誘発要因のために使い、化石燃料および核燃料への補助金を10年間かけて段階的になくしていくことを保証し、よりすぐれた再生可能な動力源装置の研究と開発にあてる。この金額は、途上国における供給電力料金への現在の補助金額の13%にあたる。

計画8「債務の管理」:
1年間に3兆円を10年かけて、50兆円ないしそれ以上の現在の借金を、額面価値の50%に引き落とすために使う。途上国が借金から解放されるだけでなく、銀行が支払い能力を持ち、国際取引を推進し続けられることになる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の3.8%にあたる。

計画9「人口の安定化」:
1年間に1兆5百億円を10年かけて、出産計画を普遍的に入手可能なものにすることにあてる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の1.3%にあたる。

計画10「耕作地の保持」:
1年間に2兆4千億円を10年かけて、世界でもっとも脆弱な耕作地、同時にもっとも不毛化の影響を受けやすい耕作地、また、もっともひどく不毛化された場所、および、もはや農業を続けることができなくなった土地、の10分の1を、牧草地または林地に転換する。また、持続可能な農業技術を利用して、残された土地の表土を保護し再生する。その二つは、政府の規制と、もっとも不毛化された土地での穀物生産をやめるための誘発的なプログラムのくみ合わせによって達成される。同時に、持続可能な農業と土地管理技術を教え、示すような国内にゆき届いたサービスの幅広い拡大による農家教育による。この金額は、米国の1年間の農地の損失額より3千億円低く、また、米国とヨーロッパの農家へ与えられている補助金の金額の半分にあたる。

計画11「森林破壊の転換」:
1年間に7千億円を10年かけて、生態学的で、燃料となる森林で、生産が必要としている森林を持続させるために必要な1億5千万ヘクタールを再び森林にするためにあてる。地元の村民によって植えられれば、費用は、種まきの費用も含めて、1ヘクタールあたり4万円であろう。立法化、財政的誘発、熱帯林の保護の強化に追加的な費用がかかる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の0.9%にあたる。

計画12「オゾン破壊の転換」:
1年間に5千億円を20年かけて、CFC(クロロフルオロメタン。スプレーの噴射剤)－20の代替物の段階的利用、CFC税、さらなる研究と開発の誘発要因などにあてる。この金額は、米国政府のエネルギー、木材、建設、財政サービスおよび広告産業への補助金額の3.7%にあたる。

計画13「酸性雨の停止」:
1年間に8千億円を10年かけて、税による誘発と、政府の規制と、すべての石炭、産業過程の効率化、車、そして器具の利用者への汚染管理装置設置(静電沈澱器など)といった直接的な援助のくみ合わせにあてる。この金額は、世界の1年間の軍事支出の1%にあたる。

計画14「地球温暖化の転換」:
1年間に8千億円を20年かけて、大気へ放出される炭酸ガス、メタン、CFCの削減にあてる。これらは、国際的基準、炭酸税、産業・輸送・家庭におけるエネルギーの効率性向上、化石燃料利用の減少、再生可能なエネルギー利用と再森林化の増大による。この金額は、保険産業が、気候に関連した損害のために1990年代に支払った金額の17%にあたり、世界の1年間の軍事支出の1%にあたる。

計画15「地雷の撤去」:
1年間に2千億円を10年かけて、土地に地雷を埋められた64カ国の各国に小さな施設を設置することにあてる。参加者は、地雷の安全な撤去の訓練を集中的に受けている。各国において撤去された地雷一つについて、一日の賃金以上の補償が与えられる。この金額は、一機のB－2爆撃機の金額より低く、米国の毎年の香水に消費される金額の半額以下である。

計画16「難民の救済」:
1年間に5千億円を10年間かけて、難民の安全を保証し、食糧・避難所・健康ケア・教育の提供を調整するような国際的な難民救済機関にあてる。この金額は、途上国の軍備取引の金額の20%にあたる。

計画17「核兵器の廃棄」:
世界中にあるすべての核兵器を解体し、プルトニウムと高濃縮ウランを処理して非兵器級の物質に転換するために、1年間に7千億円で10年かかる。この金額は、①米国防総省が過去10年間に使った費用の半額に満たない。そしてその国防総省の支出費用とは、米国会計検査院によると、実際には計算ができない－どこへ使われたか国防総省も把握していない。②世界の軍事支出の約0.09%である。③また、民間の防護、兵器や爆発物の探知機、ビデオ監視モニター、X線機器などの、「保安産業」に毎年使われる2兆8千億円の25%にあたる。

計画18「民主主義の建設」:
1年間に2千億円を10年かけて、次のプログラムにあてる。――有権者教育、および、民主主義への転換を行おうとしている国々の複数政党の選挙への財政的援助。世界中の人々が、重要な世界的課題についてどう考え感じているのかを確かめるような、世界的世論調査プログラム。現実の世界的な問題を解決する計画を提案し、開発し、判断するために、誰もがインターネットにアクセスできるようにするような、世界的問題解決シミュレーション機関。これら3つのプログラムにかかる金額は、1機のB－2爆撃機よりも低く、世界の1年間の軍事支出の0.025%にあたる。

主な参考文献:UNDP「人間の開発報告1996」、UNICEF「世界の子どもの状況1996、1995、1994」、同「子どもに未来を:世界子どもサミット」、UNHCR「難民Ⅱ－95」、世界銀行「世界開発報告1996」、世界資源研究所「世界資源1995－96、1992－93」、世界監視研究所「生命のサイン1996」、同「世界の状況1988－96」、同「ホー・ビン:すべての人に食糧を」、同「エネルギー、地球そしてすべての人たち」

資料44　NPT再検討会議における長崎市長演説

2000年5月3日

バーリ議長並びにご列席の各国政府代表の皆様、私は長崎市長の伊藤一長でございます。

この度、NPT再検討会議において、国連登録のNGOの一員である世界平和連帯都市市長会議を代表して、皆様にお話する機会を得ましたことを大変光栄に思います。

世界平和連帯都市市長会議は、1982年、原爆被爆都市である広島市と長崎市が、核兵器廃絶の国際世論の喚起を目的に世界の都市に呼びかけて設立した都市の国際ネットワークで、現在、102か国・地域487都市が加盟しています。

戦争、とりわけ核戦争が起これば、真っ先に攻撃を受けるのは都市であり犠牲となるのはそこに住む市民であり、特にお年寄りや、女性や子供たちであります。このことは、広島、長崎の原爆被爆はもちろん、これまで何度も繰り返されてきた戦争や地域紛争における被害をみれば、明らかであります。

広島と長崎に投下された原爆で21万人余の人々が即死し、あるいは数か月のうちに亡くなりました。そのほとんどが軍人ではなく非戦闘員である一般市民でありました。9,000mの上空から投下された原子爆弾は地上500mで爆発し、摂氏数千度の熱線、巨大な爆圧と放射線が地上のあらゆる物を破壊し、焼き尽くしました。原爆の悲劇は55年後の今日でも、広島と長崎のおよそ30万人の被爆者が、命を脅かされ、原爆後障害で苦しんでいる形で続いているのです。

私は1995年11月、オランダ、ハーグの国際司法裁判所で被爆都市の市長として陳述し、核兵器使用の違法性について次のように訴えました。

「私は、戦闘に関する国際法では、兵器の選択について無制限な自由は認められておらず、その禁止を明文化されていない兵器であっても、①文民を攻撃すること、②不必要な苦痛を与えること、③環境を破壊すること、は禁止されていると聞いております。核兵器の使用は、まさしくこれらの禁止事項に該当するものであり、国際法に違反していることは明らかであります。」

翌年7月、国際司法裁判所が「核兵器の使用と威嚇は一般的に国際法に違反する」との勧告的意見を出したことは、皆様ご承知のとおりであります。

この勧告的意見は、私たち被爆都市の市民だけでなく核兵器をなくそうと活動している世界の市民、NGOに勇気と励ましを与えてくれました。勧告的意見に触発されたかのように、国際的に著名な科学者や政治家、かつて軍の中枢にいた人たちが、核兵器廃絶への具体的提言を発表しました。私たち長崎市民は、核軍縮の未来にひとすじの光が見えた気がしました。

しかしながら、1998年5月、インドとパキスタンが相次いで核実験を実施しました。私たちが最も恐れていた核兵器の拡散の危険が現実のものとなりました。

ご列席の皆様、

インドとパキスタンはそれぞれの自国の安全を守るという名目で核実験を行いましたが、その結果、両国は安全になったでしょうか。その反対に、両国とも相手国による核攻撃に脅えているのが現実ではないでしょうか。

私は、毎年、長崎に原爆が投下された8月9日に行われる平和祈念式典で発表する長崎平和宣言の中で、自国の平和と安全を核兵器に頼ろうとするいわゆる「核抑止政策」に固執する核保有国の姿勢を何度も批判してきました。核兵器は人類滅亡をもたらす兵器であり、核兵器が存在する限り、人類の恒久平和はあり得ないと思います。

今日、NPT6条に謳われている「核軍縮の努力義務」を核保有国がどれだけ果たしているかが問われています。

先日、ロシア連邦は、調印以来7年ぶりに第二次戦略兵器削減条約(STARTⅡ)を批准し、さらに、158か国の賛成で成立した包括的核実験禁止条約 (CTBT)を批准しようとしています。このような動きは、歓迎すべきことではありますが、その一方で、ロシアは新軍事ドクトリンの中で核兵器の先制

使用を認めました。

一方、アメリカ合衆国は上院においてCTBT批准決議を否決し、現在の政権下ではその批准は絶望視されています。しかも、CTBTに違反しないとの理由で臨界前核実験を11回実施し、ロシア連邦と共に、更にその継続を表明しています。戦後の国際政治を動かし、核兵器の増強を進めてきた核大国アメリカの責任は大きいと言わざるを得ません。

私は1945年8月23日、第二次世界大戦の終戦後に生まれた戦後の第一世代です。私はアメリカが日本の戦後復興を支援し、すばらしい民主主義を日本にもたらしましたことをよく知っています。私を含め日本人の多くはこのことを感謝しています。しかし、核兵器の問題については、私たちは、アメリカ合衆国の政策は、強く批判されてしかるべきと思っています。

20世紀は人類がかつてない繁栄を達成した時代でありました。その一方で、二度にわたる世界大戦を始め、戦争と破壊を経験した時代でもありました。今、20世紀はまさに終わろうとし、21世紀を迎えようとしています。

1955年に発表されたラッセル・アインシュタイン宣言では、核兵器の脅威について次のように警告しています。

「信頼できるある筋によれば、現在では広島を破壊した原子爆弾の2500倍も強力な爆弾をつくることができると言われている。・・・・・ところで、最も権威ある人々は一致して、水素爆弾を用いた戦争は、人類に終末をもたらす可能性があることを指摘している。もし多数の水素爆弾が使用されれば、生きとし生けるすべての生物が死に絶える心配がある。」と。

あれから45年がたちましたが、私たちは、ラッセル・アインシュタイン宣言が警告した人類滅亡の危機から依然としてのがれていません。そして核保有国は、平和を守るためとの理由で核兵器を持ち続け、そのことが逆に人類全体の存続を危うくするという「核の呪縛」から脱却できずにいるからです。

ご列席の皆様、

長崎、広島の市民は過去の憎しみや恨みから核兵器の廃絶を訴えているのではありません。それは核兵器が国際法に違反する非人道的な兵器であり、無差別、大量破壊兵器であることを、私たちの55年前のあの悲惨な被爆体験によって知っているからにほかなりません。

今こそ、核保有国が核兵器を地球上から全廃するという政治的意思を明らかにして、核兵器の開発、製造、実験、配備、使用を禁止する核兵器全面禁止条約の早期締結に向けて交渉を始めるべきであります。

この度のNPT再検討会議が、核兵器を21世紀に持ち込ませないため、あくまで核兵器廃絶への道筋を示す会議となるよう皆様の真剣で建設的な議論に期待しています。

長崎市は広島市と共に、世界の都市と連帯を深めながら核兵器廃絶の声を更に広げるために努力していきます。そして、今年の11月には、世界のNGOに参加を呼びかけて核兵器廃絶地球市民集会を長崎市で開催いたします。

私は、世界の市民、NGOの力を結集し、人類の良心を動員することによって、核兵器の廃絶は可能であると信じています。21世紀を核兵器のない世紀とし、私たちの子供たちが平和に生きることのできる世界をつくるために共に努力しましょう。ありがとうございました。

資料45　広島市・長崎市の2000年平和宣言

45—1　広島市　2000年8月6日

私たちは今日、20世紀最後の8月6日を迎えました。

一発の原子爆弾が作り出した地獄の日から55年、私たちは、絶望の淵（ふち）から甦（よみがえ）った被爆者と共に悲嘆にくれ、慰め励まし、怒り祈り、学び癒（いや）し、そして訴え行動してきました。その結果、広島平和記念都市建設法の制定、原爆死没者慰霊碑の建立、被爆者援護法の制定、南半球を中心とした非核兵器地帯の設定、国際司法裁判所による核兵器使用の違法性判断、包括的核実験禁止条約の締結、原爆ドームの世界遺産化、核保有国による「核兵器全廃に向けた明確な約束」等、多くの成果を挙げることができました。特に、長崎以降、核兵器が実戦において使われなかったことは全人類的成果です。しかし、今世紀中に核兵器の全廃をという私たちの願いは、残念ながら実現に至りませんでした。

21世紀には、何としてもこの悲願を達成しなくてはなりません。そのためにも今一度、より大きな文脈で被爆体験の意味を整理し直し、その表現手段を確立し、人類全体の遺産として継承していかなくてはなりません。世界遺産として認められた原爆ドーム、被爆に耐えた旧日本銀行広島支店や世界中の子どもたちから寄せられる折鶴（おりづる）の保存や活用はそのためにも重要です。また、「核兵器は違法である」という大きな成果を核兵器廃絶につなげるため、世界平和連帯都市市長会議の力を結集する必要もあります。そして人類の誰（だれ）もが自らの国家や民族の戦争責任を問い、自ら憎しみや暴力の連鎖を断つことで「和解」への道を拓（ひら）くよう、そして一日も早く人類が核兵器を全廃するよう、世界に訴え続けたいと考えています。

コンピュータはもちろん鉛筆も、いや文字さえなかった太古から今日まで、20世紀が他のどの時代とも違うのは、人類の生存そのものを脅かす具体的な危険を科学技術の力によって創（つく）り出してしまったからです。その一つが核兵器であり、もう一つが地球環境の破壊であることは、言うまでもありません。そのどちらも私たち人類が自ら創（つく）り出した問題です。その解決も当然、私たち自身の手で行わなくてはなりません。

核兵器の廃絶を世界に向って呼び掛けてきた広島は、さらに、科学技術を真に「人間的目的」のために活用するモデル都市として新たな出発をしたいと思います。広島そのものが「人間的目的」の具現化であるような未来を、広島の存在そのものが「平和」であることの実質を示す21世紀を創（つく）りたいと考えています。それは人間の存在そのものを危機に陥れた科学技術と、人類との「和解」でもあります。

朝鮮半島における南北首脳会談で両国の首脳が劇的に示してくれたのは、人間的な「和解」の姿です。私たちは、20世紀の初め日米友好の象徴として交換されたサクラとハナミズキの故事に倣（なら）い、日米市民の協力の下、広島にすべての「和解」の象徴としてハナミズキの並木を作りたいと考えています。国際的な場面においても広島は、対立や敵対関係を超える「和解」を創（つく）り出す、調停役としての役割が果せる都市に成長したいと思います。

私たちは改めて、日本国政府が、被爆者の果してきた重要な役割を正当に評価し援護策を更に充実することを求めます。その上で、核兵器廃絶のための強い意志を持ち、かつ憲法の前文に則（のっと）って、広島と共に世界に「和解」を広める役割を果すよう、強く要請します。

20世紀最後の8月6日、私たちは、人類の来し方行く末に思いを馳(は)せつつ広島に集い、一本の鉛筆があれば、何よりもまず「人間の命」と書き「核兵器の廃絶」と書き続ける決意であることをここに宣言し、すべての原爆犠牲者の御霊(みたま)に衷心より哀悼の誠を捧(ささ)げます。

広島市長　秋葉忠利

45―2

長崎市　2000年8月9日

あの日から55年が経ちました。原爆で亡くなられた方々のごめい福を心からお祈りいたします。

第二次世界大戦の末期、1945年8月9日、午前11時2分、一発のプルトニウム型原子爆弾が、米軍機によって長崎に投下されました。500メートル上空で爆発した原子爆弾は、地上ではセ氏数千度の熱線となって、瞬時にして人々のからだを焼き、黒焦げにしました。強烈な爆風により、人々は吹き飛ばされ、押しつぶされ、家屋やコンクリートの建物も打ち砕かれました。目に見えない放射線は、人々の細胞を破壊し、短期間に死に至らしめました。そのほとんどは子供や女性、老人などの非戦闘員であり、中国人や朝鮮人、連合軍捕虜たちも数多く含まれていました。一命を取り留めた人々も、原爆後障害による病気をかかえ、死の恐怖におびえ続けています。この惨状を知る私たち長崎市民は、核兵器廃絶と世界恒久平和を、世界に向けて訴え続けてきました。

長崎を最後に、戦場で核兵器が使われることはありませんでした。長崎、広島の被爆者の悲惨な体験と訴えが、何よりも核兵器使用を阻止する力となってきたのです。しかし、核被害者は決してそれにとどまりません。核実験や、核兵器・核物質製造の過程で起った事故のため、無数のヒバクシャが生み出されています。アメリカのネバダ、旧ソ連のセミパラチンスク、そして、南太平洋の島々などで、2,000回以上の核実験が行われ、そこに住む多くの人々の生命と健康を奪い、地球環境を汚染しました。

核兵器、それは人類の滅亡をもたらすものです。世界の皆さん、今なお世界には約3万発の核兵器が残されています。私たちの力で、核時代を過去のものにしようではありませんか。国際司法裁判所は、1996年の勧告的意見の中で、核兵器の威嚇と使用は人道と国際法に反すると指摘しました。核兵器廃絶を求める世界の人々の声は、今年5月のNPT(核不拡散条約)再検討会議で、核保有国から「核兵器廃絶に向けた明確な約束」をひきだしました。核保有国は、この約束を実行するために、核兵器全面禁止条約の早期締結に向けた多国間交渉を直ちに始めるべきです。

わが国政府は、過去の戦争についての反省を明らかにし、被害を与えた国の人々との間に存在する未解決の問題に、誠実に対応することが必要です。その上で、世界最初の被爆国として、核兵器廃絶の先導的役割を果たすべきです。南北朝鮮の対話が始まった今こそ、非核三原則を法制化したうえで、北東アジア非核地帯を創設し、核の傘から脱却することを求めます。また、国内外の被爆者援護の一層の充実に努め、未だに被爆地域に指定されていない未指定地域の方々が、健康への不安に悩み苦しみ続けている事実にも目を向けてください。

核兵器、それは人類の滅亡をもたらすものです。戦争を知らない若い世代の皆さん、世代を越え、国境を越えて協力し、これまでの歴史から、戦争の愚かさ、核兵器の恐ろしさを正確に学び取って欲しいのです。来るべき21世紀を、戦争や核兵器のない「平和の世紀」にするために、共に手を取り合って行動しましょう。

長崎市は、被爆から55年にわたる平和への思いと、21世紀への希望をもって、新たな一歩を踏み出します。核兵器廃絶への道筋を作るため、今こそ国内外のNGOの力を結集する時です。今年11月の「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」に多くの市民、NGOの参加を期待します。

ここに、私たち長崎市民は、長崎が核戦争最後の被爆地となることを願って、21世紀を核兵器のない時代とするため、力強く前進することを世界に向けて宣言します。

長崎市長　伊藤一長

資料46　長崎アピール

長崎アピール

2000年11月20日

21世紀が間近に迫っている。その時を選んで私たち地球市民は今、核兵器による最後の大量虐殺のあった長崎に、世界各地から集まった。

約半世紀前、人類は核兵器を開発した。核兵器は、一瞬にして数百万の生命を奪うばかりでなく、かろうじて生き延びた人々にも、生涯消えることのない心と体の苦しみを与え続ける。核兵器の使用による被害は交戦国を越えて広がり、生態と環境に深刻な被害をもたらす。こうした凶器が、今もなお、政治の駆け引きの道具に使われている。

迫りくる死の不安にさらされながら、「私たちの悲劇を二度と繰り返させてはならない。核兵器廃絶の約束をした核保有国は、その証として、せめて私たちが生きている間に、核兵器廃絶を実現して欲しい」と訴える被爆者の声に、私たちは誠実に応える責務がある。長崎を核戦争最後の被爆地としなければならない。

冷戦構造が崩壊してから十年以上が経つというのに、3万発以上もの核弾頭が地球上に存在し、米ロは数千発を瞬時に発射できる体制を変えていない。

最高の法的権威である国際司法裁判所は、核兵器の使用と威嚇は国際法上違法であると判断した。生物・化学兵器以上に非人道的兵器の烙印をおされたこの兵器を、核保有国や「核の傘」に頼る国の政府は、安全保障のために必要だと言い続けている。

今年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、核兵器国が「核兵器廃絶への明確な約束」をしたことは私たちに大きな希望を与えた。しかし「加速された交渉を行う」という当然の言葉を削除しなければ、その合意は成立しなかった。

核兵器があり続けることは、人類にとっての脅威であり、それを使用すれば破局的な結果をもたらす。破局への唯一の防御は、核兵器の廃絶である。私たちは会議の中で核時代の苦しみを味わった広島、長崎、セミパラチンスク、ネバダ、ムルロア、チェルノブイリ、東海村のヒバクシャについて多くを学んだ。

女性、青少年、勤労者、宗教者、先住民などを含む地球市民のあらゆる分野の人々の声がわき起り、国際的な力を得なければならない。それこそが政府に約束を守らせる力となる。長崎での4日間の会議を終えた私たちは、地球市民の名において、世界中の人々に、次のことを心から呼びかける。

1. 世界中の市民は、同じ志をもった国々と協力し、核兵器禁止条約を交渉する国際会議の開催を要求しよう。

2. 核兵器廃絶のために果たすべき日本政府の責任と役割は極めて大きい。日本が、核兵器に依存した安全保障政策から脱して、北東アジア非核地帯設置を含め、その役割を最大限に果たすよう期待する。そのための日本市民の運動を世界の市民も支援しよう。

3. 北米と東アジアに関して米国が提案しているミサイル防衛計画が核軍縮を阻み、新しい核兵器開発競争を引き起こそうとしている。この現実が緊急に改善されなければならない。ミサイル防衛計画の中止を求める米国市民と連帯し、世界の世論を一段と強めよう。

4. 各国政府は核による被害を国民に明らかにすべきである。核兵器のために費やされている巨額の費用を核兵器の使用、およびウラン採掘、再処理、実験、製造など核開発のすべての過程で生み出された被害を軽減し、補償し、環境を回復するために振り向けるよう、要求しよう。それはまた核兵器の廃絶とその検証にも振り向けなければならない。

5. その他、包括的核実験禁止条約の一日も早い発効、未臨界実験などすべての核兵器実験の禁止、兵器用核物質の生産禁止と国際管理、核兵器の大幅削減、警戒体制の解除、核保有国同士の先制不使用と非核保有国への不使用政策の採用、外国領土や国際海域からの核兵器の即時撤去、非核地帯の新設と強化、核抑止論の公的な否定など、一歩ずつ実現するための措置を、並行して進める努力が必要である。さらに、インド、パキスタンの核兵器計画をただちに中止させよう。これらを達成するために、あらゆる機会をとらえて市民の要求を出し続けよう。

ヒバクシャやアボリション2000などの運動が「核兵器廃絶」を国際政治の共通語になるところまで前進させた。市民の努力が続く限り、私たちの目標が達成されるという明るい希望がある。それぞれの場で踏み出す小さな一歩こそが、必ずや大きな変化を作り出す。永久に核兵器の脅威から解放された戦争のない21世紀を一日も早く実現させるために新たな行動を共にはじめよう。

2000年11月20日
核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ

資料47　日本の非核宣言自治体の活動と事業

以下のものは、日本の非核宣言自治体が、これまでとり組んだ活動や事業を分類整理したものである。必ずしもすべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みがあれば、編集部にご一報いただけると幸いである。(2001年5月)

1. 宣言や条例の制定

●宣言(手続きにより3種類のものがある)
・首長提案・議会決議のもの
・市民又は議員提案・議会決議のもの
・再度の宣言を議会が決議したもの
(内容による違い)
・核兵器の廃絶と恒久平和を訴える
・非核港湾を訴える
・放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する
●条例(内容によりほぼ3種類に分類できる)
・非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している、市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)
・平和条例(平和行政、予算化などを規定)
・平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大を)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

・核爆発実験に対する抗議や要請文の持参・送付(仏・中、インド・パキスタン)
・未臨界核実験に対する抗議&要請文の持参・送付(米・ロ)

3. 議会の決議など

・非核三原則の堅持を求める意見書の提出
・CTBT(包括的核実験禁止条約)の制定を求める意見書
・仏・中国、インド・パキスタンの核爆発実験の中止を求める決議
・米・ロの未臨界核実験に抗議し、今後の実験中止を求める決議
・非核法の制定を求める意見書の提出
・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
・核兵器のない21世紀を希求する宣言に関する決議
・文民指導者の核兵器廃絶声明を支持する決議
・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
・入港するすべての艦船に「非核証明」の提出を求める意見書
・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書
・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
・核燃料再処理事故に関する意見書

4. 非核・平和のための周知活動

・宣言の懸垂幕設置(車にステッカーも、アドバルーンの掲揚)
・宣言の碑の設置(石碑、ブロンズ像、被爆石)
・宣言の看板設置(多数あり、修理費も)
・宣言文の掲示(プレート、パネルを小学校、市の封筒類)
・市民キャンペーン(市民の集まる所へ出かけて、知らせる)

・平和盆踊り（平和の火リレー、風船メッセージ、灯篭、花火大会）
・無料電車「平和号」運行
・広報誌での啓発（多数あり）
・ローカル紙への行事掲載（テレビ・ラジオも）
・ホームページの作成（非核平和推進協議会ほか）
・憲法記念日（9条の掲示）
・ケーブルテレビでの市民への啓発

5. 啓発品の配布

・啓発パンフレットの配布（多数あり）
・啓発用品の配布（ファイル中学一年生、球根と鉢、憲法手帳、テレホンカード、カレンダー、Tシャツ＆帽子＆記念旗、皮製キーホルダー、全戸に色紙配布し千羽鶴をおり広島へ持参、ティシュ、水性ペン、平和はがき、バンドエイドセット、綿棒など多数）
・平和の花いっぱい運動（宣言文いり花の種三千個、リーフレット付、街頭＆全小中学生に配布、平和のバラ運動）
・日本国憲法の冊子作成と配布

6. 祈念式典・集会

・平和のつどい（映画、演劇、展覧会、コンサートなどと一緒に）
・平和祈念式典（多数あり）
・戦没者追悼式
・黙祷の実施・半旗の掲揚（8／6・9・15の他、沖縄、空襲など各地の記念日に）
・平和の鐘の打鐘

7. 展覧会

・原爆パネル・資料展（ポスターも、ビデオも、戦災も、美術展も、宣言10年展も、県外も、ユニセフも、広島資料も、戦時下パネルやビデオ・図書）
・平和の絵募集（カレンダーに作成、ポスターに作成、作文、平和リボンも）
・平和ポスター展（平和はがき、その場で書くタペストリー）
・平和図書や資料の展示（図書館内、市役所）
・平和展（沖縄戦、シベリア抑留展、地域紛争と子どもたち展、戦争展、チェルノブイリからの訴え、加害の歴史に学ぶ、国連・平和パネル展、731部隊展、水俣展など多数あり）
・子供会「平和壁新聞」

8. 講座・セミナー

・被爆の語りべ講演会（広島から、市内の）
・憲法記念講演会（多数あり）
・平和教育事業（実行委へ委託、映画会＆講座、平和を考える講座、地球市民講座、平和・人権学級の開設、平和副読本の作成）
・戦争体験を語る会・聞く会（実行委へ委託）
・戦争と平和を考えるおはなし会
・平和講演会（多数あり）
・国連と軍縮シンポジウム
・戦争遺跡保存全国シンポジウム
・職員研修
・戦時中の食事体験講座
・環境問題や人権問題を視野に入れたセミナー

9. フィールドワーク

・青少年被爆地派遣（広島・長崎各3名、広島2名、広島4名、広島4名、広島12名、長崎2名、新成人、広島12名、広島16名、広島7名、広島9名、広島中学生、親子で長崎、感想文集の作成、報告会の開催、ビデオ作成＆ケーブルテレビでの放映、役所＆学校で壁新聞掲示、長崎ピースフォーラムに参加等、被爆地での式典参加・資料館の見学や語り部の体験を聞いたり、地元の学校との交流などをおこなう）
・市民の被爆地派遣（広島へ複数、広島中学生他、中学生他、小学生親子等10名以上広島6名、市民への補助金、青年団員、長崎15名、親子5組名市民補助多数沖縄も、市民多数委託、平和の使者広島へ12名、広島バス50名、親子10組、長崎30名、広島親子30組、広島バス30名、沖縄親子平和大使8組）
・議員・職員の被爆地派遣（式典や全国大会への参加、青少年や市民に同行も）
・平和バスツアー（丸木美術館・第五福竜丸保存館やピース大阪などの平和資料館など、沖縄などの基地や戦跡、地下壕等の見学・体験）
・沖縄派遣・交流（中学生を豊見城村へ、30名基地内見学も、小中学生120名）沖縄の戦跡などの説明のガイドを提供（養成講座も）
・大阪へ人権差別問題の学習
・海外へ市民の交流事業（フィリピン・ブラジル姉妹都市）

10. 音楽・映画など

・平和コンサート（器楽合唱の部とポピュラーの部実行委へ委託、南アフリカのグループなど多数あり）
・朗読劇など（手づくり実行委の独立採算も、一人芝居）
・平和の映画ビデオや図書の購入（貸し出しも、多数あり）
・非核平和映画会（ビデオで、市民団体の主催に支援、講演会も、市内5カ所、親子向けアニメなど多数あり）
・平和書道展
・マンガ「21世紀への伝言・君たちの街にも戦争があった」の発行
・平和事業記録の映画ビデオの製作
・平和ミュージカルの上演

11. 資料収集・展示

・平和資料展示室の運営（企画展、映像コーナーの設置）
・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
・平和資料館の運営（企画展・特別企画展の実施、広報誌の発行、資料の貸し出し、見学者の受け入れ、教員や地域指導者の施設見学会）
・平和資料コーナーの運営・海外資料の収集

12. 複合事業

・平和のつどい（国際NGO会議、被爆者の講演・コンサート、演劇・コンサート・資料展示、映画と講演コンサート等、国連平和フェスティバル、各区巡回展も、大阪の空襲展、沖縄の体験談・アニメ、女と平和を考える、平和を考える戦争展、愛・いのち・人権展、ようこそ沖縄ランドへ、平和と人権を考える、ムッちゃんの平和祭・小中弁論大会、那覇・広島・長崎ピーストライアングル合同事業、ベトナム外務省などを呼び平和フォーラム、外国人市民と日本人の出会いとふれあいの広場（マダン）、・・・・市民の実行委員会との共催も多く各自治体で内容は違う）
・ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会の事業（世界平和連帯都市市長会議、海外での原爆展の実施、アジア記者招待プロジェクトなど）

13. 市民参加

・官民共催による国際集会（地球市民集会ナガサキ）
・小中学生全員で千羽鶴作成（10000羽、広島・長崎へ持っていく）
・非核平和事業補助（原水爆禁止運動推進団体への助成、小中学生映画会、平和の火リレー等、憲法普及協議会へ、沖縄平和音楽祭実行委員会）
・小中学生の平和標語コンクール
・平和基金への募金活動
・平和施策懇談会（朗読劇・映画会・ミニコンサート、市民会議月二回）
・市民団体への協力（各住民協議会、各団体への補助、音楽会、戦争展、6月平和月間に市民の企画に賛同する、約11団体）
・市民団体への委託（平和推進協議会、平和を求める町民の会、・・・など、市民の実行委員会に委託し市の担当部局が事務局、約50自治体）
・平和行進隊への市長メッセージの委託（多数あり）
・平和リレーマラソン
・平和祈念スポーツ大会
・平和の市民団体・文化団体との共催事業（映画・演劇・スポーツ・ミュージカル）
・平和のTシャツづくり
・高校生とともに考える会
・官民共催と並行したNGOブース、NGO自主企画

14. 被爆者支援

・見舞金等の支給
・バス代助成
・被爆者団体への育成補助
・被爆者の子供医療費の一部助成
・栄養食品の支給
・宿泊保険事業の実施

資料48　核兵器関連年表

1945年7月16日	米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）
8月6日	広島に原爆投下
8月9日	長崎に原爆投下
1949年8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年10月3日	英国が最初の核実験
11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆
1955年7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
1957年8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
1957年10月4日	ソ連、世界初の人工衛星（スプートニク1号）打ち上げ
1959年6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
1960年2月13日	フランスが最初の核実験
1962年10月	キューバ危機
1963年8月5日	部分的核実験禁止条約採択
1964年10月16日	中国が最初の核実験
1967年1月27日	宇宙条約署名
2月14日	ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1968年7月1日	核不拡散条約（NPT）署名
1971年2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年4月10日	生物兵器禁止条約（BWC）署名
5月26日	米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT）I 諸条約署名
5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約（ABM条約）に署名
1974年5月18日	インドが地下核実験
7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名
1978年5月23日～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
6月18日	米ソ、SALTⅡ条約署名
1980年3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年6月7日～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1985年8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年4月28日	チェルノブイリ原発事故
1987年12月8日	米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名
1989年11月9日	ベルリンの壁崩壊
12月2日	米ソ首脳会議（マルタ）、冷戦終結宣言
1990年10月3日	東西ドイツ統一
1991年1月17日	多国籍軍、イラクへの攻撃開始、湾岸戦争
7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約（STARTⅠ）署名
12月17日	ソ連崩壊
1992年1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
1993年1月3日	米ロ、STARTⅡ条約署名
1月13日	化学兵器禁止条約（CWC）署名
1994年7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム（ARF）開催
9月22日	米、核兵器態勢見直し（NPR）発表
10月21日	米朝枠組み合意
1995年4月17日～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
5月11日	NPT無期限延長を決定
9月5日	フランス、核実験を再開
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
1996年4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日	核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
9月24日	包括的核実験禁止条約（CTBT）署名開始
1997年3月21日	米ロ、STARTⅢの枠組みに合意
5月15日	IAEAモデル議定書改正
7月2日	米国が初の未臨界核実験
9月26日	STARTⅡ条約議定書署名
9月26日	ABM関係協定署名
12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年4月6日	英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
5月11・13日	インドが地下核実験を実施
5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
6月9日	新アジェンダ声明
7月8日	英国が「戦略国防見直し」を発表
1999年7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年6月13日	南北朝鮮首脳会談

資料49　2001年版に掲載されていない旧版の資料一覧

行の最後の数字は、98/99/2000年版の資料番号を示す。

<98年版>

●ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」(97年3月)(1)
●第52回国連総会におけるマレーシア決議(97年12月)(4)
●マレーシア決議案、国連総会での投票結果(97年12月)(5)
●未臨界実験米エネルギー省発表：第1回(97年7月)・第2回(97年9月)(6)
●『ニューヨーク・タイムズ』論説「爆弾の改良は不必要」(97年8月)(9)
●NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋(96年12月)(11)
●マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明(97年11月)(12)
●日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」(97年12月)(13)
●各国の将軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧(96年12月)(14)
●英国非核自治体連合のインド政府への要請文(98年3月)(20)

<99年版>

●第53回国連総会における新アジェンダ決議(98年12月)(5)
●第53回国連総会におけるマレーシア決議(98年12月)(6)
●第53回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(7)
●インド原子力省と国防研究開機関との共同声明と一問一答(98年5月)(9)
●未臨界核実験米エネルギー省発表　第3回(98年3月)、第4回(98年9月)(10)
●未臨界核実験に関する欧州議会決議(98年2月)(12)
●第53回国連総会での日本の軍縮方針演説(98年10月)(19)
●第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議(98年12月)(21)
●カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説(98年8月)(23)
●核兵器に関する世界の文民指導者の声明(98年2月)(25)
●「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター(98年8月)(26)

<2000年版>

●「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト(98年8月－99年7月)(4)
●第3回NPT再検討会議準備委員会における新アジェンダ声明(99年5月)(7)
●NPT再検討会議におけるP5声明(00年5月)(9)
●NPT再検討会議P5声明への新アジェンダの反論(00年5月)(10)
●NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論(00年5月)(11)
●NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説(00年4月)(12)
●NPT再検討会議についての河野洋平外務大臣談話(00年5月)(15)
●第54回国連総会における新アジェンダ決議(99年12月)(16)
●第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議(マレーシア決議)(99年12月)(17)
●第54回国連総会本会議での投票結果(98年12月)(19)
●CTBT発効に必要な44カ国の批准状況(00年5月)(21)
●モンゴルの非核地位に関する国連総会決議(98年12月)(31)
●日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会(00年3月)(32)
●海外配備された米核兵器・国別リスト(51年～77年)(34)
●「新アジェンダ決議」日本棄権の理由(98年11月、99年11月)(35)
●高知県港湾非核化に関する資料(97年12月～99年3月)(36)
●「アボリション2000」ミレニアム声明(99年12月)(41)
●米バーモント州決議関連資料(99年3月～4月)(42)
●「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市(97年3月)(43)
●核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト(00年5月)(44)
●広島市・長崎市の1999年平和演説(99年8月)(45)

核軍縮と非核自治体●2001

2001年7月30日発行

監修:梅林 宏道／前田 哲男

執筆:有田 えり子／梅林 宏道／川崎 哲／君島 東彦／教蓮 孝匡／黒埼 輝／
高原 高生／田巻 一彦／土山 秀夫／津留 佐和子／豊島 耕一／
内藤 雅義／藤田 明史／前田 哲男／森口 貢／山口 響／湯浅 一郎

編集:梅林 宏道／津留 佐和子／秋山 祐子

製作:秋山 祐子

発行:NPO法人 ピースデポ

〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリューネ102号
Tel:045-563-5101 Fax:045-563-9907 、E-mail:office@peacedepot.org
Web:http://www.peacedepot.org/

頒価:1500円

郵便振替:00250-1-41182 **加入者名**:「特定非営利活動法人ピースデポ」
横浜銀行 日吉支店(普)1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」